官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○地方税法施行規則の一部を改正する省令（総務八九）　一
〔その他告示〕
○移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部を改正する告示（国家公安委・総務・文部科学・国土交通一）　五
○自動車の装置の型式を指定した件（国土交通八五四～九八五）　五
○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第六条の二の規定に基づく国土交通大臣が定める要件並びに移動等円滑化取組計画書、移動等円滑化取組報告書及び移動等円滑化実績等報告書の様式を定める告示の一部を改正する告示（同九八六）　三
〔官庁報告〕
国家試験
介護福祉士国家試験の施行（厚生労働省）　三
介護福祉士試験委員の公告（同）　三
〔公　告〕
諸事項
官庁
旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知関係　八〇
裁判所
破産、免責、再生関係　一〇九
特殊法人等
全国市町村職員共済組合連合会、内閣共済組合定款の一部変更、令和七年度共済組合の決算（内閣・法務省・刑務）、独立行政法人都市再生機構、公文書等の管理に関する株式会社日本政策金融公庫公示、税理士証票無効・登録者・登録抹消、令和七年度日本放送協会貸借対照表及び損益計算書、日本弁護士連合会懲戒処分関係　一二八
地方公共団体
行旅死亡人、押収物還付関係　一三三
会社その他
会社決算公告

省令

○**総務省令第八十九号**

地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第八十三号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月二十一日

総務大臣　林　芳正

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（政令第四十九条の十五第一項第六号の総務省令で定める者等） **第十条の七の三**　政令第四十九条の十五第一項第六号に規定する総務省令で定める者は、社会福祉法第六十八条の二及び第六十九条（それぞれ同法第七十四条の規定が適用される場合を含む。）の規定により都道府県知事に届出をした者で次に掲げる者とする。 ［一～四　略］ 五　学校法人 ［2～8　略］ 9　政令第四十九条の十五第二項第九号に規定する総務省令で定める者は、第一項第三号から第五号までに掲げる者（社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる放課後児童健全育成事業にあつては、第一項第三号に掲げる者に限る。）とする。 ［10～16　略］ （特定徴収金に係る納付書等の様式） **第三十八条**　納税義務者又は特別徴収義務者は、次の表の上欄に掲げる地方税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）第二条第五号に規定する森林環境税に係る徴収金をいう。）を第二十四条の四十三第一項第二号に規定する方法により納付し、又は納入する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる様式を添えて納付し、又は納入するものとする。 ［略］ 六　特定配当等に係る道府県民税（法附則第三十三条の二の二第一項、附則第三十三条の二の三第一項又は附則第三十五条の二の五第二項の規定の適用がある場合に限る。） ［略］ **附　則** （法附則第十二条の五第一項の認定又は評価） **第五条の二の三**　法附則第十二条の五第一項に規定する総務省令で定める認定又は評価は、低排出ガス車認定又は燃費評価実施要領第四条の二及び第四条の五の規定による評価とする。 （法附則第三十条第二項第二号の基準等） **第八条の三の四**　［略］ ［2～6　略］ 7　法附則第三十条第三項に規定する三輪以上のガソリン軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する同項に規定する三輪以上のガソリン軽自動車とする。 ［一・二　略］ 三　燃費評価実施要領第四条の二に規定する令和二年度燃費基準達成・向上達成レベルが百以上である軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。 ［8　略］	（政令第四十九条の十五第一項第六号の総務省令で定める者等） **第十条の七の三**　［同上］ ［一～四　同上］ ［新設］ ［2～8　同上］ 9　政令第四十九条の十五第二項第九号に規定する総務省令で定める者は、第一項第三号及び第四号に掲げる者（社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる放課後児童健全育成事業にあつては、第一項第三号に掲げる者に限る。）とする。 ［10～16　同上］ （特定徴収金に係る納付書等の様式） **第三十八条**　［同上］ ［同上］ 六　特定配当等に係る道府県民税（法附則第三十三条の二の二第一項又は附則第三十五条の二の五第二項の規定の適用がある場合に限る。） ［同上］ **附　則** （法附則第十二条の五第一項の認定又は評価） **第五条の二の三**　法附則第十二条の五第一項に規定する総務省令で定める認定又は評価は、低排出ガス車認定又は燃費評価実施要領第三条から第四条の三までの規定による評価とする。 （法附則第三十条第二項第二号の基準等） **第八条の三の四**　［同上］ ［2～6　同上］ 7　［同上］ ［一・二　同上］ 三　燃費評価実施要領第四条の二に規定する令和四年度燃費基準達成・向上達成レベルが百以上である軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。 ［8　同上］

（法附則第三十条の二第一項の認定又は評価）

第八条の四　法附則第三十条の二第一項に規定する総務省令で定める認定又は評価は、低排出ガス車認定又は燃費評価実施要領第四条の二及び第四条の五の規定による評価とする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）

第十三条の三　［略］

2　法附則第三十四条の二第二項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた土地等の譲渡は、同項に規定する土地等の譲渡の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類を法第四十五条の二第一項の規定による申告書に添付することにより証明がされた土地等の譲渡とする。

一　租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十五号までに係る土地等の譲渡（次号に掲げるものを除く。）　当該土地等の買取りをする同項第十三号若しくは第十四号の造成又は同項第十五号の建設を行うこれらの規定に規定する個人又は法人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。）から交付を受けた次に掲げる書類

イ　租税特別措置法施行規則第十三条の三第九項第一号イ、ロ及びニに掲げる書類

［ロ　略］

二　租税特別措置法第三十一条の二第二項第十四号に係る土地等の譲渡（同号の一団の宅地の造成を土地区画整理法による土地区画整理事業として行うこれらの規定に規定する個人又は法人に対するものに限る。）　当該土地等の買取りをする当該一団の宅地の造成を行う当該個人又は法人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。）から交付を受けた次に掲げる書類

イ　租税特別措置法施行規則第十三条の三第九項第二号イからハまで及びホに掲げる書類

［ロ　略］

三　租税特別措置法第三十一条の二第二項第十六号に係る土地等の譲渡　当該土地等の買取りをする同号の住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う同号に規定する個人又は法人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。）から交付を受けた次に掲げる書類

イ　租税特別措置法施行規則第十三条の三第九項第三号イ及びハに掲げる書類

［ロ　略］

［3～5　略］

6　政令附則第十七条の二第一項に規定する確定優良住宅地造成等事業（以下この項及び第十項において「確定優良住宅地造成等事業」という。）を行う個人又は法人が、当該確定優良住宅地造成等事業につき、同条第一項又は第三項に規定する市町村長の承認を受けようとする場合には、同条第一項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日（同条第三項の承認にあつては、同条第二項に規定する当初認定日の属する年の末日）の翌日から十五日を経過する日までに、第一号に掲げる事項を記載した申請書に第二号に掲げる書類を添付して、市町村長に提出しなければならない。

［一　略］

二　租税特別措置法施行規則第十三条の三第十一項第二号に掲げる書類

（法附則第三十条の二第一項の認定又は評価）

第八条の四　法附則第三十条の二第一項に規定する総務省令で定める認定又は評価は、低排出ガス車認定又は燃費評価実施要領第三条から第四条の三までの規定による評価とする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）

第十三条の三　［同上］

2　［同上］

一　［同上］

イ　租税特別措置法施行規則第十三条の三第八項第一号イ及びロに掲げる書類

［ロ　同上］

二　［同上］

イ　租税特別措置法施行規則第十三条の三第八項第二号イからハまでに掲げる書類

［ロ　同上］

三　［同上］

イ　租税特別措置法施行規則第十三条の三第八項第三号イ及びハに掲げる書類

［ロ　同上］

［3～5　同上］

6　［同上］

［一　同上］

二　租税特別措置法施行規則第十三条の三第十項第二号に掲げる書類

7　政令附則第十七条の二第一項第二号に規定する災害その他の総務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。

一　租税特別措置法施行規則第十三条の三第十二項第一号及び第二号に掲げる事情

［二　略］

8　法附則第三十四条の二第九項に規定する総務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第十三条の三第十三項に規定する書類とする。

［9～12　略］

（道府県民税配当割納入申告書等の特例）

第十八条　法附則第三十三条の二の二第二項、附則第三十三条の二の三第二項又は附則第三十五条の二の五第二項の規定の適用がある場合における第三条の十第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［表略］

（政令附則第十八条の六の四第二項又は第五項の明細書）

第二十条の二　政令附則第十八条の六の四第二項又は第五項に規定する総務省令で定める明細書は、租税特別措置法施行規則第十八条の十七第一項に掲げる項目を記載した特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算に関する明細書とする。

（特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除）

第二十条の三　法附則第三十五条の三の七第四項又は第十項において準用する法第四十五条の二第四項又は第三百十七条の二第四項の規定による申告書の様式は、第五号の四様式によるものとする。

2　前年中に生じた法附則第三十五条の三の七第二項又は第八項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額について、同条第一項又は第七項の規定により、その損失の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以降の年度分の法附則第三十五条の三の六第一項又は第四項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除を受けようとする道府県民税及び市町村民税の納税義務者は、法第四十五条の二第一項若しくは第三百十七条の二第一項の申告書又は法第四十五条の二第三項若しくは第三百十七条の二第三項の申告書（法附則第三十五条の三の七第四項又は第十項において準用する法第四十五条の二第四項又は第三百十七条の二第四項の規定による申告書を含む。）に、第五十六号様式による附属申告書を添付しなければならない。

3　前年前三年内の各年に生じた法附則第三十五条の三の七第二項又は第八項に規定する特定暗号資産の譲渡に係る損失の金額（同条第一項又は第七項の規定により前年前において控除されたものを除く。）について、これらの規定により、法附則第三十五条の三の六第一項又は第四項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除を受けようとする道府県民税及び市町村民税の納税義務者は、法第四十五条の二第一項若しくは第三百十七条の二第一項の申告書又は法第四十五条の二第三項若しくは第三百十七条の二第三項の申告書（法附則第三十五条の三の七第四項又は第十項において準用する法第四十五条の二第四項又は第三百十七条の二第四項の規定による申告書を含む。）に、第五十七号様式による附属申告書を添付しなければならない。

7　［同上］

一　租税特別措置法施行規則第十三条の三第十一項第一号及び第二号に掲げる事情

［二　同上］

8　法附則第三十四条の二第九項に規定する総務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第十三条の三第十二項に規定する書類とする。

［9～12　同上］

（道府県民税配当割納入申告書等の特例）

第十八条　法附則第三十三条の二の二第二項又は附則第三十五条の二の五第二項の規定の適用がある場合における第三条の十第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［表同上］

［新設］

［新設］

（政令附則第三十五条第四項に規定する総務省令で定める書類）

第二十六条　対象区域内軽自動車（法附則第五十四条第一項に規定する自動車等持出困難区域（次項及び第三項において「自動車等持出困難区域」という。）内の三輪以上の軽自動車をいう。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主。第一号イにおいて同じ。）が当該対象区域内軽自動車の主たる定置場所在の市町村の長に提出しなければならない政令附則第三十五条第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

［一・二　略］

三　対象区域内用途廃止等軽自動車が法附則第五十八条第一項第二号に掲げる軽自動車に該当する場合で、当該軽自動車の用途を廃止したときにあつては用途廃止軽自動車検査記録事項等証明書、当該軽自動車を引取業者に引き渡したときにあつては軽自動車検査記録事項等証明書であつて解体した軽自動車が対象区域内用途廃止等軽自動車に該当することとなつたことを証するもの（以下この号及び次号において「解体軽自動車検査記録事項等証明書」という。）及び当該軽自動車を引取業者に引き渡したことを証する書類（次号において「引取証明書」という。）、当該軽自動車を解体したときにあつては解体軽自動車検査記録事項等証明書及び当該軽自動車を解体したことを証する書類

［四　略］

2　対象区域内二輪自動車等（自動車等持出困難区域内の二輪自動車等（法附則第五十八条第二項に規定する二輪自動車等をいう。以下この項各号において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主。第一号イにおいて同じ。）が当該対象区域内二輪自動車等の主たる定置場所在の市町村の長に提出しなければならない政令附則第三十五条第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　次に掲げる事項を記載した書類

イ　法附則第五十八条第二項に規定する政令で定める二輪自動車等（以下この項において「対象区域内用途廃止等二輪自動車等」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号並びに当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の車両番号又は標識番号、車台番号及び主たる定置場（当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が原動機付自転車又は二輪の軽自動車であつた場合には、当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の車両番号又は標識番号及び主たる定置場）

［ロ～ヘ　略］

［二・三　略］

（政令附則第三十五条第四項に規定する総務省令で定める書類）

第二十六条　［同上］

［一・二　同上］

三　対象区域内用途廃止等軽自動車が法附則第五十八条第一項第二号に掲げる軽自動車に該当する場合で、当該軽自動車の用途を廃止したときにあつては用途廃止軽自動車検査記録事項等証明書、当該軽自動車を引取業者に引き渡したときにあつては軽自動車検査記録事項等証明書であつて解体した軽自動車が対象区域内用途廃止等軽自動車に該当することとなつたことを証するもの（以下この号及び次号において「解体軽自動車検査記録事項等証明書」という。）及び当該軽自動車を引取業者に引き渡したことを証する書類（次号において「引取証明書」という。）、当該軽自動車を解体したときにあつては軽自動車検査記録事項等証明書であつて解体した軽自動車が対象区域内用途廃止等軽自動車に該当することとなつたことを証するもの（以下この号及び次号において「解体軽自動車検査記録事項等証明書」という。）及び当該軽自動車を解体したことを証する書類

［四　同上］

2　［同上］

一　［同上］

イ　法附則第五十八条第二項に規定する政令で定める二輪自動車等（以下この項において「対象区域内用途廃止等二輪自動車等」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号並びに当該法附則第五十八条第二項に規定する政令で定める二輪自動車等（以下この項において「対象区域内用途廃止等二輪自動車等」という。）の車両番号又は標識番号、車台番号及び主たる定置場（当該法附則第五十八条第二項に規定する政令で定める二輪自動車等（以下この項において「対象区域内用途廃止等二輪自動車等」という。）が原動機付自転車又は二輪の軽自動車であつた場合には、当該法附則第五十八条第二項に規定する政令で定める二輪自動車等（以下この項において「対象区域内用途廃止等二輪自動車等」という。）の車両番号又は標識番号及び主たる定置場）

［ロ～ヘ　同上］

［二・三　同上］

３　対象区域内小型特殊自動車（自動車等持出困難区域内の小型特殊自動車をいう。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主。第一号イにおいて同じ。）が当該対象区域内小型特殊自動車の主たる定置場所在の市町村の長に提出しなければならない政令附則第三十五条第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　次に掲げる事項を記載した書類

イ　法附則第五十八条第三項に規定する政令で定める小型特殊自動車（以下この項において「対象区域内用途廃止等小型特殊自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号並びに当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の標識番号及び主たる定置場

［ロ～ヘ　略］

［二～四　略］

第三号様式別表裏面（第一条関係）

［様式　別紙二　挿入］

第五号の五様式（第二条関係）

［様式　別紙四　挿入］

第六号様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙六　挿入］

第六号様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式略］

［第６号様式記載要領　略］

第六号様式別表一（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第十条の二関係）

［様式略］

第六号様式別表一（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第十条の二関係）

［様式略］

第６号様式別表１記載要領

［１～８　略］

９　「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄は、法人税の申告書（別表１）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）（法人税の明細書（別表６(2)付表６）の「７の計」又は法人税の明細書（別表６(9)付表）の㊵若しくは㊺の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、租税特別措置法第42条の４第４項に規定する中小企業者等（政令附則第５条の２の３の通算子法人を含む。）に該当しない法人の法人税の明細書（別表６(10)付表１）の㉙又は㉞の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の５第２項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書（別表６(12)付表２）の⑲又は㉔の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）を記載し、括弧内には法人税の申告書（別表１）の「税額控除超過額相当額等の加算額」の欄の金額（法人税の明細書（別表６(2)付表６）の「７の計」又は法人税の明細書（別表６(9)付表）の㊵若しくは㊺の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、同法第42条の４第４項に規定する中小企業者等（政令附則第５条の２の３の通算子法人を含む。）に該当しない法人の法人税の明細書（別表６(10)付表１）の㉙又は㉞の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の５第２項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書（別表６(12)付表２）の⑲又は㉔の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

［10～12　略］

３　［同上］

［ロ～ヘ　同上］

［二～四　同上］

第三号様式別表裏面（第一条関係）

［様式　別紙一　挿入］

第五号の五様式（第二条関係）

［様式　別紙三　挿入］

第六号様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙五　挿入］

第六号様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式同上］

［第６号様式記載要領　同左］

第六号様式別表一（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第十条の二関係）

［様式同上］

第六号様式別表一（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第十条の二関係）

［様式同上］

第６号様式別表１記載要領

［１～８　同左］

９　「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄は、法人税の申告書（別表１）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）（法人税の明細書（別表６(2)付表６）の「７の計」又は法人税の明細書（別表６(9)付表）の㉜若しくは㊲の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、租税特別措置法第42条の４第４項に規定する中小企業者等（政令附則第５条の２の３の通算子法人を含む。）に該当しない法人の法人税の明細書（別表６(10)付表）の㉙又は㉞の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の５第３項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書（別表６(12)付表２）の⑲又は㉔の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）を記載し、括弧内には法人税の申告書（別表１）の「税額控除超過額相当額等の加算額」の欄の金額（法人税の明細書（別表６(2)付表６）の「７の計」又は法人税の明細書（別表６(9)付表）の㉜若しくは㊲の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、同法第42条の４第４項に規定する中小企業者等（政令附則第５条の２の３の通算子法人を含む。）に該当しない法人の法人税の明細書（別表６(10)付表）の㉙又は㉞の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の５第３項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書（別表６(12)付表２）の⑲又は㉔の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

［10～12　同左］

第六号様式別表四の四（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）
［様式　別紙八　挿入］
第六号様式別表五（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）
［様式　別紙十　挿入］
第六号様式別表五（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）
［様式略］
［第６号様式別表５記載要領　略］
第六号様式別表五の二の三（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　別紙十二　挿入］
第六号様式別表五の二の三（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式略］
第６号様式別表５の２の３記載要領
１　この計算書は、法第72条の21第１項第１号から第３号まで若しくは第２項、法第72条の22、法附則第９条第１項、第３項から第６項まで、第17項、第23項若しくは第25項、地方税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２号）附則第６条第２項又は政令第20条の２の27の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。
［２～10　略］
第六号様式別表五の六の三（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）
［様式略］
第６号様式別表５の６の３記載要領
１　この明細書は、法第72条の２第１項第１号イ若しくは第３号イに掲げる法人又は同項第４号に掲げる事業を行う法人（令和８年４月１日以後に開始する事業年度にあっては、これらの法人が租税特別措置法第42条の12の５第４項第４号に規定する特定法人又は同条第２項に規定する中小企業者等に該当する場合に限る。）が、法附則第９条第12項若しくは第13項（これらの規定を同条第14項及び第15項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２号）第１条の規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和８年旧法」という。）附則第９条第13項若しくは第14項（これらの規定を同条第15項及び第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定による控除を受ける場合（令和４年４月１日から令和９年３月31日までの間に開始する各事業年度において法附則第９条第12項若しくは第13項又は令和８年旧法附則第９条第13項若しくは第14項の適用を受ける場合に限る。）に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。
［２・３　略］
４　「適用可否③」の欄は、次に掲げる場合（⑵は令和６年４月１日から令和８年３月31日までの間に開始する事業年度、⑸は令和７年４月１日以後に開始する事業年度に限る。）のいずれかに該当する場合に「可」と記載すること。
⑴　「期末現在の資本金の額又は出資金の額①」の欄の金額が10億円以上であり、かつ、「期末現在の常時使用する従業員の数②」の数が1,000人以上である場合で、政令附則第６条の２第４項又は地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和８年政令第83号）第１条の規定による改正前の政令（以下この記載要領において「令和８年旧政令」という。）附則第６条の２第４項に規定する事項を公表している場合（政令附則第６条の２第５項又は令和８年旧政令附則第６条の２第５項に規定する書類の写しの添付がある場合に該当する場合に限る。）

第六号様式別表四の四（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）
［様式　別紙七　挿入］
第六号様式別表五（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）
［様式　別紙九　挿入］
第六号様式別表五（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）
［様式同上］
［第６号様式別表５記載要領　同左］
第六号様式別表五の二の三（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　別紙十一　挿入］
第六号様式別表五の二の三（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式同上］
第６号様式別表５の２の３記載要領
１　この計算書は、法第72条の21第１項第１号から第３号まで若しくは第２項、法第72条の22、法附則第９条第１項、第４項から第７項まで、第18項、第24項若しくは第26項又は政令第20条の２の27の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。
［２～10　同左］
第六号様式別表五の六の三（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）
［様式同上］
第６号様式別表５の６の３記載要領
１　この明細書は、法第72条の２第１項第１号イ若しくは第３号イに掲げる法人又は同項第４号に掲げる事業を行う法人が、法附則第９条第13項又は第14項（これらの規定を同条第15項及び第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定による控除を受ける場合（令和４年４月１日から令和９年３月31日までの間に開始する各事業年度において同条第13項又は第14項の適用を受ける場合に限る。）に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。
［２・３　同左］
４　「適用可否③」の欄は、次に掲げる場合（⑵は令和６年４月１日以後に開始する事業年度、⑸は令和７年４月１日以後に開始する事業年度に限る。）のいずれかに該当する場合に「可」と記載すること。
⑴　「期末現在の資本金の額又は出資金の額①」の欄の金額が10億円以上であり、かつ、「期末現在の常時使用する従業員の数②」の数が1,000人以上である場合で、政令附則第６条の２第４項に規定する事項を公表している場合（同条第５項に規定する書類の写しの添付がある場合に該当する場合に限る。）

⑵　「期末現在の常時使用する従業員の数②」の数が2,000人を超える場合で、令和８年旧政令附則第６条の２第４項に規定する事項を公表している場合（同条第５項に規定する書類の写しの添付がある場合に該当する場合に限る。）

［⑶・⑷　略］

⑸　租税特別措置法第42条の12の５第２項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第12号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和８年旧措置法」という。）第42条の12の５第３項に規定する中小企業者等が法附則第９条第13項又は令和８年旧法附則第９条第14項の規定の適用を受ける場合

５　「前事業年度㉑」の月数が６月に満たない場合であって、当該月数が適用年度（租税特別措置法第42条の12の５第４項第５号又は令和８年旧措置法第42条の12の５第５項第４号に規定する適用年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。

⑴　「国内雇用者に対する給与等の支給額㉒」から「㉓のうち雇用安定助成金額㉔」までの各欄　租税特別措置法施行令第27条の12の５第８項第２号イ又は租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和８年政令第98号）による改正前の租税特別措置法施行令（以下この記載要領において「令和８年旧措置法施行令」という。）第27条の12の５第18項第２号イに規定する前一年事業年度（同号イの前事業年度を除く。）の損金の額に算入される給与等（租税特別措置法第42条の12の５第４項第３号又は令和８年旧措置法第42条の12の５第５項第３号に規定する給与等をいう。以下この記載要領において同じ。）の支給額、その給与等に充てるため租税特別措置法第42条の12の５第４項第５号又は令和８年旧措置法第42条の12の５第１項第２号イに規定する他の者から支払を受ける金額又は租税特別措置法第42条の12の５第４項第７号イ又は令和８年旧措置法第42条の12の５第５項第６号イに規定する雇用安定助成金額を、各欄の上段にそれぞれ外書として記載すること。

［⑵～⑷　略］

６　租税特別措置法施行令第27条の12の５第９項若しくは第11項の規定又は令和８年旧措置法施行令第27条の12の５第19項若しくは第20項の規定によりみなされた同条第12項若しくは第14項の規定の適用を受ける場合における「比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　「比較雇用者給与等支給額㉖」の欄　租税特別措置法第42条の12の５第４項第９号又は令和８年旧措置法第42条の12の５第５項第11号に規定する比較雇用者給与等支給額を記載すること。

⑵　「調整比較雇用者給与等支給額㉗」の欄　租税特別措置法施行令第27条の12の５第15項（第２号に係る部分に限る。）又は令和８年旧措置法施行令第27条の12の５第21項（第２号に係る部分に限る。）の規定により計算した租税特別措置法第42条の12の５第４項第７号ロ又は令和８年旧措置法第42条の12の５第５項第６号ロに掲げる金額を記載すること。

７　「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄は、法附則第９条第12項又は令和８年旧法附則第９条第13項の規定の適用を受ける場合に記載すること。この場合において、当該各欄の記載に当たっては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによること。

［⑴・⑵　略］

⑵　「期末現在の常時使用する従業員の数②」の数が2,000人を超える場合で、政令附則第６条の２第４項に規定する事項を公表している場合（同条第５項に規定する書類の写しの添付がある場合に該当する場合に限る。）

［⑶・⑷　同左］

⑸　租税特別措置法第42条の12の５第３項に規定する中小企業者等が法附則第９条第14項の規定の適用を受ける場合

５　「前事業年度㉑」の月数が６月に満たない場合であって、当該月数が適用年度（租税特別措置法第42条の12の５第５項第４号に規定する適用年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。

⑴　「国内雇用者に対する給与等の支給額㉒」から「㉓のうち雇用安定助成金額㉔」までの各欄　租税特別措置法施行令第27条の12の５第18項第２号イに規定する前一年事業年度（同号イの前事業年度を除く。）の損金の額に算入される給与等（租税特別措置法第42条の12の５第５項第３号に規定する給与等をいう。以下この記載要領において同じ。）の支給額、その給与等に充てるため租税特別措置法第42条の12の５第１項第２号イに規定する他の者から支払を受ける金額又は同条第５項第６号イに規定する雇用安定助成金額を、各欄の上段にそれぞれ外書として記載すること。

［⑵～⑷　同左］

６　租税特別措置法施行令第27条の12の５第19項又は第20項の規定によりみなされた同条第12項又は第14項の規定の適用を受ける場合における「比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　「比較雇用者給与等支給額㉖」の欄　租税特別措置法第42条の12の５第５項第11号に規定する比較雇用者給与等支給額を記載すること。

⑵　「調整比較雇用者給与等支給額㉗」の欄　租税特別措置法施行令第27条の12の５第21項（第２号に係る部分に限る。）の規定により計算した租税特別措置法第42条の12の５第５項第６号ロに掲げる金額を記載すること。

７　「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄は、法附則第９条第13項の規定の適用を受ける場合に記載すること。この場合において、当該各欄の記載に当たっては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによること。

［⑴・⑵　同左］

⑶　「事業年度等㉘」の「前事業年度２」の月数が当該適用年度の月数を超える場合　「事業年度等㉘」から「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額㉞」までの「前一年事業年度特定期間３」の各欄は記載せず、「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額㉞」の「前事業年度２」の欄には「差引㉜」の「前事業年度２」の欄の金額のうち租税特別措置法施行令第27条の12の５第５項第２号ロ又は令和８年旧措置法施行令第27条の12の５第７項第２号ロに規定する前事業年度特定期間に対応する金額を記載すること。

８　「継続雇用者に対する給与等の支給額㉙」の欄は、損金の額に算入される租税特別措置法第42条の12の５第４項第５号又は令和８年旧措置法第42条の12の５第５項第４号に規定する継続雇用者に対する給与等の支給額を記載すること。

［９～12　略］

第六号様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙十四　挿入］

［第６号様式別表６記載要領　略］

第六号様式別表七（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙十六　挿入］

［第６号様式別表７記載要領　略］

第六号の二様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・紫色）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙十八　挿入］

第六号の二様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・紫色）（第三条・第十条の二関係）

［様式略］

［第６号の２様式記載要領　略］

第十二号の十様式（第三条の十二関係）

［様式略］

備考

この申告書の記載の要領は、次によること。

１　この申告書は、「源泉徴収選択口座の場合」と「非課税口座等において契約不履行等事由が生じた場合」とで別に作成すること。

２　「令和□□年分」欄には、株式等譲渡所得割が課される株式等譲渡所得金額の生じた年を記載すること。ただし、地方税法施行令第９条の20第１項の規定の適用を受ける場合又は非課税口座等において契約不履行等事由が生じた場合には、「中途」を○で囲み、「□□月分」欄には、同項各号に掲げる事実又は契約不履行等事由の生じた日の属する月を記載すること。

［３～10　略］

第十二号の十一様式（第三条の十二関係）

［様式略］

備考

［１・２　略］

３　非課税口座等において契約不履行等事由が生じた場合であってこの計算書を使用する場合には、「摘要」欄に「非課税口座分」と記載すること。

⑶　「事業年度等㉘」の「前事業年度２」の月数が当該適用年度の月数を超える場合　「事業年度等㉘」から「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額㉞」までの「前一年事業年度特定期間３」の各欄は記載せず、「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額㉞」の「前事業年度２」の欄には「差引㉜」の「前事業年度２」の欄の金額のうち租税特別措置法施行令第27条の12の５第７項第２号ロに規定する前事業年度特定期間に対応する金額を記載すること。

８　「継続雇用者に対する給与等の支給額㉙」の欄は、損金の額に算入される租税特別措置法第42条の12の５第５項第４号に規定する継続雇用者に対する給与等の支給額を記載すること。

［９～12　同左］

第六号様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙十三　挿入］

［第６号様式別表６記載要領　同左］

第六号様式別表七（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙十五　挿入］

［第６号様式別表７記載要領　同左］

第六号の二様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・紫色）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙十七　挿入］

第六号の二様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・紫色）（第三条・第十条の二関係）

［様式同上］

［第６号の２様式記載要領　同左］

第十二号の十様式（第三条の十二関係）

［様式同上］

備考

この申告書の記載の要領は、次によること。

１　この申告書は、「源泉徴収選択口座の場合」と「未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合」とで別に作成すること。

２　「令和□□年分」欄には、株式等譲渡所得割が課される株式等譲渡所得金額の生じた年を記載すること。ただし、地方税法施行令第９条の20第１項の規定の適用を受ける場合又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合には、「中途」を○で囲み、「□□月分」欄には、同項各号に掲げる事実又は契約不履行等事由の生じた日の属する月を記載すること。

［３～10　同左］

第十二号の十一様式

［様式同上］

備考

［１・２　同左］

３　「未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合」にこの計算書を使用する場合には、「摘要」欄に「未成年者口座分」と記載すること。

第十二号の十三様式（附則第十八条関係）

［様式　別紙二十　挿入］

第十二号の十四様式（附則第十八条関係）

［様式　別紙二十一　挿入］

第十二号の十五様式（附則第十八条関係）

［様式　別紙二十四　挿入］

第十二号の十五の二様式（第二十八条関係）

［様式　別紙二十六　挿入］

第十六号様式別表一（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の五関係）

［様式略］

第十六号様式別表一（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の五関係）

［様式略］

第16号様式別表１記載要領

［１～３　略］

４　「売渡し又は消費等の数量」の欄は、紙巻たばこ及び法第74条の４第２項ただし書に規定する葉巻たばこについては本数を、紙巻たばこ以外の製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）については重量（加熱式たばこの場合には、法附則第12条の２に規定する加熱式たばこの重量とする。）を記載すること。

この場合において、重量について0.1グラム未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

５　製造たばこの区分ごとの小計（法第74条の４第２項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）にあっては、区分ごとの重量の小計を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下１位まで算出したもの）とし、加熱式たばこにあっては、法附則第12条の２の規定により換算した紙巻たばこの本数の合計数とする。）及びその合計を末尾の欄に記載すること。

第十六号様式別表二（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の五関係）

［様式略］

第十六号様式別表二（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の五関係）

［様式略］

第16号様式別表２記載要領

［１～３　略］

４　「売渡し又は消費等の合計数量」とは、紙巻たばこ及び法第74条の４第２項ただし書に規定する葉巻たばこの本数、同項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下１位まで算出したもの）及び加熱式たばこを法附則第12条の２の規定により換算した紙巻たばこの本数の合計数の合計数量をいうものであること。

［５　略］

第十二号の十三様式（附則第十八条関係）

［様式　別紙十九　挿入］

第十二号の十四様式

［様式　別紙二十一　挿入］

第十二号の十五様式（附則第十八条関係）

［様式　別紙二十三　挿入］

第十二号の十五の二様式（第二十八条関係）

［様式　別紙二十五　挿入］

第十六号様式別表一（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の五関係）

［様式同上］

第十六号様式別表一（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の五関係）

［様式同上］

第16号様式別表１記載要領

［１～３　同左］

４　「売渡し又は消費等の数量」の欄は、紙巻たばこ及び法第74条の４第２項ただし書に規定する葉巻たばこについては本数を、紙巻たばこ以外の製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）については重量（加熱式たばこの場合には、同条第３項第１号及び法附則第12条の２に規定する加熱式たばこの重量とする。）を記載すること。

この場合において、重量について0.1グラム未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

５　製造たばこの区分ごとの小計（法第74条の４第２項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）にあっては、区分ごとの重量の小計を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下１位まで算出したもの）とし、加熱式たばこにあっては、同条第３項の規定により換算した紙巻たばこの本数の合計数とする。）及びその合計を末尾の欄に記載すること。

第十六号様式別表二（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の五関係）

［様式同上］

第十六号様式別表二（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の五関係）

［様式同上］

第16号様式別表２記載要領

［１～３　同左］

４　「売渡し又は消費等の合計数量」とは、紙巻たばこ及び法第74条の４第２項ただし書に規定する葉巻たばこの本数、同項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下１位まで算出したもの）及び加熱式たばこを同条第３項及び法附則第12条の２の規定により換算した紙巻たばこの本数の合計数の合計数量をいうものであること。

［５　同左］

第十六号の二様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の五・第八条の七関係）
［様式略］
第十六号の二様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の五・第八条の七関係）
［様式略］
第16号の２様式記載要領
［１～３　略］
４　「数量」とは、紙巻たばこ及び法第74条の４第２項ただし書に規定する葉巻たばこの本数、同項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下１位まで算出したもの）及び加熱式たばこを法附則第12条の２の規定により換算した紙巻たばこの本数の合計数の合計数量をいうものであること。

［５～９　略］
第十六号の二様式別表一（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の五・第八条の七関係）
［様式略］
第十六号の二様式別表一（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の五・第八条の七関係）
［様式略］
第16号の２様式別表１記載要領
［１～３　略］
４　「数量」とは、紙巻たばこ及び法第74条の４第２項ただし書に規定する葉巻たばこの本数、同項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下１位まで算出したもの）及び加熱式たばこを法附則第12条の２の規定により換算した紙巻たばこの本数の合計数の合計数量をいうものであること。

第十六号の二様式別表二（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の五・第八条の七関係）
［様式略］
第十六号の二様式別表二（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の五・第八条の七関係）
［様式略］
第16号の２様式別表２記載要領
［１～３　略］
４　「数量」とは、紙巻たばこ及び法第74条の４第２項ただし書に規定する葉巻たばこの本数、同項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下１位まで算出したもの）及び加熱式たばこを法附則第12条の２の規定により換算した紙巻たばこの本数の合計数の合計数量をいうものであること。

［５　略］
第十六号の二様式別表三（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の五・第八条の七関係）
［様式略］
第十六号の二様式別表三（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の五・第八条の七関係）
［様式略］

第十六号の二様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の五・第八条の七関係）
［様式同上］
第十六号の二様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の五・第八条の七関係）
［様式同上］
第16号の２様式記載要領
［１～３　同左］
４　「数量」とは、紙巻たばこ及び法第74条の４第２項ただし書に規定する葉巻たばこの本数、同項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下１位まで算出したもの）及び加熱式たばこを同条第３項及び法附則第12条の２の規定により換算した紙巻たばこの本数の合計数の合計数量をいうものであること。
［５～９　同左］
第十六号の二様式別表一（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の五・第八条の七関係）
［様式同上］
第十六号の二様式別表一（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の五・第八条の七関係）
［様式同上］
第16号の２様式別表１記載要領
［１～３　同左］
４　「数量」とは、紙巻たばこ及び法第74条の４第２項ただし書に規定する葉巻たばこの本数、同項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下１位まで算出したもの）及び加熱式たばこを同条第３項及び法附則第12条の２の規定により換算した紙巻たばこの本数の合計数の合計数量をいうものであること。

第十六号の二様式別表二（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の五・第八条の七関係）
［様式同上］
第十六号の二様式別表二（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の五・第八条の七関係）
［様式同上］
第16号の２様式別表２記載要領
［１～３　同左］
４　「数量」とは、紙巻たばこ及び法第74条の４第２項ただし書に規定する葉巻たばこの本数、同項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下１位まで算出したもの）及び加熱式たばこを同条第３項及び法附則第12条の２の規定により換算した紙巻たばこの本数の合計数の合計数量をいうものであること。

［５　同左］
第十六号の二様式別表三（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の五・第八条の七関係）
［様式同上］
第十六号の二様式別表三（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の五・第八条の七関係）
［様式同上］

第16号の２様式別表３記載要領

［１～３　略］

４　「数量」とは、紙巻たばこ及び法第74条の４第２項ただし書に規定する葉巻たばこの本数、同項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下１位まで算出したもの）及び加熱式たばこを法附則第12条の２の規定により換算した紙巻たばこの本数の合計数の合計数量をいうものであること。

第十六号の五様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の六・第八条の七・第八条の九・第十六条の二の五・第十六条の四関係）

［様式略］

第十六号の五様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の六・第八条の七・第八条の九関係）

［様式略］

第16号の５様式記載要領

［１～４　略］

５　「数量」の欄は、紙巻たばこ及び法第74条の４第２項ただし書に規定する葉巻たばこについては本数を、紙巻たばこ以外の製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）については重量（加熱式たばこの場合には、法附則第12条の２に規定する加熱式たばこの重量とする。）を記載すること。

　この場合において、重量について0.1グラム未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

６　製造たばこの区分ごとの小計（法第74条の４第２項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）にあっては、区分ごとの重量の小計を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下１位まで算出したもの）とし、加熱式たばこにあっては、法附則第12条の２の規定により換算した紙巻たばこの本数の合計数とする。）及びその合計を末尾の欄に記載すること。

［７　略］

第十七号様式別表（用紙日本産業規格Ａ５）（第十条関係）

［様式略］

第17号様式別表記載要領

［１～10　略］

11　「新生命保険料の金額」、「旧生命保険料の金額」、「介護医療保険料の金額」、「新個人年金保険料の金額」及び「旧個人年金保険料の金額」の欄には、その年中に支払った「生命保険料の控除額」の欄の金額に係る新生命保険料の金額、旧生命保険料の金額、介護医療保険料の金額、新個人年金保険料の金額又は旧個人年金保険料の金額をそれぞれ記載してください。23歳未満の扶養親族を有する者が新生命保険料を申告する場合は、「摘要」の欄に「租税特別措置法第41条の15の５第１項適用」と記載してください。

［12～21　略］

第16号の２様式別表３記載要領

［１～３　同左］

４　「数量」とは、紙巻たばこ及び法第74条の４第２項ただし書に規定する葉巻たばこの本数、同項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下１位まで算出したもの）及び加熱式たばこを同条第３項及び法附則第12条の２の規定により換算した紙巻たばこの本数の合計数の合計数量をいうものであること。

第十六号の五様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の六・第八条の七・第八条の九・第十六条の二の五・第十六条の四関係）

［様式同上］

第十六号の五様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の六・第八条の七・第八条の九関係）

［様式同上］

第16号の５様式記載要領

［１～４　同左］

５　「数量」の欄は、紙巻たばこ及び法第74条の４第２項ただし書に規定する葉巻たばこについては本数を、紙巻たばこ以外の製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）については重量（加熱式たばこの場合には、同条第３項第１号及び法附則第12条の２に規定する加熱式たばこの重量とする。）を記載すること。

　この場合において、重量について0.1グラム未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

６　製造たばこの区分ごとの小計（法第74条の４第２項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）にあっては、区分ごとの重量の小計を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下１位まで算出したもの）とし、加熱式たばこにあっては、同条第３項及び法附則第12条の２の規定により換算した紙巻たばこの本数の合計数とする。）及びその合計を末尾の欄に記載すること。

［７　同左］

第十七号様式別表（用紙日本産業規格Ａ５）（第十条関係）

［様式同上］

第17号様式別表記載要領

［１～10　同左］

11　「新生命保険料の金額」、「旧生命保険料の金額」、「介護医療保険料の金額」、「新個人年金保険料の金額」及び「旧個人年金保険料の金額」の欄には、その年中に支払った「生命保険料の控除額」の欄の金額に係る新生命保険料の金額、旧生命保険料の金額、介護医療保険料の金額、新個人年金保険料の金額又は旧個人年金保険料の金額をそれぞれ記載してください。

［12～21　同左］

第二十号様式別表一（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）

［様式略］

第二十号様式別表一（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）

［様式略］

第20号様式別表１記載要領

［１～８　略］

９　「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄は、法人税の申告書（別表１）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）（法人税の明細書（別表６(2)付表６）の「７の計」又は法人税の明細書（別表６(9)付表）の㊵若しくは㊺の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、租税特別措置法第42条の４第４項に規定する中小企業者等（政令附則第５条の２の３の通算子法人を含む。）に該当しない法人の法人税の明細書（別表６(10)付表１）の㉙又は㉞の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の５第２項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書（別表６(12)付表２）の⑲又は㉔の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）を記載し、括弧内には法人税の申告書（別表１）の「税額控除超過額相当額等の加算額」の欄の金額（法人税の明細書（別表６(2)付表６）の「７の計」又は法人税の明細書（別表６(9)付表）の㊵若しくは㊺の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、同法第42条の４第４項に規定する中小企業者等（政令附則第５条の２の３の通算子法人を含む。）に該当しない法人の法人税の明細書（別表６(10)付表１）の㉙又は㉞の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の５第２項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書（別表６(12)付表２）の⑲又は㉔の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

［10～12　略］

第二十号の二様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・紫色）（第十条関係）

［様式　別紙二十六　挿入］

第二十号の二様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・紫色）（第十条関係）

［様式略］

［第20号の２様式記載要領　略］

第四十四号様式別表三（用紙日本産業規格Ａ４）（第二十四条の二十九関係）

［様式略］

第44号様式別表３記載要領

［１～４　略］

５　㋐の欄は、期末又は廃止の日現在における課税標準の特例に係る床面積（㋑の控除割合による控除前の床面積を１平方メートルの100分の１未満を切り捨てて記載すること。）を該当項目ごとにそれぞれ記載すること。

なお、法第701条の41第１項及び第２項並びに附則第33条第１項から第５項までの規定のうち２以上の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用を受ける㋒の欄の「控除床面積」を控除した後の床面積を記載すること。

［６　略］

第二十号様式別表一（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）

［様式同上］

第二十号様式別表一（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）

［様式同上］

第20号様式別表１記載要領

［１～８　同左］

９　「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄は、法人税の申告書（別表１）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）（法人税の明細書（別表６(2)付表６）の「７の計」又は法人税の明細書（別表６(9)付表）の㉜若しくは㊲の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、租税特別措置法第42条の４第４項に規定する中小企業者等（政令附則第５条の２の３の通算子法人を含む。）に該当しない法人の法人税の明細書（別表６(10)付表）の㉙又は㉞の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の５第３項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書（別表６(12)付表２）の⑲又は㉔の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）を記載し、括弧内には法人税の申告書（別表１）の「税額控除超過額相当額等の加算額」の欄の金額（法人税の明細書（別表６(2)付表６）の「７の計」又は法人税の明細書（別表６(9)付表）の㉜若しくは㊲の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、同法第42条の４第４項に規定する中小企業者等（政令附則第５条の２の３の通算子法人を含む。）に該当しない法人の法人税の明細書（別表６(10)付表）の㉙又は㉞の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の５第３項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書（別表６(12)付表２）の⑲又は㉔の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

［10～12　同左］

第二十号の二様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・紫色）（第十条関係）

［様式　別紙二十七　挿入］

第二十号の二様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・紫色）（第十条関係）

［様式同上］

［第20号の２様式記載要領　同左］

第四十四号様式別表三（用紙日本産業規格Ａ４）（第二十四条の二十九関係）

［様式同上］

第44号様式別表３記載要領

［１～４　同左］

５　㋐の欄は、期末又は廃止の日現在における課税標準の特例に係る床面積（㋑の控除割合による控除前の床面積を１平方メートルの100分の１未満を切り捨てて記載すること。）を該当項目ごとにそれぞれ記載すること。

なお、法第701条の41第１項及び第２項並びに附則第33条第１項から第６項までの規定のうち２以上の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用を受ける㋒の欄の「控除床面積」を控除した後の床面積を記載すること。

［６　同左］

第五十六号様式（附則第二十条の三関係）

［様式　別紙二十九　挿入］

第五十七号様式（附則第二十条の三関係）

［様式　別紙三十　挿入］

備考　表中及び表中に挿入される別紙の［　］の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第五十六号様式及び第五十七号様式　削除

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第十六号様式別表一記載要領４及び５、同様式別表二記載要領４、第十六号の二様式記載要領４、同様式別表一記載要領４、同様式別表二記載要領４、同様式別表三記載要領４並びに第十六号の五様式記載要領５及び６の改正規定並びに附則第四条及び第七条の規定　令和八年十月一日

二　第三十八条、附則第十八条、第三号様式別表裏面、第五号の五様式、第六号様式、同様式別表五、第十二号の十様式備考１及び２、第十二号の十一様式、第十二号の十三様式、第十二号の十四様式、第十二号の十五様式、第十二号の十五の二様式並びに第十七号様式別表記載要領11の改正規定並びに次条の規定　令和九年一月一日

三　附則第十三条の三の改正規定　令和十年一月一日

四　附則第二十条の次に二条を加える改正規定並びに第五十六号様式及び第五十七号様式の改正規定　金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日の属する年の翌々年の一月一日

（道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条　この省令による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第十二号の十様式及び第十二号の十一様式は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）第一条による改正後の地方税法（以下この条において「新法」という。）第七十一条の五十一第二項の規定により添付する同項に規定する納入申告書について適用し、同日前に地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）第一条による改正前の地方税法（第三項において「旧法」という。）第七十一条の五十一第二項の規定により添付した同項に規定する納入申告書については、なお従前の例による。

２　新法第七十一条の五十一第二項の規定によりこの省令による改正前の地方税法施行規則（第四項において「旧規則」という。）第十二号の十様式及び第十二号の十一様式による同項に規定する納入申告書を提出した場合には、当分の間、新規則第十二号の十様式及び第十二号の十一様式による同項に規定する納入申告書を提出したものとみなす。

３　新規則第十二号の十三様式から第十二号の十五の二様式までの様式は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に新法附則第三十三条の二の二第二項、附則第三十三条の二の三第二項又は附則第三十五条の二の五第二項の規定により読み替えられた新法第七十一条の三十一第二項の規定により添付する同項に規定する納入申告書について適用し、同日前に旧法附則第三十三条の二の二第二項又は附則第三十五条の二の五第二項の規定により読み替えられた旧法第七十一条の三十一第二項の規定により添付した同項に規定する納入申告書については、なお従前の例による。

４　新法附則第三十三条の二の二第二項、第三十三条の二の三第二項又は附則第三十五条の二の五第二項の規定により読み替えられた新法第七十一条の三十一第二項の規定により旧規則第十二号の十三様式から第十二号の十五の二様式までの様式による同項に規定する納入申告書を提出した場合には、当分の間、新規則第十二号の十三様式から第十二号の十五の二様式までの様式による同項に規定する納入申告書を提出したものとみなす。

５　新規則第十七号様式別表は、令和九年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、令和八年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第三条　新規則附則第五条の二の三の規定は、令和八年度以後の年度分の自動車税について適用する。

（道府県たばこ税に関する経過措置）

第四条　新規則第十六号様式別表一から第十六号の五様式までの様式は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に行われる地方税法第七十四条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（以下この条において「売渡し等」という。）に係る製造たばこに対して課すべき道府県たばこ税について適用し、同日前に行われた売渡し等に係る製造たばこに対して課した、又は課すべきであった道府県たばこ税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第五条　新規則第十条の七の三第一項第五号及び第九項の規定は、令和九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第六条　新規則附則第八条の三の四第七項（第三号に係る部分に限る。）及び第八条の四の規定は、令和八年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

（市町村たばこ税に関する経過措置）

第七条　新規則第十六号の五様式は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に行われる地方税法第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（以下この条において「売渡し等」という。）に係る製造たばこに対して課すべき市町村たばこ税について適用し、同日前に行われた売渡し等に係る製造たばこに対して課した、又は課すべきであった市町村たばこ税については、なお従前の例による。

◎税額の計算方法

総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③
課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
所得割額⑥＋均等割額⑦＋森林環境税額⑧＝特別徴収税額⑨
特別徴収税額⑨－控除不足額⑩＝差引納付額

（注）1　分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
2　「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。
3　「控除不足額⑩」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

◎税率
・均等割
市町村民税　　円　　道府県民税　　円
・所得割（総合課税分）
市町村民税　　％　　道府県民税　　％
・森林環境税　1,000円

◎所得控除

雑損控除	（実質損失額－総所得金額等の合計額×10％）又は（災害関連支出の金額－５万円）のうちいずれか高い方の金額
医療費控除	医療費の実質負担額－（10万円と総所得金額等の５％のいずれか低い金額）（限度額200万円） ※地方税法附則第４条の５の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－１万２千円（限度額８万８千円）

社会保険料控除等

		支払金額	控除額
生命保険料控除	新契約	12,000円以下のとき	全額
		12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2+6,000円
		32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4+14,000円
		56,000円超のとき	28,000円
	旧契約	15,000円以下のとき	全額
		15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2+7,500円
		40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4+17,500円
		70,000円超のとき	35,000円

一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円）
一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）

		支払金額	控除額
地震保険料控除	地震保険料	50,000円以下のとき	支払金額の1/2
		50,000円超のとき	25,000円
	旧長期損害保険料	5,000円以下のとき	全額
		5,000円超15,000円以下のとき	支払金額の1/2+2,500円
		15,000円超のとき	10,000円

地震保険料、旧長期損害保険料の両方がある場合は、限度額は25,000円

納税者本人の所合金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	
配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円
	老人	38万円	26万円	13万円

配偶者特別控除 所得金額	配偶者	控除額
38万円超85万円以下		33万円
85万円超90万円以下		32万円
90万円超95万円以下		31万円
95万円超100万円以下		26万円
100万円超105万円以下		21万円
105万円超110万円以下		16万円
110万円超115万円以下		11万円
115万円超120万円以下		6万円
120万円超123万円以下		3万円

		控除額
扶養控除	一般	33万円
	老人	38万円
	特定	45万円
	同居老親等	45万円

特定親族特別控除 所得金額	控除額
58万円超85万円以下	45万円
85万円超90万円以下	41万円
90万円超95万円以下	31万円
95万円超100万円以下	21万円
100万円超105万円以下	11万円
105万円超110万円以下	6万円
110万円超115万円以下	3万円

		控除額
障害者控除（特別障害者）（同居特別障害者）		26万円 30万円 53万円
寡婦控除		26万円
ひとり親控除		30万円
勤労学生控除		26万円

			控除額
基礎控除	納税者本人の所得金額	2,400万円以下	43万円
		2,400万円超2,450万円以下	29万円
		2,450万円超2,500万円以下	15万円

◎税額控除（調整控除）

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額
合計課税所得金額が200万円以下の者
次の①と②のいずれか小さい額の５％（道府県民税２％、市町村民税３％）に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額
合計課税所得金額が200万円超の者
①の金額から②の金額を控除した金額（５万円を下回る場合は５万円）の５％（道府県民税２％、市町村民税３％）に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類	金額	控除の種類		金額		
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
障害者控除	普通 1万円	配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
	特別 10万円		老人	10万円	6万円	3万円
	同居特別 22万円	扶養控除	一般	5万円	老人	10万円
寡婦控除	1万円		特定	18万円	同居老親等	13万円
ひとり親控除	父 1万円					
	母 5万円					
勤労学生控除	1万円					

◎税額控除（配当控除）

課税所得金額 種類	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市町村民税	道府県民税	市町村民税	道府県民税
利益の配当等	1.6％	1.2％	0.8％	0.6％
外貨建等以外の証券投資信託	0.8％	0.6％	0.4％	0.3％
外貨建等証券投資信託	0.4％	0.3％	0.2％	0.15％

◎税額控除（住宅借入金等特別税額控除）

前年分の所得税において平成21年から令和12年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等（居住年が平成28年から令和７年までの場合には、当該課税総所得金額等に所得税の基礎控除額から48万円を差し引いた額を加算した額）の100分の５に相当する金額を超える場合には、当該金額（97,500円を限度））に下欄の割合を乗じた金額
ただし、居住年が平成26年から令和３年まで（地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和４年まで）であって、特定取得、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む。）又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の５」を「100分の７」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額
① 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）
② 前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）

市町村民税	3/5	道府県民税	2/5

◎税額控除（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

区分	市町村民税	道府県民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

◎税額控除（寄附金税額控除）

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30％を超える場合には当該30％に相当する金額）が２千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は４％、市町村民税は６％に相当する金額
1　都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
2　住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
3　所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
4　特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
ただし、１のうち、特例控除の対象となる寄附金が２千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の道府県民税は５分の２、市町村民税は５分の３に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20％に相当する金額を超えるときは、その20％に相当する金額）

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895％
195万円超330万円以下	79.79％
330万円超695万円以下	69.58％
695万円超900万円以下	66.517％
900万円超1,800万円以下	56.307％
1,800万円超4,000万円以下	49.16％
4,000万円超	44.055％
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	90％
0円未満（課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合

備考　1　市町村は、この通知に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。
2　受給者番号は、給与支払報告書（個人別明細書）に記載された当該納税義務者の受給者番号を記載すること。
3　市町村は、変更となった理由を摘要欄に記載すること。
4　差引納付額欄は、特別徴収税額⑨から既納付額⑫を差し引いた額から控除不足額⑩又は既充当・既委託納付額①のいずれか大きい方の額を差し引くこと。
5　変更前税額⑬欄は、税額を変更する前の既に通知した額を記載すること。
6　地方自治法第252条の19第１項の市にあっては、裏面中「２％」とあるのは「１％」と、「３％」とあるのは「４％」と、「1.6％」とあるのは「2.24％」と、「0.8％」とあるのは「1.12％」と、「0.4％」とあるのは「0.56％」と、「1.2％」とあるのは「0.56％」と、「0.6％」とあるのは「0.28％」と、「0.3％」とあるのは「0.14％」と、「0.2％」とあるのは「0.28％」と、「0.15％」とあるのは「0.07％」と、「 市町村民税 3/5 道府県民税 2/5 」とあるのは「 市町村民税 4/5 道府県民税 1/5 」と、「４％」とあるのは「２％」と、「６％」とあるのは「８％」と、「５分の２」とあるのは「５分の１」と、「５分の３」とあるのは「５分の４」とする。

◎税額の計算方法

総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③
課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
所得割額⑥＋均等割額⑦＋森林環境税額⑧＝特別徴収税額⑨
特別徴収税額⑨－控除不足額⑩＝差引納付額

（注）1　分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
2　「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。
3　「控除不足額⑩」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

◎税率
・均等割
市町村民税　円　道府県民税　円
・所得割（総合課税分）
市町村民税　％　道府県民税　％
・森林環境税　1,000円

◎所得控除

雑損控除	（実質損失額－総所得金額等の合計額×10％）又は（災害関連支出の金額－５万円）のうちいずれか高い方の金額
医療費控除	医療費の実質負担額－（10万円と総所得金額等の５％のいずれか低い金額）（限度額200万円） ※地方税法附則第４条の５の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－１万２千円（限度額８万８千円）
社会保険料控除等	支払金額

生命保険料控除	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、各保険料あたり28,000円を上限とした控除額（支払金額に応じて算定）の合計額 （上限70,000円） ※旧契約の場合は各保険料あたり35,000円が上限 ※一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額 （上限28,000円）
地震保険料控除	支払金額の1/2を控除 （上限25,000円） ※旧契約の場合は 10,000円が上限

あなたの所合金額		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円
	老人	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	配偶者の合計金額	控除額		
	62万円超95万円以下	33万円	22万円	11万円
	95万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円
障害者控除（特別障害者）（同居特別障害者）		26万円 30万円 53万円		
寡婦控除		26万円		
ひとり親控除		30万円		
勤労学生控除		26万円		

扶養控除	一般	33万円
	老人	38万円
	特定	45万円
	同居老親等	45万円
特定親族特別控除	特定親族の所得金額	控除額
	62万円超95万円以下	45万円
	95万円超100万円以下	41万円
	100万円超105万円以下	31万円
	105万円超110万円以下	21万円
	110万円超115万円以下	11万円
	115万円超120万円以下	6万円
	120万円超123万円以下	3万円
基礎控除	あなたの所得金額	控除額
	2,400万円以下	43万円
	2,400万円超2,450万円以下	29万円
	2,450万円超2,500万円以下	15万円

◎税額控除（調整控除）

あなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額
（うち市町村民税が５分の３、道府県民税が５分の２）

(1) 合計課税所得金額が200万円以下の者
次の①と②のいずれか小さい額の５％に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額

(2) 合計課税所得金額が200万円超の者
（1）①の額－（合計課税所得金額－200万円）×５％
（ただし2,500円を下回る場合は、2,500円）

控除の種類		金額	控除の種類		金額		
					900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
基礎控除		5万円	配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
障害者控除	普通	1万円		老人	10万円	6万円	3万円
	特別	10万円	扶養控除	一般	5万円		
	同居特別	22万円		老人	10万円		
寡婦控除		1万円		特定	18万円		
ひとり親控除	父	1万円		同居老親等	13万円		
	母	5万円					
勤労学生控除		1万円					

◎税額控除（配当控除）

課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
種類	市町村民税	道府県民税	市町村民税	道府県民税
利益の配当等	1.6％	1.2％	0.8％	0.6％
外貨建等以外の証券投資信託	0.8％	0.6％	0.4％	0.3％
外貨建等証券投資信託	0.4％	0.3％	0.2％	0.15％

◎税額控除（住宅借入金等特別税額控除）

前年分の所得税において平成21年から令和12年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等（居住年が平成28年から令和７年までの場合には、当該課税総所得金額等に所得税の基礎控除額から48万円を差し引いた金額を加算した額）の100分の５に相当する金額を超える場合には、当該金額（97,500円を限度））に下欄の割合を乗じた金額
ただし、居住年が平成26年から令和３年まで（地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和４年まで）であって、特定取得、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む。）又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の５」を「100分の７」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額
①　前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）
②　前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）

市町村民税	3/5	道府県民税	2/5

◎税額控除（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

区分	市町村民税	道府県民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

◎税額控除（寄附金税額控除）

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30％を超える場合には当該30％に相当する金額）が２千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は４％、市町村民税は６％に相当する金額
1．都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
2．住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
3．所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
4．特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

ただし、１のうち、特例控除の対象となる寄附金が２千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の道府県民税は３分の２、市町村民税は５分の３に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20％に相当する金額を超えるときは、その20％に相当する金額）

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	90％
0円以上195万円以下	84.895％
195万円超330万円以下	79.79％
330万円超695万円以下	69.58％
695万円超900万円以下	66.517％
900万円超1,800万円以下	56.307％
1,800万円超4,000万円以下	49.16％
4,000万円超	44.055％

◎税額の計算方法
総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③
課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
所得割額⑥＋均等割額⑦＋森林環境税額⑧＝特別徴収税額⑨
特別徴収税額⑨－控除不足額⑩＝差引納付額
（注）1　分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
2　「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。
3　「控除不足額⑩」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。
◎税率
・均等割
市町村民税　円　道府県民税　円
・所得割（総合課税分）
市町村民税　％　道府県民税　％
・森林環境税　1,000円
◎所得控除
雑損控除：（実質損失額－総所得金額等の合計額×10％）又は（災害関連支出の金額－５万円）のうちいずれか高い方の金額
医療費控除：医療費の実質負担額－（10万円と総所得金額等の５％のいずれか低い金額）（限度額200万円）　※地方税法附則第４条の５の規定の適用を選択する場合　特定一般用医薬品等購入費－１万２千円（限度額８万８千円）
社会保険料控除等：支払金額
生命保険料控除：一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、各保険料あたり28,000円を上限とした控除額（支払金額に応じて算定）の合計額　（上限70,000円）　※旧契約の場合は各保険料あたり35,000円が上限　※一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額　（上限28,000円）
地震保険料控除：支払金額の1/2を控除　（上限25,000円）　※旧契約の場合は10,000円が上限
あなたの所得金額／900万円以下／900万円超950万円以下／950万円超1,000万円以下
配偶者控除　一般　33万円　22万円　11万円
　　老人　38万円　26万円　13万円
配偶者特別控除　配偶者の合計金額　控除額
　62万円超95万円以下　33万円　22万円　11万円
　95万円超100万円以下　33万円　22万円　11万円
　100万円超105万円以下　31万円　21万円　11万円
　105万円超110万円以下　26万円　18万円　9万円
　110万円超115万円以下　21万円　14万円　7万円
　115万円超120万円以下　16万円　11万円　6万円
　120万円超125万円以下　11万円　8万円　4万円
　125万円超130万円以下　6万円　4万円　2万円
　130万円超133万円以下　3万円　2万円　1万円
障害者控除（特別障害者）（同居特別障害者）：26万円／30万円／53万円
寡婦控除：26万円
ひとり親控除：30万円
勤労学生控除：26万円
扶養控除　一般　33万円
　老人　38万円
　特定　45万円
　同居老親等　45万円
特定親族特別控除　特定親族の所得金額　控除額
　62万円超95万円以下　45万円
　95万円超100万円以下　41万円
　100万円超105万円以下　31万円
　105万円超110万円以下　21万円
　110万円超115万円以下　11万円
　115万円超120万円以下　6万円
　120万円超123万円以下　3万円
基礎控除　あなたの所得金額　控除額
　2,400万円以下　43万円
　2,400万円超2,450万円以下　29万円
　2,450万円超2,500万円以下　15万円
◎税額控除（調整控除）
あなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額（うち市町村民税が５分の３、道府県民税が５分の２）
(1) 合計課税所得金額が200万円以下の者　次の①と②のいずれか小さい額の５％に相当する金額　①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額　②合計課税所得金額
(2) 合計課税所得金額が200万円超の者　（1）①の額－（合計課税所得金額－200万円）×５％　（ただし2,500円を下回る場合は、2,500円）
控除の種類／金額／控除の種類／金額（900万円以下／900万円超950万円以下／950万円超1,000万円以下）
基礎控除　5万円
障害者控除　普通　1万円
　特別　10万円
　同居特別　22万円
寡婦控除　1万円
ひとり親控除　父　1万円
　母　5万円
勤労学生控除　1万円
配偶者控除　一般　5万円／4万円／2万円
　老人　10万円／6万円／3万円
扶養控除　一般　5万円
　老人　10万円
　特定　18万円
　同居老親等　13万円
◎税額控除（配当控除）
課税所得金額の種類／1,000万円以下の部分（市町村民税／道府県民税）／1,000万円超の部分（市町村民税／道府県民税）
利益の配当等　1.6％　1.2％　0.8％　0.6％
外貨建等以外の証券投資信託　0.8％　0.6％　0.4％　0.3％
外貨建等証券投資信託　0.4％　0.3％　0.2％　0.15％
◎税額控除（住宅借入金等特別税額控除）
前年分の所得税において平成21年から令和12年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等（居住年が平成28年から令和７年までの場合には、当該課税総所得金額等に所得税の基礎控除額から48万円を差し引いた金額を加算した額）の100分の５に相当する金額を超える場合には、当該金額（97,500円を限度））に下欄の割合を乗じた金額　ただし、居住年が平成26年から令和３年まで（地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和４年まで）であって、特定取得、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む。）又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の５」を「100分の７」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額　①　前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）　②　前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）
市町村民税　3/5　道府県民税　2/5
◎税額控除（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）
区分／市町村民税／道府県民税
配当割又は株式等譲渡所得割　3/5　2/5
◎税額控除（寄附金税額控除）
前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30％を超える場合には当該30％に相当する金額）が２千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は４％、市町村民税は６％に相当する金額
1．都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
2．住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
3．所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
4．特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
ただし、１のうち、特例控除の対象となる寄附金が２千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の道府県民税は３分の２、市町村民税は５分の３に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20％に相当する金額を超えるときは、その20％に相当する金額）
課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額／割合
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）／90％
0円以上195万円以下／84.895％
195万円超330万円以下／79.79％
330万円超695万円以下／69.58％
695万円超900万円以下／66.517％
900万円超1,800万円以下／56.307％
1,800万円超4,000万円以下／49.16％
4,000万円超／44.055％

備考　1　市町村は、この通知に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。
2　受給者番号は、給与支払報告書（個人別明細書）に記載された当該納税義務者の受給者番号を記載すること。
3　市町村は、変更となった理由を摘要欄に記載すること。
4　差引納付額欄は、特別徴収税額⑨から既納付額⑫を差し引いた額から控除不足額⑩又は既充当・既委託納付額⑪のいずれか大きい方の額を差し引くこと。
5　変更前税額⑬欄は、税額を変更する前の既に通知した額を記載すること。
6　地方自治法第252条の19第１項の市にあっては、裏面中「２％」とあるのは「１％」と、「３％」とあるのは「４％」と、「1.6％」とあるのは「2.24％」と、「0.8％」とあるのは「1.12％」と、「0.4％」とあるのは「0.56％」と、「1.2％」とあるのは「0.56％」と、「0.6％」とあるのは「0.28％」と、「0.3％」とあるのは「0.14％」と、「0.2％」とあるのは「0.28％」と、「0.15％」とあるのは「0.07％」と、「市町村民税　3/5　道府県民税　2/5」とあるのは「市町村民税　4/5　道府県民税　1/5」と、「４％」とあるのは「２％」と、「６％」とあるのは「８％」と、「５分の２」とあるのは「５分の１」と、「５分の３」とあるのは「５分の４」とする。

令和　　年度分　市町村民税
道府県民税　給与所得者・公的年金等受給者用雑損控除・医療費控除申告書

市町村長　殿 令和　年　月 日 提出	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	個人番号	
	給与支払者又は公的年金等支払者の住所（居所）又は所在地	
	同上の氏名又は名称	

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

◎給与所得の収入金額　　円

◎公的年金等の収入金額　　円

雑損控除　あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族（前年中の市町村民税及び道府県民税の課税の対象となる各種所得の金額の合計額が58万円以下の者に限ります。）が前年中に災害や盗難・横領で損害を受けたときは、下の欄に必要な事項を書き入れてください。

損害の原因	損害を受けた年月日	損害を受けた資産の種類	損害の金額①	保険金などで補てんされる金額②	差引損失額①－②
	年月日		円	円	円
	年月日				
	年月日				
	年月日				
				計	

医療費控除　あなたが前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費を支払ったときは、下の欄に必要な事項を書き入れてください。

医療を受けた人の氏名	あなたとの続柄	支払った医療費③	保険金などで補てんされる金額④	差引負担額③－④
		円	円	円
			計	

切---取---線

令和　　年度分市町村民税・道府県民税の給与所得者・公的年金等受給者用雑損控除・医療費控除申告受付書

住所		受付日付印
氏名	殿	

第五号の五様式（第二条関係）［別紙四］

令和　　年度分　市町村民税 道府県民税　給与所得者・公的年金等受給者用雑損控除・医療費控除申告書

市町村長　殿 令和　年　月　日　提出	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	個人番号	
	給与支払者又は公的年金等支払者の住所（居所）又は所在地	
	同上の氏名又は名称	

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

◎給与所得の収入金額　　円

◎公的年金等の収入金額　　円

雑損控除　あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族（前年中の市町村民税及び道府県民税の課税の対象となる各種所得の金額の合計額が62万円以下の者に限ります。）が前年中に災害や盗難・横領で損害を受けたときは、下の欄に必要な事項を書き入れてください。

損害の原因	損害を受けた年月日	損害を受けた資産の種類	損害の金額 ①	保険金などで補てんされる金額 ②	差引損失額 ①－②
	年　月　日		円	円	円
	年　月　日				
	年　月　日				
	年　月　日				
				計	

医療費控除　あなたが前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費を支払ったときは、下の欄に必要な事項を書き入れてください。

医療を受けた人の氏名	あなたとの続柄	支払った医療費 ③	保険金などで補てんされる金額 ④	差引負担額 ③－④
		円	円	円
			計	

切---取---線

令和　　年度分市町村民税・道府県民税の給与所得者・公的年金等受給者用雑損控除・医療費控除申告受付書

住所		受付日付印
氏名	殿	

第六号様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）［別紙五］

※処理事項　発信年月日　通信日付印　確認　整理番号　事務所　区分　管理番号　申告区分

受付印　令和　年　月　日　殿

法人番号　この申告の基礎　法人税の令和　年　月　日の修申・更・決・再正告・正・定・更正による。　申告年月日　年　月　日

所在地（本店が支店等の場合は本店所在地と併記）　（電話　）

（ふりがな）代表者氏名　（ふりがな）経理責任者氏名

期末現在の資本金の額（解散日現在の額）　事業種目

期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額（解散日現在の額）　資本金の額が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの　非中小法人等

（ふりがな）法人名　法第72条の２第１項第１号ロ(1)又は(2)による加算後の額　期末現在の資本準備金の額の合算額

法人区分　イに掲げる法人　期末現在の資本金等の額

令和　年　月　日から令和　年　月　日までの事業年度分の道府県民税事業税特別法人事業税の申告書※

（事業税）

摘要		課税標準	税率(100)	税額
所得割	所得金額総額（㊽－㊿）又は別表5㊺	㉘		
	年400万円以下の金額	㉙		
	年400万円を超え年800万円以下の金額	㉚		
	年800万円を超える金額	㉛		
	計　㉙＋㉚＋㉛	㉜		
	軽減税率不適用法人の金額	㉝		
付加価値割	付加価値額総額	㉞		
	付加価値額	㉟		
資本割	資本金等の額総額	㊱		
	資本金等の額	㊲		
収入割	収入金額総額	㊳		
	収入金額	㊴		

合計事業税額（㉜＋㉟＋㊲＋㊴又は㉝＋㉟＋㊲＋㊴）	㊵		令和６年改正法附則第８条第２項の控除額	㊶	
事業税の特定寄附金税額控除額	㊷		仮装経理に基づく事業税額の控除額	㊸	
差引事業税額（㊵－㊶－㊷－㊸）	㊹		既に納付の確定した当期分の事業税額	㊺	
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	㊻		この申告により納付すべき事業税額（㊹－㊺－㊻）	㊼	
㊼の内訳　所得割	㊽		付加価値割	㊾	
資本割	㊿		収入割	(51)	
㊼のうち見込納付額	(52)		差引（㊼－(52)）	(53)	

（特別法人事業税）

摘要		課税標準	税率(100)	税額
所得割に係る特別法人事業税額	(54)			
収入割に係る特別法人事業税額	(55)			
合計特別法人事業税額（(54)＋(55)）	(56)			

仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額	(57)	差引特別法人事業税額（(56)－(57)）	(58)	
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額	(59)	租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	(60)	
この申告により納付すべき特別法人事業税額（(58)－(59)－(60)）	(61)	(61)のうち見込納付額	(62)	
差引（(61)－(62)）	(63)			

所得金額の計算の内訳

所得金額（法人税の明細書（別表４）の(34)）		(64)	
加算	損金の額に算入した所得税額及び復興特別所得税額	(65)	
	損金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	(66)	
減算	益金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	(67)	
	外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額	(68)	
仮計　(64)＋(65)＋(66)－(67)－(68)		(69)	
繰越欠損金額等若しくは災害損失欠損金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額		(70)	
法人税の所得金額（法人税の明細書（別表４）の(52)）		(71)	
法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額		(72)	
還付請求　中間納付額		(73)	

（道府県民税）

（使途秘匿金税額等）法人税法の規定によって計算した法人税額	①		
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②		
還付法人税額等の控除額	③		
退職年金等積立金に係る法人税額	④		
課税標準となる法人税額（①＋②－③＋④）	⑤		000
２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額	⑥		000
法人税割額（⑤又は⑥×100）	⑦		
道府県民税の特定寄附金税額控除額	⑧		
税額控除超過額相当額の加算額	⑨		
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	⑩		
外国の法人税等の額の控除額	⑪		
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑫		
差引法人税割額（⑦－⑧＋⑨－⑩－⑪－⑫）	⑬		00
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑭		00
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑮		
この申告により納付すべき法人税割額　⑬－⑭－⑮	⑯		00
均等割額　算定期間中において事務所等を有していた月数	⑰		月
円×⑰/12	⑱		00
既に納付の確定した当期分の均等割額	⑲		00
この申告により納付すべき均等割額　⑱－⑲	⑳		00
この申告により納付すべき道府県民税額　⑯＋⑳	㉑		00
㉑のうち見込納付額	㉒		
差引　㉑－㉒	㉓		
東京都の場合に申告する計算　特別区分の課税標準額	㉔		000
同上に対する税額　㉔×100	㉕		
市町村分の課税標準額	㉖		000
同上に対する税額　㉖×100	㉗		

法人税の期末現在の資本金等の額			
法人税の当期の確定税額			
決算確定の日		・　・	
解散の日		・　・	
残余財産の最後の分配又は引渡しの日		・　・	
申告期限の延長の処分(承認)の有無	事業税	有・無	法人税　有・無
法人税の申告書の種類		青色・その他	
この申告が中間申告の場合の計算期間		・　・ ・　・	
翌期の中間申告の要否	要・否	国外関連者の有無	有・無
還付を受けようとする金融機関及び支払方法		銀行　支店 口座番号（普通・当座）	

資本金の額（外貨）　資本準備金の額（外貨）　資本剰余金の額（外貨）　前事業年度の法人区分　イに掲げる法人

署　関与税理士名　（電話　）

第六号様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）［別紙六］

（道府県民税）

（事業税）

（特別法人事業税）

※処理事項

発信年月日 通信日付印	確認	整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分

受付印

令和　年　月　日　殿

法人番号	この申告の基礎	申告年月日
	法人税の令和　年　月　日の修申・更・決・再正告・正・定・更正による。	年　月　日

所在地（本店が支店等の場合は本店所在地と併記）（電話　）	（ふりがな）代表者氏名	（ふりがな）経理責任者氏名	
	期末現在の資本金の額（解散日現在の額）　兆　十億　百万　千　円	事業種目	
	期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額（解散日現在の額）　兆　十億　百万　千　円	資本金の額が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの	非中小法人等
（ふりがな）法人名	法第72条の２第１項第１号ロ(1)又は(2)による加算後の額　兆　十億　百万　千　円	期末現在の資本金等の額　兆　十億　百万　千　円	
	法人区分	イに掲げる法人	

令和　年　月　日から令和　年　月　日までの事業年度分の道府県民税事業税特別法人事業税の申告書※

摘要		課税標準	税率(100)	税額
所得割	所得金額総額（㊽－㊿）又は別表5㉟ ㉘	兆　十億　百万　千　円		
	年400万円以下の金額 ㉙	000		兆　十億　百万　千　円 00
	年400万円を超え年800万円以下の金額 ㉚	000		00
	年800万円を超える金額 ㉛	000		00
	計　㉙＋㉚＋㉛ ㉜	000		00
	軽減税率不適用法人の金額 ㉝	000		00
付加価値割	付加価値額総額 ㉞			
	付加価値額 ㉟	000		00
資本割	資本金等の額総額 ㊱			
	資本金等の額 ㊲	000		00
収入割	収入金額総額 ㊳			
	収入金額 ㊴	000		00

合計事業税額 ㉜＋㉟＋㊲＋㊴又は㉝＋㉟＋㊲＋㊴	㊵	00	令和６年改正法附則第８条第２項の控除額	㊶	00
事業税の特定寄附金税額控除額	㊷		仮装経理に基づく事業税額の控除額	㊸	
差引事業税額 ㊵－㊶－㊷－㊸	㊹	00	既に納付の確定した当期分の事業税額	㊺	00
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	㊻		この申告により納付すべき事業税額㊹－㊺－㊻	㊼	00
㊼の内訳 所得割	㊽	00	付加価値割	㊾	00
資本割	㊿	00	収入割	(51)	00
㊼のうち見込納付額	(52)		差引 ㊼－(52)	(53)	

摘要		課税標準	税率(100)	税額
所得割に係る特別法人事業税額	(54)	兆　十億　百万　千　円 00		兆　十億　百万　千　円 00
収入割に係る特別法人事業税額	(55)	00		00
合計特別法人事業税額（(54)＋(55)）	(56)			00
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額	(57)	兆　十億　百万　千　円	差引特別法人事業税額(56)－(57)	(58) 00
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額	(59)	00	租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	(60)
この申告により納付すべき特別法人事業税額 (58)－(59)－(60)	(61)	00	(61)のうち見込納付額	(62)
差引 (61)－(62)	(63)			

所得金額の計算の内訳			
所得金額（法人税の明細書（別表４）の(34)）		(64)	
加算	損金の額に算入した所得税額、復興特別所得税額及び防衛特別所得税額	(65)	
	損金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	(66)	
減算	益金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	(67)	
	外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額	(68)	
仮計　(64)＋(65)＋(66)－(67)－(68)		(69)	
繰越欠損金額等若しくは災害損失欠損金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額		(70)	
法人税の所得金額（法人税の明細書（別表４）の(52)）		(71)	
法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額		(72)	
還付請求	中間納付額	(73)	

（使途秘匿金税額等）法人税法の規定によって計算した法人税額	①	兆　十億　百万　千　円			
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②				
還付法人税額等の控除額	③				
退職年金等積立金に係る法人税額	④				
課税標準となる法人税額 ①＋②－③＋④	⑤				000
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額	⑥				000
法人税割額（⑤又は⑥×100）	⑦				
道府県民税の特定寄附金税額控除額	⑧				
税額控除超過額相当額の加算額	⑨				
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	⑩				
外国の法人税等の額の控除額	⑪				
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑫				
差引法人税割額 ⑦－⑧＋⑨－⑩－⑪－⑫	⑬				00
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑭				00
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑮				
この申告により納付すべき法人税割額 ⑬－⑭－⑮	⑯				00
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑰				月
均等割額 円×⑰/12	⑱	兆　十億　百万　千　円			00
均等割額 既に納付の確定した当期分の均等割額	⑲				00
均等割額 この申告により納付すべき均等割額 ⑱－⑲	⑳				00
この申告により納付すべき道府県民税額 ⑯＋⑳	㉑				00
㉑のうち見込納付額	㉒				
差引 ㉑－㉒	㉓				
東京都の場合の㉗の計算 特別区分の課税標準額	㉔				000
東京都の場合の㉗の計算 同上に対する税額 ㉔×100	㉕				
東京都の場合の㉗の計算 市町村分の課税標準額	㉖				000
東京都の場合の㉗の計算 同上に対する税額 ㉖×100	㉗				

法人税の期末現在の資本金等の額		兆　十億　百万　千　円			
法人税の当期の確定税額					
決算確定の日		・　・			
解散の日		・　・			
残余財産の最後の分配又は引渡しの日		・　・			
申告期限の延長の処分(承認)の有無	事業税	有・無	法人税	有・無	
法人税の申告書の種類	青色・その他				
この申告が中間申告の場合の計算期間	・　・ ・　・				
翌期の中間申告の要否	要・否	国外関連者の有無	有・無		
還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行　支店 口座番号（普通・当座）				

資本金の額（外貨）		資本準備金の額（外貨）		資本剰余金の額（外貨）		前事業年度の法人区分	イに掲げる法人

署
関与税理士名
（電話　）

当該法人との間に完全支配関係を有する特定法人等に関する明細書

法人名		法人番号													
		事業年度	令和	年	月	日から									
			令和	年	月	日まで									

１．当該法人の株式又は出資の全部を直接又は間接に保有する他の法人の明細

一連番号	法人の名称	所在地	法人番号	資本金の額又は出資金の額	資本金の額及び資本剰余金の額の合算額
		（外国法人の所在地国　　）		兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第1号ロ(1)に掲げる特定法人	法第72条の2第2項第2号に掲げる当該他の法人の事業年度　令和　年　月　日から　令和　年　月　日まで		外国通貨により表示した場合の金額	外国通貨により表示した場合の金額
		（外国法人の所在地国　　）		兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第1号ロ(1)に掲げる特定法人	法第72条の2第2項第2号に掲げる当該他の法人の事業年度　令和　年　月　日から　令和　年　月　日まで		外国通貨により表示した場合の金額	外国通貨により表示した場合の金額
		（外国法人の所在地国　　）		兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第1号ロ(1)に掲げる特定法人	法第72条の2第2項第2号に掲げる当該他の法人の事業年度　令和　年　月　日から　令和　年　月　日まで		外国通貨により表示した場合の金額	外国通貨により表示した場合の金額
		（外国法人の所在地国　　）		兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第1号ロ(1)に掲げる特定法人	法第72条の2第2項第2号に掲げる当該他の法人の事業年度　令和　年　月　日から　令和　年　月　日まで		外国通貨により表示した場合の金額	外国通貨により表示した場合の金額
		（外国法人の所在地国　　）		兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第1号ロ(1)に掲げる特定法人	法第72条の2第2項第2号に掲げる当該他の法人の事業年度　令和　年　月　日から　令和　年　月　日まで		外国通貨により表示した場合の金額	外国通貨により表示した場合の金額
		（外国法人の所在地国　　）		兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第1号ロ(1)に掲げる特定法人	法第72条の2第2項第2号に掲げる当該他の法人の事業年度　令和　年　月　日から　令和　年　月　日まで		外国通貨により表示した場合の金額	外国通貨により表示した場合の金額
		（外国法人の所在地国　　）		兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第1号ロ(1)に掲げる特定法人	法第72条の2第2項第2号に掲げる当該他の法人の事業年度　令和　年　月　日から　令和　年　月　日まで		外国通貨により表示した場合の金額	外国通貨により表示した場合の金額
		（外国法人の所在地国　　）		兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第1号ロ(1)に掲げる特定法人	法第72条の2第2項第2号に掲げる当該他の法人の事業年度　令和　年　月　日から　令和　年　月　日まで		外国通貨により表示した場合の金額	外国通貨により表示した場合の金額
		（外国法人の所在地国　　）		兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第1号ロ(1)に掲げる特定法人	法第72条の2第2項第2号に掲げる当該他の法人の事業年度　令和　年　月　日から　令和　年　月　日まで		外国通貨により表示した場合の金額	外国通貨により表示した場合の金額

２．１のうちいずれかの他の法人に対する剰余金の配当又は出資の払戻しがある場合の計算

一連番号	法人名	配当等の日	配当等の額
		令和　年　月　日 ①	兆 十億 百万 千 円
		令和　年　月　日 ②	
法第72条の2第1項第1号ロ(1)又は(2)の加算額　①+②			③
期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額　第６号様式の「期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額」			④
加算後の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額　③+④			⑤

３．認定特別事業再編事業者による完全支配関係を有する法人である場合の明細

認定特別事業再編事業者		取得等の日	取得等の日以後五年を経過する日
一連番号	法人名		
		令和　年　月　日	令和　年　月　日

当該法人との間に完全支配関係を有する特定法人等に関する明細書

法人名		法人番号													
		事業年度	令和	年	月	日から									
			令和	年	月	日まで									

１．当該法人の株式又は出資の全部を直接又は間接に保有する他の法人の明細

一連番号	法人の名称	所在地	法人番号	資本金の額又は出資金の額	資本金の額及び資本剰余金の額の合算額
		（外国法人の所在地国　　）		兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第1号ロ(1)に掲げる普定法人	法第72条の2第2項第2号に掲げる当該他の法人の事業年度 令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで		外国通貨により表示した場合の金額	外国通貨により表示した場合の金額
		（外国法人の所在地国　　）		兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第1号ロ(1)に掲げる普定法人	法第72条の2第2項第2号に掲げる当該他の法人の事業年度 令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで		外国通貨により表示した場合の金額	外国通貨により表示した場合の金額
		（外国法人の所在地国　　）		兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第1号ロ(1)に掲げる普定法人	法第72条の2第2項第2号に掲げる当該他の法人の事業年度 令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで		外国通貨により表示した場合の金額	外国通貨により表示した場合の金額
		（外国法人の所在地国　　）		兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第1号ロ(1)に掲げる普定法人	法第72条の2第2項第2号に掲げる当該他の法人の事業年度 令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで		外国通貨により表示した場合の金額	外国通貨により表示した場合の金額
		（外国法人の所在地国　　）		兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第1号ロ(1)に掲げる普定法人	法第72条の2第2項第2号に掲げる当該他の法人の事業年度 令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで		外国通貨により表示した場合の金額	外国通貨により表示した場合の金額
		（外国法人の所在地国　　）		兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第1号ロ(1)に掲げる普定法人	法第72条の2第2項第2号に掲げる当該他の法人の事業年度 令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで		外国通貨により表示した場合の金額	外国通貨により表示した場合の金額
		（外国法人の所在地国　　）		兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第1号ロ(1)に掲げる普定法人	法第72条の2第2項第2号に掲げる当該他の法人の事業年度 令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで		外国通貨により表示した場合の金額	外国通貨により表示した場合の金額
		（外国法人の所在地国　　）		兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第1号ロ(1)に掲げる普定法人	法第72条の2第2項第2号に掲げる当該他の法人の事業年度 令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで		外国通貨により表示した場合の金額	外国通貨により表示した場合の金額

２．１のうちいずれかの他の法人に対する剰余金の配当又は出資の払戻しがある場合の計算

一連番号	法人名	配当等の日	配当等の額
		令和　年　月　日	① 兆 十億 百万 千 円
		令和　年　月　日	②
法第72条の2第1項第1号ロ(1)又は(2)の加算額　①+②			③
期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額　第６号様式の「期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額」			④
加算後の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額　③+④			⑤

３．認定特別事業再編事業者による完全支配関係を有する法人である場合の明細

認定特別事業再編事業者		取得等の日	取得等の日以後五年を経過する日
一連番号	法人名		
		令和　年　月　日	令和　年　月　日

第６号様式別表４の４記載要領

１　この明細書は、法第72条の４第１項各号に掲げる法人、法第72条の５第１項各号に掲げる法人、法第72条の24の７第７項各号に掲げる法人、法第72条の２第４項に規定する人格のない社団等、同条第５項に規定するみなし課税法人、投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第12項に規定する投資法人をいう。）、特定目的会社（資産の流動化に関する法律第２条第３項に規定する特定目的会社をいう。）並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第２条第９号の２に規定する非営利型法人をいう。以下この記載要領において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）以外の法人のうち法附則第８条の３の４第１項の規定による読替え前の法第72条の２第１項第１号ロ(1)又は(2)に掲げる法人に該当するものが記載し、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付すること。

２　「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

３　「資本金の額又は出資金の額」及び「資本金の額及び資本剰余金の額の合算額」の各欄は、法第72条の２第２項第１号に規定する当該事業年度終了の日以前に最後に終了した当該他の法人の事業年度終了の日（当該日がない場合には、当該他の法人の設立の日）における金額を記載すること。なお、当該他の法人が外国法人である場合には、「所在地」の欄にその所在地国を併記し、「資本金の額又は出資金の額」及び「資本金の額及び資本剰余金の額の合算額」の各欄の下欄にそれぞれ資本金の額又は出資金の額並びに資本金の額及び資本剰余金の額の合算額について外国通貨により表示した場合の金額を記載すること。

４　「法第72条の２第２項第２号に掲げる当該他の法人の事業年度」の欄は、法第72条の２第２項第１号に規定する当該事業年度終了の日以前に最後に終了した当該他の法人の事業年度（当該最後に終了した当該他の法人の事業年度がない場合には、当該他の法人の設立後最初の事業年度）を記載すること。

５　「１のうちいずれかの他の法人に対する剰余金の配当又は出資の払戻しがある場合の計算」の各欄は、地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）の公布の日以後に法第72条の２第１項第１号ロ(1)又は(2)に規定する場合において、当該法人が同号ロ(1)に規定する剰余金の配当又は出資の払戻しをした場合に記載すること。

６　「認定特別事業再編事業者による完全支配関係を有する法人である場合の明細」の各欄は、当該法人が法附則第８条の３の４第１項の規定により法第72条の２第１項第１号ロ(1)又は(2)の規定を読み替えて適用する場合に記載すること。

７　法附則第８条の３の４第１項に規定する対象法人又は同項に規定する五年以内株式等取得等法人にあっては、対象法人又は五年以内株式等取得等法人に該当するものであることを証する書類として政令附則第６条第１項に規定する書類を添付すること。

第六号様式別表五（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）［別紙九］

※処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

法人名		法人番号		
		事業年度	令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで	

所得金額に関する計算書（法第72条の２第１項第１号・第３号・第４号に掲げる事業）

所得金額の計算

			兆	十億	百万	千	円
所得金額（法人税の明細書（別表4）の(34)）		①					
加算	損金の額に算入した所得税額及び復興特別所得税額	②					
	損金の額に算入した分配時調整外国税相当額	③					
	損金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	④					
	損金の額に算入した外国法人税の額	⑤					
	非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額	⑥					
	小計	⑦					
減算	益金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	⑧					
	外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額	⑨					
	外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額	⑩					
	特定目的会社又は投資法人の支払配当の損金算入額	⑪					
	特定目的信託及び特定投資信託に係る利益又は収益の分配の額の損金算入額	⑫					
	非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡損失額	⑬					
	小計	⑭					
仮計　①＋⑦－⑭		⑮					
外国の事業に帰属する所得		⑯					
再仮計　⑮－⑯		⑰					
非課税等所得	林業に係る所得	⑱					
	鉱物の掘採事業に係る所得	⑲					
	社会保険等に係る医療の所得	⑳					
	農事組合法人の農業に係る所得	㉑					
	小計	㉒					
所得金額差引計　⑰－㉒		㉓					
繰越欠損金額等又は災害損失欠損金額の当期控除額		㉔					
債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額		㉕					
所得金額再差引計　㉓－㉔－㉕		㉖					
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額		㉗					
農業経営基盤強化準備金積立額及び農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額		㉘					
関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額		㉙					
中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額		㉚					
再投資等準備金積立額の損金算入額		㉛					
特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定取崩額の益金算入額		㉜					
特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額		㉝					
特許権等の譲渡等による所得の特別控除額		㉞					
合計　㉖－㉗－㉘－㉙－㉚－㉛＋㉜－㉝－㉞		㉟					

非課税所得の区分計算

外国の事業に帰属する所得	外国における事務所又は事業所の期末の従業者数	㊱	人
	期末の総従業者数	㊲	
	外国から生ずる事業所得（⑮＋⑨）×㊱／㊲	㊳	円
鉱物の掘採事業の所得	鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した所得	㊴	
	生産品の収入金額又は生産品の収入金額から買鉱価格を差し引いた金額	㊵	
	鉱産税の課税標準であるべき鉱物の価額	㊶	
	鉱物の掘採事業の所得　㊴×㊶／㊵	㊷	

備考

第六号様式別表五（提出用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第五条関係）［別紙十］

※処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

法人名		法人番号		
		事業年度	令和　年　月　日から	
			令和　年　月　日まで	

所得金額に関する計算書（法第72条の2第1項第1号・第3号・第4号に掲げる事業）

所得金額の計算

			兆	十億	百万	千	円
所得金額（法人税の明細書（別表4）の(34)）		①					
加算	損金の額に算入した所得税額、復興特別所得税額及び防衛特別所得税額	②					
	損金の額に算入した分配時調整外国税相当額	③					
	損金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	④					
	損金の額に算入した外国法人税の額	⑤					
	非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額	⑥					
	小計	⑦					
減算	益金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	⑧					
	外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額	⑨					
	外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額	⑩					
	特定目的会社又は投資法人の支払配当の損金算入額	⑪					
	特定目的信託及び特定投資信託に係る利益又は収益の分配の額の損金算入額	⑫					
	非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡損失額	⑬					
	小計	⑭					
仮計　①＋⑦－⑭		⑮					
外国の事業に帰属する所得		⑯					
再仮計　⑮－⑯		⑰					
非課税等所得	林業に係る所得	⑱					
	鉱物の掘採事業に係る所得	⑲					
	社会保険等に係る医療の所得	⑳					
	農事組合法人の農業に係る所得	㉑					
	小計	㉒					
所得金額差引計　⑰－㉒		㉓					
繰越欠損金額等又は災害損失欠損金額の当期控除額		㉔					
債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額		㉕					
所得金額再差引計　㉓－㉔－㉕		㉖					
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額		㉗					
農業経営基盤強化準備金積立額及び農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額		㉘					
関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額		㉙					
中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額		㉚					
再投資等準備金積立額の損金算入額		㉛					
特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定取崩額の益金算入額		㉜					
特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額		㉝					
特許権等の譲渡等による所得の特別控除額		㉞					
合計　㉖－㉗－㉘－㉙－㉚－㉛＋㉜－㉝－㉞		㉟					

非課税所得の区分計算

外国の事業に帰属する所得	外国における事務所又は事業所の期末の従業者数	㊱	人
	期末の総従業者数	㊲	
	外国から生ずる事業所得（⑮＋⑨）×㊱／㊲	㊳	円
鉱物の掘採事業の所得	鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した所得	㊴	
	生産品の収入金額又は生産品の収入金額から買鉱価格を差し引いた金額	㊵	
	鉱産税の課税標準であるべき鉱物の価額	㊶	
	鉱物の掘採事業の所得　㊴×㊶／㊵	㊷	

備考

第六号様式別表五の二の三（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）［別紙十一］

※処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

法人名		法人番号		
		事業年度	令和　年　月　日から	
			令和　年　月　日まで	

資本金等の額に関する計算書

１．内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業（法第72条の２第１項第２号に掲げる事業）を併せて行う法人

資本金等の額 別表５の２下表３㉙又は㉓、㉕若しくは㉝	①	兆 十億 百万 千 円	収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業者数	③	人
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③／④	②		期末の総従業者数	④	

特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人

月数按分後の資本金等の額 別表５の２⑭	⑤	兆 十億 百万 千 円	特定内国法人		
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表５の２の４⑩	⑥		特定内国法人の付加価値額の総額に占める国内の事業に帰属する付加価値額の割合（別表５の２の２⑤－同表⑩）／同表⑤	⑬	%
差引 ⑤－⑥	⑦		非課税事業を併せて行う法人		
外国の事業に係る控除額 （⑦×別表５の２の２⑩／同表⑤）又は（⑦×別表５の２の２⑪／同表⑫）	⑧		国内における非課税事業に係る期末の従業者数	⑭	人
再差引 ⑦－⑧	⑨		国内における事務所又は事業所の期末の従業者数	⑮	
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭／⑮	⑩				
課税標準の特例に係る控除額 ㉚	⑪				
控除額計 ⑥＋⑧＋⑩＋⑪	⑫				

２．特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第１項各号及び第２項関係

資本金等の額 別表５の２下表３㉙	⑯	兆 十億 百万 千 円	資本金の額 別表５の２下表１㉙	㉔	兆 十億 百万 千 円
法第72条の21第１項第１号に係る加算	⑰		法附則第９条第１項に係る額 ㉔×２	㉕	
法第72条の21第１項第２号及び第３号に係る控除	⑱		法附則第９条第４項から第７項まで及び第18項関係		
仮計 ⑯＋⑰－⑱	⑲		月数按分後の資本金等の額 別表５の２⑭又は（⑨－⑩）	㉖	兆 十億 百万 千 円
資本金の額 別表５の２下表１㉙	⑳		課税標準の特例に係る控除割合	㉗	―
資本準備金の額	㉑		未収金の帳簿価額	㉘	円
仮計 ⑳＋㉑	㉒		総資産価額	㉙	
⑲と㉒のいずれか大きい額	㉓		課税標準の特例に係る控除額 （㉖×㉗）又は（㉖×㉘／㉙）	㉚	兆 十億 百万 千 円
			法附則第９条第24項又は第26項関係		
			資本金等の額 別表５の２下表３㉙又は㉓	㉛	兆 十億 百万 千 円
			政府の出資の金額又は取組資金の金額	㉜	
			法附則第９条第24項又は第26項に係る額 （㉛－㉜）又は（㉛－㉜×１／２）	㉝	

３．外国法人の資本金等の額に関する計算

月数按分後の資本金等の額 別表５の２⑭	㉞	兆 十億 百万 千 円	外国における事務所又は事業所の期末の従業者数	㊴	人
外国の事業に係る控除額 ㉞×㊴／㊵	㉟		期末の総従業者数	㊵	
差引 ㉞－㉟	㊱		非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人		
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㊱×㊶／㊷	㊲		国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業者数	㊶	人
控除額計 ㉟＋㊲	㊳		国内における事務所又は事業所の期末の従業者数	㊷	

第六号様式別表五の二の三（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［別紙十二］

※処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

法人名		法人番号		
		事業年度	令和　年　月　日から	
			令和　年　月　日まで	

資本金等の額に関する計算書

１．内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業（法第72条の２第１項第２号に掲げる事業）を併せて行う法人

資本金等の額 別表５の２下表３㉙又は㉓、㉕若しくは㉝	①	兆 十億 百万 千 円	収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業者数	③	人
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③／④	②		期末の総従業者数	④	

特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人

月数按分後の資本金等の額 別表５の２⑭	⑤	兆 十億 百万 千 円	特定内国法人		
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表５の２の４⑩	⑥		特定内国法人の付加価値額の総額に占める国内の事業に帰属する付加価値額の割合（別表５の２の２⑤－同表⑩）／同表⑤	⑬	%
差引 ⑤－⑥	⑦		非課税事業を併せて行う法人		
外国の事業に係る控除額 （⑦×別表５の２の２⑩／同表⑤）又は（⑦×別表５の２の２⑪／同表⑫）	⑧		国内における非課税事業に係る期末の従業者数	⑭	人
再差引 ⑦－⑧	⑨		国内における事務所又は事業所の期末の従業者数	⑮	
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭／⑮	⑩				
課税標準の特例に係る控除額 ㉚	⑪				
控除額計 ⑥＋⑧＋⑩＋⑪	⑫				

２．特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第１項各号及び第２項関係			法附則第９条第１項関係		
資本金等の額 別表５の２下表３㉙	⑯	兆 十億 百万 千 円	資本金の額 別表５の２下表１㉙	㉔	兆 十億 百万 千 円
法第72条の21第１項第１号に係る加算	⑰		法附則第９条第１項に係る額 ㉔×２	㉕	
法第72条の21第１項第２号及び第３号に係る控除	⑱		法附則第９条第３項から第６項まで及び第17項並びに令和８年改正法附則第６条第２項関係		
仮計 ⑯＋⑰－⑱	⑲		月数按分後の資本金等の額 別表５の２⑭又は（⑨－⑩）	㉖	兆 十億 百万 千 円
資本金の額 別表５の２下表１㉙	⑳		課税標準の特例に係る控除割合	㉗	―
資本準備金の額	㉑		未収金の帳簿価額	㉘	円
仮計 ⑳＋㉑	㉒		総資産価額	㉙	
⑲と㉒のいずれか大きい額	㉓		課税標準の特例に係る控除額 （㉖×㉗）又は（㉖×㉘／㉙）	㉚	兆 十億 百万 千 円
			法附則第９条第23項又は第25項関係		
			資本金等の額 別表５の２下表３㉙又は㉓	㉛	兆 十億 百万 千 円
			政府の出資の金額又は取組資金の金額	㉜	
			法附則第９条第23項又は第25項に係る額 （㉛－㉜）又は（㉛－㉜×１／２）	㉝	

３．外国法人の資本金等の額に関する計算

月数按分後の資本金等の額 別表５の２⑭	㉞	兆 十億 百万 千 円	外国における事務所又は事業所の期末の従業者数	㊴	人
外国の事業に係る控除額 ㉞×㊴／㊵	㉟		期末の総従業者数	㊵	
差引 ㉞－㉟	㊱		非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人		
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㊱×㊶／㊷	㊲		国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業者数	㊶	人
控除額計 ㉟＋㊲	㊳		国内における事務所又は事業所の期末の従業者数	㊷	

第六号様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）［別紙十三］

収入金額に関する計算書

（法第72条の２第１項第２号・第３号・第４号に掲げる事業）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

	摘要		金額
法第七十二条の二十四の二第一項の規定による収入金額	収入金額の総額		円
	計 ①		
	控除される金額		
	計 ②		
	差引計 ①－② ③		
法附則第９条第８項の規定による控除額（⑤に掲げるものを除く。） ④			
法附則第９条第８項の規定による控除額（政令附則第６条の２第２項第１号ロ及びハに定める収入金額に係るものに限る。） ⑤			
法附則第９条第10項の規定による控除額 ⑥			
法附則第９条第19項の規定による控除額 ⑦			
法附則第９条第20項の規定による控除額 ⑧			
法附則第９条第21項の規定による控除額 ⑨			
法附則第９条第22項の規定による控除額 ⑩			
法附則第９条第23項の規定による控除額 ⑪			
法附則第９条第25項の規定による控除額 ⑫			
計 ③－④－⑤－⑥－⑦－⑧－⑨－⑩－⑪－⑫ ⑬			

第六号様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）［別紙十四］

収入金額に関する計算書

（法第72条の２第１項第２号・第３号・第４号に掲げる事業）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

	摘要		金額
法第七十二条の二十四の二第一項の規定による収入金額	収入金額の総額		円
	計 ①		
	控除される金額		
	計 ②		
	差引計 ①－② ③		
法附則第９条第７項の規定による控除額（⑤に掲げるものを除く。） ④			
法附則第９条第７項の規定による控除額（政令附則第６条の２第２項第１号ロ及びハに定める収入金額に係るものに限る。） ⑤			
法附則第９条第９項の規定による控除額 ⑥			
法附則第９条第18項の規定による控除額 ⑦			
法附則第９条第19項の規定による控除額 ⑧			
法附則第９条第20項の規定による控除額 ⑨			
法附則第９条第21項の規定による控除額 ⑩			
法附則第９条第22項の規定による控除額 ⑪			
法附則第９条第24項の規定による控除額 ⑫			
法附則第９条第26項の規定による控除額 ⑬			
計 ③－④－⑤－⑥－⑦－⑧－⑨－⑩－⑪－⑫－⑬ ⑭			

第六号様式別表七（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）［別紙十五］

収入金額に関する計算書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

課税標準の計算	保険の種類	収入金額	率	課税標準
	個人保険①	円	24/100	円
	貯蓄保険②		7/100	
	団体保険③		16/100	
	団体年金保険④		5/100	
合計	①＋②＋③＋④	⑤		

収入金額に関する明細書

概要		収入保険料 ⑥	再保険料又は控除給付金 ⑦	法附則第９条第９項の控除収入保険料 ⑧	差引収入保険料 ⑥－⑦－⑧ ⑨
		円	円	円	円
個人保険					
	計				
貯蓄保険					
	計				
団体保険					
	計				
団体年金保険					
	計				
合計					

第六号様式別表七（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）［別紙十六］

収入金額に関する計算書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

課税標準の計算	保険の種類	収入金額	率	課税標準
	個人保険①	円	24/100	円
	貯蓄保険②		7/100	
	団体保険③		16/100	
	団体年金保険④		5/100	
合計	①＋②＋③＋④	⑤		

収入金額に関する明細書

概要		収入保険料 ⑥	再保険料又は控除給付金 ⑦	法附則第９条第８項の控除収入保険料 ⑧	差引収入保険料 ⑥－⑦－⑧ ⑨
		円	円	円	円
個人保険					
	計				
貯蓄保険					
	計				
団体保険					
	計				
団体年金保険					
	計				
合計					

※処理事項	発信年月日 / 通信日付印	確認	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

受付印

令和　　年　　月　　日

殿

法人番号	申告年月日
	年　月　日

所在地（本県が支店等の場合は本店所在地と併記）	（電話　　）	事業種目	
（ふりがな） 法人名		期末現在の資本金の額又は出資金の額	兆　十億　百万　千　円
		期末現在の資本金等の額	
（ふりがな） 代表者氏名		（ふりがな） 経理責任者氏名	

令和□年□月□日から令和□年□月□日までの事業年度分の退職年金等積立金に係る道府県民税の　※申告書

課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額（法人税の申告書（別表21）の(12)）	①	兆　十億　百万　千　円	000
２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額	②		000
法人税割額（①又は②×100分の　）	③		00
③のうち既に納付の確定した当期分の法人税割額	④		00
この申告により納付すべき法人税割額　③－④	⑤		00
東京都に申告する場合の③の計算　特別区分の課税標準額	⑥		000
同上に対する税額（⑥×100分の　）	⑦		
市町村分の課税標準額	⑧		000
同上に対する税額（⑧×100分の　）	⑨		

関与税理士署名	（電話　　）

第六号の二様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・紫色）（第三条・第十条の二関係）［別紙十八］

※処理事項	発信年月日 / 通信日付印	確認	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

受付印

令和　年　月　日

殿

法人番号	申告年月日
	年　月　日

所在地（本県が支店等の場合は本店所在地と併記）	（電話　）	事業種目	
（ふりがな） 法人名		期末現在の資本金の額又は出資金の額	兆　十億　百万　千　円
		期末現在の資本金等の額	
（ふりがな） 代表者氏名		（ふりがな） 経理責任者氏名	

令和　年　月　日から令和　年　月　日までの事業年度分の退職年金等積立金に係る道府県民税の　※申告書

課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額（法人税の申告書（別表23）の(12)）	①	兆　十億　百万　千　円	000
２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額	②		000
法人税割額 （①又は②×100）	③		00
③のうち既に納付の確定した当期分の法人税割額	④		00
この申告により納付すべき法人税割額　③－④	⑤		00
東京都に申告する場合の③の計算　特別区分の課税標準額	⑥		000
同上に対する税額 （⑥×100）	⑦		
市町村分の課税標準額	⑧		000
同上に対する税額 （⑧×100）	⑨		

関与税理士署名	（電話　）

第十二号の十三様式（附則第十八条関係）［別紙十九］

源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税配当割納入申告書

知事殿													
令和 □ 年分		中途 □ 月分											
令和 □ 年 □ 月 □ 日提出													
法人番号													
旧法人番号													
特別徴収義務者	所在地及び名称 （所属） （電話）												
処理事項		口座番号											
支払金額	01	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円		
税額	02												
（延滞金）	03												
納入金額合計	04												
課税事務所													
（取りまとめ店）													
（取りまとめ局）		（〒　　）											
上記のとおり源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割の納入について申告します。（都道府県保管）													

受付印

備考

この申告書の記載の要領は、次によること。

1　「令和 □ 年分」の欄には、配当割が課される源泉徴収選択口座内配当等の支払をした年を記載すること。ただし、地方税法施行令附則第18条の４の２第２項において準用する同令第９条の20第１項の規定の適用を受ける場合には、「中途」を○で囲み、「 □ 月分」の欄には、同項各号に掲げる事実の生じた日の属する月を記載すること。

2　「法人番号」の欄には、特別徴収義務者の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を記載すること。

3　「旧法人番号」の欄には、前回納入申告時の法人番号と今回納入申告時の法人番号が異なる場合に、前回納入申告時の法人番号を記載すること（同一の場合は空欄とすること）。

4　「処理事項」の欄は、都道府県の使用欄であるため記載しないこと。

5　「支払金額」の欄には、配当割が課される源泉徴収選択口座内配当等の支払金額を記載すること。

6　「税額」の欄には、源泉徴収選択口座内配当等の交付時に既に特別徴収した配当割の額から還付税額を控除して得た金額を記載すること。

7　「納入金額合計」の欄には、税額と延滞金の合計額を記載すること。

8　「課税事務所」及び「（取りまとめ店）」の欄には、納入先都道府県が指定する事項を記載すること。

9　「口座番号」、「加入者名」及び「（取りまとめ局）」の欄には、郵便局で納入する場合に、納入先都道府県が指定する事項を記載すること。

源泉徴収選択口座内配当等又は非課税口座等において契約不履行等事由が生じた場合の非課税口座内上場株式等の配当等に係る道府県民税配当割納入申告書

知事殿													
令和 □ 年分		中途 □ 月分											
令和 □ 年 □ 月 □ 日提出													
法人番号													
旧法人番号													

特別徴収義務者　所在地及び名称　（所属）　（電話）

処理事項		口座番号	加入者名

		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
支払金額	01										
税額	02										
（延滞金）	03										
納入金額合計	04										

課税事務所		受付印	
（取りまとめ店）			
（取りまとめ局）	（〒　　）		
上記のとおり配当割の納入について申告します。（都道府県保管）			

備考

この申告書の記載の要領は、次によること。

1　この申告書は、「源泉徴収選択口座内配当等」と「非課税口座等において契約不履行等事由が生じた場合の非課税口座内上場株式等の配当等」とで別に作成すること。

2　「令和 □ 年分」の欄には、配当割が課される源泉徴収選択口座内配当等の支払をした年を記載すること。ただし、地方税法施行令附則第18条の４の２第２項において準用する同令第９条の20第１項の規定の適用を受ける場合又は非課税口座等において契約不履行等事由が生じた場合には、「中途」を○で囲み、「□ 月分」の欄には、同項各号に掲げる事実又は契約不履行等事由の生じた日の属する月を記載すること。

3　「法人番号」の欄には、特別徴収義務者の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を記載すること。

4　「旧法人番号」の欄には、前回納入申告時の法人番号と今回納入申告時の法人番号が異なる場合に、前回納入申告時の法人番号を記載すること（同一の場合は空欄とすること）。

5　「処理事項」の欄は、都道府県の使用欄であるため記載しないこと。

6　「支払金額」の欄には、配当割が課される源泉徴収選択口座内配当等又は非課税口座等において契約不履行等事由が生じた場合の非課税口座内上場株式等の配当等の支払金額を記載すること。

7　「税額」の欄には、源泉徴収選択口座内配当等の交付時に既に特別徴収した配当割の額から還付税額を控除して得た金額を記載すること。

8　「納入金額合計」の欄には、税額と延滞金の合計額を記載すること。

9　「課税事務所」及び「（取りまとめ店）」の欄には、納入先都道府県が指定する事項を記載すること。

10　「口座番号」、「加入者名」及び「（取りまとめ局）」の欄には、郵便局で納入する場合に、納入先都道府県が指定する事項を記載すること。

源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税配当割特別徴収税額計算書

区　　分			支　払　金　額										税　　額									
56 源泉徴収選択口座内配当等			十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	課　税　(a)	11																				
	還付税額　(b)	12																				
	非課税等　(c)	13																				
計 (a) － (b) ＋ (c)		14																				
摘要																						

備考

1　「課税」の欄の「税額」の項には、源泉徴収選択口座内配当等の交付時に既に特別徴収した配当割の額を記載すること。また、同欄の「支払金額」の項には、その特別徴収した配当割の額に対応する支払金額を記載すること。

2　「還付税額」の欄の「税額」の項には、地方税法附則第35条の２の５第４項の規定により還付した税額を記載すること。また、同欄の「支払金額」の項には、その還付した税額に対応する支払金額を記載すること。

3　「非課税等」の欄の「支払金額」の項には、配当割が課されないもの又はこれを免除されているものについて記載すること。

源泉徴収選択口座内配当等又は非課税口座等において契約不履行等事由が生じた場合の非課税口座内上場株式等の配当等に係る道府県民税配当割特別徴収税額計算書

区　分		支　払　金　額		税　額
56 源泉徴収選択口座内配当等				
	課　税　(a)	11	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
	還付税額　(b)	12		
	非課税等　(c)	13		
計（a）－（b）＋（c）		14		
摘要				

備考

１　「課税」の欄の「税額」の項には、源泉徴収選択口座内配当等の交付時に既に特別徴収した配当割の額を記載すること。また、同欄の「支払金額」の項には、その特別徴収した配当割の額に対応する支払金額を記載すること。

２　「還付税額」の欄の「税額」の項には、地方税法附則第35条の２の５第４項の規定により還付した税額を記載すること。また、同欄の「支払金額」の項には、その還付した税額に対応する支払金額を記載すること。

３　「非課税等」の欄の「支払金額」の項には、配当割が課されないもの又はこれを免除されているものについて記載すること。

４　非課税口座等において契約不履行等事由が生じた場合であってこの計算書を使用する場合には、「摘要」欄に「非課税口座分」と記載すること。

第十二号の十五様式（附則第十八条関係）［別紙二十三］

源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税配当割納入済通知書　（公）

（第一片）

（都道府県名） 令和　年分　中途　月分 令和　年　月　日提出 法人番号														
旧法人番号														
特別徴収義務者　所在地及び名称 （所属） （電話）														
処理事項														
口座番号														
加入者名														
支払金額	01	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円			
納入金額　税額	02													
納入金額　延滞金	03													
納入金額　合計	04													
課税事務所														
（取りまとめ店）														
（取りまとめ局）　（〒　）														
上記のとおり通知します。 （都道府県保管）														
領収日付印														

源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税配当割納入書　（公）

（第二片）

（都道府県名） 令和　年分　中途　月分 令和　年　月　日提出 法人番号														
旧法人番号														
特別徴収義務者　所在地及び名称 （所属） （電話）														
処理事項														
口座番号														
加入者名														
支払金額	01	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円			
納入金額　税額	02													
納入金額　延滞金	03													
納入金額　合計	04													
上記のとおり納入します。		※日計　口												
		円												
※印は郵便局において使用する欄です。 （金融機関又は郵便局保管）														
領収日付印														

源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税配当割領収証書

公

（第三片）

（都道府県名）		特別徴収義務者	所在地及び名称 （所属） （電話）　殿
令和　年分	中途　月分		
令和　年　月　日提出			
法人番号			
旧法人番号			

処理事項		口座番号	加入者名

			十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
支払金額		01										
納入金額	税額	02										
	延滞金	03										
	合計	04										

上記のとおり領収しました。

（納入者保管）

領収日付印

備考　１　各片は、１辺をのり付けその他の方法により接続するものとすること。
２　各片に共通する事項（あらかじめ印刷されている事項を除く。）は、複写により記入するものとすること。
３　「領収日付印」欄は、縦30ミリメートル、横30ミリメートルとすること。

第十二号の十五様式（附則第十八条関係）　［別紙二十四］

源泉徴収選択口座内配当等又は非課税口座等において契約不履行等事由が生じた場合の非課税口座内上場株式等の配当等に係る道府県民税配当割納入済通知書

（第一片）

公

（都道府県名） 令和　年分　中途　月分 令和　年　月　日提出 法人番号 旧法人番号	特別徴収義務者	所在地及び名称 （所属） （電話）														
処理事項			口座番号						加入者名							
支払金額	01		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円				
納入金額	税額	02														
	延滞金	03														
	合計	04														
課税事務所																
（取りまとめ店）																
（取りまとめ局）		（〒　）														
上記のとおり通知します。 （都道府県保管）																

源泉徴収選択口座内配当等又は非課税口座等において契約不履行等事由が生じた場合の非課税口座内上場株式等の配当等に係る道府県民税配当割納入書

（第二片）

公

（都道府県名） 令和　年分　中途　月分 令和　年　月　日提出 法人番号 旧法人番号	特別徴収義務者	所在地及び名称 （所属） （電話）														
処理事項			口座番号						加入者名							
支払金額	01		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円				
納入金額	税額	02														
	延滞金	03														
	合計	04														
上記のとおり納入します。		※ 日計	口 円													
		※印は郵便局において使用する欄です。														
（金融機関又は郵便局保管）																

源泉徴収選択口座内配当等又は非課税口座等において契約不履行等事由が生じた場合の非課税口座内上場株式等の配当等に係る道府県民税配当割領収証書

公

（第三片）

（都道府県名） 令和　年分　中途　月分 令和　年　月　日提出 法人番号 旧法人番号	特別徴収義務者	所在地及び名称 （所属） （電話）　殿												
処理事項			口座番号						加入者名					
支払金額	01		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円		
納入金額	税額	02												
	延滞金	03												
	合計	04												
上記のとおり領収しました。 （納入者保管）			領収日付印											

備考　１　各片は、１辺をのり付けその他の方法により接続するものとすること。
２　各片に共通する事項（あらかじめ印刷されている事項を除く。）は、複写により記入するものとすること。
３　「領収日付印」欄は、縦30ミリメートル、横30ミリメートルとすること。

第十二号の十五の二様式（第三十八条関係）　［別紙二十五］

源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税配当割納入済通知書　eL 公

（第一片）

（都道府県名） 令和　年分　中途　月分 令和　年　月　日提出 法人番号 旧法人番号					特別徴収義務者	所在地及び名称 （所属） （電話） eL-QR									
処理事項							口座番号					加入者名			
支払金額		01	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円			
納入金額	税額	02													
	延滞金	03													
	合計	04													
課税事務所													領収日付印		
（取りまとめ店）															
（取りまとめ局）			（〒　）												
上記のとおり通知します。 （都道府県保管）															

eL番号:

源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税配当割納入書　公

（第二片）

（都道府県名） 令和　年分　中途　月分 令和　年　月　日提出 法人番号 旧法人番号					特別徴収義務者	所在地及び名称 （所属） （電話）									
処理事項							口座番号					加入者名			
支払金額		01	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円			
納入金額	税額	02													
	延滞金	03													
	合計	04													
上記のとおり納入します。			※日計	口 円									領収日付印		
			※印は郵便局において使用する欄です。 （金融機関又は郵便局保管）												

eL番号:

源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税配当割領収証書

公

（第三片）

（都道府県名）		特別徴収義務者	所在地及び名称 （所属） （電話）　殿
令和　年分	中途　月分		
令和　年　月　日提出			
法人番号			
旧法人番号			

処理事項		口座番号	加入者名

			十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
支払金額		01										
納入金額	税額	02										
	延滞金	03										
	合計	04										

上記のとおり領収しました。

（納入者保管）

領収日付印

eL番号:

備考　１　各片は、１辺をのり付けその他の方法により接続するものとすること。
２　各片に共通する事項（あらかじめ印刷されている事項を除く。）は、複写により記入するものとすること。
３　「領収日付印」欄は、縦30ミリメートル、横30ミリメートルとすること。
４　eL-QRは、第一片に記載されている「eL-QR」の上部に印字すること。

第十二号の十五の二様式（第三十八条関係）　［別紙二十六］

源泉徴収選択口座内配当等又は非課税口座等において契約不履行等事由が生じた場合の非課税口座内上場株式等の配当等に係る道府県民税配当割納入済通知書

el 公

（第一片）

（都道府県名） 令和　年分　中途　月分 令和　年　月　日提出 法人番号 旧法人番号	特別徴収義務者	所在地及び名称 （所属） （電話） eL-QR												
処理事項			口座番号		加入者名									
支払金額	01		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円		
納入金額	税額	02												
	延滞金	03												
	合計	04												
課税事務所													領収日付印	
（取りまとめ店）														
（取りまとめ局）		（〒　）												
上記のとおり通知します。 （都道府県保管）														

eL番号:

源泉徴収選択口座内配当等又は非課税口座等において契約不履行等事由が生じた場合の非課税口座内上場株式等の配当等に係る道府県民税配当割納入書

公

（第二片）

（都道府県名） 令和　年分　中途　月分 令和　年　月　日提出 法人番号 旧法人番号	特別徴収義務者	所在地及び名称 （所属） （電話）												
処理事項			口座番号		加入者名									
支払金額	01		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円		
納入金額	税額	02												
	延滞金	03												
	合計	04												
上記のとおり納入します。		※日計	口 円										領収日付印	
		※印は郵便局において使用する欄です。 （金融機関又は郵便局保管）												

eL番号:

源泉徴収選択口座内配当等又は非課税口座等において契約不履行等事由が生じた場合の非課税口座内上場株式等の配当等に係る道府県民税配当割領収証書

公

（第三片）

（都道府県名） 令和　年分　中途　月分 令和　年　月　日提出 法人番号 旧法人番号					特別徴収義務者	所在地及び名称 （所属） （電話） 殿									
処理事項							口座番号					加入者名			
支払金額		01	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円			
納入金額	税額	02													
	延滞金	03													
	合計	04													
上記のとおり領収しました。 （納入者保管）							領収日付印								

eL番号:

備考　１　各片は、１辺をのり付けその他の方法により接続するものとすること。
２　各片に共通する事項（あらかじめ印刷されている事項を除く。）は、複写により記入するものとすること。
３　「領収日付印」欄は、縦30ミリメートル、横30ミリメートルとすること。
４　eL-QRは、第一片に記載されている「eL-QR」の上部に印字すること。

※処理事項	発信年月日 通信日付印	確認	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

受付印

令和　　年　　月　　日

殿

法人番号	申告年月日 年	月	日

所在地（本市町村が支店等の場合は本店所在地と併記）	（電話　　）	事業種目	
（ふりがな） 法人名		期末現在の資本金の額又は出資金の額（兆 十億 百万 千 円）	
		期末現在の資本金等の額	
（ふりがな） 代表者氏名		（ふりがな） 経理責任者氏名	

令和　年　月　日から令和　年　月　日までの事業年度分の退職年金等積立金に係る市町村民税の　※申告書

摘要		課税標準（十億 百万 千 円）	法人税割額 税率（/100）	法人税割額 税額（十億 百万 千 円）
課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額（法人税の申告書（別表21）の(12)）及びその法人税額	①	000		00
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額及びその法人税割額（①/⑤×⑥）	②	000		00
①又は②のうち既に納付の確定した当期分の法人税割額	③			00
この申告により納付すべき法人税割額 ①－③又は②－③	④			00
全従業者数	⑤	人	当該市町村内に所在する事務所又は事業所の従業者数	⑥ 人

⑥の内訳⑦	事務所又は事業所 名称	事務所又は事業所 所在地	従業者数
			人

関与税理士署名	（電話　　）

第二十号の二様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・紫色）（第十条関係）［別紙二十八］

※処理事項

発信年月日	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
通信日付印	確認				

受付印

令和　年　月　日

殿

法人番号	申告年月日
	年　月　日

所在地（本市町村が支店等の場合は本店所在地と併記）	（電話　）	事業種目	
（ふりがな） 法人名		期末現在の資本金の額又は出資金の額	兆　十億　百万　千　円
		期末現在の資本金等の額	
（ふりがな） 代表者氏名		（ふりがな） 経理責任者氏名	

令和　年　月　日から令和　年　月　日までの事業年度分の退職年金等積立金に係る市町村民税の　※申告書

摘要		課税標準	法人税割額 税率(100)	法人税割額 税額
課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額（法人税の申告書（別表23）の(12)）及びその法人税割額	①	十億　百万　千　円 000		十億　百万　千　円 00
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額及びその法人税割額（①/⑤×⑥）	②	000		00
①又は②のうち既に納付の確定した当期分の法人税割額	③			00
この申告により納付すべき法人税割額　①－③又は②－③	④			00

全従業者数	⑤	人	当該市町村内に所在する事務所又は事業所の従業者数	⑥	人

⑥の内訳⑦	事務所又は事業所 名称	事務所又は事業所 所在地	従業者数
			人

関与税理士署名	（電話　）

第五十六号様式（附則第二十条の三関係）　［別紙二十九］

特定暗号資産の譲渡損失明細書

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

前年分の特定暗号資産の譲渡に係る譲渡所得等の金額が赤字の方であって、その損失の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以降の年度分の市町村民税及び道府県民税の所得金額の計算上控除を受けようとする方は、下の欄に必要な事項を書き入れてください。

前年分の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額	円

特定暗号資産の名称	譲渡年月日	損失の金額
	・　・	円
	・　・	
	・　・	
	・　・	
	・　・	

（備考）
「前年分の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」欄には、前年中において行った特定暗号資産に係る譲渡について、収入金額から必要経費等を差し引いて発生した損失の金額を記載すること。

特定暗号資産の譲渡損失の繰越控除明細書

氏　名

年から　　年までの間に生じた特定暗号資産に係る譲渡損失の金額で、　　年度分以前の市町村民税及び道府県民税の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上引き切れなかった損失の金額があるときは、下の欄に必要な事項を書き入れてください。

損失の生じた年	損失が生じた年の損失額で、その年の末日の属する年度の翌々年度分へ繰り越した損失額（ａ）　円	前々年度分及び前年度分の所得金額の計算上差し引かれた損失（ｂ）　円	本年度分以後に繰り越して差し引かれる損失額（ｃ）　円
年			
年			
年			

年１月１日現在の住所が他の市町村にあった方は、その住所を下に書き入れてください。

都道　　郡　　町

　　市　　（大字）　　丁目（字）　　番地　　方

府県　　区　　村

その他告示

○国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省　告示第一号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第三条第一項の規定に基づき、移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年七月二十一日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎
総務大臣　林　芳正
文部科学大臣　松本　洋平
国土交通大臣　金子　恭之

移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部を改正する告示

移動等円滑化の促進に関する基本方針（令和二年国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省　告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
［略］	［略］
一　移動等円滑化の意義及び目標に関する事項	一　移動等円滑化の意義及び目標に関する事項
1　［略］	1　［略］
2　移動等円滑化の目標	2　移動等円滑化の目標
［略］	［略］
(1)　［略］	(1)　［略］
(2)　車両等	(2)　車両等
①～④　［略］	①～④　［略］
⑤　船舶	⑤　船舶
一般旅客定期航路事業、対外旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業の用に供する総隻数約七百隻のうち約七十パーセントに当たる約四百九十隻について、令和十二年度までに、移動等円滑化を実施する。また、一日当たりの平均的な利用者数が二千人以上である旅客船ターミナルに就航する船舶については、令和十二年度までに、船舶の構造等の制約条件を踏まえて、可能な限りの移動等円滑化を実施する。	一般旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業の用に供する総隻数約七百隻のうち約七十パーセントに当たる約四百九十隻について、令和十二年度までに、移動等円滑化を実施する。また、一日当たりの平均的な利用者数が二千人以上である旅客船ターミナルに就航する船舶については、令和十二年度までに、船舶の構造等の制約条件を踏まえて、可能な限りの移動等円滑化を実施する。
さらに、これ以外の船舶についても、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、可能な限りの移動等円滑化を実施する。	さらに、これ以外の船舶についても、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、可能な限りの移動等円滑化を実施する。
⑥　［略］	⑥　［略］
(3)～(9)　［略］	(3)～(9)　［略］
二～七　［略］	二～七　［略］

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第八百五十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年五月九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 * 156 R 00／00＊0074＊00	R 156　ソフトウェアアップデート　トヨタ　ＸＵ８（ＪＰ）	トヨタ　ＡＸＵＨ80―ＡＮＸＧＢ、ＡＸＵＨ80―ＡＮＸＳＢ、ＡＸＵＨ85―ＡＮＸＧＢ、ＡＸＵＨ85―ＡＮＸＳＢ、ＡＸＵＰ85―ＡＮＸＧＢ、ＡＸＵＰ85―ＡＮＸＳＢ、ＭＸＵＡ80―ＡＮＸＧＢ、ＭＸＵＡ80―ＡＮＸＳＢ、ＭＸＵＡ85―ＡＮＸＧＢ、ＭＸＵＡ85―ＡＮＸＳＢ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第八百五十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年五月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｇ―3320	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　６ＡＡＡ25ＡＦＸＳＷ	トヨタ　６ＡＡ―ＡＸＵＨ80	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地
㊀Ｇ―3321	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　６ＡＡＡ25ＡＦＸＳＸ	トヨタ　６ＡＡ―ＡＸＵＨ85	〃
㊀Ｇ―3322	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　６ＬＡＡ25ＡＦＸＳＡ	トヨタ　６ＬＡ―ＡＸＵＰ85	〃

○国土交通省告示第八百五十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年五月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｇ―3323	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　６ＬＡ―２ＧＲ―ＦＸＳ１	トヨタ　６ＬＡ―ＧＲＧ75	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第八百五十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年五月二十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｇ―3324	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　６ＡＡ―ＭＸＧ20Ａ―ＦＸＳ	トヨタ　６ＡＡ―ＭＸＧＨ15	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第八百五十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年五月三十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｒ―30	後方視界看視装置　バックカメラシステム（ＣＡＲ　ＶＩＳＩＯＮ）　ＣＶ5075―Ｂ	なし	メルコモビリティーソリューションズ株式会社　大阪府大阪市福島区福島６―13―14

○国土交通省告示第八百五十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年六月二十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｇ―3325	一酸化炭素等発散防止装置　日野　Ｎ04Ｃ―14	トヨタ　２ＷＧ―ＸＺＵ＊＊＊＊、日野　２ＷＧ―ＸＺＵ＊＊＊＊	日野自動車株式会社　東京都日野市日野台３丁目１番地１

○国土交通省告示第八百六十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年六月二十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 * 155 R 00／03＊0083＊00	R 155　サイバーセキュリティー　Ｍａｚｄａ　ＫＭ01Ｒ0155Ｗ01	マツダ　？？Ｃ？？？？？？？？？？	Mazda Motor Logistics Europe N.V. Blaasveldstraat 162, 2830 Willebroek, Belgium

○国土交通省告示第八百六十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年六月二十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 * 156 R 00／00＊0085＊00	R 156　ソフトウェアアップデート　Ｍａｚｄａ　ＫＭ01Ｒ0156Ｗ01	マツダ　？？Ｃ？？？？？？？？？？	Mazda Motor Logistics Europe N.V. Blaasveldstraat 162, 2830 Willebroek, Belgium

○国土交通省告示第八百六十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年六月二十三日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ 43 ＊ 155 Ｒ 00／03＊0079＊ 00	Ｒ155　サイバーセキュリティー　三菱　155／ＧＮ０Ｗ―002	三菱　ＧＮ０Ｗ	三菱自動車工業株式会社　東京都港区芝浦三丁目１番21号

○国土交通省告示第八百六十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年六月二十三日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ 43 ＊ 156 Ｒ 00／00＊0081＊ 00	Ｒ156　ソフトウェアアップデート　三菱　156／ＧＮ０Ｗ―002	三菱　ＧＮ０Ｗ	三菱自動車工業株式会社　東京都港区芝浦三丁目１番21号

○国土交通省告示第八百六十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年六月二十七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀ＧＳ―3001	一酸化炭素等発散防止装置　クボタ　ＴＫＢＸＢ02.5ＬＤＡ	吸気負圧：3.1kPa　排気圧力：40.0kPa、吸気負圧：2.9kPa　排気圧力：38.3kPa、吸気圧：2.8kPa　排気圧力：36.5kPa、吸気圧：2.6kPa　排気圧力：34.7kPa、吸気圧：2.5kPa　排気圧力：32.6kPa、吸気圧：2.3kPa　排気圧力：30.5kPa、吸気圧：2.0kPa　排気圧力：26.2kPa、吸気圧：1.7kPa　排気圧力：22.1kPa、吸気圧：2.9kPa　排気圧力：40.0kPa	株式会社クボタ　大阪府大阪市浪速区敷津東１丁目２番47号

○国土交通省告示第八百六十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年六月二十七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀ＧＳ―3002	一酸化炭素等発散防止装置　クボタ　ＴＫＢＸＢ02.5ＬＡＡ	吸気負圧：3.1kPa　排気圧力：40.0kPa、吸気負圧：2.9kPa　排気圧力：38.3kPa、吸気負圧：2.8kPa　排気圧力：36.5kPa、吸気負圧：2.6kPa　排気圧力：34.7kPa、吸気負圧：2.5kPa　排気圧力：32.6kPa、吸気負圧：2.3kPa　排気圧力：30.5kPa、吸気負圧：2.0kPa　排気圧力：26.2kPa、吸気負圧：1.7kPa　排気圧力：22.1kPa、吸気負圧：2.9kPa　排気圧力：40.0kPa	株式会社クボタ　大阪府大阪市浪速区敷津東１丁目２番47号

○国土交通省告示第八百六十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年六月二十七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀ＧＳ―3003	一酸化炭素等発散防止装置　クボタ　ＴＫＢＸＢ02.5ＬＢＡ	吸気負圧：3.1kPa　排気圧力：40.0kPa、吸気負圧：2.9kPa　排気圧力：38.3kPa、吸気圧：2.8kPa　排気圧力：36.5kPa、吸気圧：2.6kPa　排気圧力：34.7kPa、吸気圧：2.5kPa　排気圧力：32.6kPa、吸気圧：2.3kPa　排気圧力：30.5kPa、吸気圧：2.0kPa　排気圧力：26.2kPa、吸気圧：1.7kPa　排気圧力：22.1kPa、吸気圧：2.9kPa　排気圧力：40.0kPa	株式会社クボタ　大阪府大阪市浪速区敷津東１丁目２番47号

○国土交通省告示第八百六十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年七月三日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ 43 ＊ 160 Ｒ 02／00＊0008＊ 00	Ｒ160　事故情報計測・記録装置　トヨタ　ＸＰＣ１（ＪＰ）	トヨタ　ＭＸＰＣ10Ｇ―ＭＮＸＮＢ、ＭＸＰＣ10Ｇ―ＭＮＸＱＢ、ＭＸＰＣ10Ｇ―ＭＮＸＵＢ、ＭＸＰＣ10Ｇ―ＭＷＸＮＢ、ＭＸＰＣ10Ｇ―ＭＷ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

XQB、MXPC10G－MWXUB、MXPC12G－MNXNB、MXPC12G－MNXQB、MXPC12G－MNXUB、MXPL10G－MNXNB、MXPL10G－MNXQB、MXPL10G－MNXUB、MXPL10G－MWXNB、MXPL10G－MWXQB、MXPL10G－MWXUB、MXPL12G－MNXNB、MXPL12G－MNXQB、MXPL12G－MNXUB、MXPL15G－MNXNB、MXPL15G－MNXQB、MXPL15G－MNXUB、MXPL15G－MWXNB、MXPL15G－MWXQB、MXPL15G－MWXUB

○国土交通省告示第八百六十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年七月十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43＊58R03／03＊0404＊00	R58　突入防止装置　T　OKAI　TU31	なし	株式会社東海特装車　愛知県安城市高棚町井荒井38番地

○国土交通省告示第八百六十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年七月十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43＊58R03／03＊0405＊00	R58　突入防止装置　T　OKAI　TU33	なし	株式会社東海特装車　愛知県安城市高棚町井荒井38番地

○国土交通省告示第八百七十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年七月十七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 155 R 00／00＊0084＊00	R155　サイバーセキュリティー　スズキ　0C00	スズキ　MND1S	スズキ株式会社　静岡県浜松市中央区高塚町300番地

○国土交通省告示第八百七十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年七月十七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 156 R 00／00＊0086＊00	R156　ソフトウェアアップデート　スズキ　0C00	スズキ　MND1S	スズキ株式会社　静岡県浜松市中央区高塚町300番地

○国土交通省告示第八百七十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年七月二十二日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 161 R 00／04＊0005＊00	R161　四輪自動車等の施錠装置　トヨタ　R900	トヨタ／スズキ　MZRA90C－SRXGH、MZRA90W－APXEH、MZRA90W－APXRH、MZRA90W－APXSH、MZRA90W－ARXEH、MZRA90W－ARXSH、MZRA90W－BPXRH、MZRA90W－BPXSH、MZRA90W－BRXSH、MZRA92W－APXEH、MZRA92W－APXSH、MZRA92W－ARXEH、MZRA92W－BPXSH、MZRA95C－SRXGH、MZRA95W－APXEH、MZRA95W－APXRH、MZRA95W－APXSH、MZRA95W－ARXEH、MZRA95W－ARXSH、MZRA95W－BPXRH、MZRA95W－BPXSH、MZRA95W－BRXSH、MZRA97W－APXEH、ZWR90C－SPXGB、ZWR90W－APXEB、ZWR90W－APXRB、ZWR90W－APXSB、ZWR90W－ARXEB、ZWR90W－ARXSB、ZWR90W－BPXRB、ZWR90W－BPXSB、ZWR90W－BRXSB、ZWR92W－APXEB、ZWR92W－APXSB、ZWR92W－BPXSB、ZWR95C－SPXGB、ZWR95W－APXEB、ZWR95W－APXRB、ZWR95W－APXSB、ZWR95W－BPXRB、ZWR95W－BPXSB	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第八百七十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年七月二十二日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日

国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 162 R 00／05＊0004＊00	R162　イモビライザ　トヨタ　R９	トヨタ／スズキ　ＭＺＲＡ90Ｃ－ＳＲＸＧＨ、ＭＺＲＡ90Ｗ－ＡＰＸＥＨ、ＭＺＲＡ90Ｗ－ＡＰＸＲＨ、ＭＺＲＡ90Ｗ－ＡＰＸＳＨ、ＭＺＲＡ90Ｗ－ＡＲＸＥＨ、ＭＺＲＡ90Ｗ－ＡＲＸＳＨ、ＭＺＲＡ90Ｗ－ＢＰＸＲＨ、ＭＺＲＡ90Ｗ－ＢＰＸＳＨ、ＭＺＲＡ90Ｗ－ＢＲＸＳＨ、ＭＺＲＡ92Ｗ－ＡＰＸＥＨ、ＭＺＲＡ92Ｗ－ＡＰＸＳＨ、ＭＺＲＡ92Ｗ－ＡＲＸＥＨ、ＭＺＲＡ92Ｗ－ＢＰＸＳＨ、ＭＺＲＡ95Ｃ－ＳＲＸＧＨ、ＭＺＲＡ95Ｗ－ＡＰＸＥＨ、ＭＺＲＡ95Ｗ－ＡＰＸＲＨ、ＭＺＲＡ95Ｗ－ＡＰＸＳＨ、ＭＺＲＡ95Ｗ－ＡＲＸＥＨ、ＭＺＲＡ95Ｗ－ＡＲＸＳＨ、ＭＺＲＡ95Ｗ－ＢＰＸＲＨ、ＭＺＲＡ95Ｗ－ＢＰＸＳＨ、ＭＺＲＡ95Ｗ－ＢＲＸＳＨ、ＭＺＲＡ97Ｗ－ＡＰＸＥＨ、ＺＷＲ90Ｃ－ＳＰＸＧＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＰＸＥＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＰＸＲＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＰＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＲＸＥＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＲＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＢＰＸＲＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＢＰＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＢＲＸＳＢ、ＺＷＲ92Ｗ－ＡＰＸＥＢ、ＺＷＲ92Ｗ－ＡＰＸＳＢ、ＺＷＲ92Ｗ－ＢＰＸＳＢ、ＺＷＲ95Ｃ－ＳＰＸＧＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＡＰＸＥＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＡＰＸＲＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＡＰＸＳＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＢＰＸＲＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＢＰＸＳＢ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第八百七十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年七月二十二日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日

国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 163 R 00／02＊0002＊00	R163　盗難発生警報装置　トヨタ　R９	トヨタ／スズキ　ＭＺＲＡ90Ｃ－ＳＲＸＧＨ、ＭＺＲＡ90Ｗ－ＡＰＸＥＨ、ＭＺＲＡ90Ｗ－ＡＰＸＲＨ、ＭＺＲＡ90Ｗ－ＡＰＸＳＨ、ＭＺＲＡ90Ｗ－ＡＲＸＥＨ、ＭＺＲＡ90Ｗ－ＡＲＸＳＨ、ＭＺＲＡ90Ｗ－ＢＰＸＲＨ、ＭＺＲＡ90Ｗ－ＢＰＸＳＨ、ＭＺＲＡ90Ｗ－ＢＲＸＳＨ、ＭＺＲＡ92Ｗ－ＡＰＸＥＨ、ＭＺＲＡ92Ｗ－ＡＰＸＳＨ、ＭＺＲＡ92Ｗ－ＡＲＸＥＨ、ＭＺＲＡ92Ｗ－ＢＰＸＳＨ、ＭＺＲＡ95Ｃ－ＳＲＸＧＨ、ＭＺＲＡ95Ｗ－ＡＰＸＥＨ、ＭＺＲＡ95Ｗ－ＡＰＸＲＨ、ＭＺＲＡ95Ｗ－ＡＰＸＳＨ、ＭＺＲＡ95Ｗ－ＡＲＸＥＨ、ＭＺＲＡ95Ｗ－ＡＲＸＳＨ、ＭＺＲＡ95Ｗ－ＢＰＸＲＨ、ＭＺＲＡ95Ｗ－ＢＰＸＳＨ、ＭＺＲＡ95Ｗ－ＢＲＸＳＨ、ＭＺＲＡ97Ｗ－ＡＰＸＥＨ、ＺＷＲ90Ｃ－ＳＰＸＧＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＰＸＥＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＰＸＲＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＰＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＲＸＥＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＲＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＢＰＸＲＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＢＰＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＢＲＸＳＢ、ＺＷＲ92Ｗ－ＡＰＸＥＢ、ＺＷＲ92Ｗ－ＡＰＸＳＢ、ＺＷＲ92Ｗ－ＢＰＸＳＢ、ＺＷＲ95Ｃ－ＳＰＸＧＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＡＰＸＥＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＡＰＸＲＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＡＰＸＳＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＢＰＸＲＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＢＰＸＳＢ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第八百七十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年七月二十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日

国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｇ―3326	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　５ＡＡＭＺ　12ＥＥ２	スズキ　５ＡＡ―ＭＮＤ　１Ｓ	スズキ株式会社　静岡県浜松市中央区高塚町300番地

○国土交通省告示第八百七十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年七月二十八日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ 43 ＊ 165 Ｒ 00／00＊0001＊ 00	Ｒ165　車両後退通報装置の通報音発生装置　宮本警報器　ＮＤ―24Ｅ１	なし	宮本警報器株式会社　東京都江戸川区中央２－６－７

○国土交通省告示第八百七十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年七月二十九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ 43 ＊ 152 Ｒ 02／03＊0014＊ 00	Ｒ152　衝突被害軽減制動制御装置　トヨタ　ＸＰＫ１（ＪＰ）	トヨタ　ＭＸＰＫ11―ＡＨＸＥＢ、ＭＸＰＫ11―ＡＨＸＧＢ、ＭＸＰＫ11―ＡＨＸＫＢ、ＭＸＰＫ11―ＡＨＸＮＢ、ＭＸＰＫ16―ＡＨＸＥＢ、ＭＸＰＫ16―ＡＨＸＧＢ、ＭＸＰＫ16―ＡＨＸＫＢ、ＭＸＰＫ16―ＡＨＸＮＢ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第八百七十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年七月二十九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ 43 ＊ 155 Ｒ 00／03＊0078＊ 00	Ｒ155　サイバーセキュリティー　トヨタ　ＸＰＫ１（ＪＰ）	トヨタ　ＭＸＰＫ11―ＡＨＸＥＢ、ＭＸＰＫ11―ＡＨＸＧＢ、ＭＸＰＫ11―ＡＨＸＫＢ、ＭＸＰＫ11―ＡＨＸＮＢ、ＭＸＰＫ16―ＡＨＸＥＢ、ＭＸＰＫ16―ＡＨＸＧＢ、ＭＸＰＫ16―ＡＨＸＫＢ、ＭＸＰＫ16―ＡＨＸＮＢ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第八百七十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年七月二十九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ 43 ＊ 156 Ｒ 00／00＊0080＊ 00	Ｒ156　ソフトウェアアップデート　トヨタ　ＸＰＫ１（ＪＰ）	トヨタ　ＭＸＰＫ11―ＡＨＸＥＢ、ＭＸＰＫ11―ＡＨＸＧＢ、ＭＸＰＫ11―ＡＨＸＫＢ、ＭＸＰＫ11―ＡＨＸＮＢ、ＭＸＰＫ16―ＡＨＸＥＢ、ＭＸＰＫ16―ＡＨＸＧＢ、ＭＸＰＫ16―ＡＨＸＫＢ、ＭＸＰＫ16―ＡＨＸＮＢ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第八百八十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年七月二十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｇ―3328	一酸化炭素等発散防止装置　ホンダ　５ＢＡＳ07Ｂ23	ホンダ　５ＢＡ－ＪＨ３	本田技研工業株式会社　東京都港区虎ノ門二丁目２番３号
㊀Ｇ―3329	一酸化炭素等発散防止装置　ホンダ　５ＢＡＳ07Ｂ25	ホンダ　５ＢＡ－ＪＨ４　〃	

○国土交通省告示第八百八十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年八月二十七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ 43 ＊ 155 Ｒ 00／03＊0090＊ 00	Ｒ155　サイバーセキュリティー　スズキ　ＧＪ00	スズキ　ＪＢ64Ｗ、ＪＢ74Ｗ	スズキ株式会社　静岡県浜松市中央区高塚町300番地

○国土交通省告示第八百八十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年八月二十七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ 43 ＊ 156 Ｒ 00／00＊0092＊ 00	Ｒ156　ソフトウェアアップデート　スズキ　ＧＪ00	スズキ　ＪＢ64Ｗ、ＪＢ74Ｗ	スズキ株式会社　静岡県浜松市中央区高塚町300番地

○国土交通省告示第八百八十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年八月二十七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｒ―34	後方視界看視装置　ナイスヴューモニター　ＶＨ－Ｓ20―ＨＤ	なし	株式会社日本ヴューテック　神奈川県川崎市中原区下小田中３－26－６

○国土交通省告示第八百八十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年八月二十九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒Ｇ―3327	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　３ＢＡＪＫ15ＢＥ３	スズキ　３ＢＡ－ＪＢ74Ｗ	スズキ株式会社　静岡県浜松市中央区高塚町300番地

○国土交通省告示第八百八十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年九月十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒Ｇ―3330	一酸化炭素等発散防止装置　三菱　５Ｂ－Ｂ６－７Ｃ	三菱　５ＢＡ－ＢＡ１Ａ、三菱　５ＢＡ－ＢＡ５Ａ、ニッサン　５ＢＡ－ＢＢ１Ａ、ニッサン　５ＢＡ－ＢＢ５Ａ	三菱自動車工業株式会社　東京都港区芝浦三丁目１番21号
㊒Ｇ―3331	一酸化炭素等発散防止装置　三菱　４Ｂ－Ｂ６－８Ｃ	三菱　４ＢＡ－ＢＡ２Ａ、三菱　４ＢＡ－ＢＡ６Ａ、ニッサン　４ＢＡ－ＢＢ２Ａ、ニッサン　４ＢＡ－ＢＢ６Ａ	〃

○国土交通省告示第八百八十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年九月十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43＊58Ｒ03／03＊0407＊00	Ｒ58　突入防止装置　ＹＯＫＵＴＯ　ＷＲ25―1080	車両重量25,000kg以下のリヤダンプ（傾斜する荷台を備えた自動車）	極東開発工業株式会社　大阪府大阪市中央区淡路町２―５―11極東開発グループ本社ビル

○国土交通省告示第八百八十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年九月十九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ 43 ＊ 155 Ｒ 00／03＊0099＊00	Ｒ155　サイバーセキュリティー　スズキ　Ｗ000	スズキ　ＭＨ95Ｓ、ＭＨ85Ｓ、ＭＪ95Ｓ、ＭＪ85Ｓ	スズキ株式会社　静岡県浜松市中央区高塚町300番地

○国土交通省告示第八百八十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年九月十九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ 43 ＊ 156 Ｒ 00／00＊0101＊00	Ｒ156　ソフトウェアアップデート　スズキ　Ｗ000	スズキ　ＭＨ95Ｓ、ＭＨ85Ｓ、ＭＪ95Ｓ、ＭＪ85Ｓ	スズキ株式会社　静岡県浜松市中央区高塚町300番地

○国土交通省告示第八百八十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年九月十九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ 43 ＊ 155 Ｒ 00／03＊0096＊00	Ｒ155　サイバーセキュリティー　ニッサン　ＺＥＥ２Ｊ	ニッサン　ＺＡＡ－ＺＥ２	日産自動車株式会社　神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地

○国土交通省告示第八百九十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年九月十九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ 43 ＊ 156 Ｒ 00／00＊0096＊00	Ｒ156　ソフトウェアアップデート　ニッサン　ＺＥ２Ｊ	ニッサン　ＺＡＡ－ＺＥ２	日産自動車株式会社　神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地

○国土交通省告示第八百九十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年九月十九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ 43 ＊ 155 Ｒ 00／03＊0095＊00	Ｒ155　サイバーセキュリティー　ニッサン　ＺＥ２	？？？ＺＥ２？？？？？？？？？	欧州日産自動車会社　8, rue Jean Pierre Timbaud 78180 Montigny-le-Bretonneux, France

○国土交通省告示第八百九十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年九月十九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ 43 ＊ 156 Ｒ 00／00＊0095＊00	Ｒ156　ソフトウェアアップデート　ニッサン　ＺＥ２	？？？ＺＥ２？？？？？？？？？	欧州日産自動車会社　8, rue Jean Pierre Timbaud 78180 Montigny-le-Bretonneux, France

○国土交通省告示第八百九十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年九月二十二日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日

国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀ＴＤＩＩ－111	運行記録計　ＧＦＩＴα　ＦＤ－3000	なし	テクノホライゾン株式会社　愛知県名古屋市南区千竈通２丁目13番地１

○国土交通省告示第八百九十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日

国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付されている場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｇ－3332	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　Ｈ28－ＩＤ　Ｃ－６ＵＺ１－８	いすゞ　２ＷＧ－ＣＶＲ　77＊＊、いすゞ　２ＷＧ－ＣＸＥ77＊＊、いすゞ　２ＷＧ－ＣＹＹ77＊＊＊、いすゞ　２ＷＧ－ＣＹＪ77＊＊＊	いすゞ自動車株式会社　神奈川県横浜市西区高島一丁目２番５号
㊀Ｇ－3333	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　Ｈ28－ＩＤ　Ｃ－６ＵＺ１－９	いすゞ　２ＷＧ－ＣＸＭ77＊＊、いすゞ　２ＷＧ－ＣＹＭ77＊＊＊、いすゞ　２ＷＧ－ＣＹＬ77＊＊＊、いすゞ　２ＷＧ－ＣＹＹ77＊＊、いすゞ　２ＷＧ－ＣＹＹ77＊＊＊、いすゞ　２ＷＧ－ＣＸＧ77＊＊、いすゞ　２ＷＧ－ＣＸＥ77＊＊、いすゞ　２ＷＧ－ＣＹＨ77＊＊、いすゞ　２ＷＧ－ＣＹＪ77＊＊＊、ＵＤトラックス　２ＷＧ－ＢＸＭ77＊＊、ＵＤトラックス　２ＷＧ－ＢＹＭ77＊＊、ＵＤトラックス　２ＷＧ－ＢＹＬ77＊＊＊、ＵＤトラックス　２ＷＧ－ＢＸＺ77＊＊、ＵＤトラックス　２ＷＧ－ＢＹＺ77＊＊、ＵＤトラックス　２ＷＧ－ＢＸＹ77＊＊、ＵＤトラックス　２ＷＧ－ＢＹＹ77＊＊、ＵＤトラックス　２ＷＧ－ＢＹＨ77＊＊、ＵＤトラックス　２ＷＧ－ＢＹＪ77＊＊	〃
㊀Ｇ－3334	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　Ｈ28－ＩＤ　Ｃ－６ＵＺ１－10	いすゞ　２ＷＧ－ＣＶＲ　77＊＊、いすゞ　２ＷＧ－ＣＸＭ77＊＊＊、いすゞ　２ＷＧ－ＣＹＬ77＊＊、いすゞ　２ＷＧ－ＣＹＹ77＊＊＊、いすゞ　２ＷＧ－ＣＹＥ77＊＊＊、ＵＤトラックス　２ＷＧ－ＢＸＭ77＊＊、ＵＤトラックス　２ＷＧ－ＢＹＹ77＊＊、ＵＤトラックス　２ＷＧ－ＢＹＪ77＊＊	〃

○国土交通省告示第八百九十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日

国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43＊155Ｒ00／03＊0080＊00	Ｒ155　サイバーセキュリティー　スバル　ＥＫＭ１Ｓ	スバル　ＸＥＫＭ10Ｌ－ＳＷＤＬＲＷ、ＸＥＫＭ10Ｒ－ＳＷＤＬＲＷ、ＸＥＫＭ10Ｒ－ＳＷＤＭＬＷ、ＸＥＫＭ15Ｌ－ＳＷＤＭＬＷ、ＸＥＫＭ15Ｒ－ＳＷＤＭＬＷ	株式会社ＳＵＢＡＲＵ　東京都渋谷区恵比寿一丁目20番８号

○国土交通省告示第八百九十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日

国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43＊155Ｒ00／03＊0101＊00	Ｒ155　サイバーセキュリティー　Ｍａｚｄａ　ＫＭ01Ｒ0155Ｊ01	マツダ　？？Ｃ？？？？	マツダ株式会社　広島県安芸郡府中町新地３番１号

○国土交通省告示第八百九十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日

国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43＊156Ｒ00／00＊0103＊00	Ｒ156　ソフトウェアアップデート　Ｍａｚｄａ　ＫＭ01Ｒ0156Ｊ01	マツダ　？？Ｃ？？？？	マツダ株式会社　広島県安芸郡府中町新地３番１号

○国土交通省告示第八百九十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日

国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43＊51R03／10＊0017＊00	R51　騒音防止装置　トヨタ　ＡＤ２（ＪＰ，Ｃ）	トヨタ　ＪＰＤ20－ＣＥＤＨＳ、ＪＰＤ20－ＣＥＤＳＳ、ＪＰＤ20Ｌ－ＣＥＤＨＳＷ、ＪＰＤ20Ｌ－ＣＥＤＳＳＷ、ＪＰＤ20Ｒ－ＣＥＤＨＳＷ、ＪＰＤ20Ｒ－ＣＥＤＳＳＷ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第八百九十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月八日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日

国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 155 R 00／03＊0085＊00	R155　サイバーセキュリティー　トヨタ　ＸＡ６	トヨタ　ＡＸＡＬ62Ｌ－ＡＮＸＧＢＷ、ＡＸＡＬ62Ｌ－ＡＮＸＭＢＷ、ＡＸＡＬ62Ｌ－ＡＮＸＰＢＷ、ＡＸＡＬ62Ｒ－ＡＮＸＧＢＷ、ＡＸＡＬ62Ｒ－ＡＮＸＭＢＷ、ＡＸＡＬ62Ｒ－ＡＮＸＰＢＷ、ＡＸＡＬ64Ｌ－ＡＮＸＧＢＷ、ＡＸＡＬ64Ｌ－ＡＮＸＭＢＷ、ＡＸＡＬ64Ｌ－ＡＮＸＰＢＷ、ＡＸＡＬ64Ｌ－ＡＮＸＺＢＷ、ＡＸＡＬ64Ｒ－ＡＮＸＧＢＷ、ＡＸＡＬ64Ｒ－ＡＮＸＭＢＷ、ＡＸＡＬ64Ｒ－ＡＮＸＰＢＷ、ＡＸＡＬ64Ｒ－ＡＮＸＺＢＷ、ＡＸＡＮ62－ＡＮＸＭＢ、ＡＸＡＮ64－ＡＮＸＧＢ、ＡＸＡＮ64－ＡＮＸＭＢ、ＡＸＡＮ64－ＡＮＸＶＢ、ＡＸＡＮ64－ＡＮＸＺＢ、ＡＸＡＰ62－ＡＮＸＳＢ、ＡＸＡＰ62Ｌ－ＡＮＸＧＢＷ、ＡＸＡＰ62Ｌ－ＡＮＸＭＢＷ、ＡＸＡＰ62Ｌ－ＡＮＸＰＢＷ、ＡＸＡＰ62Ｒ－ＡＮＸＧＢＷ、ＡＸＡＰ62Ｒ－ＡＮＸＭＢＷ、ＡＸＡＰ62Ｒ－ＡＮＸＰＢＷ、ＡＸＡＰ64－ＡＮＸＰＢ、ＡＸＡＰ64－ＡＮＸＳＢ、ＡＸＡＰ64－ＡＮＸＺＢ、ＡＸＡＰ64Ｌ－ＡＮＸＧＢＷ、ＡＸＡＰ64Ｌ－ＡＮＸＭＢＷ、ＡＸＡＰ64Ｌ－ＡＮＸＰＢＷ、ＡＸＡＰ64Ｌ－ＡＮＸＺＢＷ、ＡＸＡＰ64Ｒ－ＡＮＸＧＢＷ、ＡＸＡＰ64Ｒ－ＡＮＸＭＢＷ、ＡＸＡＰ64Ｒ－ＡＮＸＰＢＷ、ＡＸＡＰ64Ｒ－ＡＮＸＺＢＷ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月八日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日

国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 155 R 00／03＊0089＊00	R155　サイバーセキュリティー　トヨタ　ＡＮ２Ｐ（ＪＰ，ｔｈ）	トヨタ　ＸＰＮ225Ｌ－ＤＴＤＨＳＷ、ＸＰＮ225Ｌ－ＤＴＤＬＳＷ、ＸＰＮ225Ｒ－ＤＴＤＨＳＷ、ＸＰＮ225Ｒ－ＤＴＤＬＳＷ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月八日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日

国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 155 R 00／03＊0081＊00	R155　サイバーセキュリティー　トヨタ　ＥＫＭ１	トヨタ　ＸＥＫＭ10Ｌ－ＴＷＤＨＬＷ、ＸＥＫＭ10Ｌ－ＴＷＤＭＬＷ、ＸＥＫＭ10Ｌ－ＴＷＤＭＲＷ、ＸＥＫＭ10Ｒ－ＴＷＤＨＬＷ、ＸＥＫＭ10Ｒ－ＴＷＤＭＬＷ、ＸＥＫＭ10Ｒ－ＴＷＤＭＲＷ、ＸＥＫＭ15Ｌ－ＴＷＤＨＬＷ、ＸＥＫＭ15Ｌ－ＴＷＤＭＬＷ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日

国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43＊11R04／02＊0025＊00	R11　乗降口の扉の開放防止装置　トヨタ　Ｊ24	トヨタ　ＴＲＪ240Ｌ－ＧＧＴＨＫ、ＴＲＪ240Ｌ－ＧＧＴＰＫ、ＴＲＪ240Ｒ－ＧＧＴＨＫＮ、ＴＲＪ240Ｒ－ＧＧＴＰＫＥ、ＴＲＪ240Ｒ－ＧＧＴＰＫＮ、ＴＲＪ240Ｗ－ＧＧＴＨＫ、ＴＲＪ240Ｗ－ＧＧＴＰＫ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43＊12R05／00＊0026＊00	R12　かじ取装置のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置　トヨタ　J24	トヨタ　TRJ240L－GGTHK、TRJ240L－GGTPK、TRJ240R－GGTHKN、TRJ240R－GGTPKE、TRJ240R－GGTPKN、TRJ240W－GGTHK、TRJ240W－GGTPK	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43＊13HR01／05＊0054＊00	R13H　乗用車及び車両総重量3.5ｔ以下の貨物車の制動装置　トヨタ　J24（V，Di）	トヨタ　TRJ240L－GGTHK、TRJ240L－GGTHKF、TRJ240L－GGTPK、TRJ240L－GGTPKF、TRJ240R－GGTHKN、TRJ240R－GGTHKT、TRJ240R－GGTPKE、TRJ240R－GGTPKN、TRJ240R－GGTPKT、TRJ240W－GGTHK、TRJ240W－GGTPK	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43＊14R09／04＊0024＊00	R14　座席ベルト取付装置　トヨタ　J24	トヨタ　TRJ240L－GGTHK、TRJ240L－GGTHKF、TRJ240L－GGTPK、TRJ240L－GGTPKF、TRJ240R－GGTHKN、TRJ240R－GGTHKT、TRJ240R－GGTPKE、TRJ240R－GGTPKN、TRJ240R－GGTPKT、TRJ240W－GGTHK、TRJ240W－GGTPK	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43＊16R08／05＊0024＊00	R16　座席ベルト　トヨタ　J24	トヨタ　TRJ240L－GGTHK、TRJ240L－GGTHKF、TRJ240L－GGTPK、TRJ240L－GGTPKF、TRJ240R－GGTHKN、TRJ240R－GGTHKT、TRJ240R－GGTPKE、TRJ240R－GGTPKN、TRJ240R－GGTPKT、TRJ240W－GGTHK、TRJ240W－GGTPK	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43＊17R10／00＊0023＊00	R17　座席及び頭部後傾抑止装置　トヨタ　J24	トヨタ　TRJ240L－GGTHK、TRJ240L－GGTHKF、TRJ240L－GGTPK、TRJ240L－GGTPKF、TRJ240R－GGTHKN、TRJ240R－GGTHKT、TRJ240R－GGTPKE、TRJ240R－GGTPKN、TRJ240R－GGTPKT、TRJ240W－GGTHK、TRJ240W－GGTPK	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43＊21R01／05＊0021＊00	R21　内装　トヨタ　J24	トヨタ　TRJ240L－GGTHK、TRJ240L－GGTPK、TRJ240R－GGTHKN、TRJ240R－GGTPKN、TRJ240W－GGTHK、TRJ240W－GGTPK	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43＊26R04／00＊0033＊00	R26　外装　トヨタ　J24	トヨタ　ＴＲＪ240Ｌ－ＧＧＴＨＫ、ＴＲＪ240Ｌ－ＧＧＴＰＫ、ＴＲＪ240Ｒ－ＧＧＴＰＫＥ、ＴＲＪ240Ｗ－ＧＧＴＨＫ、ＴＲＪ240Ｗ－ＧＧＴＰＫ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43＊28R00／06＊0077＊00	R28　警音器　トヨタ　J24	トヨタ　ＴＲＪ240Ｌ－ＧＧＴＨＫ、ＴＲＪ240Ｌ－ＧＧＴＰＫ、ＴＲＪ240Ｒ－ＧＧＴＨＫＮ、ＴＲＪ240Ｒ－ＧＧＴＨＫＴ、ＴＲＪ240Ｒ－ＧＧＴＰＫＥ、ＴＲＪ240Ｒ－ＧＧＴＰＫＮ、ＴＲＪ240Ｒ－ＧＧＴＰＫＴ、ＴＲＪ240Ｗ－ＧＧＴＨＫ、ＴＲＪ240Ｗ－ＧＧＴＰＫ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43＊34R03／03＊0055＊00	R34－４　燃料タンク及び燃料タンク取付装置　トヨタ　J24	トヨタ　ＴＲＪ240Ｌ－ＧＧＴＨＫ、ＴＲＪ240Ｌ－ＧＧＴＰＫ、ＴＲＪ240Ｒ－ＧＧＴＨＫＮ、ＴＲＪ240Ｒ－ＧＧＴＰＫＥ、ＴＲＪ240Ｒ－ＧＧＴＰＫＮ、ＴＲＪ240Ｗ－ＧＧＴＨＫ、ＴＲＪ240Ｗ－ＧＧＴＰＫ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43＊39R01／02＊0098＊00	R39　速度計及び走行距離計　トヨタ　J24	トヨタ　ＴＲＪ240Ｌ－ＧＧＴＨＫ、ＴＲＪ240Ｌ－ＧＧＴＰＫ、ＴＲＪ240Ｒ－ＧＧＴＨＫＮ、ＴＲＪ240Ｒ－ＧＧＴＨＫＴ、ＴＲＪ240Ｒ－ＧＧＴＰＫＥ、ＴＲＪ240Ｒ－ＧＧＴＰＫＮ、ＴＲＪ240Ｒ－ＧＧＴＰＫＴ、ＴＲＪ240Ｗ－ＧＧＴＨＫ、ＴＲＪ240Ｗ－ＧＧＴＰＫ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43＊43R01／12＊0021＊00	R43　窓ガラス　トヨタ　J24	トヨタ　ＴＲＪ240Ｌ－ＧＧＴＨＫ、ＴＲＪ240Ｌ－ＧＧＴＨＫＦ、ＴＲＪ240Ｌ－ＧＧＴＰＫ、ＴＲＪ240Ｌ－ＧＧＴＰＫＦ、ＴＲＪ240Ｒ－ＧＧＴＨＫＮ、ＴＲＪ240Ｒ－ＧＧＴＨＫＴ、ＴＲＪ240Ｒ－ＧＧＴＰＫＥ、ＴＲＪ240Ｒ－ＧＧＴＰＫＮ、ＴＲＪ240Ｒ－ＧＧＴＰＫＴ、ＴＲＪ240Ｗ－ＧＧＴＨＫ、ＴＲＪ240Ｗ－ＧＧＴＰＫ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43＊46R06／01＊0018＊00	R46　後写鏡等及び後写鏡等取付装置　トヨタ　J24	トヨタ　ＴＲＪ240Ｌ－ＧＧＴＨＫ、ＴＲＪ240Ｌ－ＧＧＴＰＫ、ＴＲＪ240Ｒ－ＧＧＴＨＫＮ、ＴＲＪ240Ｒ－ＧＧＴＨＫＴ、ＴＲＪ240Ｒ－ＧＧＴＰＫＥ、ＴＲＪ240Ｒ－ＧＧＴＰＫＮ、ＴＲＪ240Ｒ－ＧＧＴＰＫＴ、ＴＲＪ240Ｗ－ＧＧＴＨＫ、ＴＲＪ240Ｗ－ＧＧＴＰＫ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43＊58R03／03＊0406＊00	R58　突入防止装置及び突入防止装置取付装置　トヨタ　J24	トヨタ　TRJ240L－GGTHK、TRJ240L－GGTPK、TRJ240R－GGTPKE、TRJ240W－GGTHK、TRJ240W－GGTPK	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43＊79R03／11＊0021＊00	R79　かじ取装置　トヨタ　J24	トヨタ　TRJ240L－GGTHK、TRJ240L－GGTHKF、TRJ240L－GGTPK、TRJ240L－GGTPKF、TRJ240R－GGTHKN、TRJ240R－GGTHKT、TRJ240R－GGTPKE、TRJ240R－GGTPKN、TRJ240R－GGTPKT、TRJ240W－GGTHK、TRJ240W－GGTPK	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43＊94R04／02＊0026＊00	R94　オフセット前面衝突時の乗員保護装置　トヨタ　J24	トヨタ　TRJ240L－GGTHK、TRJ240L－GGTHKF、TRJ240L－GGTPK、TRJ240L－GGTPKF、TRJ240R－GGTHKN、TRJ240R－GGTHKT、TRJ240R－GGTPKE、TRJ240R－GGTPKN、TRJ240R－GGTPKT、TRJ240W－GGTHK、TRJ240W－GGTPK	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43＊95R05／04＊0022＊00	R95　自動車との側面衝突時の乗員保護装置　トヨタ　J24	トヨタ　TRJ240L－GGTHK、TRJ240L－GGTHKF、TRJ240L－GGTPK、TRJ240L－GGTPKF、TRJ240R－GGTHKN、TRJ240R－GGTHKT、TRJ240R－GGTPKE、TRJ240R－GGTPKN、TRJ240R－GGTPKT、TRJ240W－GGTHK、TRJ240W－GGTPK	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 121 R 01／06＊0034＊00	R121　操作装置　トヨタ　J24	トヨタ　TRJ240L－GGTHK、TRJ240L－GGTPK、TRJ240R－GGTHKN、TRJ240R－GGTPKE、TRJ240R－GGTPKN、TRJ240W－GGTHK、TRJ240W－GGTPK	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百二十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 125 R 02／03＊0024＊00	R125　運転者席　トヨタ　J24	トヨタ　TRJ240L－GGTHK、TRJ240L－GGTPK、TRJ240R－GGTPKE、TRJ240W－GGTHK、TRJ240W－GGTPK	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百二十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 127 R 03／03E＊0016＊00	R127　歩行者頭部保護及び歩行者脚部保護装置　トヨタ　J24	トヨタ　TRJ240R－GGTPKE、TRJ240W－GGTHK、TRJ240W－GGTPK	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百二十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 135 R 02／03＊0014＊00	R135　ポールとの側面衝突時の乗員保護装置　トヨタ　J24	トヨタ　TRJ240W－GGTHK、TRJ240W－GGTPK	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百二十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 137 R 02／04＊0014＊00	R137　フルラップ前面衝突時の乗員保護装置　トヨタ　J24	トヨタ　TRJ240W－GGTHK、TRJ240W－GGTPK	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百二十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 139 R 00／02＊0016＊00	R139　ブレーキアシストシステム　トヨタ　J24	トヨタ　TRJ240L－GGTHK、TRJ240L－GGTPK、TRJ240R－GGTHKT、TRJ240R－GGTPKT、TRJ240W－GGTHK、TRJ240W－GGTPK	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百二十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 140 R 00／06＊0016＊00	R140　横滑り防止装置　トヨタ　J24	トヨタ　TRJ240L－GGTHK、TRJ240L－GGTHKF、TRJ240L－GGTPK、TRJ240L－GGTPKF、TRJ240R－GGTHKT、TRJ240R－GGTPKE、TRJ240R－GGTPKT、TRJ240W－GGTHK、TRJ240W－GGTPK	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百二十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 142 R 01／01＊0016＊00	R142　空気入ゴムタイヤ　トヨタ　J24	トヨタ　TRJ240W－GGTHK、TRJ240W－GGTPK	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百二十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 145 R 00／03＊0015＊00	R145　年少者用補助乗車装置取付具　トヨタ　J24	トヨタ　TRJ240L－GGTHK、TRJ240L－GGTHKF、TRJ240L－GGTPK、TRJ240L－GGTPKF、TRJ240R－GGTHKN、TRJ240R－GGTHKT、TRJ240R－GGTPKE、TRJ240R－GGTPKN、TRJ240R－GGTPKT、TRJ240W－GGTHK、TRJ240W－GGTPK	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百二十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 152 R 02／03＊0015＊00	R152　衝突被害軽減制動制御装置　トヨタ　J24	トヨタ　ＴＲＪ240Ｒ－ＧＧＴＨＫＮ、ＴＲＪ240Ｒ－ＧＧＴＰＫＮ、ＴＲＪ240Ｗ－ＧＧＴＨＫ、ＴＲＪ240Ｗ－ＧＧＴＰＫ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百二十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 153 R 00／04＊0017＊00	R153　後面衝突時の燃料漏れ防止装置及び感電防止装置　トヨタ　J24	トヨタ　ＴＲＪ240Ｒ－ＧＧＴＨＫＮ、ＴＲＪ240Ｒ－ＧＧＴＰＫＮ、ＴＲＪ240Ｗ－ＧＧＴＨＫ、ＴＲＪ240Ｗ－ＧＧＴＰＫ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百三十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 155 R 00／03＊0087＊00	R155　サイバーセキュリティー　トヨタ　J24	トヨタ　ＴＲＪ240Ｗ－ＧＧＴＨＫ、ＴＲＪ240Ｗ－ＧＧＴＰＫ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百三十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 156 R 00／00＊0089＊00	R156　ソフトウェアアップデート　トヨタ　J24	トヨタ　ＴＲＪ240Ｗ－ＧＧＴＨＫ、ＴＲＪ240Ｗ－ＧＧＴＰＫ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百三十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 158 R 00／04＊0016＊00	R158　後退時車両直後確認装置　トヨタ　J24	トヨタ　ＴＲＪ240Ｗ－ＧＧＴＨＫ、ＴＲＪ240Ｗ－ＧＧＴＰＫ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百三十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 160 R 02／00＊0009＊00	R160　事故情報計測・記録装置　トヨタ　J24	トヨタ　ＴＲＪ240Ｗ－ＧＧＴＨＫ、ＴＲＪ240Ｗ－ＧＧＴＰＫ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百三十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43＊10R06／03＊0025＊00	R10　電波障害防止装置　トヨタ　J24	トヨタ　ＴＲＪ240Ｌ－ＧＧＴＨＫ、ＴＲＪ240Ｌ－ＧＧＴＰＫ、ＴＲＪ240Ｒ－ＧＧＴＨＫＮ、ＴＲＪ240Ｒ－ＧＧＴＰＫＥ、ＴＲＪ240Ｒ－ＧＧＴＰＫＮ、ＴＲＪ240Ｗ－ＧＧＴＨＫ、ＴＲＪ240Ｗ－ＧＧＴＰＫ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百三十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｇ－3336	一酸化炭素等発散防止装置　ＴＭＴ　３ＢＡ－２ＴＲ－ＦＥ３	ＴＭＴ　３ＢＡ－ＴＲＪ240Ｗ	Toyota Motor Thailand Co., Ltd. 186／1 Moo 1, Old Railway Road, Tambon Samrongtai, Amphoe Phra Paradaeng

○国土交通省告示第九百三十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月二十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｒ－35	後方視界看視装置　バックアイカメラシステム　ＣＪ120－8586	なし	クラリオンライフサイクルソリューションズ株式会社　埼玉県さいたま市中央区新都心７－２

○国土交通省告示第九百三十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月二十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 155 R 00／03＊0102＊00	R155　サイバーセキュリティー　スズキ　X000	スズキ　ＤＡ16Ｔ，ＤＧ16Ｔ，ＤＲ16Ｔ，ＤＳ16Ｔ	スズキ株式会社　静岡県浜松市中央区高塚町300番地

○国土交通省告示第九百三十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月二十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日

国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 * 156 R 00／00＊0104＊00	R 156　ソフトウェアアップデート　スズキ X000	スズキ　DA16T，DG16T，DR16T，DS16T	スズキ株式会社　静岡県浜松市中央区高塚町300番地

○国土交通省告示第九百三十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月二十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日

国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 * 156 R 00／00＊0083＊00	R 156　ソフトウェアアップデート　トヨタ EKM1	トヨタ　XEKM10L－TWDHLW、XEKM10L－TWDMLW、XEKM10L－TWDMRW、XEKM10R－TWDHLW、XEKM10R－TWDMLW、XEKM10R－TWDMRW、XEKM15L－TWDHLW、XEKM15L－TWDMLW	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百四十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月二十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日

国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 * 156 R 00／00＊0082＊00	R 156　ソフトウェアアップデート　スバル EKM1S	スバル　XEKM10L－SWDLRW、XEKM10L－SWDMLW、XEKM10R－SWDLRW、XEKM10R－SWDMLW、XEKM15L－SWDMLW、XEKM15R－SWDMLW	株式会社ＳＵＢＡＲＵ　東京都渋谷区恵比寿一丁目20番８号

○国土交通省告示第九百四十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月二十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日

国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 * 156 R 00／00＊0091＊00	R 156　ソフトウェアアップデート　トヨタ AN2P（JP，th）	トヨタ　XPN225L－DTDHSW、XPN225L－DTDLSW、XPN225R－DTDHSW、XPN225R－DTDLSW	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百四十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月二十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日

国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 * 156 R 00／00＊0087＊00	R 156　ソフトウェアアップデート　トヨタ XA6	トヨタ　AXAL62L－ANXGBW、AXAL62L－ANXMBW、AXAL62L－ANXPBW、AXAL62R－ANXGBW、AXAL62R－ANXMBW、AXAL62R－ANXPBW、AXAL64L－ANXGBW、AXAL64L－ANXMBW、AXAL64L－ANXPBW、AXAL64L－ANXZBW、AXAL64R－ANXGBW、AXAL64R－ANXMBW、AXAL64R－ANXPBW、AXAL64R－ANXZBW、AXAN62－ANXMB、AXAN64－ANXGB、AXAN64－ANXMB、AXAN64－ANXVB、AXAN64－ANXZB、AXAP62－ANXSB、AXAP62L－ANXGBW、AXAP62L－ANXMBW、AXAP62L－ANXPBW、AXAP62R－ANXGBW、AXAP62R－ANXMBW、AXAP62R－ANXPBW、AXAP64－ANXPB、AXAP64－ANXSB、AXAP64－ANXZB、AXAP64L－ANXGBW、AXAP64L－ANXMBW、AXAP64L－ANXPBW、AXAP64L－ANXZBW、AXAP64R－ANXGBW、AXAP64R－ANXMBW、AXAP64R－ANXPBW、AXAP64R－ANXZBW	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百四十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月二十七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43＊116RLI00／10＊0035＊00	R116LI　四輪自動車等の施錠装置　トヨタXP5（LI）	トヨタ／マツダ　NCP160M－MXXGK、NCP160M－MXXRK、NCP160V－EXXCK、NCP160V－EXXGK、NCP160V－EXXRK、NCP165M－MXXGK、NCP165M－MXXRK、NCP165V－EXXCK、NCP165V－EXXGK、NCP165V－EXXRK、NHP160M－MXXCB、NHP160M－MXXGB、NHP160M－MXXRB、NHP160V－EXXCB、NHP160V－EXXGB、NHP160V－EXXRB	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百四十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月二十七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 155 R 00／03＊0088＊00	R155　サイバーセキュリティー　トヨタ　XP5	トヨタ／マツダ　NCP160M－MXXGK、NCP160M－MXXRK、NCP160V－EXXCK、NCP160V－EXXGK、NCP160V－EXXRK、NCP165M－MXXGK、NCP165M－MXXRK、NCP165V－EXXCK、NCP165V－EXXGK、NCP165V－EXXRK、NHP160M－MXXCB、NHP160M－MXXGB、NHP160M－MXXRB、NHP160V－EXXCB、NHP160V－EXXGB、NHP160V－EXXRB	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百四十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月二十七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 156 R 00／00＊0090＊00	R156　ソフトウェアアップデート　トヨタXP5	トヨタ／マツダ　NCP160M－MXXGK、NCP160M－MXXRK、NCP160V－EXXCK、NCP160V－EXXGK、NCP160V－EXXRK、NCP165M－MXXGK、NCP165M－MXXRK、NCP165V－EXXCK、NCP165V－EXXGK、NCP165V－EXXRK、NHP160M－MXXCB、NHP160M－MXXGB、NHP160M－MXXRB、NHP160V－EXXCB、NHP160V－EXXGB、NHP160V－EXXRB	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百四十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月二十九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀G－3337	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　H28－IDC－4HK1－11	いすゞ　2WG－FRR90＊＊、いすゞ　2WG－FSR90＊＊、いすゞ　2WG－FTR90＊＊、UDトラックス　2WG－BRR90＊＊、UDトラックス　2WG－BSR90＊＊、UDトラックス　2WG－BTR90＊＊	いすゞ自動車株式会社　神奈川県横浜市西区高島一丁目２番５号
㊀G－3338	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　H28－IDC－4HK1－12	いすゞ　2WG－FRR90＊＊、いすゞ　2WG－FSR90＊＊、いすゞ　2WG－FRS90＊＊、いすゞ　2WG－FSS90＊＊、UDトラックス　2WG－BRR90＊＊、UDトラックス　2WG－BSR90＊	〃

＊、ＵＤトラックス　２ＷＧ－ＢＲＳ90＊＊、ＵＤトラックス　２ＷＧ－ＢＳＳ90＊＊

○国土交通省告示第九百四十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月三十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊐Ｇ－3335	一酸化炭素等発散防止装置　日野　３ＧＤ－Ｃ	トヨタ　２ＷＧ－ＧＤＹ２＊２＊、日野　２ＷＧ－ＧＤＹ２＊２＊	日野自動車株式会社　東京都日野市日野台３丁目１番地１

○国土交通省告示第九百四十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十一月七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ 43 ＊ 152 Ｒ 02／03＊0016＊ 00	Ｒ152　衝突被害軽減制動制御装置　トヨタ　Ｇ６（ＪＰ）	トヨタ　ＵＷＧ60－ＡＥＸＧＨ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百四十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十一月七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ 43 ＊ 155 Ｒ 00／03＊0094＊ 00	Ｒ155　サイバーセキュリティー　トヨタ　Ｇ６（ＪＰ）	トヨタ　ＵＷＧ60－ＡＥＸＧＨ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百五十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十一月七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ 43 ＊ 156 Ｒ 00／00＊0094＊ 00	Ｒ156　ソフトウェアアップデート　トヨタ　Ｇ６（ＪＰ）	トヨタ　ＵＷＧ60－ＡＥＸＧＨ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百五十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十一月七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ 43 ＊ 160 Ｒ 02／00＊0011＊ 00	Ｒ160　事故情報計測・記録装置　トヨタ　Ｇ６（ＪＰ）	トヨタ　ＵＷＧ60－ＡＥＸＧＨ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百五十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十一月七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ 43 ＊ 166 Ｒ 01／00＊0002＊ 00	Ｒ166　直前直左右確認装置　トヨタ　Ｇ６（ＪＰ）	トヨタ　ＵＷＧ60－ＡＥＸＧＨ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百五十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十一月七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ 43 ＊ 155 Ｒ 00／03＊0103＊ 00	Ｒ155　サイバーセキュリティー　スズキ　ＪＪＣ０	スズキ　Ｃ74Ｗ	スズキ株式会社　静岡県浜松市中央区高塚町300番地

○国土交通省告示第九百五十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十一月七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ 43 ＊ 156 Ｒ 00／00＊0105＊ 00	Ｒ156　ソフトウェアアップデート　スズキ　ＪＪＣ０	スズキ　Ｃ74Ｗ	スズキ株式会社　静岡県浜松市中央区高塚町300番地

○国土交通省告示第九百五十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十一月十二日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊐Ｇ－3339	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　６ＡＡ－２ＵＲ－ＦＳＥ１	トヨタ　６ＡＡ－ＵＷＧ60	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百五十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十一月十七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43＊155Ｒ00／00＊0091＊00	Ｒ155　サイバーセキュリティー　スバル　ＥＡＭ１ＸＳ	スバル　ＸＥＡＭ12Ｘ－ＳＷＤＭＮ、ＸＥＡＭ17Ｌ－ＳＷＤＨＮＷ、ＸＥＡＭ17Ｌ－ＳＷＤＭＮＷ、ＸＥＡＭ17Ｒ－ＳＷＤＨＮＷ、ＸＥＡＭ17Ｒ－ＳＷＤＭＮＷ、ＸＥＡＭ17Ｘ－ＳＷＤＨＮ、ＸＥＡＭ17Ｘ－ＳＷＤＭＮ	株式会社ＳＵＢＡＲＵ　東京都渋谷区恵比寿一丁目20番地８号

○国土交通省告示第九百五十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十一月十七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43＊155Ｒ00／03＊0092＊00	Ｒ155　サイバーセキュリティー　トヨタ　ＥＡＭ１Ｘ	トヨタ　ＸＥＡＭ12―ＭＷＤＨＮ、ＸＥＡＭ12Ｌ―ＭＷＤＭＮＷ、ＸＥＡＭ12Ｒ－ＭＷＤＭＮＷ、ＸＥＡＭ17―ＭＷＤＨＮ、ＸＥＡＭ17Ｌ－ＭＷＤＨＮＷ、ＸＥＡＭ17Ｌ－ＭＷＤＭＮＷ、ＸＥＡＭ17Ｒ－ＭＷＤＨＮＷ、ＸＥＡＭ17Ｒ－ＭＷＤＭＮＷ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百五十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十一月二十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｇ―3343	一酸化炭素等発散防止装置　一酸化炭素等発散防止装置　Ｅ13Ｃ－ＡＢＣ	日野　２＊Ｇ－Ｆ＊１Ｅ＊＊、日野　２＊Ｇ－Ｓ＊１Ｅ＊＊	日野自動車株式会社　東京都日野市日野台３丁目１番地１

○国土交通省告示第九百五十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十一月二十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43＊166Ｒ00／01＊0001＊00	Ｒ166　直前直左右確認装置　トヨタ　ＸＡ６	トヨタ　ＡＸＡＮ62－ＡＮＸＭＢ、ＡＸＡＮ64－ＡＮＸＧＢ、ＡＸＡＮ64－ＡＮＸＭＢ、ＡＸＡＮ64－ＡＮＸＶＢ、ＡＸＡＮ64－ＡＮＸＺＢ、ＡＸＡＰ62－ＡＮＸＳＢ、ＡＸＡＰ64－ＡＮＸＰＢ、ＡＸＡＰ64－ＡＮＸＳＢ、ＡＸＡＰ64－ＡＮＸＺＢ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百六十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十一月二十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43＊155Ｒ00／03＊0086＊00	Ｒ155　サイバーセキュリティー　スズキ　ＸＡ６（Ｓ）	スズキ　ＡＸＡＰ64Ｌ－ＺＮＸＰＢＷ	スズキ株式会社　静岡県浜松市中央区高塚町300番地

○国土交通省告示第九百六十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十一月二十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43＊156Ｒ00／00＊0088＊00	Ｒ156　ソフトウェアアップデート　スズキ　ＸＡ６（Ｓ）	スズキ　ＡＸＡＰ64Ｌ－ＺＮＸＰＢＷ	スズキ株式会社　静岡県浜松市中央区高塚町300番地

○国土交通省告示第九百六十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十一月二十六日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｇ―3340	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　６ＡＡＡ25　ＡＦＸＳＹ	トヨタ　６ＡＡ－ＡＸＡＮ62	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地
㊀Ｇ―3341	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　６ＡＡＡ25　ＡＦＸＳＺ	トヨタ　６ＡＡ－ＡＸＡＮ64	〃

○国土交通省告示第九百六十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十一月二十八日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43＊156Ｒ00／00＊0099＊00	Ｒ156　ソフトウェアアップデート　スバル　ＥＡＭ１ＸＳ	スバル　ＸＥＡＭ12Ｘ－ＳＷＤＭＮ、ＸＥＡＭ17Ｌ－ＳＷＤＨＮＷ、ＸＥＡＭ17Ｌ－ＳＷＤＭＮＷ、ＸＥＡＭ17Ｒ－ＳＷ	株式会社ＳＵＢＡＲＵ　東京都渋谷区恵比寿一丁目20番８号

ＤＨＮＷ、ＸＥＡＭ17Ｒ－ＳＷＤＭＮＷ、ＸＥＡＭ17Ｘ－ＳＷＤＨＮ、ＸＥＡＭ17Ｘ－ＳＷＤＭＮ

○国土交通省告示第九百六十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十二月二十八日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43＊156Ｒ00／00＊0098＊00	Ｒ156　ソフトウェアアップデート　トヨタＥＡＭ１Ｘ	トヨタ　ＸＥＡＭ12－ＭＷＤＨＮ、ＸＥＡＭ12Ｌ－ＭＷＤＭＮＷ、ＸＥＡＭ12Ｒ－ＭＷＤＭＮＷ、ＸＥＡＭ17－ＭＷＤＨＮ、ＸＥＡＭ17Ｌ－ＭＷＤＨＮＷ、ＸＥＡＭ17Ｌ－ＭＷＤＭＮＷ、ＸＥＡＭ17Ｒ－ＭＷＤＨＮＷ、ＸＥＡＭ17Ｒ－ＭＷＤＭＮＷ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百六十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十二月一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀ＴＤⅡ－112	運行記録計　デジタル式運行記録計　ＯＤ420ＪＰ	なし	株式会社Ｗｉｌｌ　Ｓｍａｒｔ　東京都江東区富岡２－11－６　ＨＡＳＥＭＡＮ　ＢＬＤＧ　５－１

○国土交通省告示第九百六十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十二月二日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43＊155Ｒ00／03＊0097＊00	Ｒ155　サイバーセキュリティー　レクサスＨＸＥ３（ＪＰ）	レクサス　ＡＶＥ30－ＢＥＸＬＨ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百六十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十二月二日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43＊156Ｒ00／00＊0097＊00	Ｒ156　ソフトウェアアップデート　レクサスＨＸＥ３（ＪＰ）	レクサス　ＡＶＥ30－ＢＥＸＬＨ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百六十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十二月三日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｇ－3344	一酸化炭素等発散防止装置　レクサス　６ＡＡ－２ＡＲ－ＦＳＥ１	レクサス　６ＡＡ－ＡＶＥ30	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百六十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十二月三日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｇ－3345	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　２ＷＧ－３ＧＤ－ＦＴＶ	トヨタ　２ＷＧ－ＧＤＢ100、トヨタ　２ＷＧ－ＧＤＢ110、トヨタ　２ＷＧ－ＧＤＢ120、トヨタ　２ＷＧ－ＧＤＢ100Ｖ、トヨタ　２ＷＧ－ＧＤＢ110Ｖ、日野　２ＷＧ－ＧＤＢ100Ｍ、日野　２ＷＧ－ＧＤＢ110Ｍ、日野　２ＷＧ－ＧＤＢ120Ｍ、日野　２ＷＧ－ＧＤＢ100Ｙ、日野　２ＷＧ－ＧＤＢ110Ｙ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地
㊀Ｇ－3346	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　２ＷＧ－３ＧＤ－ＦＴＶ１	トヨタ　２ＷＧ－ＧＤＢ100、トヨタ　２ＷＧ－ＧＤＢ110、トヨタ　２ＷＧ－ＧＤＢ120、トヨタ　２ＷＧ－ＧＤＢ100Ｖ、トヨタ　２ＷＧ－ＧＤＢ110Ｖ、日野　２ＷＧ－ＧＤＢ110Ｍ、日野　２ＷＧ－ＧＤＢ120Ｍ	〃

○国土交通省告示第九百七十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十二月五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｒ－36	後方視界看視装置　バックアイカメラシステム　ＣＪ120―8700	なし	クラリオンライフサイクルソリューションズ株式会社　埼玉県さいたま市中央区新都心７－２

○国土交通省告示第九百七十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十二月九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 155 R 00／03＊0093＊00	R155　サイバーセキュリティー　トヨタ　H20	トヨタ／マツダ　ＧＤＨ201Ｋ－ＦＲＴＤＹ、ＧＤＨ201Ｍ－ＳＲＴＤＹ、ＧＤＨ201Ｖ－ＲＢＴＤＹ、ＧＤＨ201Ｖ－ＲＨＴＤＹ、ＧＤＨ201Ｖ－ＲＲＴＤＹ、ＧＤＨ201Ｖ－ＳＦＴＤＹ、ＧＤＨ201Ｖ－ＳＭＴＤＹ、ＧＤＨ201Ｖ－ＳＲＴＤＹ、ＧＤＨ201Ｖ－ＳＲＴＥＹ、ＧＤＨ206Ｋ－ＥＲＴＤＹ、ＧＤＨ206Ｋ－ＦＲＴＤＹ、ＧＤＨ206Ｍ－ＳＲＴＤＹ、ＧＤＨ206Ｖ－ＲＢＴＤＹ、ＧＤＨ206Ｖ－ＲＨＴＤＹ、ＧＤＨ206Ｖ－ＲＲＴＤＹ、ＧＤＨ206Ｖ－ＳＦＴＤＹ、ＧＤＨ206Ｖ－ＳＲＴＤＹ、ＧＤＨ206Ｖ－ＳＲＴＥＹ、ＧＤＨ211Ｋ－ＫＲＴＥＹ、ＧＤＨ221Ｋ－ＬＲＴＤＹ、ＧＤＨ223Ｂ－ＬＥＴＤＹ、ＧＤＨ223Ｂ－ＬＥＴＮＹ、ＧＤＨ226Ｋ－ＬＲＴＤＹ、ＴＲＨ200Ｋ－ＥＲＴＤＫ、ＴＲＨ200Ｋ－ＦＲＴＤＫ、ＴＲＨ200Ｍ－ＳＲＴＤＫ、ＴＲＨ200Ｖ－ＲＢＴＤＫ、ＴＲＨ200Ｖ－ＲＨＴＤＫ、ＴＲＨ200Ｖ－ＲＲＴＤＫ、ＴＲＨ200Ｖ－ＳＦＴＤＫ、ＴＲＨ200Ｖ－ＳＭＴＤＫ、ＴＲＨ200Ｖ－ＳＲＴＤＫ、ＴＲＨ200Ｖ－ＳＲＴＥＫ、ＴＲＨ211Ｋ－ＫＲＴＥＫ、ＴＲＨ214Ｗ－ＪＤＴＤＫ、ＴＲＨ214Ｗ－ＪＤＴＮＫ、ＴＲＨ216Ｋ－ＫＲＴＥＫ、ＴＲＨ219Ｗ－ＪＤＴＤＫ、ＴＲＨ219Ｗ－ＪＤＴＮＫ、ＴＲＨ221Ｋ－ＬＲＴＤＫ、ＴＲＨ221Ｓ－ＱＦＴＤＫ、ＴＲＨ223Ｂ－ＬＥＴＤＫ、ＴＲＨ223Ｂ－ＬＥＴＮＫ、ＴＲＨ224Ｗ－ＬＤＴＮＫ、ＴＲＨ226Ｋ－ＬＲＴＤＫ、ＴＲＨ226Ｓ－ＱＦＴＤＫ、ＴＲＨ228Ｂ－ＬＥＴＤＫ、ＴＲＨ228Ｂ－ＬＥＴＮＫ、ＴＲＨ229Ｗ－ＬＤＴＮＫ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百七十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十二月九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日

国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 156 R 00／00＊0093＊00	R156　ソフトウェアアップデート　トヨタ　H20	トヨタ／マツダ　ＧＤＨ201Ｋ－ＦＲＴＤＹ、ＧＤＨ201Ｍ－ＳＲＴＤＹ、ＧＤＨ201Ｖ－ＲＢＴＤＹ、ＧＤＨ201Ｖ－ＲＨＴＤＹ、ＧＤＨ201Ｖ－ＲＲＴＤＹ、ＧＤＨ201Ｖ－ＳＦＴＤＹ、ＧＤＨ201Ｖ－ＳＭＴＤＹ、ＧＤＨ201Ｖ－ＳＲＴＤＹ、ＧＤＨ201Ｖ－ＳＲＴＥＹ、ＧＤＨ206Ｋ－ＥＲＴＤＹ、ＧＤＨ206Ｋ－ＦＲＴＤＹ、ＧＤＨ206Ｍ－ＳＲＴＤＹ、ＧＤＨ206Ｖ－ＲＢＴＤＹ、ＧＤＨ206Ｖ－ＲＨＴＤＹ、ＧＤＨ206Ｖ－ＲＲＴＤＹ、ＧＤＨ206Ｖ－ＳＦＴＤＹ、ＧＤＨ206Ｖ－ＳＲＴＤＹ、ＧＤＨ206Ｖ－ＳＲＴＥＹ、ＧＤＨ211Ｋ－ＫＲＴＥＹ、ＧＤＨ221Ｋ－ＬＲＴＤＹ、ＧＤＨ223Ｂ－ＬＥＴＤＹ、ＧＤＨ223Ｂ－ＬＥＴＮＹ、ＧＤＨ226Ｋ－ＬＲＴＤＹ、ＴＲＨ200Ｋ－ＥＲＴＤＫ、ＴＲＨ200Ｋ－ＦＲＴＤＫ、ＴＲＨ200Ｍ－ＳＲＴＤＫ、ＴＲＨ200Ｖ－ＲＢＴＤＫ、ＴＲＨ200Ｖ－ＲＨＴＤＫ、ＴＲＨ200Ｖ－ＲＲＴＤＫ、ＴＲＨ200Ｖ－ＳＦＴＤＫ、ＴＲＨ200Ｖ－ＳＭＴＤＫ、ＴＲＨ200Ｖ－ＳＲＴＤＫ、ＴＲＨ200Ｖ－ＳＲＴＥＫ、ＴＲＨ211Ｋ－ＫＲＴＥＫ、ＴＲＨ214Ｗ－ＪＤＴＤＫ、ＴＲＨ214Ｗ－ＪＤＴＮＫ、ＴＲＨ216Ｋ－ＫＲＴＥＫ、ＴＲＨ219Ｗ－ＪＤＴＤＫ、ＴＲＨ219Ｗ－ＪＤＴＮＫ、ＴＲＨ221Ｋ－ＬＲＴＤＫ、ＴＲＨ221Ｓ－ＱＦＴＤＫ、ＴＲＨ223Ｂ－ＬＥＴＤＫ、ＴＲＨ223Ｂ－ＬＥＴＮＫ、ＴＲＨ224Ｗ－ＬＤＴＮＫ、	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

		ＴＲＨ226Ｋ－ＬＲＴＤＫ、ＴＲＨ226Ｓ－ＱＦＴＤＫ、ＴＲＨ228Ｂ－ＬＥＴＤＫ、ＴＲＨ228Ｂ－ＬＥＴＮＫ、ＴＲＨ229Ｗ－ＬＤＴＮＫ	

○国土交通省告示第九百七十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十二月九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43＊160Ｒ02／00＊0010＊00	Ｒ160　事故情報計測・記録装置　トヨタ　Ｈ2000	トヨタ／マツダ　ＧＤＨ201Ｋ－ＦＲＴＤＹ、ＧＤＨ201Ｍ－ＳＲＴＤＹ、ＧＤＨ201Ｖ－ＲＢＴＤＹ、ＧＤＨ201Ｖ－ＲＨＴＤＹ、ＧＤＨ201Ｖ－ＲＲＴＤＹ、ＧＤＨ201Ｖ－ＳＦＴＤＹ、ＧＤＨ201Ｖ－ＳＭＴＤＹ、ＧＤＨ201Ｖ－ＳＲＴＤＹ、ＧＤＨ201Ｖ－ＳＲＴＥＹ、ＧＤＨ206Ｋ－ＥＲＴＤＹ、ＧＤＨ206Ｋ－ＦＲＴＤＹ、ＧＤＨ206Ｍ－ＳＲＴＤＹ、ＧＤＨ206Ｖ－ＲＢＴＤＹ、ＧＤＨ206Ｖ－ＲＨＴＤＹ、ＧＤＨ206Ｖ－ＲＲＴＤＹ、ＧＤＨ206Ｖ－ＳＦＴＤＹ、ＧＤＨ206Ｖ－ＳＲＴＤＹ、ＧＤＨ206Ｖ－ＳＲＴＥＹ、ＧＤＨ211Ｋ－ＫＲＴＥＹ、ＧＤＨ221Ｋ－ＬＲＴＤＹ、ＧＤＨ223Ｂ－ＬＥＴＮＹ、ＧＤＨ226Ｋ－ＬＲＴＤＹ、ＴＲＨ200Ｋ－ＥＲＴＤＫ、ＴＲＨ200Ｋ－ＦＲＴＤＫ、ＴＲＨ200Ｍ－ＳＲＴＤＫ、ＴＲＨ200Ｖ－ＲＢＴＤＫ、ＴＲＨ200Ｖ－ＲＨＴＤＫ、ＴＲＨ200Ｖ－ＲＲＴＤＫ、ＴＲＨ200Ｖ－ＳＦＴＤＫ、ＴＲＨ200Ｖ－ＳＭＴＤＫ、ＴＲＨ200Ｖ－ＳＲＴＤＫ、ＴＲＨ200Ｖ－ＳＲＴＥＫ、ＴＲＨ211Ｋ－ＫＲＴＥＫ、ＴＲＨ214Ｗ－ＪＤＴＤＫ、ＴＲＨ214Ｗ－ＪＤＴＮＫ、ＴＲＨ216Ｋ－ＫＲＴＥＫ、ＴＲＨ219Ｗ－ＪＤＴＤＫ、ＴＲＨ219Ｗ－ＪＤＴＮＫ、ＴＲＨ221Ｋ－ＬＲＴＤＫ、ＴＲＨ221Ｓ－ＱＦＴＤＫ、ＴＲＨ223Ｂ－ＬＥＴＮＫ、ＴＲＨ224Ｗ－ＬＤＴＮＫ、ＴＲＨ226Ｋ－ＬＲＴＤＫ、ＴＲＨ226Ｓ－ＱＦＴＤＫ、ＴＲＨ228Ｂ－ＬＥＴＮＫ、ＴＲＨ229Ｗ－ＬＤＴＮＫ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百七十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十二月十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｇ－3347	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　３ＤＦ－１ＧＤ－ＦＴＶ１	トヨタ　３ＤＦ－ＧＤＨ201Ｖ、マツダ　３ＤＦ－ＧＤＨ201Ｍ、トヨタ　３ＤＦ－ＧＤＨ201Ｋ、トヨタ　３ＤＦ－ＧＤＨ211Ｋ、トヨタ　３ＤＦ－ＧＤＨ221Ｋ、トヨタ　３ＤＦ－ＧＤＨ206Ｖ、マツダ　３ＤＦ－ＧＤＨ206Ｍ、トヨタ　３ＤＦ－ＧＤＨ206Ｋ、トヨタ　３ＤＦ－ＧＤＨ226Ｋ、トヨタ　３ＤＦ－ＧＤＨ223Ｂ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百七十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十二月十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｇ－3342	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　３ＢＡＪＫ15ＢＥ４	スズキ　３ＢＡ－ＪＣ74Ｗ	スズキ株式会社　静岡県浜松市中央区高塚町300番地

○国土交通省告示第九百七十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十二月十二日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43＊155Ｒ00／03＊0105＊00	Ｒ155　サイバーセキュリティー　スバル　ＳＢＲ－ＰＦ１	スバル　Ｂ７、Ｇ６、Ｓ６、Ｖ２	株式会社ＳＵＢＡＲＵ　東京都渋谷区恵比寿一丁目20番８号

○国土交通省告示第九百七十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十二月十二日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 156 R 00／00＊0106＊ 00	R 156　ソフトウェアアップデート　スバル　ＳＢＲ－ＰＦ１	スバル　Ｂ７、Ｇ６、Ｓ６、Ｖ２	株式会社ＳＵＢＡＲＵ　東京都渋谷区恵比寿一丁目20番８号

○国土交通省告示第九百七十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十二月二十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 155 R 00／03＊0100＊ 00	R 155　サイバーセキュリティー　レクサス　ＸＺ２Ｌ	レクサス　ＸＸＺＭ21－ＡＥＤＧＮ、ＸＸＺＭ21Ｌ－ＡＥＤＧＬＷ、ＸＸＺＭ21Ｒ－ＡＥＤＧＬＷ、ＸＸＺＭ26－ＡＥＤＧＮ、ＸＸＺＭ26Ｌ－ＡＥＤＧＮＷ、ＸＸＺＭ26Ｒ－ＡＥＤＧＮＷ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百七十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年一月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｇ－3348	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　５ＢＡ－ＭＸＰＡ15－ＦＫＳ	トヨタ　５ＢＡ－ＭＸＰＡ10、トヨタ　５ＢＡ－ＭＸＰＡ15	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百八十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年一月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｇ－3349	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　５ＢＡ－ＭＸＰＢ15－ＦＫＳ１	トヨタ　５ＢＡ－ＭＸＰＢ10、トヨタ　５ＢＡ－ＭＸＰＢ15	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百八十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年一月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 156 R 00／00＊0102＊ 00	R 156　ソフトウェアアップデート　レクサス　ＸＺ２Ｌ	レクサス　ＸＸＺＭ21－ＡＥＤＧＮ、ＸＸＺＭ21Ｌ－ＡＥＤＧＬＷ、ＸＸＺＭ21Ｒ－ＡＥＤＧＬＷ、ＸＸＺＭ26－ＡＥＤＧＮ、ＸＸＺＭ26Ｌ－ＡＥＤＧＮＷ、ＸＸＺＭ26Ｒ－ＡＥＤＧＮＷ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百八十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年一月十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｇ－3350	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　Ｈ28－ＩＤＣ－ＲＺ４Ｅ－１	いすゞ　２ＷＧ－ＮＨＳ87＊＊、ニッサン　２ＷＧ－ＡＨＳ87＊＊、マツダ　２ＷＧ－ＬＨＳ87＊＊	いすゞ自動車株式会社　神奈川県横浜市西区高島一丁目２番５号

○国土交通省告示第九百八十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年一月二十七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 155 R 00／03＊0106＊ 00	R 155　サイバーセキュリティー　スズキ　Ｖ700	スズキ　Ｖ700	スズキ株式会社　静岡県浜松市中央区高塚町300番地

○国土交通省告示第九百八十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年一月二十七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 156 R 00／00＊0108＊ 00	R 156　ソフトウェアアップデート　スズキ　Ｖ700	スズキ　Ｖ700	スズキ株式会社　静岡県浜松市中央区高塚町300番地

○国土交通省告示第九百八十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年一月二十九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 166 R 01／00＊0003＊ 00	R 166　直前直左右確認装置　レクサス　ＸＺ２Ｌ	レクサス　ＸＸＺＭ21－ＡＥＤＧＮ、ＸＸＺＭ26－ＡＥＤＧＮ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百八十六号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）第六条の三、第六条の四及び第二十三条の規定に基づき、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第六条の二の規定に基づく国土交通大臣が定める要件並びに移動等円滑化取組計画書、移動等円滑化取組報告書及び移動等円滑化実績等報告書の様式を定める告示（平成三十一年国土交通省告示第三百十六号）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年七月二十一日

国土交通大臣　金子　恭之

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第六条の二の規定に基づく国土交通大臣が定める要件並びに移動等円滑化取組計画書、移動等円滑化取組報告書及び移動等円滑化実績等報告書の様式を定める告示の一部を改正する告示

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第六条の二の規定に基づく国土交通大臣が定める要件並びに移動等円滑化取組計画書、移動等円滑化取組報告書及び移動等円滑化実績等報告書の様式を定める告示の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	
一　（略）	
二　（略）	
三　規則第六条の四の国土交通大臣が定める様式は、次の表の上欄に掲げる公共交通事業者等の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。	
一　法第二条第五号イに掲げる者	第二号様式及び第三号様式
二　法第二条第五号ロに掲げる者	第四号様式及び第五号様式
三　法第二条第五号ハに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業者（次号に掲げる者を除く。）	第六号様式
四　法第二条第五号ハに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業者のうち専用バスターミナルを設置し、又は管理するもの	第六号様式及び第七号様式
五　法第二条第五号ハに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業者	第八号様式
六　法第二条第五号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業者	第九号様式
七　法第二条第五号ニに掲げる者	第七号様式
八　法第二条第五号ホに掲げる一般旅客定期航路事業者（いずれも次号に掲げる者を除く。）	第十号様式
九　法第二条第五号ホに掲げる一般旅客定期航路事業者及び対外旅客定期航路事業者のうち同条第六号ニに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	第十号様式及び第十一号様式

改正前	
一　（略）	
二　（略）	
三　規則第六条の四の国土交通大臣が定める様式は、次の表の上欄に掲げる公共交通事業者等の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。	
一　法第二条第五号イに掲げる者	第二号様式及び第三号様式
二　法第二条第五号ロに掲げる者	第四号様式及び第五号様式
三　法第二条第五号ハに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業者（次号に掲げる者を除く。）	第六号様式
四　法第二条第五号ハに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業者のうち専用バスターミナルを設置し、又は管理するもの	第六号様式及び第七号様式
五　法第二条第五号ハに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業者	第八号様式
六　法第二条第五号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業者	第九号様式
七　法第二条第五号ニに掲げる者	第七号様式
八　法第二条第五号ホに掲げる一般旅客定期航路事業者（次号に掲げる者を除く。）	第十号様式
九　法第二条第五号ホに掲げる一般旅客定期航路事業者のうち同条第六号ニに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	第十号様式及び第十一号様式

十　法第二条第五号ホに掲げる旅客不定期航路事業者（次号に掲げる者を除く。）	第十号様式
十一　法第二条第五号ホに掲げる旅客不定期航路事業者のうち同条第六号ニに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	第十号様式及び第十一号様式
十二　法第二条第五号ヘに掲げる者	第十二号様式
十三　法第二条第五号トに掲げる者のうち同条第六号ニに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	第十一号様式
十四　法第二条第五号トに掲げる者のうち同条第六号ホに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	第十三号様式

四　規則第二十三条の国土交通大臣が定める様式は、次の表の上欄に掲げる公共交通事業者等の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。

一　法第二条第五号イに掲げる者	第十四号様式及び第十五号様式
二　法第二条第五号ロに掲げる者	第十六号様式及び第十七号様式
三　法第二条第五号ハに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業者（次号に掲げる者を除く。）	第十八号様式
四　法第二条第五号ハに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業者のうち専用バスターミナルを設置し、又は管理するもの	第十八号様式及び第十九号様式
五　法第二条第五号ハに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業者のうち貸切バス車両（移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十一号。以下「公共交通移動等円滑化基準省令」という。）第二条第一項第十三号の二に規定する貸切バス車両をいう。）をその事業の用に供しているもの	第二十号様式

十　法第二条第五号ホに掲げる旅客不定期航路事業者（次号に掲げる者を除く。）	第十号様式
十一　法第二条第五号ホに掲げる旅客不定期航路事業者のうち同条第六号ニに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	第十号様式及び第十一号様式
十二　法第二条第五号ヘに掲げる者	第十二号様式
十三　法第二条第五号トに掲げる者のうち同条第六号ニに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	第十一号様式
十四　法第二条第五号トに掲げる者のうち同条第六号ホに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	第十三号様式

四　規則第二十三条の国土交通大臣が定める様式は、次の表の上欄に掲げる公共交通事業者等の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。

一　法第二条第五号イに掲げる者	第十四号様式及び第十五号様式
二　法第二条第五号ロに掲げる者	第十六号様式及び第十七号様式
三　法第二条第五号ハに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業者（次号に掲げる者を除く。）	第十八号様式
四　法第二条第五号ハに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業者のうち専用バスターミナルを設置し、又は管理するもの	第十八号様式及び第十九号様式
五　法第二条第五号ハに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業者のうち貸切バス車両（移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十一号。以下「公共交通移動等円滑化基準省令」という。）第二条第一項第十三号の二に規定する貸切バス車両をいう。）をその事業の用に供しているもの	第二十号様式

六　法第二条第五号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業者のうち福祉タクシー車両（公共交通移動等円滑化基準省令第二条第一項第十四号に規定する福祉タクシー車両をいう。）をその事業の用に供しているもの	第二十一号様式
七　法第二条第五号ニに掲げる者	第十九号様式
八　法第二条第五号ホに掲げる一般旅客定期航路事業者及び対外旅客定期航路事業者（いずれも次号に掲げる者を除く。）	第二十二号様式
九　法第二条第五号ホに掲げる一般旅客定期航路事業者及び対外旅客定期航路事業者のうち同条第六号ニに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	第二十二号様式及び第二十三号様式
十　法第二条第五号ホに掲げる旅客不定期航路事業者（次号に掲げる者を除く。）	第二十二号様式
十一　法第二条第五号ホに掲げる旅客不定期航路事業者のうち同条第六号ニに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	第二十二号様式及び第二十三号様式
十二　法第二条第五号へに掲げる者	第二十四号様式
十三　法第二条第五号トに掲げる者のうち同条第六号イに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	第十四号様式
十四　法第二条第五号トに掲げる者のうち同条第六号ニに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	第二十三号様式
十五　法第二条第五号トに掲げる者のうち同条第六号ホに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	第二十五号様式

六　法第二条第五号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業者のうち福祉タクシー車両（公共交通移動等円滑化基準省令第二条第一項第十四号に規定する福祉タクシー車両をいう。）をその事業の用に供しているもの	第二十一号様式
七　法第二条第五号ニに掲げる者	第十九号様式
八　法第二条第五号ホに掲げる一般旅客定期航路事業者（次号に掲げる者を除く。）	第二十二号様式
九　法第二条第五号ホに掲げる一般旅客定期航路事業者のうち同条第六号ニに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	第二十二号様式及び第二十三号様式
十　法第二条第五号ホに掲げる旅客不定期航路事業者（次号に掲げる者を除く。）	第二十二号様式
十一　法第二条第五号ホに掲げる旅客不定期航路事業者のうち同条第六号ニに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	第二十二号様式及び第二十三号様式
十二　法第二条第五号へに掲げる者	第二十四号様式
十三　法第二条第五号トに掲げる者のうち同条第六号イに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	第十四号様式
十四　法第二条第五号トに掲げる者のうち同条第六号ニに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	第二十三号様式
十五　法第二条第五号トに掲げる者のうち同条第六号ホに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	第二十五号様式

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

官報告

国家試験

介護福祉士国家試験の施行

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第３項において準用する法第６条の規定により、第39回介護福祉士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第41条第１項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人社会福祉振興・試験センター（以下「試験センター」という。）が行う。

令和８年７月21日

厚生労働大臣　上野賢一郎

1　試験期日　令和９年１月31日（日曜日）

2　試験地　北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

ただし、試験地の事情により、近隣の試験地に変更することがある。

3　試験科目

パート	試験科目	領域
A	人間の尊厳と自立	人間と社会
	介護の基本	介護
	社会の理解	人間と社会
	人間関係とコミュニケーション	人間と社会
	コミュニケーション技術	介護
	生活支援技術	介護
B	こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみ
	発達と老化の理解	こころとからだのしくみ
	認知症の理解	こころとからだのしくみ
	障害の理解	こころとからだのしくみ
	医療的ケア	医療的ケア
C	介護過程	介護
	総合問題	全領域の知識及び技術を横断的に問う問題を、事例形式で出題

4　試験の方法

⑴　試験は、筆記の方法により行う。

なお、次に該当する者について、必要な配慮を行う。

ア　障害等のある者については、その申請により点字問題、拡大文字問題、チェック解答用紙等による試験を行うほか、試験時間の延長等必要な配慮を行う。

イ　インドネシア、フィリピン及びベトナムとの経済連携協定等に基づく外国人介護福祉士候補者（以下「ＥＰＡ介護福祉士候補者」という。）については、全ての漢字にふりがなが付記された問題用紙を配布するほか、試験時間の延長を行う。

ウ　外国の国籍を有する者又は日本に帰化した者については、その申請により、全ての漢字にふりがなが付記された問題用紙を配布するほか、試験時間の延長を行う。

⑵　出題形式は五肢択一を基本とする多肢選択形式とし、問題に図表等を用いることがある。出題数は125問、総試験時間数は220分間とする。

⑶　出題基準を別途定め、試験センターのホームページ上に掲載する。

5　受験資格

⑴　次のいずれかに該当する者

ア　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項の規定により大学に入学することができる者（このアの規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第２項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において２年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（令和９年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

イ　学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において１年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（令和９年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

ウ　学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することができる者（このウの厚生労働省令で定める学校が大学である場合において、当該大学が同条第２項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であって、厚生労働省令で定める学校又は養成所を卒業した後、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において１年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（令和９年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

⑵　次に該当する者として、介護等の業務に３年以上従事した者（令和９年３月31日までに３年以上従事する見込みの者を含む。）であって、法第40条第２項第５号に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設が行う実務者研修（以下「実務者研修」という。）を修了した者（令和９年３月31日までに修了する見込みの者を含む。）

ア　児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障害児通所支援事業を行う施設、児童発達支援センター、障害児入所施設（障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）第５条による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設を含む。）及び指定発達支援医療機関の利用者の保護に直接従事する職員（職業指導員、心理担当職員、作業療法士、理学療法士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員並びに医師、看護師その他医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要な職員を除く。）

イ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）附則第41条第１項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設（障害者総合支援法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第29条に規定する身体障害者更生施設、同法第30条に規定する身体障害者療護施設及び同法第31条に規定する身体障害者授産施設に限る。）、障害者総合支援法に規定する地域活動支援センターを行う事業所又は障害者支援施設の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者（障害者総合支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設（障害者総合支援法附則第45条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の２第１項第１号に規定する精神障害者生活訓練施設、同項第２号に規定する精神障害者授産施設及び同項第４号に規定する精神障害者福祉工場をいう。）、障害者総合支援法附則第58条第１項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設（障害者総合支援法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第21条の６に規定する知的障害者更生施設、同法第21条の７に規定する知的障害者授産施設及び同法第21条の８に規定する知的障害者通勤寮をいう。）、「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」（昭和47年７月22日付け社更第128号）別紙（身体障害者福祉工場設置要綱）に規定する身体障害者福祉工場、「知的障害者福祉工場の設置及び運営につ

いて」（昭和60年５月21日付け厚生省発児第104号）別紙（知的障害者福祉工場設置運営要綱）に規定する知的障害者福祉工場、障害者総合支援法第５条第28項に規定する福祉ホーム及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設又は隣保館（「隣保館の設置及び運営について」（平成14年８月29日付け厚生労働省発社援第0829002号）別紙１（隣保館デイサービス事業実施要領）に基づく隣保館デイサービス事業を行っているものに限る。）の職員であって主たる業務が介護等の業務であるものを含む。）

ウ　生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設及び更生施設の介護職員

エ　老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームの介護職員

オ　地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）第２条による改正前の障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち共同生活介護を行う事業者の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者

カ　障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業所の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者

キ　整備法第３条による改正前の障害者自立支援法に規定する児童デイサービスを行う事業所の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者

ク　指定訪問介護（介護保険法（平成９年法律第123号）第41条第１項に規定する指定居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）に該当する同法第８条第２項に規定する訪問介護をいう。）若しくは指定介護予防訪問介護（同法第53条第１項に規定する指定介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）に該当する地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）第５条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第８条の２第２項に規定する介護予防訪問介護をいい、医療介護総合確保推進法附則第11条又は第14条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされたものを含む。）又は第一号訪問事業（介護保険法第115条の45第１項第１号イに規定する第一号訪問事業（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の６第１号イに規定する基準に従って事業を実施するものであって、介護保険法第115条の45の３第１項の指定を受けたものに限る。）をいう。）の訪問介護員等

ケ　指定訪問看護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第８条第４項に規定する訪問看護をいう。）又は指定介護予防訪問看護（指定介護予防サービスに該当する介護保険法第８条の２第３項に規定する介護予防訪問看護をいう。）において看護業務の補助を行う者であって、その主たる業務が介護等の業務である者

コ　指定通所介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第８条第７項に規定する通所介護をいう。）若しくは指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第８条第17項に規定する地域密着型通所介護をいう。）若しくは指定介護予防通所介護（指定介護予防サービスに該当する旧介護保険法第８条の２第７項に規定する介護予防通所介護をいい、医療介護総合確保推進法附則第11条又は第14条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされたものを含む。）若しくは指定短期入所生活介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第８条第９項に規定する短期入所生活介護をいう。）若しくは指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービスに該当する同法第８条の２第７項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。）又は第一号通所事業（介護保険法第115条の45第１項第１号ロに規定する第一号通所事業（介護保険法施行規則第140条の63の６第１号イに規定する基準に従って事業を実施するものであって、介護保険法第115条の45の３第１項の指定を受けたものに限る。）をいう。）を行う施設（老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く。）の介護職員

サ　指定訪問入浴介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第８条第３項に規定する訪問入浴介護をいう。）又は指定介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービスに該当する同法第８条の２第２項に規定する介護予防訪問入浴介護をいう。）の介護職員

シ　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（介護保険法第42条の２に規定する指定地域密着型サービス（以下「指定地域密着型サービス」という。）に該当する同法第８条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。）の訪問介護員等

ス　指定夜間対応型訪問介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第８条第16項に規定する夜間対応型訪問介護をいう。）の訪問介護員

セ　指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第８条第18項に規定する認知症対応型通所介護をいう。）又は指定介護予防認知症対応型通所介護（同法第54条の２第１項に規定する指定地域密着型介護予防サービス（以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。）に該当する同法第８条の２第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。）を行う施設（老人デイサービスセンターを除く。）の介護職員

ソ　指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第８条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第８条の２第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）の介護従業者

タ　指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第８条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護をいう。）又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第８条の２第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。）の介護従業者

チ　指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第８条第23項に規定する複合型サービスをいう。）の介護従業者

ツ　指定通所リハビリテーション（指定居宅サービスに該当する介護保険法第８条第８項に規定する通所リハビリテーションをいう。）若しくは指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービスに該当する同法第８条の２第６項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。）又は指定短期入所療養介護（指定居宅サービスに該当する同法第８条第10項に規定する短期入所療養介護をいう。）若しくは指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービスに該当する同法第８条の２第８項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。）を行う施設の介護職員

テ　指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第８条第11項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービスに該当する同法第８条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービスに該当する同法第８条の２第９項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。）を行う施設の介護職員

ト　指定介護老人福祉施設（指定施設サービス等に該当する介護保険法第８条第27項に規定する介護老人福祉施設をいう。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービスに該当する同法第８条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。）（特別養護老人ホームを除く。）の介護職員

ナ　老人福祉法に規定する養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム並びに介護保険法に規定する介護老人保健施設その他の施設であって、入所者のうちに身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むものの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

ニ　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第５条第１項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

ヌ　健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設であって、同法第８条第26項に規定する療養病床等により構成される病棟又は診療所（以下「病棟等」という。）における介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者

ネ　介護保険法第８条第29項に規定する介護医療院における介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者

ノ　老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成６年３月厚生省告示第72号）別表第１（老人医科診療報酬点数表）において定められた病棟等のうち、介護力を強化したもの（同告示に基づき、都道府県知事に対し、「老人病棟老人入院基本料（１から４）」、「老人性認知症疾患療養病棟入院料」又は「診療所老人医療管理料」の届出を行った病棟等をいう。）において看護の補助の業務に従事する者であって、その主たる業務が介護等の業務である者

ハ　医療法第１条の５に規定する病院又は診療所において看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

ヒ　健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第１項に規定する訪問看護事業において看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

フ　ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）第２条第２項に規定する国立ハンセン病療養所等における介護員等その主たる業務が介護等の業務である者

ヘ　職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）附則第４項に規定する家政婦のうち、個人の家庭において就業し、その主たる業務が介護等の業務である者

ホ　労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第29条第１項第２号に基づき設置された労災特別介護施設の介護職員

マ　「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」（平成15年11月10日付け障発第1110001号）別紙（重症心身障害児（者）通園事業実施要綱）に基づく「重症心身障害児（者）通園事業」を行う施設の入所者の保護に直接従事する職員（施設長、医師、看護師及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。）

ミ　「在宅重度障害者通所援護事業について」（昭和62年８月６日付け社更第185号）別添（在宅重度障害者通所援護事業実施要綱）に基づく「在宅重度障害者通所援護事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

ム　「知的障害者通所援護事業助成費の国庫補助について」（昭和54年４月11日付け児第67号）別添（知的障害者通所援護事業実施要綱）に基づく「知的障害者通所援護事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

メ　「「地域生活支援事業の実施について」の一部改正について」（平成26年３月31日付け障発0331第１号）による改正前の「地域生活支援事業の実施について」（平成18年８月１日付け障発第0801002号）別紙１（地域生活支援事業実施要綱）別記11⑶に基づく「身体障害者自立支援」又は別記11⑺に基づく「生活サポート」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

モ　「地域生活支援事業の実施について」別紙１（地域生活支援事業実施要綱）別記１―９に基づく「移動支援事業」、別記１―11⑷に基づく「日中一時支援」又は別記１―14⑵に基づく「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者及び別記１―11⑵に基づく「訪問入浴サービス」の介護職員（「地域生活支援事業実施要綱の一部改正について」（平成19年６月18日付け障発第0618001号）による改正前の「地域生活支援事業の実施について」の別紙１（地域生活支援事業実施要綱）別記６⑿に基づく「経過的デイサービス事業」を行っていた施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるものを含む。）

ヤ　「地域福祉センターの設置運営について」（平成６年６月23日付け社援地第74号）別紙（地域福祉センター設置運営要綱）に基づく地域福祉センターの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

ユ　「原子爆弾被爆者養護ホーム入所委託要綱及び原子爆弾被爆者養護ホームの運営に関する基準について」（昭和63年12月13日付け健医発第1414号）に基づく原子爆弾被爆者養護ホームの介護職員

ヨ　「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者デイサービス事業の実施について」（平成５年７月15日付け健医発第765号）に基づく「原子爆弾被爆者デイサービス事業」又は「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者ショートステイ事業の実施について」（平成５年７月15日付け健医発第766号）に基づく「原子爆弾被爆者ショートステイ事業」を行っている施設の介護職員

ラ　「原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業について」（昭和50年９月19日付け衛発第547号）別添（原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業運営要綱）に基づく「原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業」の原爆被爆者家庭奉仕員

リ　介護等の便宜を供与する事業を行う者に使用される者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

なお、「介護等の便宜を供与する事業」は、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（令和６年７月３日付け社援発0703第１号）に掲げるものを除き、次のような事業であること。

⑺　地方公共団体が定める条例、実施要綱等に基づいて行われる事業であって、介護等の業務を行っているもの

⑴　介護保険法第42条第１項第２号に規定する基準該当居宅サービス（以下「基準該当居宅サービス」という。）又は同法第54条第１項第２号に規定する基準該当介護予防サービス（以下「基準該当介護予防サービス」という。）を行う事業

⑼　障害者総合支援法第30条第１項第２号に規定する基準該当障害福祉サービスを行う事業

⑽　社会福祉協議会、福祉公社、消費生活協同組合、農業協同組合、特定非営利活動法人等非営利法人が実施する事業（これらの法人から当該事業の実施について委託を受けた者によって実施される場合を含む。）であって、介護保険法第41条第１項に規定する指定居宅サービス若しくは同法第42条第１項第２号に規定する基準該当居宅サービス、同法第42条の２第１項に規定する指定地域密着型サービス、同法第53条第１項に規定する指定介護予防サービス若しくは同法第54条第１項第２号に規定する基準該当介護予防サービス、同法第54条の２第１項に規定する指定地域密着型介護予防サービス若しくは第一号訪問事業（介護保険法第115条の45第１項第１号イに規定する第一号訪問事業（介護保険法施行規則第140条の63の６第１項イ又はロに規定する基準に従って事業を実施するものであって、介護保険法第115条の45の３第１項の指定を受けたものに限る。）をいう。）又は第一号通所事業（同法第115条の45第１項第１号ロに規定する第一号通所事業（介護保険法施行規則第140条の63の６第１項イ又はロに規定する基準に従って事業を実施するものであって、介護保険法第115条の45の３第１項の指定を受けたものに限る。）をいう。）に準ずるもの

⑾　社会福祉協議会、福祉公社、消費生活協同組合、農業協同組合、特定非営利活動法人等非営利法人が実施する事業（これらの法人から当該事業の実施について委託を受けた者によって実施される場合を含む。）であって、障害福祉サービス事業に準ずるもの

⑶　次のいずれかに該当する者

ア　学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものにおいて３年以上（専攻科において２年以上必要な知識及び技能を修得する場合にあっては、２年以上）介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（令和９年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

イ　学校教育法による高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものにおいて、社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表第５に定める高等学校等に係る教科目及び単位数を修めて、同法第90条第２項の規定により大学への入学を認められた者

ウ　学校教育法による高等学校又は中等教育学校（専攻科及び別科を除く。）において社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第42号）第１条の規定による改正前の施行規則（以下「旧施行規則」という。）別表第１に定める教科目及び単位数を修めて卒業した者

エ　学校教育法による高等学校又は中等教育学校において旧施行規則別表第１に定める教科目及び単位数を修めて、同法第90条第２項の規定により大学への入学を認められた者

オ　学校教育法による高等学校又は中等教育学校の専攻科（修業年限２年以上のものに限る。）において旧施行規則別表第２に定める科目及び単位数を修めて卒業した者

カ　平成26年３月31日までに学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校において３年以上（専攻科において２年以上必要な基礎的な知識及び技能を修得する場合にあっては、２年以上）介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者であって、５の⑵の介護等の業務に９月以上従事した者（令和９年３月31日までに９月以上従事する見込みの者を含む。）

キ　平成28年４月１日から平成31年３月31日までに学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校において３年以上介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者（クに掲げる者を除く。）であって、５の⑵の介護等の業務に９月以上従事した者（令和９年３月31日までに９月以上従事する見込みの者を含む。）

ク　平成28年４月１日から令和２年３月31日までに学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校の専攻科（修業年限が２年以上であるものに限る。）において２年以上介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者であって、５の⑵の介護等の業務に９月以上従事した者（令和９年３月31日までに９月以上従事する見込みの者を含む。）

⑷　ＥＰＡ介護福祉士候補者であって、５の⑵の介護等の業務に３年以上従事した者（令和９年３月31日までに３年以上従事する見込みの者を含む。）

⑸　５の⑵の介護等の業務に３年以上従事した者（令和９年３月31日までに３年以上従事する見込みの者を含む。）のうち、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）による改正前の介護保険法施行規則第22条の23第１項に規定する介護職員基礎研修課程（以下「介護職員基礎研修課程」という。）を修了した者であって、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。）施行規則附則第13条第３号の喀痰吸引等研修（別表第３第１号の基本研修及び同表第２号の実地研修を除く。以下「喀痰吸引等研修」という。）を修了したことを証する書類の交付を受けたもの（令和９年３月31日までに修了する見込みの者を含む。）

６　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験申込書　施行規則様式第５により作成するとともに、これに記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、住民票）に記載されている文字を使用すること。

㋑　写真　受験申込前６月以内に脱帽して正面から撮影したもの。

イ　５の⑴に該当する者が提出する書類

学校長の発行に係る卒業証明書又は卒業見込証明書

なお、卒業見込証明書を提出した者にあっては、令和９年４月９日（金曜日）までに卒業証明書を提出すること。

ウ　５の⑵、⑶のカ、キ若しくはク、⑷又は⑸に該当する者が提出する書類

勤務先等の長（所属長等）の発行に係る実務経験証明書又は実務経験見込証明書

なお、実務経験見込証明書を提出した者にあっては、令和９年４月９日（金曜日）までに実務経験証明書を提出すること。

エ　５の⑵に該当する者が提出する書類

受験申込書提出の際にすでに実務者研修を修了している者にあっては実務者研修の実施者が交付する実務者研修修了証明書、受験申込書提出後に実務者研修を修了予定の者にあっては実務者研修の実施者が交付する実務者研修修了見込証明書

なお、実務者研修修了見込証明書を提出した者にあっては、令和９年４月９日（金曜日）までに、実務者研修修了証明書を提出すること。

オ　５の⑶に該当する者が提出する書類

学校長の発行に係る卒業証明書（学校教育法第90条第２項の規定により大学への入学を認められた者にあってはこれを証する書面）又は卒業見込証明書（平成20年度以前に入学した者については、卒業証明書及び履修証明書）

なお、卒業見込証明書を提出した者にあっては、令和９年４月９日（金曜日）までに卒業証明書を提出すること。

カ　５の⑸に該当する者が提出する書類

㋐　介護職員基礎研修課程の実施者が交付する介護職員基礎研修課程を修了したことを証する書類

㋑　受験申込書提出の際にすでに喀痰吸引等研修を修了している者にあっては喀痰吸引等研修の実施者又は都道府県が交付する喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類、受験申込書提出後に喀痰吸引等研修を修了予定の者にあっては喀痰吸引等研修の実施者又は都道府県が交付する喀痰吸引等研修を修了する見込みであることを証する書類

なお、喀痰吸引等研修を修了する見込みであることを証する書類を提出した者にあっては、令和９年４月９日（金曜日）までに、喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類を提出すること。

キ　第10回以降の介護福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者（実務経験見込証明書又は卒業見込証明書及び履修見込証明書の提出により受験票の交付を受けた者であって、実務経験証明書、卒業証明書及び履修証明書を提出していないものを除く。）にあっては、当該受験票の提出をもって、実務経験証明書、卒業証明書（学校教育法第90条第２項の規定により大学への入学を認められた者にあっては、これを証する書面）及び履修証明書の提出に代えることができる。

ク　過去の介護福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者であって、実務者研修修了証明書又は介護職員基礎研修課程を修了したことを証する書類及び喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類を提出したものについては、当該受験票の提出をもって実務者研修修了証明書又は介護職員基礎研修課程を修了したことを証する書類及び喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類の提出に代えることができる。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　インターネットにより受験申し込みをする場合は、６の⑴において別に定めるものを除き、令和８年７月22日（水曜日）９時30分から令和８年９月２日（水曜日）23時59分までの間に、試験センターのホームページより申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

イ　郵送により書類を提出する場合は、簡易書留郵便により、令和８年９月２日（水曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

ウ　受験に関する書類をやむを得ず直接持参する場合の受付時間は、上記期間中毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前９時30分から午後５時までとする。

エ　受験に関する書類を受理した後は、当該書類の返還及び試験地の変更は認めない。

なお、当該書類に記載されている氏名、現住所又は連絡先に変更を生じたときは、その都度氏名及び受験番号を明らかにして、その旨を試験センターへ届け出ること。

ただし、試験地は、事情により希望試験地とならない場合がある。

オ　第38回の介護福祉士国家試験において、パート合格をした者は、合格パートを含めた全パートの受験を申し込むか、不合格パートのみの受験を申し込むかを選択することができる。

ただし、受験申込書を受理した後は、受験申込時に選択した申込パートを変更することはできない。

⑶　受験手数料

ア　受験手数料は、20,510円とし、試験センターが指定する方法により納付すること。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑷　受験票の交付

受験票は、令和８年12月11日（金曜日）に投函し郵送により交付する。

7　合格基準の考え方

⑴　全パート受験した者

ア　次の㋐、㋑の条件を満たした者を合格者とする。

㋐　問題の総得点の60％程度を基準として、問題の難易度で補正した点数（以下、合格基準点という。）以上の得点の者。

㋑　㋐を満たした者のうち、以下の11試験科目群すべてにおいて得点があった者。

①人間の尊厳と自立、介護の基本　②社会の理解　③人間関係とコミュニケーション、コミュニケーション技術　④生活支援技術　⑤こころとからだのしくみ　⑥発達と老化の理解　⑦認知症の理解　⑧障害の理解　⑨医療的ケア　⑩介護過程　⑪総合問題

イ　アの条件を満たさない者でも、次の条件によりパートごとの判定を行い、すべてのパートごとの合格基準を満たした者（パート合格の有効期限内の者に限る。）を合格者とする。

次のパート別内訳表のすべてのパートを受験した全受験者の、各パートの平均得点の比率を用いて、全体の合格基準点を按分して得られる各パートの点数以上を得点し、かつ、当該パートを構成する試験科目群すべてにおいて得点があった者。

（パート別内訳表）

パート	試験科目群
A	①人間の尊厳と自立、介護の基本
	②社会の理解
	③人間関係とコミュニケーション、コミュニケーション技術
	④生活支援技術
B	⑤こころとからだのしくみ
	⑥発達と老化の理解
	⑦認知症の理解
	⑧障害の理解
	⑨医療的ケア
C	⑩介護過程
	⑪総合問題

⑵　一部のパートのみ受験した者

次により、パート別内訳表のうち、受験したパートごとの判定を行い、すべてのパートごとの合格基準を満たした者（パート合格の有効期限内の者に限る。）を合格者とする。

すべてのパートを受験した全受験者の、各パートの平均得点の比率を用いて、全体の合格基準点を按分して得られる各パートの点数以上を得点し、かつ、当該パートごとを構成する試験科目群すべてにおいて得点があった者。

（注１）　パート合格は、パート合格した試験の翌々年まで有効である。

（注２）　不合格となった者についても、7⑴イの条件によりパートごとの判定を行う。

8　合格者の発表

⑴　試験の合格者は、令和９年３月23日（火曜日）午後に、試験センターのホームページ上にその受験番号を掲載して発表する。

⑵　合格者には、介護福祉士国家試験合格証書を令和９年３月26日（金曜日）に投函し郵送により交付する。

⑶　５の⑴に該当する合格者で、卒業見込証明書を提出したものについては、６の⑴のイに示した期日までに卒業証明書の提出がないときは、当該受験を無効とする。

⑷　５の⑵、⑶のカ、キ若しくはク、⑷又は⑸に該当する者で、実務経験見込証明書を提出したものについては、６の⑴のウに示した期日までに実務経験証明書の提出がないときは、当該受験を無効とする。

⑸　５の⑵に該当する者で、実務者研修修了見込証明書を提出したものについては、６の⑴のエに示した期日までに実務者研修修了証明書の提出がないときは、当該受験を無効とする。

⑹　５の⑶に該当する合格者で、卒業見込証明書を提出したものについては、６の⑴のオに示した期日までに卒業証明書の提出がないときは、当該受験を無効とする。

⑺　５の⑸に該当する者で、喀痰吸引等研修を修了する見込みであることを証する書類を提出したものについては、６の⑴のカの㋑に示した期日までに喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類の提出がないときは、当該受験を無効とする。

9　受験の申込みに必要な書類の請求　インターネットによる受験申込みを行う場合は、受験の手引等がなくても申込むことができる。ただし、郵送で申し込む場合は、受験の手引、受験申込書、払込用紙等受験の申込みに必要な書類の請求を、郵便はがきによって行うこととする。郵便はがきの裏面に請求者の郵便番号、住所、氏名及び電話番号並びに受験の手引等の必要数（「介護福祉士受験の手引○人分請求」と記載すること。）を明記して試験センターに申し込むこと。

なお、郵送料は、受験申込者の負担とする。

10　その他

⑴　試験の詳細については、試験センターのホームページ又は試験センターが発行する「受験の手引」を参照すること。

⑵　受験に際し、障害等があるため別室の設定、手話通訳者の配置等何らかの配慮を希望する者は、あらかじめ受験申込時に配慮の申請をすること。

⑶　受験に際し、外国の国籍を有する者又は日本に帰化した者のうち、全ての漢字にふりがなが付記された問題用紙の配布及び試験時間の延長等を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

11　試験に関する照会先　公益財団法人社会福祉振興・試験センター　東京都渋谷区渋谷１丁目５番６号　ＳＥＭＰＯＳビル　郵便番号150―0002　電話番号03（3486）7521（平日午前９時30分から午後５時）　試験案内専用電話番号03（3486）7559（音声案内）　ホームページ　https://www.sssc.or.jp/

介護福祉士試験委員の公告

第39回介護福祉士国家試験の試験委員を次のとおり公告する。

令和８年７月21日

厚生労働大臣　上野賢一郎

試験委員長　川井太加子

副委員長

小澤　温　　小池　竜司　　鈴木　智敦
武田　卓也　　中村　朗　　二渡　努
森　千佐子　　八木　裕子

委員

伊藤　明代　　井藤　佳恵　　伊藤　健次
江口　賀子　　大島　憲子　　小倉　毅
小野内智子　　小山　晶子　　金子　英司
木村　あい　　木村　琢磨　　工藤　雄行
久保　由佳　　小島　一郎　　小林　理
坂本　毅啓　　佐藤　沙織　　佐藤　真弓
杉原久仁子　　鈴木　俊文　　関　勝
曽根　直樹　　髙木　憲司　　田村　綾子
為永　義憲　　辻　泰代　　出村　早苗
藤間　公太　　中里　和弘　　中西　正人
二瓶さやか　　原野かおり　　平野　啓介
廣瀬　圭子　　廣野　正子　　福田　伸雄
藤井　徹也　　藤田　秀剛　　古川　和稔
堀口美奈子　　松本　望　　松山　美紀
山根　友絵　　吉田　輝美　　若林美佐子
渡辺　洋子

公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

全国市町村職員共済組合連合会公告

地方公務員等共済組合法第３８条において準用する同法第２２条第３項の規定に基づき、令和７年度決算の要旨を公告する。
令和８年７月２１日

全国市町村職員共済組合連合会
理事長　松田知己

損益計算書の要旨　（単位：百万円）

経理区分		厚生年金保険	退職等年金	災害給付	保健給付	業務	宿泊	団体信用生命保険	貸付債権共同保全	短期給付財政調整	短期給付特別財政調整	育児休業等	経過的長期	基礎年金支払	財形
収入	構成組合負担金払込金	1,100,995	58,666										7,967		
	構成組合組合員保険料払込金・構成組合掛金払込金	714,100	58,664												
	負担金					37									
	組合払込金			1,885											
	構成組合事務費負担金払込金・組合分担金				258	7,886									
	施設収入						1,165								
	厚生年金交付金	1,369,184													
	基礎年金交付金	9,221											18		
	団信保険料負担金							55							
	団信配当金							34							
	組合拠出金									10,469	960	56,105			
	財形貸付金利息														1
	利息及び配当金	1,581	400	150	13	23	3	10	12	18	101	67	1,262		0
	信託の運用益	774,804	7,120										828,256		
	他経理より繰入					4,248	30								
	その他の収入	476	1		0	29	207	1	67	966	3,968	0	82	78,897	
	前年度繰越積立金	5,804,481	982,295										5,860,220		
	計	9,774,841	1,107,146	2,035	271	12,223	1,405	100	79	11,453	5,029	56,172	6,697,805	78,897	1
支出	給付金	1,476,032	5,353										233,572	78,767	
	組合交付金			284								53,220			
	構成組合交付金					5,193									
	調整交付金									668					
	高額医療交付金									9,395					
	特別調整交付金										1,295				
	団信保険料							109							
	役職員給与				29	970	6	25	20						
	旅費・事務費				1	644	0	2	1						
	委託費					2,115	763	6	9						
	委託管理費						56								
	調査研究費				50	26	1	2	0						
	減価償却費					21	79								
	支払利息						1								1
	連合会払込金	177,943	5,904												
	厚生年金拠出金負担金	1,176,418													
	基礎年金拠出金負担金	655,032													
	信託の運用損	127											0		
	他経理へ繰入	2,869	1,093		30								286		
	その他の支出	56	55		40	3,497	353	18	148	100		0	85	130	0
	次年度繰越積立金	6,286,364	1,094,741										6,463,862		
	計	9,774,841	1,107,146	284	150	12,466	1,260	162	178	10,162	1,295	53,220	6,697,805	78,897	1
差引 当期利益金又は当期損失金（△）				1,752	121	△ 243	145	△ 63	△ 99	1,290	3,735	2,952			△ 0

貸借対照表の要旨

			厚生年金保険	退職等年金	災害給付	保健給付	業務	宿泊	団体信用生命保険	貸付債権共同保全	短期給付財政調整	短期給付特別財政調整	育児休業等	経過的長期	基礎年金支払	財形
資産	流動資産		1,257,054	14,701	10,190	2,002	5,194	715	572	637	1,882	14,050	19,830	891,469	0	1
	固定資産		5,032,257	1,080,045	19,999		3,722	5,421	3,000	2,719				5,572,393		119
	繰延資産															
	計		6,289,311	1,094,746	30,189	2,002	8,916	6,136	3,572	3,356	1,882	14,050	19,830	6,463,862	0	120
負債・純資産	負債	流動負債	2,947	5	47	22	1,372	293	33	25				0	0	0
		固定負債				30	1,311	2,652	65	386						119
		計	2,947	5	47	52	2,683	2,945	98	412				0	0	119
	純資産	資本剰余金					3,990									
		積立金	6,286,364	1,094,741	30,142				3,474	2,944				6,463,862		
		利益剰余金又は欠損金（△）				1,950	2,243	3,191			1,882	14,050	19,830			1
		計	6,286,364	1,094,741	30,142	1,950	6,233	3,191	3,474	2,944	1,882	14,050	19,830	6,463,862		1
	計		6,289,311	1,094,746	30,189	2,002	8,916	6,136	3,572	3,356	1,882	14,050	19,830	6,463,862	0	120

※区分毎に四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

内閣共済組合定款の一部変更について

内閣共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のとおり変更する。

令和８年６月29日

内閣共済組合代表者
内閣総理大臣　高市　早苗

第18条第１号中「25,000円」を「27,000円」に、「50,000円」を「54,000円」に改め、同条第２号中「50,000円」を「54,000円」に、「100,000円」を「108,000円」に改める。

附則第６条第１項第１号中「25,000円」を「27,000円」に、「50,000円」を「54,000円」に改め、同条同項第２号中「50,000円」を「54,000円」に、「100,000円」を「108,000円」に改める。

附　則（令和８年６月29日）

１　この変更は、令和８年８月１日から施行する。

２　変更後の第18条及び附則第６条の規定は、令和８年８月１日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

令和７年度内閣共済組合の決算に関する公告

令和８年７月21日

東京都千代田区永田町１－６－１
内閣共済組合

１　短期経理

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	6,413	流動負債	104
固定資産	0	固定負債	1,077
		剰余金	5,232
合計	6,413	合計	6,413

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	14,400	経常収益	14,856
特別損失	1	特別利益	10
当期利益金	798	当期損失金	333
合計	15,199	合計	15,199

２　業務経理

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	80	流動負債	37
固定資産	22	固定負債	0
		剰余金	65
合計	102	合計	102

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	46	経常収益	66
特別損失	0	特別利益	0
当期利益金	20		
合計	66	合計	66

３　保健経理

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	280	流動負債	29
固定資産	3	固定負債	1
		剰余金	253
合計	283	合計	283

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	308	経常収益	316
特別損失	1	特別利益	0
当期利益金	7		
合計	316	合計	316

４　医療経理

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	180	流動負債	2
固定資産	1	固定負債	2
		剰余金	177
合計	181	合計	181

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	25	経常収益	18
特別損失	0	特別利益	0
		当期損失金	7
合計	25	合計	25

５　貯金経理

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	169	流動負債	2
固定資産	0	固定負債	0
		剰余金	167
合計	169	合計	169

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	2	経常収益	13
特別損失	0	特別利益	0
当期利益金	11		
合計	13	合計	13

６　貸付経理

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	2	流動負債	1
固定資産	508	固定負債	233
		剰余金	276
合計	510	合計	510

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	26	経常収益	17
特別損失	0	特別利益	0
		当期損失金	9
合計	26	合計	26

７　物資経理

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	48	流動負債	5
固定資産	1	固定負債	1
		剰余金	43
合計	49	合計	49

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	46	経常収益	46
特別損失	0	特別利益	0
		当期損失金	0
合計	46	合計	46

令和７年度法務省共済組合の決算に関する公告

令和８年７月21日

東京都千代田区霞が関１－１－１
法務省共済組合

１　短期経理

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	8,573	流動負債	308
		固定負債	2,057
		剰余金	6,208
合計	8,573	合計	8,573

損益計算書の要旨

（自　令和7年4月1日　至　令和8年3月31日）　（単位：百万円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	26,861	経常収益	27,322
特別損失	1	特別利益	9
当期利益金	541	当期損失金	72
合　計	27,403	合　計	27,403

2　業務経理

貸借対照表の要旨

（令和8年3月31日現在）　（単位：百万円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	165	流動負債	62
固定資産	56	剰余金	159
合　計	221	合　計	221

損益計算書の要旨

（自　令和7年4月1日　至　令和8年3月31日）　（単位：百万円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	60	経常収益	84
当期利益金	24		
合　計	84	合　計	84

3　保健経理

貸借対照表の要旨

（令和8年3月31日現在）　（単位：百万円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	353	流動負債	39
固定資産	1	剰余金	315
合　計	354	合　計	354

損益計算書の要旨

（自　令和7年4月1日　至　令和8年3月31日）　（単位：百万円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	609	経常収益	597
		当期損失金	12
合　計	609	合　計	609

4　医療経理

貸借対照表の要旨

（令和8年3月31日現在）　（単位：百万円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	239	流動負債	5
固定資産	1	剰余金	235
合　計	240	合　計	240

損益計算書の要旨

（自　令和7年4月1日　至　令和8年3月31日）　（単位：百万円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	47	経常収益	53
当期利益金	6		
合　計	53	合　計	53

5　貯金経理

貸借対照表の要旨

（令和8年3月31日現在）　（単位：百万円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	624	流動負債	41
固定資産	1	固定負債	10
		剰余金	574
合　計	625	合　計	625

損益計算書の要旨

（自　令和7年4月1日　至　令和8年3月31日）　（単位：百万円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	117	経常収益	132
当期利益金	17	特別利益	2
合　計	134	合　計	134

6　貸付経理

貸借対照表の要旨

（令和8年3月31日現在）　（単位：百万円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	1,433	流動負債	7
固定資産	1,395	固定負債	35
		剰余金	2,786
合　計	2,828	合　計	2,828

損益計算書の要旨

（自　令和7年4月1日　至　令和8年3月31日）　（単位：百万円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	53	経常収益	54
当期利益金	1		
合　計	54	合　計	54

7　物資経理

貸借対照表の要旨

（令和8年3月31日現在）　（単位：百万円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
当期利益金	1	経常収益	1
合　計	1	合　計	1

損益計算書の要旨

（自　令和7年4月1日　至　令和8年3月31日）　（単位：百万円）

損　失	金　額	利　益	金　額
流動資産	5	剰余金	6
固定資産	1		
合　計	6	合　計	6

令和7年度刑務共済組合の決算に関する公告

令和8年7月21日

東京都千代田区霞が関1－1－1

刑務共済組合

1　短期経理

貸借対照表の要旨

（令和8年3月31日現在）　（単位：百万円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	4,077	流動負債	152
		固定負債	1,562
		剰余金	2,363
合　計	4,077	合　計	4,077

損益計算書の要旨

（自　令和7年4月1日　至　令和8年3月31日）　（単位：百万円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	20,356	経常収益	20,511
特別損失	1	特別利益	21
当期利益金	268	当期損失金	93
合　計	20,625	合　計	20,625

2　業務経理

貸借対照表の要旨

（令和8年3月31日現在）　（単位：百万円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	132	流動負債	34
固定資産	28	剰余金	126
合　計	160	合　計	160

損益計算書の要旨

（自　令和7年4月1日　至　令和8年3月31日）　（単位：百万円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	38	経常収益	60
当期利益金	22		
合　計	60	合　計	60

3　保健経理

貸借対照表の要旨

（令和8年3月31日現在）　（単位：百万円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	550	流動負債	71
固定資産	1	固定負債	1
		剰余金	479
合　計	551	合　計	551

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	336	経常収益	387
特別損失	1	特別利益	1
当期利益金	51		
合　計	388	合　計	388

4　貯金経理

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	12,230	流動負債	39,388
固定資産	29,376	固定負債	1
		剰余金	2,217
合　計	41,606	合　計	41,606

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	315	経常収益	419
当期利益金	106	特別利益	2
合　計	421	合　計	421

5　貸付経理

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	648	流動負債	8
固定資産	1,811	固定負債	25
		剰余金	2,426
合　計	2,459	合　計	2,459

公文書等の管理に関する株式会社日本政策金融公庫公示

公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第17条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第11条第３項の事務所の場所を変更するので、次のとおり公示する。

令和８年７月21日　株式会社日本政策金融公庫　代表取締役総裁　藤井　健志

廃止する場所　大阪府大阪市西区西本町一丁目13番47号　株式会社日本政策金融公庫大阪西支店国民生活事業内

新設する場所　大阪府大阪市西区靭本町一丁目11番７号　株式会社日本政策金融公庫大阪西支店国民生活事業内

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	106	経常収益	107
特別損失	1	特別利益	1
当期利益金	1		
合　計	108	合　計	108

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第５号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第88条第２項の規定により、東京都市計画土地区画整理事業羽田空港跡地地区土地区画整理事業の換地計画を下記のとおり縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第55条の２において準用する同令第３条の規定により公告する。

令和８年７月21日

独立行政法人都市再生機構

東日本都市再生本部　本部長　松村　秀弦

記

1　縦覧期間　令和８年７月22日から
令和８年８月４日まで

2　縦覧場所　東京都新宿区西新宿六丁目５番１号新宿アイランドタワー15階
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

3　縦覧時間　午前９時15分から
午後５時40分まで

税理士証票無効公告

令和８年６月26日までに、それぞれの届出があった次の税理士証票は、事故発生の日以後は無効とする。

令和８年６月26日　日本税理士会連合会

登録番号	氏　名	税理士証票交付番号	亡失年月日
38450	森田　昌樹	379101	8. 6.16
40465	高橋　勝也	372464	8. 6. 4
42159	桶屋　泰三	371190	8. 4. 6
46195	玉井　政利	373088	8. 4.13
58492	高橋　信義	375070	8. 1.31
60412	小林　祥郎	449181	8. 6. 3
74487	井手　久則	434870	8. 4.30
93953	安藤　教嗣	378311	8. 4.30
103277	今井　正和	378551	8. 5.31
114925	安齋　学	497345	8. 5.15
126490	北村奈名恵	392791	8. 6.11
127115	藤原　雄樹	413746	8. 5.20
130927	吉田健一郎	515923	8. 6.17
131631	横田　充弘	392897	8. 3.31
132122	石川　大介	376294	8. 4.30
132383	向井　博	377768	8. 5.22
142080	坂本　兼一	474893	8. 5.31
143918	石川　耕介	479790	7.12.31
148823	宇野　彩	483577	7.12.31
148927	森岡　俊英	504749	8. 5.24
150220	下野　光広	490593	8. 4.10
150565	前川　憲嗣	472737	8. 4.30
155737	危　亜男	499502	8. 5.25

令和７年度　日本放送協会　貸借対照表及び損益計算書

令和７年度貸借対照表及び損益計算書を公告いたします。

なお、詳細につきましては、当協会のホームページ（nhk.jp）をご覧ください。

令和８年７月21日　日本放送協会

貸　借　対　照　表

令和８年３月31日現在

（協会全体）

科　目	内　訳	金　額	構成比
	千円	千円	%
（資産の部）			
流動資産			
現金及び預金		73,550,102	
受信料未収金	9,354,272		
未収受信料欠損引当金	△　5,102,000	4,252,272	
有価証券		292,200,000	
番組勘定		6,287,284	
前払費用		3,813,725	
未収金		8,440,619	
その他の流動資産		18,965,007	
流動資産合計		407,509,012	32.6
固定資産			
有形固定資産			
建物	399,129,423		
減価償却累計額	△　261,472,808	137,656,615	
構築物	189,880,057		
減価償却累計額	△　144,212,818	45,667,239	
機械及び装置	759,757,482		
減価償却累計額	△　686,643,075	73,114,406	

車両及び運搬具	8,488,306		
減価償却累計額	△ 7,603,873	884,432	
器具	11,292,370		
減価償却累計額	△ 8,221,216	3,071,154	
土地		53,876,526	
建設仮勘定		196,315,941	
有形固定資産合計		510,586,317	40.9
無形固定資産			
無形固定資産		15,452,023	
無形固定資産合計		15,452,023	1.2
出資その他の資産			
長期保有有価証券		141,096,804	
出資		12,753,075	
関係会社出資	12,199,775		
その他の出資	553,300		
長期前払費用		1,111,904	
前払年金費用		22,190,081	
その他の出資その他の資産		2,994,310	
出資その他の資産合計		180,146,177	14.5
固定資産合計		706,184,517	56.6
特定資産			
建設積立資産		134,869,495	
特定資産合計		134,869,495	10.8
資産合計		1,248,563,025	100.0
（負債の部）			
流動負債			
未払金		110,917,392	
未払費用		27,156,148	
未払消費税等		2,482,111	
受信料前受金		129,280,900	
短期リース債務		12,788	
その他の流動負債		1,468,935	
流動負債合計		271,318,277	21.7
固定負債			
退職給付引当金		131,544,895	
役員退任引当金		170,650	
国際催事放送権料引当金		40,358,553	
長期リース債務		2,065	
その他の固定負債		8,420,054	
固定負債合計		180,496,219	14.5
負債合計		451,814,496	36.2
（純資産の部）			
資本			
承継資本		163,375	
固定資産充当資本		539,038,193	
剰余金		257,546,960	
建設積立金		134,869,495	
還元目的積立金		97,520,934	
繰越剰余金		25,156,530	
純資産合計		796,748,529	63.8
負債純資産合計		1,248,563,025	100.0

（一般勘定）

科目	内訳	金額	構成比
	千円	千円	%
（資産の部）			
流動資産			
現金及び預金		73,304,546	
受信料未収金	9,354,272		
未収受信料欠損引当金	△ 5,102,000	4,252,272	
有価証券		292,200,000	
番組勘定		6,287,284	
前払費用		3,810,018	
受託業務等勘定短期貸付金		58,654	
未収金		7,423,787	
その他の流動資産		18,965,007	
流動資産合計		406,301,571	32.6
固定資産			
有形固定資産			
建物	399,129,423		
減価償却累計額	△ 261,472,808	137,656,615	
構築物	189,880,057		
減価償却累計額	△ 144,212,818	45,667,239	
機械及び装置	759,757,482		
減価償却累計額	△ 686,643,075	73,114,406	
車両及び運搬具	8,488,306		
減価償却累計額	△ 7,603,873	884,432	
器具	11,282,420		
減価償却累計額	△ 8,214,583	3,067,837	
土地		53,876,526	
建設仮勘定		196,315,941	
有形固定資産合計		510,583,000	40.9

無形固定資産			
無形固定資産		15,452,023	
無形固定資産合計		15,452,023	1.2
出資その他の資産			
長期保有有価証券		141,096,804	
出資		12,753,075	
関係会社出資	12,199,775		
その他の出資	553,300		
長期前払費用		1,111,197	
前払年金費用		22,190,081	
その他の出資その他の資産		2,986,607	
出資その他の資産合計		180,137,766	14.5
固定資産合計		706,172,790	56.6
特定資産			
建設積立資産		134,869,495	
特定資産合計		134,869,495	10.8
資産合計		1,247,343,857	100.0
（負債の部）			
流動負債			
未払金		109,751,119	
未払費用		27,156,148	
未払消費税等		2,462,834	
受信料前受金		129,280,900	
短期リース債務		10,599	
その他の流動負債		1,438,966	
流動負債合計		270,100,568	21.6
固定負債			
退職給付引当金		131,544,895	
役員退任引当金		170,650	
国際催事放送権料引当金		40,358,553	
長期リース債務		606	
その他の固定負債		8,420,054	
固定負債合計		180,494,759	14.5
負債合計		450,595,328	36.1
（純資産の部）			
資本			
承継資本		163,375	
固定資産充当資本		539,038,193	
剰余金		257,546,960	
建設積立金		134,869,495	
還元目的積立金		97,520,934	
繰越剰余金		25,156,530	
純資産合計		796,748,529	63.9
負債純資産合計		1,247,343,857	100.0

注　繰越剰余金251億5,653万円は、全額、翌年度以降の財政安定のための繰越金であります。

（有料インターネット活用業務勘定）

科目	内訳	金額	構成比
	千円	千円	%
（資産の部）			
流動資産			
現金及び預金		245,555	
前払費用		3,707	
未収金		904,949	
未収消費税等		3,965	
流動資産合計		1,158,178	99.0
固定資産			
有形固定資産			
器具	9,949		
減価償却累計額	△ 6,633	3,316	
有形固定資産合計		3,316	
その他の資産			
長期前払費用		706	
その他の資産		7,703	
その他の資産合計		8,410	
固定資産合計		11,726	1.0
資産合計		1,169,905	100.0
（負債の部）			
流動負債			
未払金		1,166,256	
短期リース債務		2,188	
流動負債合計		1,168,445	99.9
固定負債			
長期リース債務		1,459	
固定負債合計		1,459	0.1
負債合計		1,169,905	100.0
（純資産の部）			
資本			
剰余金		—	
繰越剰余金		—	
純資産合計		—	
負債純資産合計		1,169,905	100.0

（受託業務等勘定）

科目	内訳	金額	構成比
	千円	千円	%
（資産の部）			
流動資産			
未収金		111,881	
流動資産合計		111,881	100.0
資産合計		111,881	100.0
（負債の部）			
流動負債			
一般勘定短期借入金		58,654	
未払金		15	
未払消費税等		23,242	
その他の流動負債		29,969	
流動負債合計		111,881	100.0
負債合計		111,881	100.0
（純資産の部）			
資本			
剰余金		—	
繰越剰余金		—	
純資産合計		—	
負債純資産合計		111,881	100.0

損益計算書

令和７年４月１日から
令和８年３月31日まで

（協会全体）

科目		金額	
			千円
経常事業収入			606,125,514
	受信料	588,551,523	
	交付金収入	4,069,015	
	放送番組等有料配信収入	7,104,387	
	副次収入	5,118,741	
	受託業務等収入	1,281,845	
経常事業収支	経常事業支出		652,678,029
	国内放送費	331,107,608	
	国際放送費	19,402,147	
	国内放送番組等配信費	14,991,127	
	国際放送番組等配信費	2,446,237	
	放送番組等有料配信費	5,132,319	
	受託業務等費	44,959	
	契約収納費	47,490,798	
	受信対策費	538,316	
	広報費	6,972,003	
	調査研究費	7,016,262	
	給与	109,087,570	
	退職手当・厚生費	30,039,173	
	共通管理費	18,256,981	
	減価償却費	56,736,972	
	未収受信料欠損償却費	3,415,549	
経常事業収支差金			△ 46,552,515
経常事業外収支	経常事業外収入		14,622,147
	財務収入	7,391,795	
	雑収入	7,230,351	
	経常事業外支出		101,301
	財務費	101,301	
	経常事業外収支差金		14,520,845
経常収支差金			△ 32,031,669
特別収支	特別収入		1,436,494
	固定資産売却益	1,415,018	
	固定資産受贈益	252	
	その他の特別収入	21,223	
	特別支出		1,302,272
	固定資産売却損	33,469	
	固定資産除却損	702,257	
	その他の特別支出	566,544	
当期事業収支差金			△ 31,897,447
当期事業収支差金			△ 31,897,447
事業収支剰余金		△ 31,897,447	

（一般勘定）

科目		金	額
経常事業収支			千円
	経常事業収入		600,447,969
	受信料	588,551,523	
	交付金収入	4,069,015	
	副次収入	7,827,429	
	経常事業支出		646,974,612
	国内放送費	331,107,608	
	国際放送費	19,402,147	
	国内放送番組等配信費	14,991,127	
	国際放送番組等配信費	2,446,237	
	契約収納費	47,490,798	
	受信対策費	538,316	
	広報費	6,715,216	
	調査研究費	7,016,262	
	給与	108,959,226	
	退職手当・厚生費	30,009,734	
	共通管理費	18,147,404	
	減価償却費	56,734,982	
	未収受信料欠損償却費	3,415,549	
	経常事業収支差金		△ 46,526,643
経常事業外収支	経常事業外収入		14,596,275
	財務収入	7,391,795	
	雑収入	7,204,479	
	経常事業外支出		101,301
	財務費	101,301	
	経常事業外収支差金		14,494,973
経常収支差金			△ 32,031,669
特別収支	特別収入		1,436,494
	固定資産売却益	1,415,018	
	固定資産受贈益	252	
	その他の特別収入	21,223	
	特別支出		1,302,272
	固定資産売却損	33,469	
	固定資産除却損	702,257	
	その他の特別支出	566,544	
当期事業収支差金			△ 31,897,447
当期事業収支差金			△ 31,897,447
事業収支剰余金		△ 31,897,447	

（有料インターネット活用業務勘定）

科目		金	額
経常事業収支			千円
	経常事業収入		7,104,387
	放送番組等有料配信収入	7,104,387	
	経常事業支出		6,517,515
	放送番組等有料配信費	5,990,077	
	広報費	256,787	
	給与	128,344	
	退職手当・厚生費	29,439	
	共通管理費	110,877	
	減価償却費	1,989	
	経常事業収支差金		586,872
経常外収支事業	経常事業外収入		25,872
	雑収入	25,872	
	経常事業外収支差金		25,872
経常収支差金			612,744
当期事業収支差金			612,744
当期事業収支差金			612,744
一般勘定への繰入れ		612,744	

（受託業務等勘定）

科目		金	額
経常事業収支			千円
	経常事業収入		1,281,845
	受託業務等収入	1,281,845	
	経常事業支出		1,066,083
	受託業務等費	1,066,083	
	経常事業収支差金		215,762
当期事業収支差金			215,762

当期事業収支差金	215,762
一般勘定への繰入れ	215,762

注　国内放送番組等配信費のうち、必要的配信費は77億6,067万６千円、受信料財源任意的配信費は6,536万７千円であります。必要的配信費のうち、放送番組の配信に係る費用は35億3,465万９千円、番組関連情報の編集及び配信に係る費用は42億2,601万７千円であります。
国際放送番組等配信費のうち、必要的配信費は13億1,206万２千円、受信料財源任意的配信費は１億3,247万８千円であります。必要的配信費のうち、放送番組の配信に係る費用は２億4,431万円、番組関連情報の編集及び配信に係る費用は10億6,775万１千円であります。

会社その他の公告

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

札幌市東区北十六条東十六丁目一番一三号

北愛マンション四〇七号室

有限会社リレント化粧品大分中央販社

清算人　田嶋　忠義

解散公告

当社は、令和八年四月二十五日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

札幌市中央区南一条西十六丁目一番三二三

春野ビル３Ｆ

株式会社こどもとわ

代表清算人　菅原　武志

解散公告

当社は、令和六年六月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

北海道旭川市東光二条三丁目三番一七号

株式会社田島電気商会

代表清算人　田島　克規

解散公告

当社は、平成二十七年一月二十日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

札幌市豊平区美園七条一丁目四番一七号

株式会社アベニユー

代表清算人　奥村　博子

解散公告

当社は、令和八年六月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

青森県北津軽郡鶴田町大字山道字高留五七番地一

株式会社つるまい温泉

代表清算人　三浦　尉敬

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

青森県黒石市大字黒石字十三森一六四番地一九

株式会社身延電工

代表清算人　小田桐梨菜

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

岩手県大船渡市末崎町字神坂五九番地一

有限会社細浦鉄工所

清算人　菊池　正人

解散公告

当法人は、令和八年五月十九日開催の会員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

宮城県仙台市泉区鶴が丘一丁目三五番地の八

特定非営利活動法人エコワーク実践塾

清算人　佐藤　信俊

解散公告

当社は、令和八年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

仙台市泉区桂一丁目三番地の一桂パークハウス東街区弐番館五〇四　伊藤．合同会社

代表清算人　伊藤　浩明

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

宮城県登米市南方町大袋浦四〇七番地の一

有限会社菅憲土木

清算人　菅原　三郎

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

宮城県富谷市志戸田切添一四番地

有限会社岩間興業

清算人　岩間　久子

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

宮城県登米市米山町字善王寺中新田四二番地一

有限会社アドラス

清算人　古内　謙次

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

福島県二本松市安達ヶ原七丁目四五番地の三

有限会社ヒカリ印刷所

清算人　宍戸　光英

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

茨城県つくば市諏訪Ｃ二九街区二画地

株式会社タフアース

代表清算人　二宮　良輔

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年六月三十日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

群馬県館林市松原一丁目一六番四七号

ＳＪ株式会社

代表清算人　柳　節子

連絡先　群馬県高崎市宮元町二九二番地

ザ・グランクーブス一階

右代理人　弁護士　舟木　諒

解散公告

当社は、令和八年六月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

埼玉県川口市辻七〇九番地の一

アスクレスト株式会社

代表清算人　高橋　敏之

解散公告

当社は、令和八年五月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

埼玉県入間市大字下藤沢一〇四五番地四

グローバルホーム株式会社

代表清算人　冨田　裕輔

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

埼玉県川口市西川口二丁目一四番一五号

株式会社愛知タイル

代表清算人　岩澤　行光

解散公告

当社は、令和八年四月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

埼玉県本庄市駅南二丁目一〇番三号ＲＩＭ本庄２Ｃ

合同会社Ｓフードサービス

清算人　佐藤　明

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

千葉県松戸市本町一五番地の一―二〇三号

合同会社ＳＲＣ

清算人　佐々木　良

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

千葉県千葉市若葉区千城台北二丁目二一番八号

有限会社ビビアン

清算人　小川　英樹

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

東京都板橋区板橋四丁目七番八号

株式会社ネクサス

代表清算人　瓜生　英利

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ジェイ・エム・オー・ピー・ホールディング特定目的会社

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

東京都千代田区外神田三丁目一一番五号Ｂ一Ｆ

株式会社モバイルヘッド

代表清算人　川向　英之

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

山佐ＢＡＷ一般社団法人

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

山佐ＢＡＷ１リース株式会社

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

山佐ＢＡＷ２リース株式会社

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、令和八年六月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

東京都千代田区神田須田町二丁目一九番二三号秋葉原万世橋ビル二四七号室

三港通匯株式会社

代表清算人　鐘　少霞

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内

Ｒａｉｏｎ　Ｆｕｎｄ　１Ａ合同会社

清算人　池田　卓也

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内

一般社団法人Ｒａｉｏｎ　Ｆｕｎｄ　１Ａ

代表清算人　池田　卓也

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

東京都台東区入谷二丁目二九番八号

有限会社坂原商店

清算人　坂原　英雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

東京都新宿区百人町一丁目二〇番二六号バラードハイムサシノビル八階八〇八号室

株式会社洋山宇

代表清算人　西山　優也

解散公告

当社は、総社員の同意により令和八年七月十五日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

合同会社ストロベリー

清算人　三品　貴仙

解散公告

当社は、令和八年七月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

東京都港区北青山一丁目三番一号アールキューブ青山三階　株式会社スクーデリア

代表清算人　前田　義生

解散公告

当社は、令和八年五月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

東京都八王子市八幡町三番一九号

有限会社埼玉屋本店

清算人　長谷部良幸

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

東京都国立市富士見台二丁目九番地の五

有限会社北島商事

清算人　北島　　実

解散公告

当社は、令和八年六月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

東京都大田区南蒲田二丁目二四番一号

株式会社磯衛産業医事務所

代表清算人　金子　峰夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

東京都港区赤坂九丁目一―七赤坂レジデンスシャルホテル八六七号室　一二一株式会社

代表清算人　藤原　茜里

解散公告

当社は、令和八年七月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

東京都渋谷区神宮前二丁目一二番一号ウェールビル四Ｆ

株式会社Ｎｅｘｔ　Ｆｉｎａｎｃｅ　Ｔｅｃｈ　Ｄｉｇｉｔａｌ　Ａｓｓｅｔｓ

代表清算人　小野　幹紘

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

東京都杉並区高円寺南三丁目二〇番一一号八景舎高円寺南一〇六

株式会社ビーピュア

代表清算人　岡本　直司

解散公告

当社は、令和八年六月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

東京都世田谷区上祖師谷六丁目二番九号

有限会社アーキテクト雄建

清算人　矢野加代子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

東京都日野市程久保八丁目一七番地の一六

Ｚｅａｌｏｕｓｉｓ合同会社

清算人　蒲谷　幸子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

東京都豊島区巣鴨五丁目一六番地九―四〇二号日神パレステージ西巣鴨

特定非営利活動法人東京ひととなり支援協会

清算人　中島由佳利

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

東京都練馬区練馬一丁目二〇番八号

Ｃｉｅｌ　ｄｅ　Ｍａｒｉｅ．合同会社

清算人　田所　麻里

解散公告

当社は、令和八年六月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

東京都墨田区横川三丁目六番七号二―Ｈ室

日本恒昇国際株式会社

代表清算人　魏　　為

解散公告

当社は、令和八年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

東京都渋谷区恵比寿西二丁目八番四号ＥＸ恵比寿西ビル五階

ビーウォーター合同会社

清算人　江坂　　健

解散公告

当社は、令和八年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

東京都渋谷区渋谷二丁目二四番一二号

ゲームロフト合同会社

清算人　ゲームロフト・エスイー職務執行者　アレクサンドル・ド・ロッシュフォール

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年六月三十日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号郵船ビルディング

シンワメディコ株式会社

代表清算人　高橋　健治

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

東京都大田区矢口三丁目二八番一号

株式会社Ｈ－ＭＵＳＣＬＥ

代表清算人　鈴森　康一

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年六月三十日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

東京都目黒区駒場二丁目一四番一〇号

株式会社フジプレシヤス

代表清算人　小柳　伸行

解散公告

当社は、令和八年六月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

東京都江戸川区西小岩五丁目一三番地一三

小出マンション一一〇号室

ＣｙｂｅｒＦｌａｒｅ株式会社

代表清算人　リュウ・タンキ

解散公告

当法人は、令和八年六月二十八日開催の定時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

神奈川県川崎市中原区小杉町三丁目二四五

番中原区役所別棟エリマネ事務所

一般社団法人武蔵小杉エリアマネジメント

代表清算人　海老澤健太郎

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

神奈川県横浜市緑区白山一丁目八番二号

株式会社トリーテクノ

代表清算人　鳥海　正樹

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

神奈川県横浜市港北区綱島東二丁目一―五

泉山ビル五〇一　株式会社アクロセック

代表清算人　ディパオロ・ロベルト・エンリコ

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

神奈川県秦野市大秦町二番四五号

秦野畜産株式会社

代表清算人　稲本　隆

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

川崎市川崎区田町三丁目七番六号

株式会社共栄工業

代表清算人　鑓田　光治

解散公告

当社は、令和八年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

神奈川県横須賀市池田町三丁目二九番四号

合同会社クオンツ

清算人　片山　遥大

解散公告

当社は、令和八年七月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

富山県高岡市問屋町三二番地

水持産業株式会社

代表清算人　水持　雅芳

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

石川県金沢市山科二丁目一二番四―二号

株式会社ＳＩＳ

代表清算人　長尾　拓実

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

長野県上高井郡小布施町大字大島四九八番の四

有限会社家具工房雅

清算人　伊藤　雅博

解散公告

当社は、令和八年七月四日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

長野県須坂市墨坂一丁目二五番九号

合同会社みずの企画

清算人　水野　佳子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

岐阜県羽島郡笠松町長池三八六番地の八

有限会社福祉サポートはじめのいっぽ

清算人　河合　紀行

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

岐阜県各務原市蘇原吉野町四丁目一二番地

有限会社ガーデンヒデマル

清算人　金武　康彦

解散公告

当社は、令和八年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

岐阜市岩倉町五丁目二四ロイヤル岩倉一〇二

合同会社ＷｅｉＢ

清算人　八代麻由美

解散公告

当社は、令和八年六月十七日株主総会の決議により解散いたしました。当社に対して債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がない場合は、清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

静岡県浜松市浜名区宮口七一六番地の三

株式会社トーカイシステム

清算人　村石　勝

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

静岡県浜松市中央区佐浜町五四九八番地

有限会社ＧＣｉ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ　Ｊａｐａｎ

清算人　山下　正司

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

静岡県富士宮市杉田一一三三番地の六五

一般社団法人テクノＩＮＯＵＥ

代表清算人　望月　利浩

解散公告

当社は、令和八年六月二十九日、総社員の同意により解散したので、債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申し出下さい。期間内に申し出がない時は、清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

静岡県焼津市宗高六四九番地

ＤＤＣ合同会社

清算人　長谷川敏明

解散公告

当社は、令和八年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

愛知県尾張旭市新居町下切戸一二二四番地

ネクストＡＩ合同会社

清算人　トレヴィーノ・ウィリアム・エドワード

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

滋賀県栗東市上鈎二三四番地一

株式会社ティーアイシー

代表清算人　井上　隆次

解散公告

当社は、令和八年六月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

京都市伏見区竹田中川原町三五三番地

有限会社イーマン

清算人　東本　忠

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

京都市中京区聚楽廻東町六

株式会社ＪＵＲＡＣ

代表清算人　有川　恒

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

京都市南区吉祥院中河原里西町一九番地

有限会社山本工業

清算人　山本　雄三

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

大阪府大阪市東成区玉津二丁目五―一四

パシフィック玉津三〇七号室

ＪＸ晶夕国際株式会社

代表清算人　徐　孜堯

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

大阪府堺市北区金岡町二二一一番地

合同会社Ｔ―ＡＣＥ

清算人　米田　祥伍

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

大阪府大阪市中央区北浜東五丁目四番コーシン北浜五〇一号室

合同会社アケアカマイ

清算人　ＫＵＲＯＫＩ　ＴＡＫＥＨＩＲＯ

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

大阪市西区立売堀一丁目三番一一号

トランス建設株式会社

代表清算人　宮崎　弘

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

大阪市港区池島三―一〇―一一船田マンション四階

嘉度株式会社

代表清算人　張　煒林

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

大阪市住之江区御崎一丁目二―一一Ｌｉｎｋ住之江公園一〇一号室

益高株式会社

代表清算人　王　斌

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

大阪市港区夕凪一丁目一〇―一二―七〇三号室

小春日和株式会社

代表清算人　ゴショウウ

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

大阪府大阪市北区天神橋三丁目八番三号

有限会社岩崎和夫事務所

清算人　岩崎　和夫

解散公告

当法人は、令和八年五月二十日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

大阪府大阪狭山市狭山一丁目八六二番地五号

特定非営利活動法人大阪狭山アクティブエイジング

清算人　中西　豊次

解散公告

当社は、令和八年六月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

大阪市西成区南津守五丁目一番二号

株式会社ＬＣ四国

代表清算人　津田　宣博

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

大阪市中央区本町二丁目三番四号アソルティ本町四階　トレンビジャパン株式会社

代表清算人　李　恩珉

解散公告

当社は、令和八年七月六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

大阪市北区松ケ枝町四番一六号コアシスキタ六〇四号室

虹色合同会社

清算人　張　俊

解散公告

当社は、令和八年七月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

大阪府東大阪市稲田新町三丁目八番八号

有限会社ねじのナカヤマ

清算人　中山　光昭

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

大阪府大阪市北区梅田一丁目一―三大阪駅前第3ビル二九階一―一―一号室

合同会社ＪＯＹＦＵＬ　ＲＡＩＮＢＯＷ

清算人　青木　聡志

解散公告

当社は、令和八年六月二十三日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

兵庫県尼崎市富松町一丁目三一番三号

Ｅｎｊｏｙ　Ｌｉｆｅ　Ｔａｏ合同会社

代表清算人　山本　和夫

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

奈良県橿原市西新堂町辰巳角一〇四番地の三

ダルマ寝具株式会社

代表清算人　吉廣津多子

解散公告

当法人は、令和八年七月一日に社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

和歌山県和歌山市有本四六二番地

特定非営利活動法人きらめき紀の川

清算人　藤上　和男

解散公告

当社は、令和八年六月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

島根県隠岐郡海士町大字福井三八七番地二

株式会社隠岐牛

代表清算人　飯古　晴二

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

岡山県津山市安岡町七〇番地一

有限会社青葉

清算人　北畠　謙次

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

広島県呉市安浦町安登西八丁目一六番一九号

有限会社大友プレス

代表清算人　大友真理雄

解散公告

当社は、令和八年六月二十四日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

広島市西区草津南一丁目四番三―三〇六号

マーケティングオフィスタグチ合同会社

清算人　田口　紀

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

広島市安佐南区祇園二丁目三二番八号

園田商事有限会社

清算人　園田　勝哉

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

山口県長門市油谷蔵小田一〇〇八番地二

特定非営利活動法人しぜんとあそびたい

清算人　安倍　隆史

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

山口県下松市西市三丁目九番一号

山口ワイティーエム株式会社

代表清算人　長谷川有蔵

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

山口県下関市彦島福浦町一丁目二四番七号

有限会社大和工機

清算人　古川　良彦

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

徳島県徳島市沖浜東一丁目五二番地

有限会社山共商事

清算人　山田　仁

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

高知県高知市春野町東諸木二五七七番地

株式会社徳能工業所

清算人　徳能　善晃

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

佐賀県武雄市武雄町大字武雄五六五八番地

株式会社近藤組

代表清算人　近藤　好美

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

長崎県北松浦郡佐々町松瀬免四五二番地

有限会社村上解体

清算人　村上　浩一

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

大分県日田市大字大肥二二二〇番地の一

ＳＫ商事株式会社

代表清算人　井上　百合

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

宮崎県宮崎市祇園三丁目一七六番地一―二〇二

ＫＯＴＯＮＡＲＩ宮崎株式会社

代表清算人　三輪　亮治

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

鹿児島市春山町一一〇三番地一〇

有限会社下迫瓦工事店

清算人　下迫　玉珠

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年三月二十四日開催の理事会及び評議員会の議決により令和八年二月二十日北海道知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

北海道上川郡上川町北町三三番地

学校法人上川学園

清算人　谷越　一仁

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年六月十九日福島地方裁判所の解散命令の確定により解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

福島県二本松市油井字桑原九九番地

清算法人長谷寺

清算人　井上　航

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年七月十七日静岡県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

静岡県袋井市国本八四一番地

袋井市土橋土地区画整理組合

代表清算人　大庭　哲夫

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年六月八日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

愛知県名古屋市昭和区雪見町一丁目六番地

神ながら教千種教会

清算人　今井田志津子

解散公告（第一回）

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

京都府京丹後市網野町日和田七二八番地

農事組合法人ヤマユリ牧場

清算人　末次　成良

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

大阪府東大阪市旭町三番四号

医療法人山下歯科

清算人　山下　早苗

解散公告（第一回）

当土地改良区は、令和八年五月二十七日鳥取県知事の認可により解散いたしましたので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

鳥取県岩美郡岩美町大字浦富六七五番地一

岩美土地改良区

代表清算人　亀井　勲

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年五月二十五日開催の教会総会の決議により令和八年五月二十日島根県知事の許可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

島根県出雲市多伎町久村二九八番地の一

宗教法人日本ナザレン教団久村教会

清算人　中出　潤一

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年六月五日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

熊本県玉名市玉名二〇七九番地

職業訓練法人玉名職業訓練運営会

清算人　上嶋　秀徳

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年六月十二日福島地方裁判所郡山支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

福島県本宮市本宮字戸崎七一番地

宗教法人顕本教会

福島県郡山市中町一一番七号アオキヤビル四階　うねめ法律事務所

清算人　弁護士　稲葉　裕之

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年六月三十日をもって、医療法第五十五条第一項第五号の定めにより解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

埼玉県久喜市久喜中央二丁目七番二〇号

医療法人社団ユーアイエメリー会

清算人　鈴木　健夫

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十月二十四日理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

札幌市中央区南十七条西九丁目一番三五号

学校法人札幌いづみ学園

代表清算人　穴倉　廸彌

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年二月二十八日定款所定の解散事由の発生により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

神奈川県相模原市南区古淵二丁目一八番三号山政第一ビル三階

医療法人社団あさや皮膚科

清算人　浅谷　実幸

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年三月二十四日定款所定の解散事由の発生により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

横浜市港南区港南台七丁目四二番三〇号

サンライズ港南台一階　医療法人貞伸会

清算人　仲　克巳

第三十四期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

単位・百万円

資産の部

流動資産	七〇、五〇四
固定資産	一、六〇九
合計	七二、一一四

負債及び純資産の部

流動負債	三九、八二〇
（うち賞与引当金）	（五四）
（うちポイント引当金）	（一〇八）
固定負債	二五、三二四
（うち退職給付引当金）	（二四五）
株主資本	六、九六九
資本金	九〇
資本剰余金	一一〇〇
その他資本剰余金	一一〇〇
利益剰余金	六、七六九
利益準備金	三〇
その他利益剰余金	六、七三九
合計	七二、一一四

損益計算書の要旨

（自　令和七年四月一日　至　令和八年三月三十一日）

単位・百万円

営業収益	二、七〇五
営業費用	二、〇七二
営業利益	六三二
営業外損益	四
経常利益	六三六
特別損益	△四〇
税引前当期純利益	五九六
法人税、住民税及び事業税	二〇一
法人税等調整額	△一七
当期純利益	四一二

令和八年七月二十一日

大阪市北区鶴野町一番九号

ヤンマークレジットサービス株式会社

代表取締役　由田　隆史

第十七期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

（単位・千円）

資産の部

資産の部計	八四、〇九七

負債及び正味財産の部

負債の部計	四二二
正味財産の部計	八三、六七五
負債及び正味財産の部計	八四、〇九七

令和八年六月三十日

大阪府吹田市昭和町六番九号

特定非営利活動法人ほほえみ

理事長　亀井　健仁

第六期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

（単位・円）

資産の部

流動資産	三、三一四、八八七
固定資産	八、七九七、五二五
資産合計	一二、一一二、四一二

負債及び正味財産の部

流動負債	二九四、〇八一
負債合計	二九四、〇八一
指定正味財産	八、七九七、五二五
一般正味財産	三、〇二〇、八〇六
正味財産合計	一一、八一八、三三一
負債及び正味財産合計	一二、一一二、四一二

令和八年七月二十一日

横浜市中区山下町七四番地一

公益財団法人大和地所記念財団

代表理事　押川　貴哉

第十五期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

（単位・円）

資産の部

資産の部計	二、六〇六、四四八

負債及び正味財産の部

負債の部計	九、〇九六
正味財産の部計	二、五九七、三五二
負債及び正味財産の部計	二、六〇六、四四八

令和八年七月二十一日

鹿児島市長田町一四番三号公益社団法人鹿児島共済会南風病院透析室内

公益社団法人鹿児島県臨床工学技士会

代表理事　岡村　龍也

第６期決算公告

令和８年７月21日

東京都港区六本木一丁目６番１号泉ガーデンタワー

GREENLEAVES CAPITAL DESIGNATED ACTIVITY COMPANY　東京支店

日本における代表者　中村　武

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	99,305
	固定資産	86,891,048
	合計	86,990,354
純資産の部	流動負債	99,375
	固定負債	86,891,048
	本店勘定	778
	利益剰余金	△848
	（その他利益剰余金）	（△848）
	合計	86,990,354

(注)　当期純損失　144千円

第 17 期 決 算 公 告

令和８年７月21日　　千葉市中央区本千葉町９番21号
株式会社ＣＮホールディングス
代表取締役社長　山本　　功

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,212,025	流動負債	2,040,067
固定資産	10,483,434	固定負債	3,392,290
		（役員退職引当金）	(3,000)
		株主資本	9,263,102
		資本金	175,000
		資本剰余金	2,809,409
		資本準備金	37,604
		その他資本剰余金	2,771,805
		利益剰余金	6,278,693
		利益準備金	21,896
		その他利益剰余金	6,256,797
		（うち当期純利益）	(733,941)
資産合計	**14,695,460**	**負債・純資産合計**	**14,695,460**

第 49 期 決 算 公 告

令和８年７月21日
埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目１番地６
東栄商事株式会社
代表取締役　岡田　東律

貸借対照表の要旨
（令和８年４月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,417,021	流動負債	1,792,182
固定資産	24,187,405	固定負債	8,851,760
繰延資産	209	株主資本	20,960,693
		資本金	45,000
		資本剰余金	2,110,708
		その他資本剰余金	2,110,708
		利益剰余金	18,804,985
		利益準備金	11,250
		その他利益剰余金	18,793,735
		（うち当期純損失）	(68,497)
合計	**31,604,635**	**合計**	**31,604,635**

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

令和８年７月21日

東京都千代田区紀尾井町３番30号
公益社団法人不動産保証協会

記

年度番号	商号又は名称	免許証番号	(代表者の)氏名	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
令８不保466	株式会社ライフテック・ホールディングス	国土交通大臣(6)5808	代表取締役 山田久雄	大阪府大阪市北区太融寺町３―24	2000万円
令８不保467	はなまるハウス株式会社	国土交通大臣(2)9300	代表取締役 真杉恵美	群馬県高崎市上中居町1619―２	2000万円
令８不保468	株式会社オキノ	北海道知事石狩(3)8240	代表取締役 田中裕	北海道札幌市中央区南５条西８－８－２	1000万円
令８不保469	株式会社ＮＩＳＥＫＯＷＯＷ	北海道知事後志(1)469	代表取締役 マッケンジー・イアンドナルド	北海道虻田郡倶知安町ニセコひらふ５条１―５―14	1000万円
令８不保470	有限会社大内建業	宮城県知事(5)5253	代表取締役 大内より子	宮城県仙台市宮城野区田子３―18―52	1000万円
令８不保471	有限会社Ａチーム	宮城県知事(5)5273	代表取締役 戸塚統一	宮城県仙台市青葉区国見ケ丘２－８－１	1000万円
令８不保472	株式会社エドワードアソシエイツ	宮城県知事(1)6787	代表取締役 板垣善朗	宮城県仙台市青葉区中央２－９－１	1000万円
令８不保473	株式会社ウエストホーム	秋田県知事(3)2218	代表取締役 西村潔	秋田県由利本荘市石脇字田尻野７―102	1000万円
令８不保474	株式会社金澤工務店	群馬県知事(3)7103	代表取締役 金澤光枝	群馬県藤岡市鬼石101―３	1000万円
令８不保475	伊那建設	埼玉県知事(12)8490	北原冨美夫	埼玉県川越市上戸279―２	1000万円
令８不保476	有限会社笠原工務店	埼玉県知事(5)19289	取締役 笠原照雄	埼玉県熊谷市肥塚933―２	1000万円
令８不保477	シーナホーム	東京都知事(10)44179	瀬長範子	東京都豊島区千早１―３―11	1000万円
令８不保478	株式会社サイマツコーポレーション	東京都知事(10)45827	代表取締役 齋藤晟	東京都板橋区小茂根２―24―７	1000万円
令８不保479	人形町不動産株式会社	東京都知事(4)88851	代表取締役 岡田浩明	東京都中央区日本橋浜町２―23―６	2000万円
令８不保480	株式会社日本中央会計事務所	東京都知事(3)92641	代表取締役 青木寿幸	東京都港区西新橋２―６―２	1000万円
令８不保481	株式会社ケイティー	東京都知事(3)94006	代表取締役 目黒洋一	東京都杉並区上荻１―７―４	1000万円
令８不保482	株式会社アセットブラザーズ	東京都知事(3)95080	代表取締役 石山直人	東京都千代田区丸の内１―８―３	1000万円
令８不保483	株式会社ラクラスホーム	東京都知事(3)95500	代表取締役 小川貴史	東京都渋谷区代々木１―20―４	1000万円
令８不保484	株式会社クローバー・リアル・エステート	東京都知事(3)96214	代表取締役 金子克明	東京都杉並区西荻南１―22―14	1000万円
令８不保485	リックス・ジャパン株式会社	東京都知事(3)97104	代表取締役 関口啓子	東京都渋谷区道玄坂２―15―１	1000万円
令８不保486	株式会社スリーエスリンク	東京都知事(3)98341	代表取締役 山田雅彦	東京都世田谷区太子堂２―14―22	1000万円
令８不保487	株式会社とちや	東京都知事(2)101059	代表取締役 高村元	東京都品川区荏原３―８―７	1000万円
令８不保488	シニア住宅プラザ株式会社	東京都知事(2)104210	代表取締役 並木洋一	東京都板橋区成増２―16―９	1000万円
令８不保489	株式会社リンク	東京都知事(2)104285	代表取締役 板垣隆司	東京都北区中里２―６―14	1000万円
令８不保490	株式会社ケイ・リアルエステート	東京都知事(2)104809	代表取締役 高橋幸子	東京都江東区高橋14―23	1000万円
令８不保491	万和企画株式会社	東京都知事(1)106234	代表取締役 後藤弘行	東京都豊島区西池袋３―22―15	1000万円
令８不保492	株式会社ＳＡＭＵＲＡＩ	東京都知事(1)106345	代表取締役 矢野君侍	東京都渋谷区渋谷１―３―18	1000万円
令８不保493	金騏株式会社	東京都知事(1)106356	代表取締役 銭琦	東京都台東区三ノ輪１―９―７	1000万円
令８不保494	峰キャピタル株式会社	東京都知事(1)106944	代表取締役 松居錦志	東京都千代田区九段南３―２―７	1000万円
令８不保495	株式会社ミラエコ	東京都知事(1)107043	代表取締役 坂口慶	東京都渋谷区渋谷２―９―10	1000万円

令８不保496	ブレイン株式会社	東京都知事(1)109743	代表取締役 河村賢人	東京都港区六本木６―10―１	1000万円
令８不保497	池栄青果株式会社	東京都知事(1)110290	代表取締役 藤田栄司	東京都豊島区東池袋３―15―７	1000万円
令８不保498	合同会社ＫＪＳ	東京都知事(1)111225	代表社員 野﨑翔太	東京都多摩市鶴牧１―３―10	1000万円
令８不保499	華寧通商株式会社	東京都知事(1)111408	代表取締役 川辺暁光	東京都豊島区池袋１―８―５	1000万円
令８不保500	アイデック株式会社	神奈川県知事(3)28042	代表取締役 高山裕司	神奈川県横浜市都筑区茅ケ崎南２―23―14	1000万円
令８不保501	株式会社エクトル	神奈川県知事(3)29382	代表取締役 伊東勝	神奈川県藤沢市辻堂元町１―１―31	1000万円
令８不保502	ＴＯ不動産株式会社	神奈川県知事(2)29527	代表取締役 小川高広	神奈川県相模原市中央区淵野辺１―１―10	1000万円
令８不保503	有限会社千代田不動産	新潟県知事(6)4093	代表取締役 五百川正	新潟県新潟市中央区本町通13番町3139	1000万円
令８不保504	株式会社大竹座ビル開発	新潟県知事(1)5589	代表取締役 廣上健二郎	新潟県新潟市中央区湖南29―２	1000万円
令８不保505	株式会社ＮＳ	石川県知事(3)4027	代表取締役 西山隆	石川県金沢市泉本町２―40―３	1000万円
令８不保506	クレイスホーム株式会社	石川県知事(1)4413	代表取締役 坂本水	石川県金沢市米泉町10―１―154	1000万円
令８不保507	ナイスプランハウジング	岐阜県知事(4)4411	湯上比登志	岐阜県可児市広眺ケ丘３―58―２	1000万円
令８不保508	株式会社大心産業	静岡県知事(3)13698	代表取締役 渡邉大輔	静岡県沼津市原町中２―14―25	1000万円
令８不保509	コスモホーム株式会社	愛知県知事(3)21731	代表取締役 鈴木岳紀	愛知県名古屋市緑区鳴海町母呂後75	1000万円
令８不保510	ＭａｎｔｏＭａｎＰａｓｓｏ株式会社	愛知県知事(2)24439	代表取締役 田中正次	愛知県名古屋市熱田区神宮３―７―26	1000万円
令８不保511	株式会社スタート・イット	愛知県知事(2)24531	代表取締役 加藤真太郎	愛知県名古屋市中村区椿町16―７	1000万円
令８不保512	株式会社三丸不動産	愛知県知事(1)24779	代表取締役 能森俊輔	愛知県名古屋市瑞穂区白砂町３―48―８	1000万円
令８不保513	株式会社賃貸や	三重県知事(4)3096	代表取締役 坂本拓郎	三重県鈴鹿市三日市１―６―26	1000万円
令８不保514	株式会社サンエー不動産	三重県知事(1)3804	代表取締役 潘龍哲	三重県桑名市新矢田１―15	1000万円
令８不保515	株式会社オフィス笑夢	滋賀県知事(1)3849	代表取締役 三浦晃	滋賀県野洲市小篠原1974―２	1000万円
令８不保516	アップエース有限会社	大阪府知事(5)48270	代表取締役 日髙徹也	大阪府大阪市城東区永田１―３―17	1000万円
令８不保517	株式会社美咲住宅	大阪府知事(7)42697	代表取締役 吉田るり子	大阪府寝屋川市豊野町２―33	1000万円
令８不保518	有限会社一武	大阪府知事(6)47900	代表取締役 清水一誠	大阪府大阪市阿倍野区阪南町３―15―２	1000万円
令８不保519	株式会社永大商事	大阪府知事(3)57555	代表取締役 松本康二	大阪府大阪市平野区加美南５―１―14	1000万円
令８不保520	株式会社ｇｌｅｅ不動産	大阪府知事(3)58639	代表取締役 南敏弘	大阪府大阪市中央区南船場３―６―24	1000万円
令８不保521	Ｓｅｖｅｎ．７株式会社	大阪府知事(1)62546	代表取締役 島田涼平	大阪府大阪市中央区島之内１―15―９	1000万円
令８不保522	株式会社ココ・シンデレラ	大阪府知事(1)64295	代表取締役 中島理沙	大阪府大阪市浪速区湊町２―２―10	1000万円
令８不保523	株式会社ハイフォレスト	大阪府知事(1)65623	代表取締役 平岡龍一	大阪府大阪市西成区千本中１―３―２	1000万円
令８不保524	株式会社陽光国際	大阪府知事(1)65703	代表取締役 張万剛	大阪府大阪市西成区天下茶屋１―28―16	1000万円
令８不保525	株式会社ローレル	兵庫県知事(6)203041	代表取締役 山木章暢	兵庫県神戸市中央区北長狭通４―２―５	1000万円
令８不保526	株式会社インレット	兵庫県知事(2)12062	代表取締役 久保健一	兵庫県神戸市灘区城内通２―５―23	1000万円
令８不保527	有限会社反田	奈良県知事(5)3652	取締役 反田嘉宣	奈良県奈良市高畑町948	1000万円
令８不保528	株式会社ＴＳＫ	鳥取県知事(2)1364	代表取締役 関徹	鳥取県米子市淀江町佐陀2128	1000万円
令８不保529	株式会社アクロス	岡山県知事(9)3322	代表取締役 加藤慎二	岡山県岡山市中区清水２―５―22	1000万円
令８不保530	株式会社匠エンタープライズ	岡山県知事(1)5925	代表取締役 大野孝裕	岡山県岡山市北区大安寺東町７―２	1000万円
令８不保531	株式会社正光技建	広島県知事(2)10756	代表取締役 藤澤卓	広島県廿日市市大野1533	1000万円
令８不保532	株式会社カケラ	広島県知事(1)11162	代表取締役 水畑智義	広島県広島市西区中広町１―２―４	1000万円
令８不保533	株式会社ホームガイド	山口県知事(8)2411	代表取締役 大久保久美子	山口県山口市小郡上郷1328―３	1000万円
令８不保534	Ｋ’ｚＣＲＥＡＴＥ	徳島県知事(1)3189	藤﨑義弘	徳島県小松島市和田島町字明神北13―２	1000万円
令８不保535	わたなべ土地活用	愛媛県知事(4)5005	渡邊朝隆	愛媛県松山市古川北３―４―６	1000万円
令８不保536	株式会社ライジングコーポレーション	福岡県知事(2)17925	代表取締役 野村篤史	福岡県福岡市中央区春吉３―21―18	1000万円
令８不保537	合同会社小梅	福岡県知事(2)18256	代表社員 浦山功児	福岡県福岡市早良区祖原２―８	1000万円
令８不保538	株式会社木村不動産	福岡県知事(1)19532	代表取締役 木村良春	福岡県宗像市野坂2729―５	1000万円
令８不保539	株式会社Ｂｅａｒ＆ＢｕｌｌＲｅａｌＥｓｔａｔｅ	福岡県知事(1)20996	代表取締役 満尾英昭	福岡県福岡市中央区春吉２―８―９	1000万円
令８不保540	ブリスホーム株式会社	大分県知事(3)3135	代表取締役 志村寛和	大分県大分市大字横尾4210―１	1000万円
令８不保541	ともなが不動産	大分県知事(2)3223	友永孝洋	大分県別府市天満町11―24	1000万円
令８不保542	リーラボ不動産株式会社	宮崎県知事(1)5006	代表取締役 米倉龍司	宮崎県宮崎市大字郡司分甲243―１	1000万円

第50期決算公告　令和８年６月26日
北海道苫小牧市新明町５丁目１番１号
王木住宅資材株式会社
代表取締役　服部　幹
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	95,648
	固定資産	35,877
	合計	131,526
負純資産及び部	流動負債	13,094
	（賞与引当金）	(8,371)
	固定負債	90,628
	退職給与引当金	90,628
	株主資本	27,803
	資本金	10,000
	利益剰余金	17,803
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	15,303
	（うち当期純損失）	(796)
	合計	131,526

第59期決算公告　令和８年６月26日
北海道沙流郡日高町富川南４丁目５番５号
王子フォレストリー株式会社
代表取締役　荒井　均
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	839,597
	固定資産	518,256
	合計	1,357,853
負純資産及び部	流動負債	219,726
	（賞与引当金）	(29,013)
	固定負債	356,442
	株主資本	781,684
	資本金	20,740
	資本剰余金	5,317
	利益剰余金	755,627
	利益準備金	6,450
	その他利益剰余金	749,177
	（うち当期純利益）	(10,783)
	合計	1,357,853

第７期決算公告
令和８年７月21日
東京都港区六本木一丁目６番１号
泉ガーデンタワー
GREENLEAVES CAPITAL DESIGNATED ACTIVITY COMPANY　東京支店
日本における代表者　中村　武
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	161,518
	固定資産	95,309,884
	合計	95,471,403
負純資産及び部	流動負債	161,588
	固定負債	95,309,884
	本店勘定	848
	利益剰余金	△918
	（その他利益剰余金）	(△918)
	合計	95,471,403

注）当期純損失　70千円

第49期決算公告　令和８年６月26日
北海道小樽市銭函３丁目301番地
大和砕石工業株式会社
代表取締役　服部　幹
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	117,030
	固定資産	61,152
	合計	178,182
負純資産及び部	流動負債	20,179
	（賞与引当金）	(6,153)
	株主資本	158,003
	資本金	10,000
	利益剰余金	148,003
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	145,503
	（うち当期純利益）	(8,651)
	合計	178,182

第62期決算公告　令和８年６月26日
北海道空知郡南富良野町字東鹿越
金山礦産株式会社
代表取締役　清水　秀樹
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	92,375
	固定資産	23,590
	合計	115,966
負純資産及び部	流動負債	62,145
	（賞与引当金）	(20,944)
	固定負債	20,074
	株主資本	33,746
	資本金	10,000
	利益剰余金	23,746
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	21,246
	（うち当期純利益）	(1,596)
	合計	115,966

第11期決算公告　令和８年６月26日
青森県むつ市真砂町11番１号
下北王子林産株式会社
代表取締役　高砂　松弥
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	30,391
	固定資産	1,279
	合計	31,670
負純資産及び部	流動負債	5,301
	（賞与引当金）	(1,531)
	固定負債	1,880
	株主資本	24,488
	資本金	9,000
	利益剰余金	15,488
	利益準備金	1,171
	その他利益剰余金	14,317
	（うち当期純利益）	(693)
	合計	31,670

第37期決算公告　令和８年６月25日
岩手県盛岡市中央通一丁目２番３号
株式会社いわぎんディーシーカード
代表取締役社長　関村　淳哉
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,579,626
	固定資産	144
	合計	3,579,771
負純資産及び部	流動負債	934,628
	固定負債	20,684
	株主資本	2,624,458
	資本金	20,000
	資本剰余金	58,100
	その他資本剰余金	58,100
	利益剰余金	2,546,358
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	2,541,358
	（うち当期純損失）	(157,949)
	合計	3,579,771

第12期決算公告　令和８年７月21日
北海道釧路市大楽毛北二丁目５番７号
株式会社北海道サラダパプリカ
代表取締役　久枝　和昇
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	71,239
	固定資産	90,212
	合計	161,452
負純資産及び部	流動負債	12,758
	固定負債	26,005
	株主資本	122,688
	資本金	100,000
	利益剰余金	22,688
	その他利益剰余金	22,688
	（うち当期純損失）	(1,691)
	合計	161,452

第８期決算公告　令和８年６月26日
北海道北斗市村山165番地
函館北斗王子林産株式会社
代表取締役　松浦　剛史
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	191,902
	固定資産	60,953
	合計	252,856
負純資産及び部	流動負債	187,096
	（賞与引当金）	(3,483)
	固定負債	37,651
	株主資本	28,108
	資本金	50,000
	利益剰余金	△21,891
	その他利益剰余金	△21,891
	（うち当期純利益）	(21,147)
	合計	252,856

第39期決算公告　2026年６月22日
仙台市若林区河原町一丁目２番８号
株式会社しんきん総合サービス
取締役社長　益子　政士
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,144,986
	固定資産	1,490,852
	繰延資産	10,814
	合計	2,646,652
負純資産及び部	流動負債	194,877
	固定負債	11,868
	引当金	86,206
	株主資本	2,353,701
	資本金	50,000
	利益剰余金	2,303,701
	（利益準備金）	(12,500)
	（その他利益剰余金）	(2,291,201)
	（うち当期純利益）	(42,401)
	合計	2,646,652

第８期決算公告　令和８年６月24日
宮城県角田市枝野字北島81番地１
株式会社まちづくり角田
代表取締役社長　黒須　貫
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	87,413
	固定資産	3,134
	繰延資産	—
	合計	90,547
負純資産及び部	流動負債	26,768
	（賞与引当金）	(3,463)
	固定負債	8,500
	（退職給付引当金）	(8,104)
	株主資本	55,278
	資本金	58,130
	利益剰余金	△2,851
	その他利益剰余金	△2,851
	（うち当期純利益）	(4,476)
	合計	90,547

第２期決算公告　令和８年７月21日
宮城県仙台市青葉区本町一丁目７番１号
横手湯沢フォレストサイクル株式会社
代表取締役　高橋　淳
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	243,596
	固定資産	97,051
	合計	340,648
負純資産及び部	流動負債	261,657
	株主資本	78,990
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	△21,009
	その他利益剰余金	△21,009
	（うち当期純損失）	(13,263)
	合計	340,648

第15期決算公告

令和８年６月25日
茨城県つくば市御幸が丘25番
株式会社ＭＢＬマテリアルズ
代表取締役　高本　英司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	419
	固定資産	436
	合計	855
負純資産及のび部	流動負債	213
	固定負債	23
	株主資本	619
	資本金	310
	利益剰余金	309
	その他利益剰余金	309
	（うち当期純損失）	(8)
	合計	855

第33期決算公告

令和８年６月29日
福島県相馬市原釜字南戸崎23番地
相馬環境サービス株式会社
代表取締役　鈴木　直行

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	256,540
	固定資産	9,674
	合計	266,214
負純資産及のび部	流動負債	41,787
	固定負債	3,841
	株主資本	220,586
	資本金	30,000
	利益剰余金	190,586
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	183,086
	（うち当期純利益）	(33,035)
	合計	266,214

第28期決算公告

令和８年６月26日
仙台市青葉区本町二丁目15番１号
株式会社仙台システムサポート
代表取締役社長　渡辺　光康

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	186,201
	固定資産	15,509
	合計	201,710
負純資産及のび部	流動負債	40,201
	固定負債	21,141
	株主資本	140,368
	資本金	20,000
	利益剰余金	126,268
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	121,268
	（うち当期純利益）	(9,734)
	自己株式	△5,900
	合計	201,710

第13期決算公告

令和８年７月21日
千葉市美浜区中瀬二丁目６番地１
株式会社エフ・リンク・コーポレーション
代表取締役　稲垣　宏樹

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,898
	固定資産	114
	合計	4,012
負純資産及のび部	流動負債	2,527
	固定負債	35
	株主資本	1,449
	資本金	10
	利益剰余金	1,439
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	1,436
	（うち当期純利益）	(497)
	合計	4,012

第63期決算公告

令和８年５月20日
埼玉県上尾市藤波１―227―１
アルク化成株式会社
代表取締役社長　木本　達彦

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,061,533
	固定資産	587,787
	資産合計	1,649,320
負純資産及のび部	流動負債	740,774
	固定負債	54,779
	株主資本	853,767
	資本金	60,000
	資本剰余金	96
	利益剰余金	793,671
	（うち当期純利益）	(59,642)
	負債・純資産合計	1,649,320

第59期決算公告

令和８年６月24日
埼玉県川口市青木２丁目５番10号
埼玉建興株式会社
代表取締役　武井　美親

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	8,349
	固定資産	1,330
	繰延資産	15
	合計	9,694
負純資産及のび部	流動負債	4,723
	固定負債	1,066
	株主資本	3,905
	資本金	440
	資本剰余金	110
	利益剰余金	3,355
	利益準備金	110
	その他利益剰余金	3,244
	（うち当期純利益）	(335)
	合計	9,694

第５期決算公告

2026年７月21日
東京都港区新橋六丁目９番８号
GameWith ARTERIA株式会社
代表取締役　藤本　奈美

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	126,208
	固定資産	5,349
	資産合計	131,557
負純資産及のび部	流動負債	61,057
	負債合計	61,057
	株主資本	70,500
	資本金	80,000
	利益剰余金	△9,499
	その他利益剰余金	△9,499
	（うち当期純利益）	(11,667)
	純資産合計	70,500
	負債・純資産合計	131,557

第15期決算公告

令和８年７月21日
東京都千代田区一番町５番地３
アトラスビル１階
ＭｙＭｅｄｉｐｒｏ株式会社

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	9,237,151
	固定資産	33,744,775
	資産合計	42,981,926
負純資産及のび部	流動負債	952,325
	株主資本	42,029,601
	資本金	57,040,000
	資本剰余金	118,149,996
	資本準備金	44,500,000
	その他資本剰余金	73,649,996
	利益剰余金	△83,160,395
	その他利益剰余金	△83,160,395
	（うち当期純損失）	(17,738,199)
	自己株式	△50,000,000
	負債・純資産合計	42,981,926

第39期決算公告

令和８年６月23日
千葉県袖ケ浦市長浦拓１号30―２
エコシステム千葉株式会社
代表取締役　小山　光弘

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,759,220
	固定資産	6,224,545
	合計	7,983,765
負純資産及のび部	流動負債	2,774,492
	固定負債	229,844
	株主資本	4,935,331
	資本金	90,000
	資本剰余金	1,217,577
	利益剰余金	3,627,753
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	3,605,253
	（うち当期純利益）	(908,289)
	評価・換算差額等	44,097
	合計	7,983,765

第59期決算公告

令和８年６月23日
東京都大田区大森北一丁目28番６号
日本ゼム株式会社
代表取締役社長　井上　晋輔

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	632,888
	固定資産	91,037
	資産合計	723,925
負純資産及のび部	流動負債	55,813
	株主資本	668,112
	資本金	70,000
	利益剰余金	639,139
	利益準備金	17,500
	その他利益剰余金	621,639
	（うち当期純利益）	(91,443)
	自己株式	△41,027
	負債・純資産合計	723,925

第17期決算公告

2026年７月21日
東京都港区新橋六丁目９番８号
アルテリア・エンジニアリング株式会社
代表取締役　南川　則之

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	579
	固定資産	37
	資産合計	616
負純資産及のび部	流動負債	206
	賞与引当金	48
	固定負債	18
	退職給付引当金	18
	株主資本	391
	資本金	30
	利益剰余金	361
	その他利益剰余金	361
	（うち当期純利益）	(27)
	負債・純資産合計	616

第15期決算公告

2026年７月21日
東京都港区新橋六丁目９番８号
アルテリア・インターコネクト株式会社
代表取締役　吉田　史記

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	30,050
	資産合計	30,050
負純資産及のび部	流動負債	18,185
	負債合計	18,185
	株主資本	11,865
	資本金	9,000
	利益剰余金	2,865
	利益準備金	1,466
	その他利益剰余金	1,398
	（うち当期純利益）	(1,398)
	純資産合計	11,865
	負債・純資産合計	30,050

第９期決算公告

令和８年６月25日
東京都品川区東品川２丁目２番20号
株式会社バーチャルキャスト

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,068,717
	固定資産	891,227
	資産合計	1,959,944
負純資産債及のび部	流動負債	229,669
	（うち賞与引当金）	(26,808)
	固定負債	28,446
	株主資本	1,701,829
	資本金	40,000
	資本剰余金	1,644,595
	資本準備金	10,000
	その他資本剰余金	1,634,595
	利益剰余金	17,234
	その他利益剰余金	17,234
	（うち当期純利益）	(235,218)
	負債・純資産合計	1,959,944

第 23 期 決 算 公 告

令和８年６月26日
東京都千代田区大手町二丁目２番１号
栗林マリタイム株式会社
代表取締役　栗林　宏吉

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,489,629
	固定資産	3,917,785
	資産合計	5,407,414
負純資産債及のび部	流動負債	956,757
	固定負債	4,046,223
	負債合計	5,002,980
	株主資本	404,434
	資本金	10,000
	利益剰余金	394,434
	（うち当期純利益）	(25,265)
	純資産合計	404,434
	負債・純資産合計	5,407,414

第 37 期 決 算 公 告

令和８年６月24日
東京都千代田区麹町三丁目６番地５号
株式会社国際協力データサービス
代表取締役　松島　大介

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	819,917
	固定資産	312,322
	合計	1,132,239
負純資産債及のび部	流動負債	58,813
	固定負債	30,270
	株主資本	1,043,156
	資本金	51,800
	利益剰余金	991,356
	利益準備金	2,558
	その他利益剰余金	988,798
	（うち当期純損失）	(47,851)
	合計	1,132,239

第 15 期 決 算 公 告

令和８年６月16日
東京都千代田区永田町２丁目４－11
株式会社ＶＰサービス
代表取締役社長　池田　克朗

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,325
	固定資産	700
	合計	5,025
負純資産債及のび部	流動負債	884
	株主資本	4,141
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 5,858
	その他利益剰余金	△ 5,858
	（うち当期純損失）	(5,369)
	合計	5,025

第 19 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
東京都千代田区永田町２丁目４－11
株式会社クリエイティブソリューションズ
代表取締役社長　藤田　哲也

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	412,064
	固定資産	19,428
	合計	431,492
負純資産債及のび部	流動負債	92,909
	株主資本	338,583
	資本金	50,000
	利益剰余金	288,583
	その他利益剰余金	288,583
	（うち当期純損失）	(53,544)
	合計	431,492

第15期決算公告

2026年６月30日
東京都港区南青山二丁目26番32号
株式会社ＦＩＬＭ
代表取締役　金井　卓也

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,598,280
	固定資産	66,340
	合計	1,664,620
負純資産債及のび部	流動負債	919,475
	（賞与引当金）	(26,499)
	株主資本	745,145
	資本金	200,000
	資本剰余金	200,000
	（資本準備金）	(200,000)
	利益剰余金	345,145
	（その他利益剰余金）	(345,145)
	（うち当期純利益）	(24,217)
	合計	1,664,620

第 12 期 決 算 公 告

2026年７月21日
東京都港区赤坂五丁目３番１号
株式会社博報堂プラニングハウス
代表取締役　太田　智博

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	735,770
	固定資産	22,285
	合計	758,055
負純資産債及のび部	流動負債	184,147
	（賞与引当金）	(18,317)
	（役員賞与引当金）	(11,721)
	株主資本	573,907
	資本金	50,000
	利益剰余金	523,907
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	511,407
	（うち当期純利益）	(223,209)
	合計	758,055

第10期決算公告

2026年７月21日
東京都港区南青山六丁目３番16号
株式会社ＣＯＴＯＤＡＭＡ
代表取締役　鈴木　雅子

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	419,806
	固定資産	33,075
	合計	452,882
負純資産債及のび部	流動負債	572,170
	株主資本	△122,271
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	△322,271
	その他利益剰余金	△322,271
	（うち当期純損失）	(8,330)
	新株予約権	2,983
	合計	452,882

第 13 期 決 算 公 告

2026年７月21日
東京都港区南青山六丁目３番16号
株式会社ＳＩＸ
代表取締役　野添　剛士

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	901,856
	固定資産	92,798
	合計	994,655
負純資産債及のび部	流動負債	452,248
	（賞与引当金）	(86,037)
	（役員賞与引当金）	(37,200)
	株主資本	542,407
	資本金	90,000
	利益剰余金	452,407
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	429,907
	（うち当期純損失）	(522,382)
	合計	994,655

第 4 期 決 算 公 告

令和８年７月21日
東京都港区港南二丁目16番５号
株式会社アジャイルエナジーＸ
代表取締役　立岩　健二

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	126
	固定資産	4
	資産合計	130
負純資産債及のび部	流動負債	16
	株主資本	114
	資本金	175
	資本剰余金	175
	資本準備金	175
	利益剰余金	△235
	その他利益剰余金	△235
	（うち当期純損失）	(106)
	負債・純資産合計	130

第 25 期 決 算 公 告

2026年７月21日
東京都千代田区丸の内二丁目５番１号
株式会社博報堂コンサルティング
代表取締役　土屋　亮

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,276,913
	固定資産	164,098
	合計	1,441,012
負純資産債及のび部	流動負債	485,191
	（賞与引当金）	(115,851)
	株主資本	955,821
	資本金	100,000
	利益剰余金	855,821
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	830,821
	（うち当期純利益）	(311,216)
	合計	1,441,012

第 3 期 決 算 公 告

2026年７月21日
東京都港区赤坂七丁目１番１号
株式会社コンサイス・レポーティング
代表取締役　黒原　哲也

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	25,496
	固定資産	773
	合計	26,270
負純資産債及のび部	流動負債	8,150
	株主資本	18,119
	資本金	9,000
	利益剰余金	9,119
	その他利益剰余金	9,119
	（うち当期純利益）	(9,987)
	合計	26,270

第７期決算公告

2026年７月21日
東京都港区赤坂五丁目３番１号
株式会社The Yellow Sheep
代表取締役　三井　一哉

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	73,742
	固定資産	1,128
	合計	74,871
負純資産及のび部	流動負債	34,397
	株主資本	40,474
	資本金	1,000
	利益剰余金	39,474
	その他利益剰余金	39,474
	（うち当期純利益）	(23,648)
	合計	74,871

第３期決算公告

2026年７月21日
東京都港区赤坂五丁目３番１号
ＥＮＮＤ　ＰＡＲＴＮＥＲＳ株式会社
代表取締役　岩渕　匡敦

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	179,960
	固定資産	7,988
	繰延資産	4,594
	合計	192,542
負純資産及のび部	流動負債	129,383
	（賞与引当金）	(14,373)
	固定負債	966,222
	株主資本	△903,063
	資本金	100,000
	利益剰余金	△1,003,063
	その他利益剰余金	△1,003,063
	（うち当期純損失）	(545,571)
	合計	192,542

第25期決算公告

令和８年７月21日
東京都中央区日本橋三丁目１番８号
スターツアセットマネジメント株式会社
代表取締役　平出　和也

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	350,330
	固定資産	398,957
	合計	749,288
負純資産及のび部	流動負債	146,947
	賞与引当金	24,000
	固定負債	57,875
	役員退職慰労引当金	27,858
	株主資本	544,464
	資本金	150,000
	利益剰余金	394,464
	利益準備金	37,500
	その他利益剰余金	356,964
	（うち当期純利益）	(195,898)
	合計	749,288

第５期決算公告

令和８年６月30日
東京都港区三田三丁目５番19号
株式会社ＺＥＡＬ．ＴＥＡＭ
代表取締役　森畠　雅春

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,490,567
	固定資産	1,740,543
	合計	3,231,111
負純資産及のび部	流動負債	2,079,915
	固定負債	397,777
	株主資本	753,419
	資本金	90,000
	資本剰余金	525,501
	資本準備金	76,000
	その他資本剰余金	449,501
	利益剰余金	137,918
	その他利益剰余金	137,918
	（うち当期純利益）	(6,245)
	合計	3,231,111

第33期決算公告

令和８年７月21日
東京都国分寺市北町２―23―１
川窪商事株式会社
代表取締役　川窪嘉寿男

貸借対照表の要旨
（令和８年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	147,332
	固定資産	66,061
	合計	213,393
負純資産及のび部	流動負債	167,282
	固定負債	13,370
	株主資本	32,741
	資本金	10,000
	利益剰余金	22,741
	その他利益剰余金	22,741
	（うち当期純利益）	(653)
	合計	213,393

第10期決算公告

2026年７月21日
東京都千代田区神田駿河台三丁目４番地
八洲産機システム株式会社
代表取締役　関　　稔

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	7,191
	固定資産	65
	合計	7,256
負純資産及のび部	流動負債	5,299
	（賞与引当金）	(92)
	固定負債	40
	（退職給付引当金）	(12)
	株主資本	1,916
	資本金	350
	利益剰余金	1,566
	利益準備金	67
	その他利益剰余金	1,498
	（うち当期純利益）	(489)
	合計	7,256

第17期決算公告

2026年５月29日
東京都台東区浅草橋三丁目30番７号
株式会社ジャスプロ
代表取締役社長　東山　幸生

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	132,457
	固定資産	78
	合計	132,536
負純資産及のび部	流動負債	150,946
	固定負債	―
	株主資本	△18,410
	資本金	60,000
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	△98,410
	その他利益剰余金	△98,410
	（うち当期純利益）	(12,296)
	合計	132,536

第37期決算公告

令和８年６月29日
東京都千代田区丸の内一丁目７番12号
株式会社ダイオーズジャパン
代表取締役社長　柏﨑　秀次

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7,350
	固定資産	3,499
	合計	10,850
負純資産及のび部	流動負債	3,166
	固定負債	99
	株主資本	7,583
	資本金	300
	利益剰余金	7,283
	利益準備金	75
	その他利益剰余金	7,208
	（うち当期純利益）	(1,797)
	合計	10,850

第４期決算公告

令和８年６月30日
東京都千代田区丸の内一丁目７番12号
株式会社ダイオーズ
代表取締役社長　大久保　洋

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,732
	固定資産	14,920
	合計	16,653
負純資産及のび部	流動負債	2,006
	固定負債	7,909
	株主資本	6,737
	資本金	300
	資本剰余金	4,446
	資本準備金	2,373
	その他資本剰余金	2,073
	利益剰余金	1,991
	その他利益剰余金	1,991
	（うち当期純利益）	(873)
	合計	16,653

第83期決算公告

2026年７月21日
東京都江東区大島５―31―18
株式会社スガエンタープライズ
代表取締役　菅　登志夫

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	358,274
	固定資産	283,664
	資産合計	641,938
負純資産及のび部	流動負債	10,135
	株主資本	631,802
	資本金	27,600
	利益剰余金	604,202
	利益準備金	6,900
	その他利益剰余金	597,302
	（うち当期純利益）	(26,144)
	負債・純資産合計	641,938

第１期決算公告

令和８年６月29日
東京都中央区日本橋二丁目１番３号
株式会社福慈総合研究所
代表取締役　輪雁　謙一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	7,470,614
	固定資産	414,675
	資産合計	7,885,289
負純資産及のび部	流動負債	1,875,840
	株主資本	6,009,449
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	1,009,449
	その他利益剰余金	1,009,449
	（うち当期純利益）	(1,009,449)
	負債・純資産合計	7,885,289

第24期決算公告

令和８年６月24日
東京都港区芝浦四丁目12番38号
株式会社ブレイン・ラボ
代表取締役社長　中江　典博

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	860,241
	固定資産	635,680
	合計	1,495,921
負純資産及のび部	流動負債	147,392
	固定負債	5,764
	株主資本	1,342,764
	資本金	100,100
	利益剰余金	1,242,664
	利益準備金	39,115
	その他利益剰余金	1,203,549
	（うち当期純利益）	(124,648)
	合計	1,495,921

第 59 期 決 算 公 告

2026年７月21日
新潟県新潟市東区榎町57番地
株式会社北越ペーパーテック新潟
代表取締役社長　田中　正樹

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	814,598
	固定資産	1,276,532
	合計	2,091,130
負純資債及産のび部	流動負債	645,378
	固定負債	469,728
	株主資本	976,024
	資本金	30,000
	利益剰余金	946,024
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	938,524
	（うち当期純損失）	(69,099)
	合計	2,091,130

第 38 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
神奈川県藤沢市土棚８番地
株式会社いすゞテクノ
代表取締役　太田　正勝

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,775,223
	固定資産	1,002,427
	資産合計	5,777,650
負純資債及産のび部	流動負債	1,433,771
	固定負債	129,761
	株主資本	4,214,118
	資本金	50,000
	利益剰余金	4,164,118
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	4,151,618
	（うち当期純利益）	(1,011,984)
	負債・純資産合計	5,777,650

第 15 期決算公告

令和８年７月21日
東京都千代田区一ツ橋一丁目２番２号
住友商事竹橋ビル４階
ＳＰＰテクノロジーズ株式会社
代表取締役　山本　孝

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	3,152
	固定資産	1,234
	資産合計	4,386
負純資債及産のび部	流動負債	3,817
	固定負債	4
	株主資本	565
	資本金	495
	資本剰余金	499
	資本準備金	495
	利益剰余金	△429
	その他利益剰余金	△429
	（うち当期純損失）	(1,764)
	負債・純資産合計	4,386

第 30 期決算公告

令和８年６月24日
石川県能美市旭台二丁目５番地12
いしかわフロンティアラボ内
株式会社イーブ
代表取締役　中源　俊朗

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	331,920
	固定資産	74,505
	資産合計	406,425
負純資債及産のび部	流動負債	63,605
	負債合計	63,605
	株主資本	342,820
	資本金	14,500
	利益剰余金	328,320
	利益準備金	145
	その他利益剰余金	328,175
	（うち当期純利益）	(13,127)
	純資産合計	342,820
	負債・純資産合計	406,425

第 13 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
富山県富山市堤町通り１丁目１―28
ＯＫＵＲＡホールディングス株式会社
代表取締役　大蔵　政明

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	62,380
	固定資産	492,680
	投資その他の資産	492,680
	合計	555,060
負純資債及産のび部	流動負債	210
	固定負債	0
	株主資本	554,849
	資本金	1,000
	利益剰余金	554,374
	その他利益剰余金	554,374
	（うち当期純損失）	(318)
	自己株式	△525
	合計	555,060

第 53 期 決 算 公 告

令和８年６月16日
新潟県見附市新幸町６番１号
株式会社Ｉ・ひよこ
代表取締役　川西　広

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	838
	固定資産	949
	合計	1,787
負純資債及産のび部	流動負債	1,244
	固定負債	48
	株主資本	494
	資本金	25
	利益剰余金	469
	その他利益剰余金	469
	（うち当期純利益）	(24)
	合計	1,787

第 63 期 決 算 公 告

令和８年６月30日
山梨県甲府市丸の内三丁目33番７号
山梨県教育会館４階
株式会社山梨教弘
代表取締役　上田　真司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	62,220
	固定資産	4,712
	合計	66,933
負純資債及産のび部	流動負債	3,249
	固定負債	1,488
	株主資本	62,194
	資本金	300
	利益剰余金	61,894
	利益準備金	100
	その他利益剰余金	61,794
	（うち当期純利益）	(7,140)
	合計	66,933

第 31 期決算公告

令和８年６月26日
福井県越前市府中一丁目２番３号
タケフ都市開発株式会社
代表取締役社長　小泉　陽一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	43,839
	固定資産	476,584
	合計	520,424
負純資債及産のび部	流動負債	8,721
	固定負債	42,703
	株主資本	468,998
	資本金	100,000
	資本剰余金	360,000
	資本準備金	360,000
	利益剰余金	8,998
	その他利益剰余金	8,998
	（うち当期純利益）	(2,491)
	合計	520,424

第 42 期 決 算 公 告

2026年６月25日
福井県福井市石橋町第29号75番地５
株式会社文京精練
代表取締役社長　野津　敏雄

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	171,017
	固定資産	47,855
	合計	218,873
負純資債及産のび部	流動負債	130,228
	固定負債	31,381
	株主資本	57,263
	資本金	45,000
	利益剰余金	12,263
	利益準備金	11,250
	その他利益剰余金	1,013
	（うち当期純利益）	(552)
	合計	218,873

第 78 期決算公告

令和８年６月15日
静岡市清水区興津清見寺町1375―63
港トラック運送株式会社
代表取締役　土橋　正寿

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	725,298
	固定資産	669,456
	繰延資産	1,074
	合計	1,395,828
負純資債及産のび部	流動負債	369,265
	固定負債	191,317
	株主資本	835,246
	資本金	60,000
	資本剰余金	30,000
	利益剰余金	745,246
	（利益準備金）	(15,000)
	（その他利益剰余金）	(730,246)
	（うち当期純利益）	(54,093)
	合計	1,395,828

第 22 期 決 算 公 告

令和８年７月21日
静岡県裾野市御宿1500
矢崎ビジネスサポート株式会社
代表取締役社長　澤田　昇一

貸借対照表の要旨（令和８年３月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	164,000
	固定資産	2,860
	合計	166,860
負純資債及産のび部	流動負債	57,191
	固定負債	44,666
	株主資本	65,002
	資本金	10,000
	利益剰余金	55,002
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	52,502
	（うち当期純利益）	(1,874)
	合計	166,860

第 9 期 決 算 公 告

令和８年６月23日
長野県上水内郡飯綱町大字芋川1260番地
株式会社斑尾高原農場
代表取締役　久世　良太

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	29,271
	固定資産	65,481
	合計	94,753
負純資債及産のび部	流動負債	3,555
	固定負債	25,272
	株主資本	65,925
	資本金	10,000
	利益剰余金	55,925
	その他利益剰余金	55,925
	（うち当期純損失）	(777)
	合計	94,753

第 42 期 決 算 公 告

令和８年７月 21 日

静岡県裾野市御宿1500

株式会社ジョットインターナショナル

代表取締役　石上　　顕

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	325,559
	固定資産	24,730
	合計	350,289
負純資産及のび部	流動負債	70,898
	固定負債	108,165
	株主資本	171,226
	資本金	10,000
	利益剰余金	161,226
	利益準備金	50
	その他利益剰余金	161,176
	（うち当期純利益）	(49,894)
	合計	350,289

第２期決算公告

令和８年６月29日

静岡県磐田市川袋1550番地

株式会社ニッパ

代表取締役　三島　邦彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,261,295
	固定資産	4,552,732
	資産合計	7,814,027
負純資産及のび部	流動負債	2,110,392
	固定負債	2,442,561
	株主資本	3,261,074
	資本金	100,000
	資本剰余金	3,000,000
	利益剰余金	161,074
	その他利益剰余金	161,074
	（うち当期純利益）	(375,725)
	負債・純資産合計	7,814,027

第 32 期決算公告

令和８年６月25日

静岡県浜松市中央区板屋町111－２

株式会社アクトシティマネジメント

代表取締役社長　内村　幸夫

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	221,582
	固定資産	11,055
	資産合計	232,637
負純資産及のび部	流動負債	137,564
	（うち賞与引当金）	(5,978)
	固定負債	11,576
	（うち退職給付引当金）	(10,389)
	株主資本	83,497
	資本金	20,000
	利益剰余金	63,497
	その他利益剰余金	63,497
	（うち当期純利益）	(5,502)
	負債・純資産合計	232,637

第 47 期 決 算 公 告

令和８年６月 26 日

愛知県海部郡飛島村大字新政成字亥之切955－１

坪内運輸株式会社

代表取締役　佐藤　秀樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	131,835
	固定資産	155,107
	資産合計	286,942
負純資産及のび部	流動負債	54,195
	株主資本	232,747
	資本金	15,000
	利益剰余金	217,747
	利益準備金	2,892
	その他利益剰余金	214,855
	（うち当期純利益）	(15,317)
	負債・純資産合計	286,942

第 8 期 決 算 公 告

令和８年７月 21 日

愛知県常滑市セントレア１丁目１番地

鈴与スカイホールディングス株式会社

代表取締役社長　長嶋　賢一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	9,065
	固定資産	2,466,923
	合計	2,475,988
負純資産及のび部	流動負債	8,525
	固定負債	—
	株主資本	2,467,462
	資本金	100,000
	資本剰余金	2,365,511
	利益剰余金	1,951
	その他利益剰余金	1,951
	（うち当期純損失）	(287)
	合計	2,475,988

第 95 期決算公告

令和８年６月15日

静岡市駿河区国吉田三丁目１番１号

日本レーベル印刷株式会社

代表取締役社長　岩井泰次郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,005,216
	固定資産	914,243
	資産合計	1,919,459
負純資産及のび部	流動負債	249,272
	固定負債	80,000
	株主資本	1,590,187
	資本金	30,000
	資本準備金	324
	利益剰余金	1,559,863
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	1,552,363
	（うち当期純利益）	(3,973)
	負債・純資産合計	1,919,459

第 98 期決算公告

令和８年７月21日

名古屋市中村区名駅一丁目２番２号

名古屋近鉄タクシー株式会社

代表取締役　仲井　　隆

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	358
	固定資産	814
	合計	1,172
負純資産及のび部	流動負債	183
	固定負債	106
	株主資本	828
	資本金	100
	利益剰余金	728
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	703
	（うち当期純利益）	(14)
	評価・換算差額等	53
	合計	1,172

第 42 期 決 算 公 告

令和８年７月 21 日

愛知県豊田市若宮町８丁目１番地９

とよしんリース株式会社

代表取締役　杉山　浩樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,130,680
	固定資産	378,596
	合計	5,509,276
負純資産及のび部	流動負債	5,123,799
	固定負債	6,649
	株主資本	378,828
	資本金	30,000
	利益剰余金	348,828
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	341,328
	（うち当期純損失）	(29,234)
	合計	5,509,276

第 80 期決算公告

令和８年７月21日

愛知県名古屋市千種区千種三丁目６番２号

トヨタモビリティ中京株式会社

代表取締役　山本　正夫

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	9,769,758
	固定資産	10,292,729
	合計	20,062,487
負純資産及のび部	流動負債	7,742,007
	固定負債	3,211,014
	株主資本	8,636,092
	資本金	50,000
	利益剰余金	8,586,092
	利益準備金	13,300
	その他利益剰余金	8,572,792
	（うち当期純利益）	(1,592,038)
	評価・換算差額等	473,374
	合計	20,062,487

第 38 期決算公告

令和８年６月26日

大阪市北区茶屋町18番14号

池田泉州キャピタル株式会社

代表取締役　入江　　努

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	477,112
	固定資産	321,850
	合計	798,963
負純資産及のび部	流動負債	66,823
	固定負債	28,414
	株主資本	638,348
	資本金	90,000
	資本剰余金	99,000
	資本準備金	99,000
	利益剰余金	449,348
	その他利益剰余金	449,348
	（うち当期純利益）	(9,885)
	評価・換算差額等	65,376
	合計	798,963

第 25 期 決 算 公 告

令和８年６月 26 日

三重県いなべ市大安町鍋坂2262番地19

サンエイ工業株式会社

代表取締役　中嶋　秀明

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	583,717
	固定資産	65,872
	合計	649,589
負純資産及のび部	流動負債	298,194
	固定負債	101,746
	株主資本	249,649
	資本金	10,000
	利益剰余金	239,649
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	237,149
	（うち当期純利益）	(11,024)
	合計	649,589

第 35 期決算公告

令和８年７月21日

愛知県西尾市一色町小藪船江東176番地

一色さかなセンター株式会社

代表取締役　鳥居　正之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	82,170
	固定資産	90,536
	合計	172,706
負純資産及のび部	流動負債	13,465
	固定負債	34,358
	株主資本	124,883
	資本金	80,000
	利益剰余金	44,883
	利益準備金	800
	その他利益剰余金	44,083
	（うち当期純利益）	(5,238)
	合計	172,706

第13期決算公告

令和８年７月21日
大阪市天王寺区上本町六丁目１番55号
近鉄タクシーホールディングス株式会社
代表取締役社長　末吉　利教

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	3,495
	固定資産	1,484
	資産合計	4,979
負債及び純資産の部	流動負債	24
	固定負債	2,374
	株主資本	2,581
	資本金	100
	資本剰余金	1,888
	資本準備金	25
	その他資本剰余金	1,863
	利益剰余金	592
	その他利益剰余金	592
	（うち当期純利益）	(51)
	負債・純資産合計	4,979

第40期決算公告

令和８年６月25日
大阪府貝塚市津田南町28番55号
ボーケンガーメンテック株式会社
代表取締役社長　久次米正弘

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	279,309
	固定資産	66,327
	資産合計	345,636
負債及び純資産の部	流動負債	60,642
	株主資本	284,994
	資本金	10,000
	資本剰余金	4,535
	その他資本剰余金	4,535
	利益剰余金	270,459
	その他利益剰余金	270,459
	（うち当期純利益）	(30,688)
	負債・純資産合計	345,636

第18期決算公告

令和８年６月25日
大阪市西区西本町二丁目３番地10号
株式会社保険デザイン
代表取締役社長　浦上　直樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,194,567
	固定資産	161,601
	合計	1,356,169
負債及び純資産の部	流動負債	229,132
	固定負債	14,202
	株主資本	1,112,833
	資本金	20,000
	資本剰余金	9,000
	その他資本剰余金	9,000
	利益剰余金	1,083,833
	その他利益剰余金	1,083,833
	（うち当期純利益）	(100,034)
	合計	1,356,169

第40期決算公告

令和８年６月25日
大阪府堺市堺区築港八幡町１番65
阪和流通センター大阪株式会社
代表取締役　大林　伸司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,290,411
	固定資産	191,186
	合計	1,481,597
負債及び純資産の部	流動負債	233,599
	（うち賞与引当金）	(25,761)
	（うち納税引当金）	(18,712)
	株主資本	1,247,998
	資本金	100,000
	資本剰余金	394,749
	資本準備金	394,749
	利益剰余金	753,249
	その他利益剰余金	753,249
	（うち当期純利益）	(42,281)
	合計	1,481,597

第32期決算公告

令和８年６月23日
大阪府摂津市鳥飼中３丁目９番36号
株式会社共立食品
代表取締役　川本　健次

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	678,555
	固定資産	272,447
	資産合計	951,002
負債及び純資産の部	流動負債	165,731
	固定負債	628
	株主資本	784,643
	資本金	10,000
	利益剰余金	774,643
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	772,143
	（うち当期純利益）	(60,684)
	負債・純資産合計	951,002

第36期決算公告

令和８年４月21日
大阪市西区京町堀１丁目４番16号
株式会社マクロテクノス
代表取締役　徳山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	135,334
	固定資産	6,601
	合計	141,936
負債及び純資産の部	流動負債	40,258
	（うち賞与引当金）	(4,230)
	固定負債	100,404
	株主資本	1,273
	資本金	15,000
	利益剰余金	△ 13,726
	利益準備金	150
	その他利益剰余金	△ 13,876
	（うち当期純利益）	(28,249)
	合計	141,936

第57期決算公告

2026年５月27日
大阪市天王寺区烏ヶ辻一丁目２番16号
株式会社ロッジ
代表取締役社長　谷本　浩基

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	154,881
	固定資産	210
	合計	155,092
負債及び純資産の部	流動負債	152,013
	固定負債	206,246
	株主資本	△203,167
	資本金	13,500
	資本剰余金	43,733
	資本準備金	43,733
	利益剰余金	△260,400
	利益準備金	3,375
	その他利益剰余金	△263,775
	（うち当期純損失）	(17,367)
	合計	155,092

第８期決算公告

令和８年７月21日
大阪市中央区南本町一丁目３番21号
ミキシング株式会社
代表取締役　南野　幸一

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	12,550
	資産合計	12,550
負債及び純資産の部	流動負債	32,503
	株主資本	△19,952
	資本金	15,000
	利益剰余金	△34,952
	その他利益剰余金	△34,952
	（うち当期純損失）	(4,896)
	負債・純資産合計	12,550

第27期決算公告

令和８年７月21日
大阪府羽曳野市誉田七丁目２番３号
ケーエム工業株式会社
代表取締役　南野　幸一

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	226,397
	固定資産	287,911
	資産合計	514,309
負債及び純資産の部	流動負債	184,738
	固定負債	142,815
	株主資本	186,755
	資本金	10,000
	利益剰余金	176,755
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	175,755
	（うち当期純損失）	(40,161)
	負債・純資産合計	514,309

第16期決算公告

令和８年６月23日
岡山県倉敷市水島川崎通一丁目14番地１
ＪＯカーボン株式会社
代表取締役社長　山田　啓明

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	581,034
	固定資産	140,013
	合計	721,047
負債及び純資産の部	流動負債	79,423
	株主資本	641,624
	資本金	480,000
	利益剰余金	161,624
	その他利益剰余金	161,624
	（うち当期純利益）	(21,131)
	合計	721,047

第57期決算公告

令和８年７月21日
和歌山県和歌山市美園町五丁目１番地の１
和歌山ノーキョー食品工業株式会社
代表取締役　竹中　英起

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	5,779,681
	固定資産	18,509,503
	合計	24,289,184
負債及び純資産の部	流動負債	6,016,372
	固定負債	1,556,906
	株主資本	16,556,445
	資本金	330,000
	利益剰余金	16,226,445
	利益準備金	507,000
	その他利益剰余金	15,719,445
	（うち当期純利益）	(1,037,145)
	評価・換算差額等	159,461
	合計	24,289,184

第36期決算公告

2026年５月29日
大阪市天王寺区烏ヶ辻一丁目２番16号
ザイロ株式会社
代表取締役社長　東　敏郎

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	547,547
	固定資産	8,925
	合計	556,472
負債及び純資産の部	流動負債	110,253
	固定負債	3,087
	株主資本	443,131
	資本金	10,000
	利益剰余金	433,131
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	430,631
	（うち当期純利益）	(74,036)
	合計	556,472

第６期決算公告

令和８年７月21日
福岡県北九州市小倉北区大手町11番２号
株式会社ＴＯＨＯＷＯＲＬＤ
代表取締役　永井　宏樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	324,757
	固定資産	16,251
	繰延資産	3,701
	資産合計	344,710
負純資債及産のび部	流動負債	192,144
	賞与引当金	42,526
	株主資本	152,566
	資本金	100,000
	利益剰余金	52,566
	利益準備金	15,943
	その他利益剰余金	36,622
	（うち当期純利益）	(30,747)
	負債・純資産合計	344,710

第 34 期 決 算 公 告

令和８年７月21日
高知市鏡今井24番地
株式会社県交北部交通
代表取締役　鈴木　憲二

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	107,999
	固定資産	16,179
	資産合計	124,178
負純資債及産のび部	流動負債	43,499
	固定負債	17,862
	株主資本	62,817
	資本金	50,000
	利益剰余金	12,817
	その他利益剰余金	12,817
	（うち当期純利益）	(2,135)
	負債・純資産合計	124,178

第５期決算公告

令和８年６月26日
山口県山陽小野田市大字小野田6903番地１
株式会社ＮＢリソース小野田
代表取締役　折　　勝幸

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	38,698
	固定資産	10,010
	資産合計	48,708
負純資債及産のび部	流動負債	32,772
	固定負債	949
	株主資本	14,987
	資本金	3,000
	資本剰余金	0
	資本準備金	0
	利益剰余金	11,987
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	11,987
	（うち当期純利益）	(8,057)
	負債・純資産合計	48,708

第 11 期 決 算 公 告

令和８年７月21日
福岡県大牟田市合成町88番地
帝人フロンティアアパレル工業株式会社
代表取締役社長　島津　恵英

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	123,068
	固定資産	74,610
	合計	197,679
負純資債及産のび部	流動負債	54,116
	固定負債	37,809
	株主資本	105,753
	資本金	30,000
	資本剰余金	60,000
	その他資本剰余金	60,000
	利益剰余金	15,753
	その他利益剰余金	15,753
	（うち当期純利益）	(3,974)
	合計	197,679

第 10 期決算公告

令和８年６月26日
福岡県北九州市若松区大字安瀬１番地
株式会社トーカイ物流
代表取締役社長　副田　謙治

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	134,658
	固定資産	76,383
	合計	211,041
負純資債及産のび部	流動負債	86,988
	固定負債	35,580
	株主資本	88,472
	資本金	45,000
	資本剰余金	45,000
	資本準備金	45,000
	利益剰余金	△ 1,527
	その他利益剰余金	△ 1,527
	（うち当期純損失）	(2,566)
	合計	211,041

第 55 期 決 算 公 告

2026年６月23日
福岡市博多区博多駅前２丁目３―23
ＪＲ九州レンタカー＆パーキング株式会社
代表取締役社長　中野　幹子

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,885,536
	固定資産	639,621
	合計	2,525,157
負純資債及産のび部	流動負債	1,549,616
	固定負債	276,570
	株主資本	698,970
	資本金	20,000
	利益剰余金	678,970
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	673,970
	（うち当期純利益）	(91,187)
	合計	2,525,157

第 33 期決算公告

2026年７月21日
北九州市小倉北区米町一丁目２番26号
日産トレーディングオペレーションジャパン株式会社
代表取締役社長　北尾　憲一

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	633
	固定資産	80
	資産合計	714
負純資債及産のび部	流動負債	333
	賞与引当金	123
	株主資本	381
	資本金	20
	利益剰余金	361
	別途積立金	40
	その他利益剰余金	321
	（うち当期純利益）	(177)
	評価・換算差額等	0
	負債・純資産合計	714

第８期決算公告

令和８年７月21日
福岡市中央区天神一丁目11番１号
ＮＮＲ・ＭＣ空港運営株式会社
代表取締役　野嵜　武秀

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	301,391
	固定資産	18,970,868
	合計	19,272,260
負純資債及産のび部	流動負債	157,427
	固定負債	7,826,086
	株主資本	11,288,745
	資本金	100,000
	資本剰余金	11,244,800
	資本準備金	5,672,400
	その他資本剰余金	5,572,400
	利益剰余金	△56,054
	その他利益剰余金	△56,054
	（うち当期純損失）	(2,571)
	合計	19,272,260

第 11 期決算公告

令和８年６月25日
北九州市小倉北区浅野３丁目８番１号
株式会社北九州パワー
代表取締役　富高　紳夫

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,394,802
	固定資産	35,482
	合計	2,430,284
負純資債及産のび部	流動負債	1,073,100
	固定負債	5,487
	退職給付引当金	5,487
	株主資本	1,351,697
	資本金	99,200
	利益剰余金	1,252,497
	利益準備金	10,710
	その他利益剰余金	1,241,787
	（うち当期純利益）	(172,534)
	合計	2,430,284

第 41 期 決 算 公 告

令和８年７月21日
鹿児島市中央町26番18号
なんぎんリース株式会社
代表取締役　吉留　昌彦

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,450,316
	固定資産	7,482
	合計	2,457,798
負純資債及産のび部	流動負債	2,281,595
	株主資本	176,202
	資本金	70,000
	利益剰余金	106,202
	その他利益剰余金	106,202
	（うち当期純利益）	(28,875)
	合計	2,457,798

第 60 期決算公告

令和８年７月21日
鹿児島県曽於市末吉町南之郷158番地
サンテグレ株式会社
代表取締役社長　南　　喜一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,674,492
	固定資産	1,111,678
	繰延資産	1,004
	合計	2,787,175
負純資債及産のび部	流動負債	534,765
	固定負債	547,240
	株主資本	1,705,169
	資本金	50,000
	資本剰余金	141,494
	利益剰余金	1,513,675
	利益準備金	78,000
	その他利益剰余金	1,435,675
	（うち当期純利益）	(99,025)
	合計	2,787,175

第 63 期決算公告

令和８年６月30日
佐賀県佐賀市大和町大字尼寺一本松2634
株式会社ＪＡ建設クリエイトさが
代表取締役社長　北村　正弘

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,100,814
	固定資産	737,528
	合計	3,838,342
負純資債及産のび部	流動負債	1,954,689
	（賞与引当金）	(21,920)
	固定負債	169,048
	（うち引当金）	(119,048)
	株主資本	1,714,605
	資本金	84,000
	利益剰余金	1,630,605
	利益準備金	21,000
	その他利益剰余金	1,609,605
	（うち当期純利益）	(90,934)
	合計	3,838,342

第76期決算公告

令和８年６月26日
鹿児島県南さつま市加世田宮原1806番地
吹上焼酎株式会社
代表取締役　大石　修

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	192,543
	固定資産	53,305
	合計	245,849
負純資産及び部	流動負債	243,608
	固定負債	15,580
	株主資本	△13,339
	資本金	31,000
	資本剰余金	19
	資本準備金	19
	利益剰余金	△44,358
	利益準備金	7,220
	その他利益剰余金	△51,578
	（うち当期純損失）	(31,208)
	合計	245,849

第43期決算公告

令和８年７月21日
鹿児島市泉町２番３号４Ｆ
南九州サービス株式会社
代表取締役　尾﨑　隆幸

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	36,737
	固定資産	1,334
	合計	38,071
負純資産及び部	流動負債	1,823
	株主資本	36,248
	資本金	10,000
	利益剰余金	26,248
	その他利益剰余金	26,248
	（うち当期純利益）	(889)
	合計	38,071

第3期決算公告

令和８年７月21日
鹿児島市山下町１番１号
株式会社なんぎんキャピタル
代表取締役　竹内　徹裕

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	12,911
	固定資産	4,603
	合計	17,515
負純資産及び部	流動負債	1,289
	株主資本	16,225
	資本金	10,000
	利益剰余金	6,225
	その他利益剰余金	6,225
	（うち当期純利益）	(1,729)
	合計	17,515

第15期決算公告

令和８年６月25日
愛知県名古屋市熱田区金山町一丁目14番18号
一般財団法人愛知県労働者福祉基金協会
理事長　三島　和弘

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,679,472
	固定資産	2,492,727
	合計	4,172,199
負味債財及産びの正部	流動負債	111,803
	固定負債	65,298
	負債合計	177,101
	一般正味財産	3,995,098
	（基本財産充当額）	(1,000,000)
	正味財産合計	3,995,098
	合計	4,172,199

第15期決算公告

令和８年６月26日
東京都千代田区神田多町二丁目11番地
第19岡崎ビル６階
一般社団法人全国建行協
代表理事　塩田　英治

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	26,556
	合計	26,556
負味債財及産びの正部	流動負債	5,124
	負債合計	5,124
	一般正味財産	21,432
	正味財産合計	21,432
	合計	26,556

第22期決算公告

令和８年６月24日
沖縄県那覇市天久２丁目６番８号
仲本雅総合商事ビル７階
株式会社沖縄コールスタッフサービス
代表取締役　石田　光一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	211,045
	固定資産	13,252
	資産合計	224,298
負純資産及び部	流動負債	93,562
	負債合計	93,562
	株主資本	130,736
	資本金	10,000
	利益剰余金	120,736
	その他利益剰余金	120,736
	（うち当期純損失）	(5,208)
	純資産合計	130,736
	負債・純資産合計	224,298

第2期決算公告

令和８年７月21日
茨城県那珂市戸4369番地１
株式会社ボタラシアンリゾート
代表取締役　武長　太郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	117,192
	固定資産	292,674
	合計	409,866
負純資産及び部	流動負債	72,113
	固定負債	335,159
	株主資本	2,594
	資本金	3,000
	利益剰余金	△405
	その他利益剰余金	△405
	（うち当期純損失）	(43)
	合計	409,866

第61期決算公告

2026年６月23日
宮城県仙台市宮城野区仙台港北２－５－７
三菱倉庫東北株式会社
代表取締役　仲亀　智則

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	520
	固定資産	77
	合計	598
負純資産及び部	流動負債	125
	固定負債	60
	株主資本	412
	資本金	90
	利益剰余金	322
	利益準備金	39
	その他利益剰余金	283
	（うち当期純利益）	(86)
	合計	598

第21期決算公告

令和８年６月25日
北海道江別市工栄町24番地１
北海道王子製袋株式会社
代表取締役社長　久末　治

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	47,193
	固定資産	19,139
	資産合計	66,332
負純資産及び部	流動負債	20,852
	固定負債	51,009
	負債合計	71,861
	株主資本	△5,529
	資本金	20,000
	利益剰余金	△25,529
	その他利益剰余金	△25,529
	（うち当期純損失）	(4,495)
	負債・純資産合計	66,332

第62期決算公告

令和８年６月29日
埼玉県吉川市大字中井38番地１
高岳電設株式会社
代表取締役　諏訪　隆久

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	157
	固定資産	14
	合計	172
負純資産及び部	流動負債	32
	（賞与引当金）	(10)
	固定負債	16
	（退職給付引当金）	(16)
	株主資本	123
	資本金	20
	利益剰余金	103
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	98
	（うち当期純利益）	(12)
	合計	172

第3期決算公告

令和８年７月21日
群馬県高崎市東町80番地
株式会社ＹＯＫＯＴＡ
代表取締役　横田　衛

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	82
	固定資産	8,157
	合計	8,239
負純資産及び部	流動負債	24
	固定負債	2,460
	株主資本	5,755
	資本金	1
	資本剰余金	5,767
	その他資本剰余金	5,767
	利益剰余金	△13
	その他利益剰余金	△13
	（うち当期純損失）	(3)
	合計	8,239

第50期決算公告

2026年６月19日
茨城県神栖市砂山11番地２
株式会社サン・ペトロケミカル
代表取締役社長　和久　俊雄

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,849,290
	固定資産	2,014,225
	資産合計	5,863,515
負純資産及び部	流動負債	2,781,608
	（賞与引当金）	(44,528)
	株主資本	3,081,907
	資本金	400,000
	利益剰余金	2,681,907
	利益準備金	100,000
	その他利益剰余金	2,581,907
	（うち当期純利益）	(77,729)
	負債・純資産合計	5,863,515

第26期決算公告

令和８年７月21日
東京都中央区京橋一丁目19番８号
株式会社アグリマート
代表取締役社長　田中　真仁

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,694,282
	固定資産	115,490
	合計	1,809,773
負純資債産及のび部	流動負債	672,519
	固定負債	55,294
	株主資本	1,081,959
	資本金	50,000
	資本剰余金	12,500
	資本準備金	12,500
	利益剰余金	1,019,459
	その他利益剰余金	1,019,459
	（うち当期純利益）	(279,567)
	合計	1,809,773

第26期決算公告

2026年７月21日
東京都港区浜松町二丁目３番１号
オリックス・アセットマネジメント株式会社
代表取締役　恩田　郁也

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	4,432
	固定資産	74
	合計	4,507
負純資債産及のび部	流動負債	597
	株主資本	3,909
	資本金	200
	利益剰余金	3,709
	利益準備金	50
	その他利益剰余金	3,659
	（うち当期純利益）	(1,659)
	合計	4,507

第1期決算公告

令和８年３月31日
東京都渋谷区道玄坂一丁目10番８号
渋谷道玄坂東急ビル２Ｆ－Ｃ
パークウェイトラストマネジメントジャパン株式会社
代表取締役　タン・シーク・シェ

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	4,955,560
	資産合計	4,955,560
負純資債産及のび部	株主資本	4,955,560
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	△44,440
	その他利益剰余金	△44,440
	（うち当期純損失）	(44,440)
	負債・純資産合計	4,955,560

第18期決算公告

令和８年７月21日
東京都千代田区大手町一丁目４番２号
丸紅オフィスサポート株式会社
代表取締役　花田　多雄

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	159,208
	固定資産	4,654
	合計	163,863
負純資債産及のび部	流動負債	88,452
	（社会保険引当金）	(3,920)
	（賞与引当金）	(24,500)
	株主資本	75,410
	資本金	20,000
	利益剰余金	55,410
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	50,410
	（うち当期純利益）	(31,856)
	合計	163,863

第18期決算公告

令和８年７月21日
東京都中央区入船二丁目１番１号
株式会社
ＰＲＩ－ＪＩＣＱＡコーポレーション
代表取締役　鹿城　弘史

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	185,529
	資産合計	185,529
負純資債産及のび部	流動負債	184,511
	株主資本	1,017
	資本金	1,000
	利益剰余金	17
	その他利益剰余金	17
	（うち当期純損失）	(6)
	負債・純資産合計	185,529

第64期決算公告

令和８年６月26日
東京都千代田区九段南３－９－15
銀泉ビルパートナーズ株式会社
代表取締役　小田井和彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,125,257
	固定資産	199,390
	合計	2,324,647
負純資債産及のび部	流動負債	241,941
	（賞与引当金）	(64,500)
	固定負債	18,538
	（退職給付引当金）	(18,538)
	株主資本	1,977,098
	資本金	50,000
	利益剰余金	1,927,098
	（当期純利益）	(34,365)
	評価・換算差額等	87,070
	合計	2,324,647

第3期決算公告

令和８年５月28日
東京都江戸川区東葛西八丁目39番36号
株式会社ＭＦ６
代表取締役　増山　幹夫

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	548
	固定資産	1
	繰延資産	2
	資産合計	553
負純資債産及のび部	流動負債	453
	株主資本	99
	資本金	21
	資本剰余金	20
	資本準備金	20
	利益剰余金	58
	その他利益剰余金	58
	（うち当期純利益）	(58)
	負債・純資産合計	553

第3期決算公告

令和８年６月23日
東京都千代田区富士見二丁目10番２号
インフォインフ株式会社
代表取締役　井上　千鶴

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	6,357,494
	固定資産	4,274,381
	資産合計	10,631,875
負純資債産及のび部	流動負債	17,299,462
	負債合計	17,299,462
	株主資本	△6,667,587
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△7,667,587
	その他利益剰余金	△7,667,587
	（うち当期純損失）	(7,667,587)
	純資産合計	△6,667,587
	負債・純資産合計	10,631,875

第31期決算公告

令和８年６月23日
東京都千代田区神田駿河台一丁目３番地１
株式会社明大サポート
代表取締役　奥住　賢二

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,002,456
	固定資産	41,205
	合計	1,043,661
負純資債産及のび部	流動負債	618,425
	固定負債	65,984
	株主資本	359,251
	資本金	100,000
	利益剰余金	259,251
	利益準備金	6,500
	その他利益剰余金	252,751
	（うち当期純利益）	(59,466)
	合計	1,043,661

第27期決算公告

令和８年６月25日
東京都渋谷区神宮前五丁目２番５号６階
株式会社ディティジェイ
代表取締役　笙　　啓泰

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,591,706
	固定資産	411,045
	資産合計	3,002,751
負純資債産及のび部	流動負債	2,193,339
	固定負債	106,375
	株主資本	703,036
	資本金	30,000
	利益剰余金	673,036
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	665,536
	（うち当期純利益）	(487,387)
	負債・純資産合計	3,002,751

第65期決算公告

令和８年７月21日
東京都新宿区富久町16番12号
剛保建設株式会社
代表取締役　萩原　保司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	496,745
	固定資産	350,228
	繰延資産	156
	合計	847,130
負純資債産及のび部	流動負債	194,202
	固定負債	22,171
	退職給付引当金	4,506
	株主資本	630,755
	資本金	81,000
	利益剰余金	549,755
	利益準備金	20,250
	その他利益剰余金	529,505
	（うち当期純利益）	(12,300)
	合計	847,130

第9期決算公告

令和８年６月26日
東京都千代田区神田三崎町二丁目18番５号
株式会社Ａ－Ｓｔａｇｅ
代表取締役　藤岡　　毅

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	867,867
	固定資産	1,392
	繰延資産	1,960
	合計	871,219
負純資債産及のび部	流動負債	668,698
	株主資本	202,521
	資本金	50,000
	資本剰余金	668,574
	資本準備金	12,500
	その他資本剰余金	656,074
	利益剰余金	△516,053
	その他利益剰余金	△516,053
	（うち当期純損失）	(516,053)
	合計	871,219

第 46 期 決 算 公 告

令和８年７月21日
東京都立川市曙町二丁目８番30号三上ビル
東京第一会計株式会社
代表取締役　塩畑　契之

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	273,638
	固定資産	67,281
	合計	340,919
負純資産及のび部	流動負債	7,157
	株主資本	333,762
	資本金	20,000
	利益剰余金	313,762
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	308,762
	合計	340,919

㈱　当期純利益　18,983千円

第 77 期 決 算 公 告

令和８年６月24日
東京都江戸川区中葛西５―32―８圭盟ビル
株式会社イシカワコーポレーション
代表取締役　寺田　大介

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	723,596
	固定資産	184,764
	資産合計	908,360
負純資産及のび部	流動負債	276,790
	固定負債	160,510
	株主資本	471,060
	資本金	10,000
	利益剰余金	461,060
	利益準備金	6,330
	その他利益剰余金	454,730
	（うち当期純利益）	(71,631)
	負債・純資産合計	908,360

第 18 期決算公告　2026年７月21日

東京都港区赤坂一丁目12番32号
ストームハーバー証券株式会社
代表取締役社長　渡邉　佳史

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	475
	固定資産	62
	資産合計	538
負純資産及のび部	流動負債	147
	固定負債	―
	負債合計	147
	株主資本	391
	資本金	390
	利益剰余金	1
	その他利益剰余金	1
	（うち当期純利益）	(162)
	純資産合計	391
	負債・純資産合計	538

第 23 期 決 算 公 告

令和８年６月18日
東京都港区芝浦４丁目10番16号
株式会社沖ワークウェル
代表取締役　浅井　千春

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	181,456
	固定資産	16,216
	資産合計	197,672
負純資産及のび部	流動負債	79,304
	固定負債	―
	株主資本	118,368
	資本金	10,000
	利益剰余金	108,368
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	105,868
	（うち当期純利益）	(20,018)
	負債・純資産合計	197,672

第 10 期決算公告　令和８年６月12日

東京都江東区青海一丁目３番１号
トヨタアルバルク東京株式会社
代表取締役社長　林　邦彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,717,267
	固定資産	6,984,461
	資産合計	9,701,728
負純資産及のび部	流動負債	9,073,548
	固定負債	212,937
	負債合計	9,286,486
	株主資本	415,242
	資本金	100,000
	利益剰余金	315,242
	その他利益剰余金	315,242
	（うち当期純損失）	(255,412)
	純資産合計	415,242
	負債・純資産合計	9,701,728

第 34 期決算公告　令和８年７月21日

東京都中央区入船２丁目１―１
日本検査キューエイ株式会社
代表取締役　児島　明彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,984
	固定資産	953
	資産合計	2,938
負純資産及のび部	流動負債	666
	株主資本	2,271
	資本金	60
	利益剰余金	2,211
	利益準備金	15
	その他利益剰余金	2,196
	（うち当期純利益）	(172)
	負債・純資産合計	2,938

第 9 期決算公告　令和８年６月25日

東京都新宿区山吹町346番地６
アイオーコア株式会社
代表取締役社長　福田　秀敬

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,386,234
	固定資産	14,092
	資産合計	1,400,326
負純資産及のび部	流動負債	478,300
	固定負債	402,103
	株主資本	519,922
	資本金	100,000
	資本剰余金	2,079,700
	資本準備金	2,079,700
	利益剰余金	△1,659,777
	その他利益剰余金	△1,659,777
	（うち当期純損失）	(827,183)
	負債・純資産合計	1,400,326

第 9 期決算公告　令和８年７月21日

東京都千代田区紀尾井町４番１号
グローバル・インフラ・マネジメント株式会社
代表取締役　土田　博志

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	534,933
	固定資産	213,169
	資産合計	748,102
負純資産及のび部	流動負債	261,380
	賞与引当金	25,043
	株主資本	486,722
	資本金	100,000
	資本剰余金	500,000
	（資本準備金）	(300,000)
	利益剰余金	△113,277
	その他利益剰余金	△113,277
	（うち当期純利益）	(21,278)
	負債・純資産合計	748,102

第 11 期決算公告　令和８年７月21日

東京都千代田区富士見１―３―11
ＤｕｐｌｅｘＢ’ｓ４階
ＡＦＭ株式会社
代表取締役社長　小幡健太郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	183,831,156
	固定資産	553,964
	資産合計	184,385,120
負純資産及のび部	流動負債	165,842,264
	負債合計	165,842,264
	株主資本	18,542,856
	資本金	200,000
	利益剰余金	18,342,856
	その他利益剰余金	18,342,856
	（うち当期純利益）	(16,198,714)
	純資産合計	18,542,856
	負債・純資産合計	184,385,120

第 66 期決算公告　2026年６月26日

東京都江東区東雲一丁目７番12号
東電設計株式会社
代表取締役社長　窪　泰浩

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	30,177
	固定資産	3,967
	合計	34,144
負純資産及のび部	流動負債	10,659
	（賞与引当金）	(1,103)
	固定負債	404
	株主資本	23,081
	資本金	40
	利益剰余金	23,041
	利益準備金	10
	その他利益剰余金	23,031
	（うち当期純利益）	(2,908)
	合計	34,144

第 3 期 決 算 公 告

令和８年７月21日
東京都千代田区丸の内二丁目１番１号
明治安田生命ビル11階
Ｔａｉｌｏｒ株式会社
代表取締役　チー・テック・チン

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	350,601,228
	固定資産	1
	合計	350,601,229
負純資産及のび部	流動負債	180,000
	株主資本	350,421,229
	資本金	500
	資本剰余金	13,009,500
	その他資本剰余金	13,009,500
	利益剰余金	337,411,229
	その他利益剰余金	337,411,229
	（うち当期純利益）	(337,411,229)
	合計	350,601,229

第 26 期決算公告　令和８年７月21日

東京都千代田区大手町一丁目５番１号
アイ・シグマ・キャピタル株式会社
代表取締役　髙山　晋

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	12,143,487
	固定資産	932,506
	合計	13,075,994
負純資産及のび部	流動負債	11,649,470
	賞与引当金	734,353
	固定負債	8,223
	株主資本	1,418,299
	資本金	300,000
	利益剰余金	1,118,299
	利益準備金	75,000
	その他利益剰余金	1,043,299
	（うち当期純利益）	(738,260)
	合計	13,075,994

第18期決算公告

令和８年６月26日
東京都文京区本郷一丁目24番１号
Ａｒｉｔｈｍｅｒ株式会社
代表取締役社長　大田　佳宏

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	473,785
	固定資産	70,659
	合計	544,445
負純資産債及のび部	流動負債	109,881
	固定負債	60,704
	株主資本	373,859
	資本金	100,000
	資本剰余金	101,661
	資本準備金	101,661
	利益剰余金	172,197
	その他利益剰余金	172,197
	（うち当期純利益）	(172,197)
	合計	544,445

第17期決算公告

令和８年６月26日
東京都千代田区大手町一丁目９番２号
ＤＢＪリアルエステート株式会社

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	8,775
	固定資産	62,289
	資産合計	71,065
負純資産債及のび部	流動負債	1,198
	賞与引当金	11
	固定負債	9,181
	株主資本	60,685
	資本金	80
	資本剰余金	55,969
	資本準備金	28,024
	その他資本剰余金	27,944
	利益剰余金	4,635
	その他利益剰余金	4,635
	（うち当期純利益）	(702)
	負債・純資産合計	71,065

第29期決算公告

令和８年６月19日
東京都千代田区神田神保町一丁目105番地
株式会社ジェイシティ
代表取締役　那須　正康

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	64,328
	合計	64,328
負純資産債及のび部	流動負債	1,384
	株主資本	62,944
	資本金	31,450
	利益剰余金	31,494
	その他利益剰余金	31,494
	（うち当期純利益）	(557)
	合計	64,328

第32期決算公告

令和８年６月26日
東京都千代田区富士見一丁目８番19号
マルネン株式会社
代表取締役　薗部　奨

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,328,956
	固定資産	206,512
	資産合計	1,535,469
負純資産債及のび部	流動負債	898,588
	（賞与引当金）	(80,594)
	固定負債	201,392
	（退職給付引当金）	(201,392)
	株主資本	435,489
	資本金	90,000
	利益剰余金	345,489
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	322,989
	（うち当期純利益）	(165,194)
	負債・純資産合計	1,535,469

第16期決算公告

令和８年７月21日
東京都豊島区目白二丁目20番５号
株式会社ウィズダムアカデミー
代表取締役　鈴木　良和

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	108,038
	固定資産	274,964
	資産合計	383,002
負純資産債及のび部	流動負債	310,138
	固定負債	313,952
	株主資本	△241,089
	資本金	48,390
	資本剰余金	825,190
	資本準備金	825,190
	利益剰余金	△1,114,669
	その他利益剰余金	△1,114,669
	（うち当期純損失）	(89,750)
	負債・純資産合計	383,002

第51期決算公告

令和８年６月26日
東京都新宿区西新宿６丁目８番１号
株式会社
ＮＥＸＣＯシステムソリューションズ

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	9,896
	固定資産	1,676
	合計	11,573
負純資産債及のび部	流動負債	5,554
	固定負債	3,177
	株主資本	2,805
	資本金	50
	利益剰余金	2,755
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	2,742
	（うち当期純利益）	(512)
	評価・換算差額等	35
	有価証券評価差額金	35
	合計	11,573

第23期決算公告

令和８年７月21日
東京都港区六本木一丁目６番１号
泉ガーデンタワー
ヴィーナス・ファイナンス・リミテッド東京支店
日本における代表者　中村　武

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	227,918
	固定資産	54,093,353
	合計	54,321,271
負純資産債及のび部	流動負債	227,910
	固定負債	54,093,353
	本店勘定	483
	利益剰余金	△475
	（その他利益剰余金）	(△475)
	合計	54,321,271

㈱　当期純損失　70千円

第22期決算公告

令和８年７月21日
東京都港区六本木一丁目６番１号
泉ガーデンタワー
ヴィーナス・ファイナンス・リミテッド東京支店
日本における代表者　中村　武

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,508
	固定資産	68,178,856
	合計	68,183,365
負純資産債及のび部	流動負債	4,501
	固定負債	68,178,856
	本店勘定	413
	利益剰余金	△405
	（その他利益剰余金）	(△405)
	合計	68,183,365

㈱　当期純損失　144千円

第33期決算公告

令和８年６月26日
東京都中野区中野四丁目10番１号
株式会社
インターナショナルシステムリサーチ
代表取締役社長　メンデス　ラウル

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	877,083
	固定資産	247,974
	資産合計	1,125,058
負純資産債及のび部	流動負債	773,291
	賞与引当金	50,233
	株主資本	351,767
	資本金	144,500
	資本剰余金	96,398
	資本準備金	96,398
	利益剰余金	110,868
	その他利益剰余金	110,868
	（うち当期純利益）	(23,215)
	負債・純資産合計	1,125,058

第６期決算公告

令和８年６月23日
東京都港区港南二丁目10番９号
株式会社レスターソリューションサポート
代表取締役社長　片山　淳

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	335,245
	固定資産	79,363
	資産合計	414,609
負純資産債及のび部	流動負債	183,504
	賞与引当金	19,783
	固定負債	63,177
	退職給付引当金	21,847
	株主資本	167,928
	資本金	51,000
	利益剰余金	116,928
	利益準備金	3,500
	その他利益剰余金	113,428
	（うち当期純利益）	(106,900)
	負債・純資産合計	414,609

第５期決算公告

令和８年７月21日
東京都千代田区丸の内二丁目３番１号
Greenest Energy株式会社
代表取締役　木下　尚登

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	990,737
	固定資産	1,858
	資産合計	992,596
負純資産債及のび部	流動負債	225,524
	固定負債	18,048
	株主資本	749,023
	資本金	50,000
	資本剰余金	514,769
	資本準備金	50,000
	その他資本剰余金	464,769
	利益剰余金	184,253
	その他利益剰余金	184,253
	（うち当期純利益）	(146,627)
	負債・純資産合計	992,596

第４期決算公告

令和８年７月21日
東京都港区六本木三丁目１番１号
ＳＢＩシンプレクス・
ソリューションズ株式会社
代表取締役　助間　孝三

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,695,357
	固定資産	465,986
	繰延資産	347
	資産合計	2,161,691
負純資産債及のび部	流動負債	1,740,017
	固定負債	114,689
	株主資本	306,984
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	利益剰余金	106,984
	（うち当期純利益）	(45,038)
	負債・純資産合計	2,161,691

2025年度決算公告

2026年６月19日
東京都港区芝五丁目34番６号
ＭＨＩビジネスリスクサポート株式会社
代表取締役　森島　卓弥

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	99,755
	固定資産	43,573
	合計	143,328
負純資債及産のび部	流動負債	31,607
	固定負債	14,811
	株主資本	96,910
	資本金	50,000
	利益剰余金	46,910
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	34,410
	（うち当期純利益）	(11,915)
	合計	143,328

第１期決算公告

令和８年７月21日
東京都千代田区大手町一丁目４番２号
丸紅コンシューマープラットフォームインド株式会社
代表取締役　中村　武博

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	33,274
	合計	33,274
負純資債及産のび部	流動負債	32,841
	株主資本	433
	資本金	3,000
	資本剰余金	3,000
	資本準備金	3,000
	利益剰余金	△5,566
	その他利益剰余金	△5,566
	（うち当期純損失）	(5,566)
	合計	33,274

第８期決算公告

令和８年６月25日
東京都港区港南二丁目10番９号
株式会社レスターデバイス
代表取締役社長　中村　総一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	12,600,377
	固定資産	74,594
	資産合計	12,674,972
負純資債及産のび部	流動負債	12,323,424
	賞与引当金	10,818
	固定負債	13,212
	退職給付引当金	13,212
	株主資本	338,335
	資本金	301,000
	利益剰余金	37,335
	その他利益剰余金	37,335
	（うち当期純利益）	(109,974)
	負債・純資産合計	12,674,972

第４期決算公告

令和８年６月25日
東京都千代田区神田駿河台四丁目６番地
プラントデジタルエックス株式会社
代表取締役　瀧　修

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	111
	資産合計	111
負純資債及産のび部	流動負債	35
	株主資本	76
	資本金	10
	利益剰余金	66
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	64
	（うち当期純利益）	(41)
	負債・純資産合計	111

第61期決算公告

令和８年６月25日
東京都文京区小日向４丁目２番８号
大樹フレンドサービス株式会社
代表取締役　梅津　英夫

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	236,576
	固定資産	12,404
	合計	248,981
負純資債及産のび部	流動負債	43,977
	固定負債	2,823
	株主資本	202,181
	資本金	20,000
	利益剰余金	182,181
	（利益準備金）	(21,280)
	（その他利益剰余金）	(160,901)
	（うち当期純利益）	(7,894)
	合計	248,981

第53期決算公告

2026年７月21日
東京都新宿区西新宿六丁目14番１号
いずみビルクリエイト株式会社
代表取締役社長　河本　徳之

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	2,906
	固定資産	124
	合計	3,031
負純資債及産のび部	流動負債	304
	固定負債	0
	株主資本	2,727
	資本金	20
	資本剰余金	2
	利益剰余金	2,869
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	2,864
	（うち当期純利益）	(223)
	自己株式	△164
	合計	3,031

第２期決算公告

令和８年７月21日
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
株式会社仙台商事
代表取締役　石黒裕一郎

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	191,843
	固定資産	5,184,437
	合計	5,376,280
負純資債及産のび部	流動負債	25,522
	固定負債	5,390,702
	株主資本	△39,944
	資本金	100
	利益剰余金	△40,044
	その他利益剰余金	△40,044
	（うち当期純損失）	(10,363)
	合計	5,376,280

第74期決算公告

令和８年６月18日
東京都品川区八潮２丁目１番２号
日本高速輸送株式会社
代表取締役　宇野澤邦明

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,207,421
	固定資産	447,327
	資産合計	1,654,748
負純資債及産のび部	流動負債	316,772
	固定負債	189,801
	株主資本	1,146,387
	資本金	100,000
	資本剰余金	235,000
	資本準備金	235,000
	利益剰余金	811,387
	利益準備金	11,950
	（うち当期純利益）	(18,189)
	評価・換算差額等	1,788
	負債・純資産合計	1,654,748

第30期決算公告

令和８年６月26日
東京都品川区東五反田一丁目７番６号
デジコン株式会社
代表取締役　山本　善宣

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	126,288
	固定資産	44,450
	資産合計	170,738
負純資債及産のび部	流動負債	49,621
	（賞与引当金）	(5,400)
	固定負債	25,112
	（退職給付引当金）	(750)
	株主資本	96,005
	資本金	30,000
	利益剰余金	66,005
	その他利益剰余金	66,005
	（うち当期純利益）	(602)
	負債・純資産合計	170,738

第19期決算公告

令和８年７月21日
東京都港区南青山一丁目15番９号
エコー・ジャパン株式会社
代表取締役　井上　淳

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,007,043
	固定資産	668,742
	合計	3,675,786
負純資債及産のび部	流動負債	2,099,994
	（賞与引当金）	(28,771)
	株主資本	1,575,791
	資本金	100,000
	資本剰余金	431,504
	資本準備金	431,504
	利益剰余金	1,044,286
	その他利益剰余金	1,044,286
	（うち当期純利益）	(11,437)
	合計	3,675,786

第58期決算公告

令和８年７月21日
東京都大田区西蒲田六丁目29番２号
株式会社中國飯店
代表取締役　菅野　善男

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	11
	固定資産	31
	合計	43
負純資債及産のび部	流動負債	18
	固定負債	22
	株主資本	2
	資本金	45
	利益剰余金	△42
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	△42
	（うち当期純損失）	(1)
	合計	43

第30期決算公告

令和８年６月23日
東京都昭島市美堀町４丁目13番35号
ガーデンベーカリー株式会社
代表取締役　国領　順二

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,138,004
	固定資産	2,966,064
	合計	4,104,068
負純資債及産のび部	流動負債	2,082,202
	固定負債	222,870
	株主資本	1,794,041
	資本金	100,000
	利益剰余金	1,694,041
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	1,669,041
	（うち当期純利益）	(338,290)
	評価・換算差額等	4,955
	合計	4,104,068

第 49 期 決 算 公 告

令和８年６月29日
京都府宇治市宇治矢落19番地
株式会社ユニチカテクノス
代表取締役　椎葉　浩幸

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,421,862
	固定資産	14,393
	合計	1,436,255
負純資産及びの部	流動負債	199,173
	固定負債	7,097
	株主資本	1,229,985
	資本金	80,000
	利益剰余金	1,149,985
	（利益準備金）	（13,820）
	（その他利益剰余金）	（1,136,165）
	（うち当期純利益）	（129,348）
	評価・換算差額等	—
	合計	1,436,255

第38期決算公告

令和８年７月21日
京都市右京区山ノ内荒木町７番地58
株式会社エルハウジング
代表取締役　堀越　大輔

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	14,610,389
	固定資産	714,292
	資産合計	15,324,682
負純資産及びの部	流動負債	8,142,229
	固定負債	1,256,272
	株主資本	5,926,179
	資本金	60,000
	資本剰余金	1,879,897
	その他資本剰余金	1,879,897
	利益剰余金	3,986,282
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	3,971,282
	（うち当期純利益）	（98,797）
	負債・純資産合計	15,324,682

第 30 期 決 算 公 告

令和８年７月21日
東京都港区三田一丁目４番28号
クエスト・グローバル・ジャパン株式会社
代表取締役　増子　佳幸

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	2,177,209,806
	固定資産	392,509,194
	合計	2,569,719,000
負純資産及びの部	流動負債	1,968,959,845
	（貸倒引当金）	（2,795,168）
	固定負債	16,127,685
	（退職給付引当金）	（16,127,685）
	株主資本	584,631,470
	資本金	30,000,000
	利益剰余金	554,631,470
	その他利益剰余金	554,631,470
	（うち当期純利益）	（613,035,373）
	合計	2,569,719,000

第２期決算公告

令和８年７月21日
東京都渋谷区千駄ヶ谷二丁目11番１号
株式会社ＥＧＢＡ
代表取締役社長　帰山　元成

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	634
	固定資産	944
	合計	1,579
負純資産及びの部	流動負債	265
	固定負債	1,219
	株主資本	94
	資本金	10
	資本剰余金	358
	その他資本剰余金	358
	利益剰余金	△273
	その他利益剰余金	△273
	（うち当期純損失）	（198）
	合計	1,579

第38期決算公告

令和８年６月26日
大阪府大阪市北区堂島浜一丁目２番１号
西日本フリート株式会社
代表取締役　小澤　靖

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,780,918
	固定資産	316,997
	資産合計	7,097,915
負純資産及びの部	流動負債	6,250,308
	（賞与引当金）	（87,100）
	固定負債	133,617
	（退職給付引当金）	（80,087）
	株主資本	713,990
	資本金	50,000
	利益剰余金	663,990
	利益準備金	16,000
	その他利益剰余金	647,990
	（うち当期純利益）	（291,522）
	負債・純資産合計	7,097,915

第 50 期決算公告

令和８年６月26日
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地
株式会社トータルマネジメントビジネス
取締役社長　木村　優

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	642,528
	固定資産	364,789
	資産合計	1,007,317
負純資産及びの部	流動負債	304,285
	固定負債	147,547
	株主資本	555,485
	資本金	20,000
	資本剰余金	1,500
	利益剰余金	533,985
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	528,985
	（うち当期純利益）	（81,499）
	負債・純資産合計	1,007,317

第 39 期 決 算 公 告

令和８年７月21日
東京都渋谷区松濤１丁目11番３号
公益財団法人戸栗美術館
代表理事　戸栗　修

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	130,429
	固定資産	16,418,399
	合計	16,548,828
負純資産及びの部	流動負債	1,973
	固定負債	2,845
	負債合計	4,819
	指定純資産	5,416,916
	一般純資産	10,959,993
	その他有価証券評価差額金	167,099
	純資産合計	16,544,009
	合計	16,548,828

第 14 期 決 算 公 告

2026年６月26日
東京都渋谷区桜丘町20番４号
一般社団法人パッションリーダーズ
代表理事　近藤太香巳

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	65,916
	固定資産	29,427
	合計	95,343
負純資産及びの部	流動負債	91,952
	負債合計	91,952
	純資産	3,391
	利益剰余金	3,391
	その他利益剰余金	3,391
	（うち当期純損失）	（2,246）
	純資産合計	3,391
	合計	95,343

第51期決算公告

令和８年６月26日
東京都千代田区丸の内三丁目４番１号
新国際ビル
株式会社ジェックビジネス
取締役社長　本郷　隆

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	362,871
	固定資産	326,216
	資産合計	689,088
負純資産及びの部	流動負債	32,025
	固定負債	1,500
	株主資本	655,563
	資本金	20,000
	利益剰余金	635,563
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	630,563
	（うち当期純利益）	（9,419）
	負債・純資産合計	689,088

令和７年度決算公告

令和８年７月21日
東京都千代田区内幸町２丁目２番１号
日本プレスセンタービル６Ｆ
公益財団法人ＹＦＵ日本国際交流財団
理事長　加藤　良三

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	108,592
	固定資産	612,790
	合計	721,383
負味債財及産びの正部	流動負債	320,257
	固定負債	7,784
	負債合計	328,041
	指定正味財産	201,275
	（基本財産充当額）	（201,275）
	一般正味財産	192,067
	（基本財産充当額）	（384,826）
	（特定資産充当額）	（1,000）
	正味財産合計	393,341
	合計	721,383

第 13 期 決 算 公 告

2026年６月26日
東京都渋谷区桜丘町20番４号
一般社団法人ＨＤＰ
代表理事　近藤太香巳

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	28,457
	固定資産	1,234,800
	合計	1,263,257
負純資産及びの部	流動負債	533
	負債合計	533
	純資産	1,262,724
	利益剰余金	1,262,724
	その他利益剰余金	1,262,724
	（うち当期純利益）	（4,297）
	純資産合計	1,262,724
	合計	1,263,257

第 5 期 決 算 公 告

令和８年７月21日
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
株式会社千代田インベスト
代表取締役　齋藤　文範

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	177,914
	固定資産	2,699,702
	合計	2,877,616
負純資産及びの部	流動負債	6,599
	固定負債	2,882,067
	株主資本	△11,050
	資本金	100
	利益剰余金	△11,150
	その他利益剰余金	△11,150
	（うち当期純損失）	（18,571）
	合計	2,877,616

第６期決算公告

令和８年７月21日
東京都中央区日本橋一丁目４番１号
一般社団法人ＤＨＬＣＦ
代表理事　田渕　安春

貸借対照表の要旨
（令和８年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	610
	固定資産	100
	合計	710
負純資産債及のび部	流動負債	70
	負債合計	70
	基金	1,600
	利益剰余金	△959
	純資産合計	640
	合計	710

第６期決算公告

令和８年７月21日
東京都中央区日本橋一丁目４番１号
一般社団法人
大和ハウスロジスティクスコアファンド
代表理事　三品　貴仙

貸借対照表の要旨
（令和８年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,263
	固定資産	940
	合計	3,203
負純資産債及のび部	流動負債	1,284
	負債合計	1,284
	基金	1,000
	利益剰余金	919
	純資産合計	1,919
	合計	3,203

第14期決算公告

令和８年６月11日
東京都港区西新橋１丁目11番４号
公益財団法人柔道整復研修試験財団
代表理事　今別府敏雄

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	162,280
	固定資産	686,483
	合計	848,763
負味債財及産びの正部	流動負債	56,549
	固定負債	13,187
	負債合計	69,736
	指定正味財産	335,000
	（基本財産充当額）	(335,000)
	一般正味財産	444,027
	（基本財産充当額）	(313,000)
	正味財産合計	779,027
	合計	848,763

第36期決算公告

令和８年７月21日
東京都文京区湯島二丁目31番20号
公益財団法人福田記念医療技術振興財団
理事長　山口　徹

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	96,088
	固定資産	17,132,236
	合計	17,228,324
負味債財及産びの正部	流動負債	1,046
	固定負債	2,812
	負債合計	3,858
	指定正味財産	17,024,696
	一般正味財産	199,770
	正味財産合計	17,224,466
	合計	17,228,324

第13期決算公告

令和８年７月21日
東京都江東区青海二丁目４番32号
タイム24ビル
一般社団法人GLI Japan
代表理事　横山　達也

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	1,241,739,045
	固定資産	213,619,656
	合計	1,455,358,701
負純資産債及のび部	流動負債	411,314,861
	固定負債	0
	負債合計	411,314,861
	基金	1,213,567,316
	利益剰余金	△169,523,476
	（うち当期純利益）	(346,471,686)
	純資産合計	1,044,043,840
	合計	1,455,358,701

第12期決算公告

令和８年６月25日
東京都中央区日本橋室町２丁目１番１号
一般社団法人
日本橋室町エリアマネジメント
代表理事　髙津伊兵衛
代表理事　中原　修

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	169,384,965
	固定資産	3,689,586
	繰延資産	—
	資産合計	173,074,551
負純資産債及のび部	流動負債	143,268,854
	固定負債	—
	負債合計	143,268,854
	社員資本	29,805,697
	基金	—
	利益剰余金	29,805,697
	純資産合計	29,805,697
	負債・純資産合計	173,074,551

第17期決算公告

2026年６月23日
横浜市戸塚区舞岡町644―12
株式会社アイネット・データサービス
代表取締役　馬郡　恵太

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	28,990
	固定資産	2,233
	合計	31,224
負純資産債及のび部	流動負債	14,717
	賞与引当金	6,111
	固定負債	907
	株主資本	15,598
	資本金	9,000
	利益剰余金	6,598
	その他利益剰余金	6,598
	（うち当期純利益）	(3,496)
	合計	31,224

第47期決算公告

令和８年６月16日
横浜市港南区上大岡西三丁目２番13号
ミドリ安全東横浜株式会社
代表取締役　二宮　賢治

貸借対照表の要旨
（令和８年３月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	189,525
	固定資産	2,281
	合計	191,806
負純資産債及のび部	流動負債	140,034
	株主資本	51,771
	資本金	10,000
	利益剰余金	41,771
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	39,271
	（うち当期純利益）	(38,811)
	合計	191,806

第14期決算公告

2026年７月21日
横浜市港北区綱島東六丁目３番14号
株式会社ＮＦテクノコマース
代表取締役　前村　浩之

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	216
	固定資産	4
	合計	221
負純資産債及のび部	流動負債	30
	（賞与引当金）	(0)
	（役員賞与引当金）	(2)
	株主資本	190
	資本金	100
	利益剰余金	90
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	65
	（うち当期純利益）	(25)
	合計	221

第28期決算公告

令和８年７月21日
神奈川県海老名市大谷北一丁目３番２号
アツギ東北株式会社
代表取締役　北　剛志

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	57,719
	固定資産	54
	合計	57,774
負純資産債及のび部	流動負債	146,230
	賞与引当金	337
	固定負債	3,120,704
	退職給付引当金	304
	株主資本	△3,209,160
	資本金	10,000
	利益剰余金	△3,219,160
	その他利益剰余金	△3,219,160
	（うち当期純損失）	(81,217)
	合計	57,774

第28期決算公告

令和８年７月21日
神奈川県海老名市大谷北一丁目３番２号
アツギ佐世保株式会社
代表取締役　平野　秀明

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	123,466
	合計	123,466
負純資産債及のび部	流動負債	938
	株主資本	122,528
	資本金	94,850
	利益剰余金	27,678
	その他利益剰余金	27,678
	（うち当期純損失）	(955)
	合計	123,466

第26期決算公告

令和８年７月21日
神奈川県海老名市大谷北一丁目３番２号
アツギケア株式会社
代表取締役　片桐　且義

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	208,529
	固定資産	74,048
	合計	282,577
負純資産債及のび部	流動負債	181,734
	賞与引当金	1,694
	固定負債	114,196
	退職給付引当金	791
	株主資本	△13,353
	資本金	80,000
	利益剰余金	△93,353
	その他利益剰余金	△93,353
	（うち当期純利益）	(843)
	合計	282,577

第 71 期 決 算 公 告

令和８年６月29日
神奈川県横浜市南区井土ヶ谷下町７番地17
興和電気株式会社
代表取締役　森　　一男

貸借対照表の要旨
（令和８年４月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	495
	固定資産	476
	合計	971
負純資債産及のび部	流動負債	161
	固定負債	151
	株主資本	659
	資本金	10
	利益剰余金	649
	その他利益剰余金	649
	（うち当期純利益）	（94）
	合計	971

第 10 期 決 算 公 告

令和８年７月21日
神奈川県横浜市西区平沼一丁目１番８号
株式会社神奈川パワーテクノ
代表取締役社長　神津　俊一

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	783,420
	固定資産	108,699
	合計	892,119
負純資債産及のび部	流動負債	152,409
	固定負債	107,834
	株主資本	631,876
	資本金	50,000
	利益剰余金	581,876
	その他利益剰余金	581,876
	（うち当期純利益）	（45,727）
	合計	892,119

第 28 期 決 算 公 告

令和８年７月21日
神奈川県海老名市大谷北一丁目３番２号
神奈川スタッフ株式会社
代表取締役　平野　秀明

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	87,011
	合計	87,011
負純資債産及のび部	流動負債	76,182
	賞与引当金	1,665
	固定負債	480,000
	株主資本	△469,170
	資本金	40,000
	利益剰余金	△509,170
	その他利益剰余金	△509,170
	（うち当期純損失）	（22,982）
	合計	87,011

第 6 期 決 算 公 告

令和８年６月30日
福岡県福岡市東区香椎一丁目１番１号
ニシコーリビング香椎２Ｆ
デジタルパワー株式会社
代表取締役　久保　宏幸

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	64,266
	固定資産	560
	合計	64,825
負純資債産及のび部	流動負債	6,264
	株主資本	58,562
	資本金	15,000
	資本剰余金	15,000
	資本準備金	15,000
	利益剰余金	28,562
	その他利益剰余金	28,562
	（うち当期純利益）	（10,318）
	合計	64,825

第 6 期 決 算 公 告

令和８年７月21日
神奈川県大和市西鶴間一丁目９番18号
みるたす株式会社
代表取締役　中村　広樹

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	17,555
	固定資産	3,031
	合計	20,586
負純資債産及のび部	流動負債	3,998
	株主資本	16,587
	資本金	80,000
	利益剰余金	△63,412
	その他利益剰余金	△63,412
	（うち当期純損失）	（11,323）
	合計	20,586

第 17 期 決 算 公 告

令和８年７月21日
神奈川県大和市西鶴間一丁目９番18号
薬樹ウィル株式会社
代表取締役　鈴木　敬樹

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	31,455
	固定資産	15,372
	合計	46,827
負純資債産及のび部	流動負債	14,666
	固定負債	4,156
	株主資本	28,005
	資本金	10,000
	利益剰余金	18,005
	その他利益剰余金	18,005
	（うち当期純利益）	（8,026）
	合計	46,827

第 23 期決算公告　令和８年６月23日

茨城県日立市幸町三丁目２番２号
庄内風力発電株式会社
代表取締役　深浦　圭吾

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	1,279
	固定資産	613
	繰延資産	1
	資産合計	1,895
負純資債産及のび部	流動負債	95
	固定負債	341
	株主資本	1,458
	資本金	4
	利益剰余金	1,454
	利益準備金	1
	その他利益剰余金	1,453
	（うち当期純利益）	（218）
	負債・純資産合計	1,895

第 19 期 決 算 公 告

令和８年７月21日
札幌市北区南あいの里五丁目１番８号
株式会社ノースカンパニー
代表取締役　久岡　卓司

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	433,256
	固定資産	29,393
	合計	462,649
負純資債産及のび部	流動負債	237,538
	固定負債	12,982
	株主資本	212,129
	資本金	2,000
	利益剰余金	210,129
	その他利益剰余金	210,129
	（うち当期純損失）	（61,208）
	合計	462,649

第 17 期 決 算 公 告

令和８年７月21日
札幌市北区南あいの里五丁目１番８号
株式会社ハイブリッジ
代表取締役　久岡　卓司

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	35,283
	固定資産	57,148
	合計	92,432
負純資債産及のび部	流動負債	25,224
	固定負債	16,565
	株主資本	50,643
	資本金	2,000
	利益剰余金	48,643
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	48,143
	（うち当期純損失）	（14,415）
	合計	92,432

第 13 期決算公告　令和８年６月22日

東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
ＨＷＰ株式会社
代表取締役　山本　英明

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	63
	固定資産	2,260
	合計	2,323
負純資債産及のび部	流動負債	2,888
	賞与引当金	4
	固定負債	1,290
	株主資本	△1,854
	資本金	50
	資本剰余金	50
	資本準備金	50
	利益剰余金	△1,954
	その他利益剰余金	△1,954
	（うち当期純損失）	（816）
	合計	2,323

第 107 期決算公告　令和８年７月21日

東京都豊島区巣鴨５丁目１番５号
旭印東京豊島青果株式会社
代表取締役社長　小泉雄太郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,947,522
	固定資産	209,065
	資産合計	2,156,587
負純資債産及のび部	流動負債	27,255
	固定負債	5,880
	負債合計	33,135
	株主資本	2,123,452
	資本金	100,000
	資本剰余金	141,600
	利益剰余金	2,013,303
	（うち当期純利益）	（967,901）
	自己株式	△131,451
	純資産合計	2,123,452
	負債・純資産合計	2,156,587

第 17 期 決 算 公 告

令和８年６月24日
東京都杉並区西荻北２丁目２番８号
東京ガスライフバル保谷株式会社
代表取締役　保谷　貴久

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	814,580
	固定資産	15,980
	合計	830,560
負純資債産及のび部	流動負債	469,651
	固定負債	22,000
	株主資本	338,909
	資本金	30,000
	利益剰余金	308,909
	利益準備金	3,850
	その他利益剰余金	305,059
	（うち当期純利益）	（11,662）
	合計	830,560

第 35 期 決 算 公 告

令和８年６月24日

東京都江東区辰巳３丁目９番27号
株式会社オーシーエスエンタープライズ
代表取締役　大内　鋭一

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	54,357	流動負債	9,702
固定資産	3,903	賞与引当金	2,973
		その他流動負債	6,728
		固定負債	905
		退職給付引当金	905
		株主資本	47,652
		資本金	10,000
		利益剰余金	37,652
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	35,152
		（うち当期純利益）	(2,179)
資産合計	**58,260**	**負債・純資産合計**	**58,260**

第 16 期 決 算 公 告

令和８年７月21日

東京都港区港南２丁目15－３
カードサービス株式会社
代表取締役　齋藤　賢志

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,616,772	流動負債	483,045
固定資産	370,909	賞与引当金	28,144
		固定負債	33,999
		退職給付引当金	13,785
		株主資本	2,470,470
		資本金	301,000
		資本剰余金	1,449,775
		利益剰余金	722,325
		利益準備金	1,073
		その他利益剰余金	721,251
		（うち当期純利益）	(109,850)
		自己株式	△2,630
		評価・換算差額等	166
資産合計	**2,987,682**	**負債・純資産合計**	**2,987,682**

第 6 期 決 算 公 告

令和８年７月21日

東京都港区三田三丁目５番27号
株式会社トレードワルツ
代表取締役　佐藤　高廣

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	343,488	流動負債	402,763
固定資産	1,201,507	（賞与引当金）	(20,100)
		負債合計	**402,763**
		株主資本	1,140,602
		資本金	100,000
		資本剰余金	1,780,845
		資本準備金	100,000
		その他資本剰余金	1,680,845
		利益剰余金	△740,242
		その他利益剰余金	△740,242
		（うち当期純損失）	(740,242)
		新株予約権	1,630
		純資産合計	**1,142,232**
資産合計	**1,544,996**	**負債・純資産合計**	**1,544,996**

第 13 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

東京都千代田区三番町８－１三番町東急ビル７Ｆ
株式会社クリュートメディカルシステムズ
代表取締役　江口　哲也

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	972,120	流動負債	558,435
固定資産	176,876	固定負債	220,995
		株主資本	369,198
		資本金	91,900
		資本剰余金	1,656,210
		資本準備金	1,656,210
		利益剰余金	△ 1,378,911
		その他利益剰余金	△ 1,378,911
		（うち当期純利益）	(67,038)
		新株予約権	368
資産合計	**1,148,996**	**負債・純資産合計**	**1,148,996**

第 59 期 決 算 公 告

令和８年６月17日

東京都中央区八丁堀４丁目６番１号
セック株式会社
代表取締役　玉野　勝一

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,029,197	流動負債	2,273,678
固定資産	519,655	固定負債	145,429
		株主資本	5,092,453
		資本金	100,000
		資本剰余金	200,000
		その他資本剰余金	200,000
		利益剰余金	4,870,823
		利益準備金	75,000
		その他利益剰余金	4,795,823
		（うち当期純利益）	(893,247)
		自己株式	△78,370
		評価・換算差額等	37,292
資産合計	**7,548,852**	**負債・純資産合計**	**7,548,852**

第 9 期 決 算 公 告

2026年７月21日

東京都千代田区神田駿河台三丁目４番地
八洲冷熱株式会社
代表取締役　本柳　政男

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,722	流動負債	2,356
固定資産	95	（賞与引当金）	(122)
		固定負債	19
		退職給付引当金	19
		株主資本	2,441
		資本金	350
		資本剰余金	350
		その他資本剰余金	350
		利益剰余金	1,741
		利益準備金	85
		その他利益剰余金	1,656
		（うち当期純利益）	(612)
資産合計	**4,817**	**負債・純資産合計**	**4,817**

第 2 期 決 算 公 告

令和８年６月15日

東京都港区虎ノ門４－１－28虎ノ門タワーズオフィス19階
Ｚａｚａインダストリアルホールディングス株式会社
代表取締役　ディルベル・ゲクメン・メルテム

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,002	流動負債	29,982
固定資産	9,036	株主資本	△11,944
		資本金	2,000
		資本剰余金	5
		資本準備金	5
		利益剰余金	△13,949
		その他利益剰余金	△13,949
		（うち当期純損失）	(13,697)
資産合計	**18,038**	**負債・純資産合計**	**18,038**

第 69 期 決 算 公 告

令和８年７月21日

東京都杉並区和泉二丁目７番21号
セントラル硝子販売株式会社
代表取締役社長　小西　求史

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	5,836	流動負債	4,379
固定資産	1,110	固定負債	147
		株主資本	2,419
		資本金	200
		資本剰余金	529
		利益剰余金	1,690
		（利益準備金）	(47)
		（その他利益剰余金）	(1,642)
		（うち当期純利益）	(1,094)
資産合計	**6,947**	**負債・純資産合計**	**6,947**

第 64 期 決 算 公 告

2026年７月21日

新潟県新潟市東区榎町57番地
株式会社テクノ北越
代表取締役社長　田中　正樹

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	443,861	流動負債	402,971
固定資産	1,019,674	固定負債	183,112
		株主資本	877,452
		資本金	29,500
		資本剰余金	16,000
		（資本準備金）	(6,000)
		（その他資本剰余金）	(10,000)
		利益剰余金	831,952
		（利益準備金）	(7,375)
		（その他利益剰余金）	(824,577)
		（うち当期純利益）	(21,129)
資産合計	1,463,534	負債・純資産合計	1,463,534

第 56 期 決 算 公 告

令和８年７月21日　　神奈川県逗子市逗子５丁目３番28号
株式会社スズキヤ
代表取締役　髙城　宏一

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,119,175	流動負債	1,699,624
固定資産	2,420,988	固定負債	865,170
		除却引当金	100,000
		その他	765,170
		株主資本	1,975,368
		資本金	50,000
		資本剰余金	215,124
		資本準備金	215,124
		利益剰余金	2,014,457
		利益準備金	37,843
		その他利益剰余金	1,976,613
		（うち当期純利益）	(182,445)
		自己株式	△304,213
資産合計	4,540,163	負債・純資産合計	4,540,163

第 37 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

富山県富山市牛島町９番５号
株式会社日本オープンシステムズ
代表取締役　帯刀　達志

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,937	流動負債	948
固定資産	1,211	固定負債	630
繰延資産	0	株主資本	4,541
		資本金	52
		利益剰余金	4,642
		利益準備金	13
		その他利益剰余金	4,629
		（うち当期純利益）	(538)
		自己株式	△153
		評価・換算差額等	28
		その他有価証券評価差額金	28
資産合計	6,149	負債・純資産合計	6,149

第 22 期 決 算 公 告

2026年７月21日　　新潟市東区下木戸560番地11
北越水運株式会社
代表取締役　丸山　裕司

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	164,873	流動負債	201,506
固定資産	209,643	うち賞与引当金	18,938
		うち役員賞与引当金	1,800
		固定負債	54,069
		うち退職給付引当金	54,069
		株主資本	118,940
		資本金	30,000
		資本剰余金	1,000
		資本準備金	1,000
		利益剰余金	87,940
		利益準備金	6,870
		その他利益剰余金	81,069
		（うち当期純利益）	(14,025)
資産合計	374,516	負債・純資産合計	374,516

第 16 期 決 算 公 告

令和８年６月26日　　京都市伏見区竹田向代町74番地３
ＧＬＭ株式会社
代表取締役　宮下　祐一

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	314,687	流動負債	106,036
固定資産	630,317	固定負債	5,963,969
有形固定資産	612,462	株主資本	△5,159,843
無形固定資産	918	資本金	100,000
投資その他の資産	16,935	資本剰余金	25,000
		資本準備金	25,000
		利益剰余金	△5,284,843
		その他利益剰余金	△5,284,843
		（うち当期純損失）	(533,710)
		評価・換算差額等	4,418
		その他有価証券評価差額金	4,418
		新株予約権	30,423
資産合計	945,004	負債・純資産合計	945,004

第 3 期 決 算 公 告

2026年６月26日　　静岡県浜松市中央区将監町28番地の20
テクノリサーチ株式会社
代表取締役　豊田　秀夫

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	126,085	流動負債	112,251
固定資産	296,131	（賞与引当金）	(17,373)
		固定負債	52,931
		退職給付引当金	52,931
		株主資本	257,033
		資本金	50,000
		資本剰余金	189,649
		資本準備金	50,000
		その他資本剰余金	139,649
		利益剰余金	17,384
		その他利益剰余金	17,384
		（うち当期純利益）	(3,446)
資産合計	422,216	負債・純資産合計	422,216

第 54 期 決 算 公 告

2026年６月26日

大阪市北区豊崎三丁目１番22号
池田泉州信用保証株式会社
代表取締役　井上　愼治

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	10,045,664	流動負債	7,614,887
固定資産	10,405,523	固定負債	317,428
有形固定資産	9,152	**負債合計**	**7,932,316**
無形固定資産	740	株主資本	12,518,872
投資その他の資産	10,395,630	資本金	180,000
		資本剰余金	150,000
		資本準備金	150,000
		利益剰余金	12,188,872
		その他利益剰余金	12,188,872
		（うち当期純利益）	(1,629,568)
		純資産合計	**12,518,872**
資産合計	20,451,188	負債・純資産合計	20,451,188

第 39 期 決 算 公 告

令和８年７月21日　　大阪市浪速区湊町２丁目２番45号
株式会社オンテックス
代表取締役　小笹　公也

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	15,290,069	流動負債	11,513,005
固定資産	15,505,486	（うち賞与引当金）	(155,441)
		固定負債	6,888,114
		負債合計	**18,401,119**
		株主資本	12,394,436
		資本金	90,000
		資本剰余金	349,725
		資本準備金	349,725
		利益剰余金	11,954,711
		利益準備金	10,000
		その他利益剰余金	11,944,711
		（うち当期純利益）	(881,560)
		純資産合計	**12,394,436**
資産合計	30,795,555	負債・純資産合計	30,795,555

第 21 期 決 算 公 告

令和８年６月26日　大阪市西区靭本町１丁目11番７号
阪神高速サービス株式会社
代表取締役社長　佐藤　勝也

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,681,496	流動負債	491,171
固定資産	3,365,607	賞与引当金	65,977
有形固定資産	3,058,515	固定負債	411,870
無形固定資産	99,091	退職給付引当金	324,017
投資その他の資産	208,001	役員退職慰労引当金	7,010
		株主資本	4,144,061
		資本金	40,000
		資本剰余金	1,284,365
		その他資本剰余金	1,284,365
		利益剰余金	2,819,695
		利益準備金	10,000
		その他利益剰余金	2,809,695
		（うち当期純利益）	（98,243）
資産合計	5,047,104	負債・純資産合計	5,047,104

第 51 期 決 算 公 告

2026年６月26日　大阪市北区豊崎三丁目１番22号
近畿信用保証株式会社
代表取締役　井上　愼治

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,056,648	流動負債	1,176,496
固定資産	10,527,044	固定負債	436,111
有形固定資産	4,970	株主資本	11,967,134
無形固定資産	1,763	資本金	100,000
投資その他の資産	10,520,311	資本剰余金	5,189,540
		資本準備金	200,000
		その他資本剰余金	4,989,540
		利益剰余金	6,677,593
		その他利益剰余金	6,677,593
		（うち当期純利益）	（246,603）
		評価・換算差額等	3,950
		その他有価証券評価差額金	3,950
資産合計	13,583,693	負債・純資産合計	13,583,693

第 48 期 決 算 公 告

2026年６月25日
大阪市天王寺区烏ヶ辻一丁目２番16号
ゼットクリエイト株式会社
代表取締役社長　和田　耕一

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,141,659	流動負債	1,313,728
固定資産	105,680	固定負債	47,742
		株主資本	1,828,533
		資本金	100,000
		資本剰余金	870,000
		利益剰余金	858,533
		その他利益剰余金	858,533
		（うち当期純利益）	（60,031）
		評価・換算差額等	57,335
		繰延ヘッジ損益	57,335
資産合計	3,247,339	負債・純資産合計	3,247,339

第 21 期 決 算 公 告

令和８年７月21日
大阪市西区西本町一丁目４番１号
阪神高速技術株式会社
代表取締役社長　石原　　洋

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	12,007,594	流動負債	8,812,177
固定資産	4,735,227	（うち賞与引当金）	（309,462）
		固定負債	3,368,421
		（うち退職給付引当金）	（730,767）
		株主資本	4,562,222
		資本金	80,000
		資本剰余金	20,000
		資本準備金	20,000
		利益剰余金	4,462,222
		その他利益剰余金	4,462,222
		（うち当期純利益）	（2,568,119）
資産合計	16,742,821	負債・純資産合計	16,742,821

第 66 期 決 算 公 告

令和８年７月21日　群馬県高崎市東町80番地
株式会社ＲＩＫＩＳＯ
代表取締役　横田　　衛

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	501	流動負債	1,058
固定資産	1,680	（賞与引当金）	（39）
		固定負債	163
		（退職給付引当金）	（142）
		（役員退任慰労引当金）	（21）
		株主資本	959
		資本金	20
		利益剰余金	939
		利益準備金	5
		その他利益剰余金	934
		（うち当期純利益）	（64）
資産合計	2,181	負債・純資産合計	2,181

第 74 期 決 算 公 告

令和８年７月21日　佐賀県鹿島市大字納富分2596番地１
祐徳薬品工業株式会社
代表取締役　山口　雅孝

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	14,802	流動負債	3,789
固定資産	14,219	賞与引当金	259
		固定負債	92
		役員退職慰労引当金	92
		株主資本	23,527
		資本金	100
		資本剰余金	20
		その他資本剰余金	20
		利益剰余金	23,407
		利益準備金	30
		その他利益剰余金	23,377
		（うち当期純利益）	（420）
		評価・換算差額等	1,612
資産合計	29,022	負債・純資産合計	29,022

第 57 期 決 算 公 告

令和８年６月19日　東京都中央区日本橋本町４丁目11番２号
岸本興産株式会社
代表取締役　岸本　剛一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	228,772	流動負債	19,466
固定資産	459,205	固定負債	99,335
		負債合計	118,801
		株主資本	561,733
		資本金	25,000
		利益剰余金	536,733
		利益準備金	6,250
		その他利益剰余金	530,483
		（うち当期純利益）	（18,721）
		評価・換算差額等	7,443
		その他有価証券評価差額金	7,443
		純資産合計	569,176
資産合計	687,978	負債・純資産合計	687,978

第 61 期 決 算 公 告

令和８年６月19日　東京都立川市曙町２―20―５
立川ハウス工業株式会社
代表取締役　栗原　徹也

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	10,427,748	流動負債	5,607,017
固定資産	11,169,616	固定負債	6,315,356
		株主資本	9,674,991
		資本金	98,000
		資本剰余金	900,146
		資本準備金	501,202
		その他資本剰余金	398,944
		利益剰余金	8,698,791
		利益準備金	81,935
		その他利益剰余金	8,616,856
		（うち当期純利益）	（769,105）
		自己株式	△21,947
資産合計	21,597,364	負債・純資産合計	21,597,364

第 6 期 決 算 公 告

令和８年７月21日　　東京都港区虎ノ門一丁目３番１号
ＪＩＣベンチャー・グロース・インベストメンツ株式会社
代表取締役　鑓水　英樹

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	211,968	流動負債	131,334
固定資産	871,370	賞与引当金	59,400
		役員賞与引当金	8,800
		固定負債	921,973
		退職給付引当金	6,973
		株主資本	36,682
		資本金	20,000
		利益剰余金	16,682
		その他利益剰余金	16,682
		（うち当期純損失）	(15,622)
		評価・換算差額等	△6,652
		その他有価証券評価差額金	△6,652
資産合計	1,083,338	負債・純資産合計	1,083,338

第 65 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　　東京都港区芝一丁目12番７号
武州運輸倉庫株式会社
代表取締役　龍康殿秀尊

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	983,162	流動負債	566,727
固定資産	1,443,872	賞与引当金	27,573
		固定負債	634,422
		退職給付引当金	90,713
		株主資本	1,213,471
		資本金	90,000
		資本剰余金	60,000
		資本準備金	60,000
		利益剰余金	1,063,471
		利益準備金	7,258
		その他利益剰余金	1,056,213
		（うち当期純利益）	(271,817)
		評価・換算差額等	12,414
資産合計	2,427,034	負債・純資産合計	2,427,034

第 4 期 決 算 公 告

令和８年７月21日　　東京都千代田区大手町一丁目４番２号
ＭＣグローバルソーシング株式会社
代表取締役　橘　　雅門

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	28,094	流動負債	60,862
固定資産	1,336,896	固定負債	1,042,592
		株主資本	220,568
		資本金	30,000
		資本剰余金	30,000
		資本準備金	30,000
		利益剰余金	160,568
		その他利益剰余金	160,568
		（うち当期純利益）	(41,583)
		評価・換算差額等	40,968
		外貨換算調整勘定	40,968
資産合計	1,364,990	負債・純資産合計	1,364,990

第 69 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

東京都台東区蔵前二丁目17番４号
ＪＦＥ日建板株式会社
代表取締役　山田　良彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,498	流動負債	1,619
固定資産	406	（製品保証引当金等）	(11)
		固定負債	73
		（退職給付引当金等）	(60)
		株主資本	1,212
		資本金	100
		資本剰余金	84
		（その他資本剰余金）	(84)
		利益剰余金	1,028
		（利益準備金）	(20)
		（その他利益剰余金）	(1,007)
資産合計	2,904	負債・純資産合計	2,904

(注)　当期純利益　　63百万円

第 19 期 決 算 公 告

令和８年６月26日　　東京都千代田区外神田一丁目７番５号
株式会社ネクスコ・メンテナンス関東
代表取締役社長　千田　洋一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,625	流動負債	5,838
固定資産	2,827	賞与引当金	120
		固定負債	269
		退職給付引当金	157
		役員退職慰労引当金	6
		株主資本	4,344
		資本金	90
		資本剰余金	110
		資本準備金	90
		その他資本剰余金	20
		利益剰余金	4,144
		その他利益剰余金	4,144
		（うち当期純利益）	(481)
資産合計	10,453	負債・純資産合計	10,453

第 5 期 決 算 公 告

令和８年７月21日

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目23番13号
日本高速鉄道電気エンジニアリング株式会社
代表取締役社長　堀内丈太郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,386	流動負債	1,983
固定資産	145	賞与引当金	37
		社会貢献引当金	3
		固定負債	0
		退職給付引当金	0
		有給休暇引当金	0
		株主資本	547
		資本金	248
		資本剰余金	247
		利益剰余金	52
		その他利益剰余金	52
		（うち当期純損失）	(35)
資産合計	2,531	負債・純資産合計	2,531

第 55 期 決 算 公 告

令和８年７月21日　　東京都新宿区新宿一丁目34番15号
セントラルフィルター工業株式会社
代表取締役　白旗　康宏

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,096,941	流動負債	463,000
固定資産	171,777	賞与引当金	4,800
		その他	458,200
		固定負債	1,000
		株主資本	804,718
		資本金	99,800
		資本剰余金	20,000
		資本準備金	20,000
		利益剰余金	715,257
		利益準備金	24,950
		その他利益剰余金	690,307
		（うち当期純利益）	(43,696)
		自己株式	△30,339
資産合計	1,268,718	負債・純資産合計	1,268,718

第 19 期 決 算 公 告

令和８年７月21日

東京都渋谷区本町一丁目６番２号
株式会社ＣＸＤネクスト
代表取締役社長　中村　　誠

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	872,001	流動負債	643,897
固定資産	79,914	賞与引当金	2,021
		固定負債	2,873
		株主資本	305,145
		資本金	100,000
		資本剰余金	507,495
		資本準備金	25,000
		その他資本剰余金	482,495
		利益剰余金	△302,349
		その他利益剰余金	△302,349
		（うち当期純損失）	(132,237)
資産合計	951,916	負債・純資産合計	951,916

第 27 期 決 算 公 告

令和８年６月18日

東京都千代田区神田錦町３丁目17番11号
株式会社アグリネットサービス
代表取締役社長　浦山　健

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	433,999	流動負債	16,683
固定資産	21,205	賞与引当金	3,750
		固定負債	40,271
		退職給付引当金	37,107
		役員退職慰労引当金	3,165
		株主資本	398,249
		資本金	100,000
		利益剰余金	298,249
		利益準備金	20,200
		その他利益剰余金	278,049
		（うち当期純利益）	（5,266）
資産合計	455,204	負債・純資産合計	455,204

第 68 期 決 算 公 告

令和８年６月26日　東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目10番11号
株式会社日本科学技術研修所
代表取締役　齋藤　愛子

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,862,368	流動負債	424,048
固定資産	185,230	受注損失引当金	20,000
有形固定資産	163,050	固定負債	548,057
無形固定資産	6,913	退職給付引当金	458,889
投資その他の資産	15,265	役員退職慰労引当金	89,168
		株主資本	1,075,493
		資本金	52,000
		利益剰余金	1,023,493
		利益準備金	13,000
		その他利益剰余金	1,010,492
		（うち当期純利益）	（159,977）
資産合計	2,047,599	負債・純資産合計	2,047,599

第 11 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　東京都港区虎ノ門五丁目９番１号
株式会社慶應イノベーション・イニシアティブ
代表取締役　山岸広太郎

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	620,147	流動負債	536,755
固定資産	208,537	株主資本	285,545
		資本金	50,000
		資本剰余金	50,000
		資本準備金	50,000
		利益剰余金	185,545
		その他利益剰余金	185,545
		（うち当期純利益）	（52,620）
		評価・換算差額等	6,384
		その他有価証券評価差額金	6,384
資産合計	828,684	負債・純資産合計	828,684

第 26 期 決 算 公 告

2026年７月21日　東京都中央区京橋二丁目２番１号
株式会社トータル保険サービス
代表取締役社長　江原　弘晃

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	11,766	流動負債	1,873
固定資産	12,589	固定負債	1,606
		株主資本	18,884
		資本金	350
		資本剰余金	260
		利益剰余金	18,351
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	18,326
		（うち当期純利益）	（913）
		自己株式	△77
		評価・換算差額等	1,992
		その他有価証券評価差額金	1,992
資産合計	24,355	負債・純資産合計	24,355

第 19 期 決 算 公 告

令和８年７月21日　東京都港区南青山一丁目１番１号
日本ニュートリション株式会社
代表取締役社長　西村　浩一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,423	流動負債	6,246
固定資産	2,529	賞与引当金	265
		役員賞与引当金	9
		固定負債	1,455
		退職給付引当金	32
		株主資本	1,251
		資本金	125
		資本剰余金	125
		資本準備金	125
		利益剰余金	1,001
		その他利益剰余金	1,001
		（うち当期純利益）	（938）
資産合計	8,952	負債・純資産合計	8,952

第 72 期 決 算 公 告

令和８年７月21日　東京都大田区西蒲田六丁目29番２号
株式会社菅野製麺所
代表取締役　菅野　善男

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年10月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,247	流動負債	1,014
固定資産	1,862	固定負債	1,236
		退職給与引当金	9
		株主資本	859
		資本金	49
		資本剰余金	32
		資本準備金	32
		利益剰余金	777
		利益準備金	20
		その他利益剰余金	756
		（うち当期純損失）	（15）
資産合計	3,110	負債・純資産合計	3,110

第 12 期 決 算 公 告

2026年６月24日
京都市上京区堀川通寺之内上る四丁目天神北町１番地の１
株式会社ＳＣＲＥＥＮグラフィックソリューションズ
代表取締役　社長執行役員　櫻井　広美

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	31,926	流動負債	16,013
固定資産	9,310	固定負債	2,397
		株主資本	22,826
		資本金	100
		資本剰余金	15,963
		その他資本剰余金	15,963
		利益剰余金	6,763
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	6,738
		（うち当期純利益）	（1,228）
資産合計	41,237	負債・純資産合計	41,237

第 37 期 決 算 公 告

令和８年７月21日　京都市伏見区京町一丁目245番地
株式会社ラプラス・システム
代表取締役　堀井　雅行

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,120,864	流動負債	4,584,000
固定資産	3,228,581	固定負債	728,609
		株主資本	1,006,447
		資本金	100,000
		資本剰余金	152,000
		（資本準備金）	（152,000）
		利益剰余金	754,447
		（その他利益剰余金）	（754,447）
		（うち当期純利益）	（491,487）
		評価・換算差額等	30,389
		その他有価証券評価差額金	30,389
資産合計	6,349,446	負債・純資産合計	6,349,446

第 22 期 決 算 公 告

令和８年７月21日

茨城県結城市上山川4020番地１
株式会社エヌケーケー
代表取締役　針谷　光義

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	362,082	流動負債	231,806
固定資産	60,434	賞与引当金	5,724
		固定負債	22,327
		退職給付引当金	5,050
		株主資本	168,384
		資本金	30,000
		資本剰余金	80,000
		資本準備金	80,000
		利益剰余金	58,383
		その他利益剰余金	58,383
		（うち当期純損失）	（1,287）
資産合計	422,516	負債・純資産合計	422,516

第 21 期 決 算 公 告

令和８年６月26日　大阪府大阪市北区天神橋六丁目４番９号
株式会社アクセスブリッジ
代表取締役　郷右近英樹

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,656,345	流動負債	2,285,906
固定資産	1,042,676	賞与引当金	40,000
		その他	2,245,906
		固定負債	204,500
		株主資本	1,208,615
		資本金	10,000
		資本剰余金	850,672
		資本準備金	10,000
		その他資本剰余金	840,672
		利益剰余金	347,943
		その他利益剰余金	347,943
		（うち当期純利益）	（572,016）
資産合計	3,699,021	負債・純資産合計	3,699,021

第 74 期 決 算 公 告

令和８年６月29日

神奈川県小田原市中町３丁目５番10号
中谷商工株式会社
代表取締役　遠藤　博和

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,089,137	流動負債	1,123,914
固定資産	2,141,075	固定負債	1,200,123
		株主資本	1,906,175
		資本金	90,000
		資本剰余金	△17,800
		その他資本剰余金	△17,800
		利益剰余金	1,836,339
		利益準備金	22,500
		その他利益剰余金	1,813,839
		（うち当期純利益）	（127,329）
		自己株式	△2,364
資産合計	4,230,212	負債・純資産合計	4,230,212

第 33 期 決 算 公 告

2026年７月21日

横浜市港北区綱島東六丁目３番14号
株式会社ＮＦカストマサービス
代表取締役　古園井　基

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	150	流動負債	94
固定資産	14	（賞与引当金）	（13）
		（役員賞与引当金）	（10）
		固定負債	0
		（退職給付引当金）	（0）
		株主資本	69
		資本金	30
		利益剰余金	39
		利益準備金	7
		その他利益剰余金	31
		（うち当期純利益）	（21）
資産合計	164	負債・純資産合計	164

第 12 期 決 算 公 告

令和８年７月21日

名古屋市中区丸の内二丁目18番11号
ダイア建設名古屋株式会社
代表取締役　押川　貴哉

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,353,323	流動負債	1,100,225
固定資産	503,966	固定負債	1,408,274
繰延資産	782	退職給付引当金	30,534
		株主資本	1,349,571
		資本金	50,000
		資本剰余金	622,949
		その他資本剰余金	622,949
		利益剰余金	676,622
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	664,122
		（うち当期純利益）	（421,306）
資産合計	3,858,071	負債・純資産合計	3,858,071

第 12 期 決 算 公 告

令和８年７月21日

新潟市中央区万代五丁目７番２号
ダイア建設新潟株式会社
代表取締役　押川　貴哉

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,646,364	流動負債	838,255
固定資産	933,105	固定負債	1,599,656
		退職給付引当金	23,822
		株主資本	1,141,557
		資本金	30,000
		資本剰余金	301,156
		その他資本剰余金	301,156
		利益剰余金	810,401
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	802,901
		（うち当期純利益）	（231,952）
資産合計	3,579,469	負債・純資産合計	3,579,469

第 16 期 決 算 公 告

令和８年６月16日

大阪市中央区大阪城３番１号
株式会社大阪城ホール
代表取締役　藤巻　幸嗣

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,565,989	流動負債	628,742
固定資産	5,002,130	固定負債	39,790
		株主資本	10,972,032
		資本金	90,000
		資本剰余金	4,415,000
		資本準備金	4,415,000
		利益剰余金	6,467,032
		その他利益剰余金	6,467,032
		（うち当期純利益）	（664,958）
		評価・換算差額等	△ 72,444
		その他有価証券評価差額金	△ 72,444
資産合計	11,568,120	負債・純資産合計	11,568,120

第 53 期 決 算 公 告

2026年７月21日

山口県山口市佐山３番地46
株式会社ＮＦエンジニアリング
代表取締役　西田　俊彦

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	186	流動負債	124
固定資産	24	（賞与引当金）	（29）
		（役員賞与引当金）	（3）
		固定負債	3
		（退職給付引当金）	（0）
		株主資本	83
		資本金	40
		利益剰余金	43
		利益準備金	10
		その他利益剰余金	33
		（うち当期純損失）	（7）
資産合計	210	負債・純資産合計	210

第 15 期 決 算 公 告

令和８年６月30日　兵庫県明石市川崎町１番１号
カワサキロボットサービス株式会社
代表取締役　寺澤　晋哉

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	5,188	流動負債	3,278
固定資産	3,867	賞与引当金	446
		固定負債	1,699
		退職給付引当金	36
		株主資本	4,078
		資本金	350
		資本剰余金	466
		資本準備金	22
		その他資本剰余金	443
		利益剰余金	3,262
		その他利益剰余金	3,262
		（うち当期純利益）	(310)
資産合計	9,056	負債・純資産合計	9,056

第 24 期 決 算 公 告

令和８年６月22日　兵庫県伊丹市中央３丁目１番17号
ヤンマー舶用システム株式会社
代表取締役社長　前垣内敏郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	12,772	流動負債	5,753
固定資産	700	（賞与引当金）	(327)
		（製品保証引当金）	(16)
		固定負債	414
		（退職給付引当金）	(164)
		株主資本	7,305
		資本金	90
		資本剰余金	110
		その他資本剰余金	110
		利益剰余金	7,105
		利益準備金	23
		その他利益剰余金	7,082
		（うち当期純利益）	(908)
合計	13,472	合計	13,472

第 55 期 決 算 公 告

令和８年６月18日
茨城県石岡市柏原９番地２
日本ナショナル製罐株式会社
代表取締役社長　手嶋　憲一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	11,004	流動負債	5,095
固定資産	5,248	固定負債	372
		退職給付引当金	371
		その他	1
		株主資本	10,785
		資本金	310
		資本剰余金	690
		その他資本剰余金	690
		利益剰余金	9,785
		利益準備金	250
		その他利益剰余金	9,535
		（うち当期純利益）	(647)
資産合計	16,252	負債・純資産合計	16,252

第 66 期 決 算 公 告

令和８年７月21日
岡山市北区表町一丁目６番15号
株式会社岡山ランドリー
代表取締役　佐々木　篤

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	771,828	流動負債	573,262
固定資産	1,176,390	固定負債	1,730,071
		株主資本	△355,115
		資本金	45,000
		資本剰余金	435
		資本準備金	435
		利益剰余金	△395,899
		利益準備金	11,320
		その他利益剰余金	△407,219
		（うち当期純利益）	(58,873)
		自己株式	△4,652
資産合計	1,948,218	負債・純資産合計	1,948,218

第 8 期 決 算 公 告

令和８年７月21日　福岡市西区九大新町４番１号
ＫＡＩＣＯ株式会社
代表取締役　大和　建太

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	485,907	流動負債	307,036
固定資産	190,504	固定負債	155,799
		株主資本	212,726
		資本金	54,998
		資本剰余金	1,005,545
		資本準備金	44,998
		その他資本剰余金	960,547
		利益剰余金	△847,817
		その他利益剰余金	△847,817
		（うち当期純損失）	(700,176)
		新株予約権	850
資産合計	676,412	負債・純資産合計	676,412

第 72 期 決 算 公 告

令和８年６月26日　東京都千代田区麹町４丁目５番地７
株式会社中央エンジニアリング
代表取締役社長　石田　豊

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,785,388	流動負債	1,393,860
固定資産	2,980,886	固定負債	1,650,774
		負債合計	3,044,634
		株主資本	4,332,575
		資本金	58,000
		資本剰余金	58,000
		利益剰余金	4,259,269
		利益準備金	120,154
		その他利益剰余金	4,139,115
		（うち当期純利益）	(624,957)
		自己株式	△42,694
		評価・換算差額等	389,065
		純資産合計	4,721,640
資産合計	7,766,275	負債・純資産合計	7,766,275

第 36 期 決 算 公 告

令和８年６月22日
群馬県吾妻郡長野原町北軽井沢2032番地5807
北軽井沢開発株式会社
代表取締役　岩元　健司

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	186	流動負債	59
固定資産	426	固定負債	8,093
有形固定資産	0	負債合計	8,152
無形固定資産	0	株主資本	△7,540
投資その他の資産	426	資本金	50
		資本余剰金	318
		利益余剰金	△7,909
		その他利益余剰金	△7,909
		（うち当期純損失）	(2,097)
		純資産合計	△7,540
資産合計	612	負債・純資産合計	612

第 13 期 決 算 公 告

令和８年６月26日　福岡県京都郡苅田町鳥越町１番地43
上村紙工株式会社
代表取締役　森脇　裕夫

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	475,274	流動負債	215,822
固定資産	50,365	固定負債	19,789
		負債合計	235,611
		株主資本	290,028
		資本金	32,500
		資本剰余金	22,500
		資本準備金	22,500
		利益剰余金	235,028
		その他利益剰余金	235,028
		（うち当期純利益）	(58,188)
		純資産合計	290,028
資産合計	525,638	負債・純資産合計	525,638

第 20 期 決 算 公 告

令和８年６月23日

東京都港区港南一丁目９番１号

ＮＴＴ品川ＴＷＩＮＳアネックスビル２Ｆ

一般社団法人しんきん共同センター

理事長　房　　哲雄

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,492	流動負債	13,020
固定資産	20,147	固定負債	11,712
		負債合計	**24,732**
		基金	272
		一般正味財産	634
		正味財産合計	**906**
合計	**25,639**	**合計**	**25,639**

正味財産増減計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
経常収益	25,694
経常費用	25,677
当期経常増減額	17
税引前当期一般正味財産増減額	17
法人税、住民税及び事業税	28
法人税等調整額	△34
当期一般正味財産増減額	22
一般正味財産期首残高	612
一般正味財産期末残高	634
当期基金増減額	1
基金期首残高	271
基金期末残高	272
正味財産期末残高	906

第 10 期 決 算 公 告

令和８年７月21日

東京都中央区京橋一丁目15番１号

味の素みらい株式会社

代表取締役　齋藤由里子

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	69,823
	固定資産	544
	合計	**70,367**
負債及び純資産の部	流動負債	10,100
	株主資本	60,267
	資本金	20,000
	利益剰余金	40,267
	その他利益剰余金	40,267
	（うち当期純利益）	（10,435）
	合計	**70,367**

第64会計年度決算公告

令和８年７月21日　　愛知県刈谷市住吉町５丁目15番地

医療法人豊田会

理事長　豊田　鐵郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	10,276,548	流動負債	7,725,046
固定資産	18,253,739	賞与引当金	1,669,460
有形固定資産	15,855,911	その他	6,055,585
無形固定資産	1,280,997	固定負債	11,316,173
その他の資産	1,116,831	退職給付引当金	5,823,741
		役員退任慰労引当金	23,140
		その他	5,469,291
		負債合計	**19,041,219**
		出資金	14,500,000
		積立金	△5,010,931
		繰越利益積立金	△5,010,931
		純資産合計	**9,489,068**
資産合計	**28,530,287**	**負債・純資産合計**	**28,530,287**

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額
事業収益	37,555,511
本来業務	37,215,544
附帯業務	339,967
事業費用	39,035,147
本来業務	38,707,894
附帯業務	327,252
事業損失	1,479,635
事業外収益	170,813
事業外費用	88,997
経常損失	1,397,819
特別利益	1,123,358
特別損失	478,226
税引前当期純損失	752,688
法人税、住民税及び事業税	6,840
当期純損失	759,528

第 71 期決算公告　　令和８年６月29日

東京都中央区東日本橋２丁目16番４号

株式会社荒井製作所

代表取締役会長　叶　　大江

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	7,031,637
	固定資産	7,579,153
	合計	**14,610,790**
負債及び純資産の部	流動負債	3,561,662
	固定負債	1,623,471
	株主資本	7,546,241
	資本金	100,000
	資本剰余金	480,000
	利益剰余金	6,966,241
	利益準備金	100,000
	その他利益剰余金	6,866,241
	（うち当期純利益）	（306,292）
	評価・換算差額等	1,879,415
	合計	**14,610,790**

第 11 期 決 算 公 告

2026年７月21日　　東京都港区新橋六丁目９番８号

アルテリア・ネットワークス株式会社

代表取締役　阿部　達也

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	16,836	流動負債	19,812
固定資産	82,905	固定負債	51,335
		株主資本	28,533
		資本金	5,150
		資本剰余金	3,403
		資本準備金	131
		その他資本剰余金	3,272
		利益剰余金	19,979
		利益準備金	1,156
		その他利益剰余金	18,823
		評価・換算差額等	61
		繰延ヘッジ損益	61
資産合計	**99,742**	**負債・純資産合計**	**99,742**

㈱　金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨

（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	55,289
売上原価	42,361
売上総利益	12,927
販売費及び一般管理費	8,503
営業利益	4,424
営業外収益	2,392
営業外費用	1,014
経常利益	5,801
税引前当期純利益	5,801
法人税、住民税及び事業税	1,613
法人税等調整額	△281
当期純利益	4,470

㈱　金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

第 7 期 決 算 公 告

令和８年７月21日

東京都渋谷区渋谷一丁目７番３号

株式会社ＧＩＶＥＲＳ

代表取締役　久岡　卓司

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	120,518
	固定資産	1,871
	合計	**122,389**
負債及び純資産の部	流動負債	39,222
	株主資本	83,167
	資本金	3,000
	利益剰余金	80,167
	その他利益剰余金	80,167
	（うち当期純利益）	（26,580）
	合計	**122,389**

第 3 期 決 算 公 告

令和８年７月21日

東京都中央区八丁堀四丁目２番10号ＡＯＪ税理士法人内

ＮＴＴ　ＴＥＰＣＯデータセンター特定目的会社

取締役　鈴木　康雄

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	20,906,247	流動負債	120,048
建設仮勘定	16,581,456	固定負債	16,100,000
土地	4,324,791	社員資本	11,103,443
その他資産	6,417,243	特定資本金	100
流動資産	6,025,536	優先資本金	11,244,000
固定資産	390,184	剰余金	△140,656
繰延資産	1,522	当期未処理損失	140,656
資産合計	**27,323,491**	**負債・純資産合計**	**27,323,491**

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	—
営業費用	115,406
営業損失	115,406
営業外収益	5,598
経常損失	109,808
税引前当期純損失	109,808
法人税、住民税及び事業税	1,210
当期純損失	111,018

第 62 期 決 算 公 告

令和８年７月21日

新潟市東区材木町１番46号

新潟交友事業株式会社

代表取締役　今城　　哲

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	687,017
	固定資産	382,019
	合計	**1,069,036**
負債及び純資産の部	流動負債	181,602
	固定負債	39,094
	株主資本	848,340
	資本金	10,000
	利益剰余金	838,340
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	835,840
	（うち当期純利益）	（57,103）
	合計	**1,069,036**

第10期決算公告

2026年７月２日

静岡県富士宮市大鹿窪1255番地の１

青木共和コンクリート株式会社

代表取締役社長　北川　雅啓

貸借対照表の要旨（2026年４月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	217
	固定資産	11
	合計	228
負債及び純資産の部	流動負債	146
	株主資本	82
	資本金	10
	利益剰余金	72
	その他利益剰余金	72
	（うち当期純利益）	(5)
	合計	228

第６期決算公告

令和８年７月21日

東京都港区海岸一丁目５番20号

ＴＧオクトパスエナジー株式会社

代表取締役　中上　英尋

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,878	流動負債	13,134
固定資産	615	（うち賞与引当金）	(0)
有形固定資産	46	（うちポイント引当金）	(37)
投資その他の資産	568	固定負債	11,100
		株主資本	△13,741
		資本金	700
		資本剰余金	700
		資本準備金	700
		利益剰余金	△15,141
		その他利益剰余金	△15,141
資産合計	10,493	負債・純資産合計	10,493

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	36,154
売上原価	32,351
売上総利益	3,802
販売費及び一般管理費	9,219
営業損失	5,416
営業外収益	0
営業外費用	207
経常損失	5,623
特別利益	1
特別損失	19
税引前当期純損失	5,641
法人税、住民税及び事業税	4
当期純損失	5,646

第44期決算公告

令和８年７月21日

名古屋市中区栄二丁目２番31号

株式会社加納

代表取締役　加納　康昭

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	735,516
	固定資産	781,794
	合計	1,517,311
負債及び純資産の部	流動負債	921,080
	株主資本	596,230
	資本金	4,510
	資本剰余金	40,590
	資本準備金	40,590
	利益剰余金	553,905
	利益準備金	11,275
	その他利益剰余金	542,630
	（うち当期純利益）	(2,180)
	自己株式	△2,775
	合計	1,517,311

第79期決算公告

令和８年７月21日

名古屋市中区松原一丁目６番２号

トヨタカローラ名古屋株式会社

代表取締役　後藤　善和

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	27,015	流動負債	11,464
固定資産	12,059	賞与引当金	788
		役員賞与引当金	46
		固定負債	1,501
		役員退職慰労引当金	557
		株主資本	26,104
		資本金	50
		利益剰余金	26,054
		利益準備金	13
		その他利益剰余金	26,041
		評価・換算差額等	5
		その他有価証券評価差額金	5
資産合計	39,075	負債・純資産合計	39,075

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	68,874
売上原価	54,941
売上総利益	13,933
販売費及び一般管理費	10,410
営業利益	3,522
営業外収益	605
営業外費用	119
経常利益	4,008
特別損失	84
税引前当期純利益	3,924
法人税、住民税及び事業税	1,102
法人税等調整額	327
当期純利益	2,494

第５期決算公告

令和８年７月21日

名古屋市中区新栄二丁目１番４号

株式会社Ｔｈｒｅｅ　Ｋ

代表取締役　加納　康昭

貸借対照表の要旨

（令和７年10月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	114,083
	固定資産	283,232
	合計	397,315
負債及び純資産の部	流動負債	431,688
	株主資本	△34,373
	資本金	5,000
	利益剰余金	△39,373
	その他利益剰余金	△39,373
	（うち当期純損失）	(20,168)
	合計	397,315

第18期決算公告

令和８年７月21日

大阪府大阪市西区靭本町一丁目12番６号

株式会社アクティブゲーミングメディア

代表取締役　ビーニヤス・アメストイ・イバイ

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,831,804	流動負債	511,216
固定資産	423,268	固定負債	238,729
		負債合計	749,946
		株主資本	1,505,127
		資本金	10,000
		利益剰余金	1,495,127
		その他利益剰余金	1,495,127
		純資産合計	1,505,127
資産合計	2,255,073	負債・純資産合計	2,255,073

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	3,457,224
売上原価	2,305,574
売上総利益	1,151,650
販売費及び一般管理費	741,602
営業利益	410,048
営業外収益	27,698
営業外費用	7,999
経常利益	429,746
税引前当期純利益	429,746
法人税、住民税及び事業税	123,178
法人税等調整額	△ 7,495
当期純利益	314,063

第１期決算公告

2026年７月21日

大阪市中央区上汐二丁目２番17―201号

株式会社大礒トラスト

代表取締役　大礒　洋明

貸借対照表の要旨

（2025年８月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	23,123
	繰延資産	330
	合計	23,453
負債及び純資産の部	流動負債	628
	株主資本	22,825
	資本金	35,000
	利益剰余金	△ 12,174
	その他利益剰余金	△ 12,174
	（うち当期純損失）	(12,174)
	合計	23,453

第58期決算公告

令和８年７月３日

岡山県倉敷市南畝６丁目12番１号

株式会社メタルワン菱和

代表取締役社長　廣川日出夫

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	25,012,906	流動負債	23,688,032
固定資産	1,030,772	（うち賞与引当金）	(64,165)
繰延資産	0	固定負債	116,880
		（うち退職給付引当金）	(116,880)
		株主資本	2,238,765
		資本金	400,000
		利益剰余金	1,838,765
		利益準備金	100,000
		その他利益剰余金	1,738,765
資産合計	26,043,679	負債・純資産合計	26,043,679

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	46,821,516
売上原価	44,931,212
売上総利益	1,890,303
販売費及び一般管理費	1,056,605
営業利益	833,698
営業外収益	6,441
営業外費用	111,247
経常利益	728,892
税引前当期純利益	728,892
法人税、住民税及び事業税	224,410
法人税等調整額	△2,781
当期純利益	507,263

第 38 期 決 算 公 告

令和８年７月21日　京都市左京区大原井出町164番地
医療法人社団行陵会
理事長　児玉　博行

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,151,679	流動負債	1,973,360
固定資産	7,091,866	賞与引当金	337,880
有形固定資産	6,133,476	その他	1,635,480
無形固定資産	100,533	固定負債	2,774,601
その他の資産	857,857	役員退職慰労引当金	570,000
		退職給与引当金	13,700
		その他	2,190,901
		負債合計	**4,747,961**
		出資金	70,000
		積立金	6,425,584
		純資産合計	**6,495,584**
資産合計	**11,243,545**	**負債・純資産合計**	**11,243,545**

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
事業収益	8,663,610
事業費用	8,253,401
事業利益	410,209
事業外収益	109,020
事業外費用	37,366
経常利益	481,863
特別利益	39,896
特別損失	39,556
税引前当期純利益	482,203
法人税、住民税及び事業税	122,214
当期純利益	359,989

第 2 期 決 算 公 告

令和８年３月13日
東京都大田区西蒲田７－４－４
小山第二ビル６階
ＢｉＳｔｅｅｄ株式会社
代表取締役　對馬　啓太

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	5,238
	固定資産	515
	合計	**5,754**
負債及び純資産の部	流動負債	1,207
	株主資本	4,546
	資本金	500
	利益剰余金	4,046
	その他利益剰余金	4,046
	（うち当期純利益）	（2,168）
	合計	**5,754**

第 12 期 決 算 公 告

令和８年７月21日　山口県宇部市大字西岐波750番地
医療法人社団宇部中央病院
理事長　西崎　隆文

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,932	流動負債	3,092
固定資産	5,266	賞与引当金	208
有形固定資産	5,156	固定負債	2,525
無形固定資産	77	退職給付引当金	48
その他の資産	32	役員退職慰労引当金	10
		負債合計	**5,618**
		基金	3,000
		積立金	△1,420
		繰越利益積立金	△1,420
		純資産合計	**1,579**
資産合計	**7,198**	**負債・純資産合計**	**7,198**

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
事業収益	7,527
（うち本来業務）	（7,527）
事業費用	7,504
（うち本来業務）	（7,504）
事業利益	22
事業外損益	17
経常利益	40
特別損失	4
税引前当期純利益	35
法人税等調整額	△3
当期純利益	39

注）記載金額は百万円未満を切捨て表示しております。

第 31 期決算公告

令和８年７月21日
兵庫県洲本市塩屋１丁目１番８号
株式会社淡路島第一次産業振興公社
代表取締役社長　吉平　敏孝

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	85,295
	固定資産	40,042
	資産合計	**125,338**
負債及び純資産の部	流動負債	17,905
	固定負債	27,500
	負債合計	**45,405**
	株主資本	79,932
	資本金	100,000
	利益剰余金	△10,067
	（その他利益剰余金）	（△10,067）
	（うち当期純損失）	（13,852）
	自己株式	△10,000
	純資産合計	**79,932**
	負債・純資産合計	**125,338**

第 11 期 決 算 公 告

令和８年７月21日
埼玉県越谷市大沢二丁目７番12号
株式会社コーユー商事
代表取締役　小林　孝裕

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	278,605
	固定資産	1,060,583
	資産合計	**1,339,188**
負債及び純資産の部	流動負債	36,395
	固定負債	1,135,293
	株主資本	167,500
	資本金	1,000
	利益剰余金	166,500
	その他利益剰余金	166,500
	（うち当期純利益）	（38,887）
	負債・純資産合計	**1,339,188**

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年八月三十一日を効力発生日とする株式会社ナカノヤ及び株式会社浦和ナカノヤとの株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月二十一日
埼玉県越谷市大沢二丁目七番一二号
株式会社コーユー商事
代表取締役　小林　孝裕

第 4 期 決 算 公 告

令和８年７月21日
神戸市中央区磯辺通二丁目２番25号
ウォールデコ株式会社
代表取締役　久岡　卓司

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	17,411
	固定資産	14,869
	合計	**32,281**
負債及び純資産の部	流動負債	22,348
	固定負債	700
	株主資本	9,233
	資本金	20,000
	利益剰余金	△10,766
	その他利益剰余金	△10,766
	（うち当期純損失）	（10,688）
	合計	**32,281**

第 15 期決算公告

令和８年７月21日
神奈川県横浜市港北区新横浜３－２－３
エピックタワー新横浜19Ｆ
エフィラグループ株式会社
代表取締役　畠山大志郎

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,890,421
	固定資産	1,656,703
	繰延資産	77,439
	資産合計	**3,624,563**
負債及び純資産の部	流動負債	362,047
	固定負債	2,629,991
	株主資本	632,524
	資本金	10,000
	利益剰余金	622,524
	その他利益剰余金	622,524
	（うち当期純利益）	（251,532）
	負債・純資産合計	**3,624,563**

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年三月十五日を効力発生日とするエフィラワークス株式会社との株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年七月二十一日
神奈川県横浜市港北区新横浜三―二―
三エピックタワー新横浜一九Ｆ
エフィラグループ株式会社
代表取締役　畠山大志郎

第 37 期 決 算 公 告

令和８年７月21日
岡山市南区築港元町13番２号
株式会社クリーンエース
代表取締役　佐々木　篤

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	12,311
	固定資産	3,894
	合計	**16,205**
負債及び純資産の部	流動負債	15,706
	固定負債	0
	株主資本	499
	資本金	10,000
	利益剰余金	△9,500
	その他利益剰余金	△9,500
	（うち当期純利益）	（5,258）
	合計	**16,205**

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三百七十五万三十一円、資本準備金の額を七千百五万七千八百九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月二十一日

石川県金沢市京町三番八号

株式会社スパインクロニクルジャパン

代表取締役　米澤　則隆

第３期決算公告

令和８年７月21日

石川県金沢市京町３番８号

株式会社スパインクロニクルジャパン

代表取締役　米澤　則隆

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	40,312
	固定資産	11,590
	合計	51,902
負債及び純資産の部	流動負債	4,210
	株主資本	47,692
	資本金	113,750
	資本剰余金	108,750
	資本準備金	108,750
	利益剰余金	△174,807
	その他利益剰余金	△174,807
	（うち当期純損失）	(102,489)
	合計	51,902

第19期決算公告

令和８年７月21日

徳島市山城西四丁目２番地

ＡＣサポート株式会社

代表取締役　原　禎昭

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	50,655
	合計	50,655
負債及び純資産の部	流動負債	206
	株主資本	50,449
	資本金	50,000
	利益剰余金	449
	利益準備金	293
	その他利益剰余金	156
	（うち当期純損失）	(353)
	合計	50,655

第５期決算公告

令和８年７月21日

徳島市山城西四丁目２番地

アクサスリテール株式会社

代表取締役　久岡　卓司

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	18,158
	合計	18,158
負債及び純資産の部	株主資本	18,158
	資本金	2,000
	利益剰余金	16,158
	その他利益剰余金	16,158
	（うち当期純損失）	(971)
	合計	18,158

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し三千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年八月二十二日であり、株主総会の決議は、令和八年六月二十七日に終了しております。

なお、減少する資本金の全部を資本準備金といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月二十一日

愛知県豊橋市若松町字若松九五〇―一

株式会社ムツミ物流

代表取締役　野澤　雄司

第37期決算公告

令和８年７月21日

愛知県豊橋市若松町字若松字若松950―１

株式会社ムツミ物流

代表取締役　野澤　雄司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	209,147
	固定資産	795,589
	繰延資産	104
	合計	1,004,841
負債及び純資産の部	流動負債	97,147
	固定負債	584,335
	株主資本	323,358
	資本金	35,000
	資本剰余金	1,412
	利益剰余金	286,946
	利益準備金	6,175
	その他利益剰余金	280,771
	（うち当期純利益）	(4,802)
	合計	1,004,841

第25期決算公告

令和８年６月25日

東京都新宿区改代町26番１三田村ビル203

特定非営利活動法人Reach Alternatives

理事長　瀬谷ルミ子

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	254,248
	固定資産	1,863
	合計	256,112
負債及び正味財産の部	流動負債	179,921
	固定負債	5,050
	負債合計	184,972
	前期繰越正味財産	91,874
	当期正味財産増減額	△20,734
	正味財産合計	71,140
	合計	256,112

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産及び資金管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）

掲載の日付　令和八年五月二十七日

掲載頁　一〇七頁（号外第一一七号）

（乙）

令和八年七月二十一日

名古屋市北区志賀町二丁目三八番地

代表取締役　鈴木　憲一

（甲）

名古屋市北区志賀町二丁目三八番地

スズキ産業株式会社

代表取締役　鈴木　憲一

（乙）

名古屋市北区志賀町二丁目三八番地

エフシーテック株式会社

代表取締役　鈴木　憲一

第54期決算公告

令和８年７月21日

名古屋市北区志賀町二丁目38番地

エフシーテック株式会社

代表取締役　鈴木　憲一

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,000,660
	固定資産	1,354,441
	合計	2,355,101
負債及び純資産の部	流動負債	918,238
	固定負債	784,729
	株主資本	652,134
	資本金	20,000
	利益剰余金	632,134
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	627,134
	（うち当期純利益）	(55,903)
	合計	2,355,101

第55期決算公告

2026年６月30日

北海道伊達市梅本町４番地65

道建コンサルタント株式会社

代表取締役　菊谷　義統

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	209,900
	固定資産	112,552
	合計	322,453
負債及び純資産の部	流動負債	61,580
	（賞与引当金）	(11,642)
	固定負債	6,349
	（退職給与引当金）	(5,280)
	株主資本	254,523
	資本金	12,000
	利益剰余金	242,523
	その他利益剰余金	242,523
	（うち当期純利益）	(28,178)
	合計	322,453

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和八年六月二十八日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月二十一日

（甲）

大阪市中央区平野町四丁目八番五号

舟コンサルティング株式会社

代表取締役　西田　亘

（乙）

大阪市中央区平野町四丁目八番五号

合同会社Ｌ．Ｉ．Ｂ

代表社員　西田　亘

第７期決算公告

令和８年７月21日

大阪市中央区平野町四丁目８番５号

舟コンサルティング株式会社

代表取締役　西田　亘

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	39,357
	固定資産	43,067
	資産合計	82,424
負債及び純資産の部	流動負債	5,549
	固定負債	16,041
	負債合計	21,589
	株主資本	60,835
	資本金	10,000
	利益剰余金	50,835
	その他利益剰余金	50,835
	（うち当期純利益）	(9,598)
	純資産合計	60,835
	負債・純資産合計	82,424

第27期決算公告　令和８年７月21日

神戸市西区井吹台東町七丁目４番地の４
ハイウィン株式会社
代表取締役　林　　育志

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,542,659
	固定資産	5,888,963
	合計	8,431,622
負債及び純資産の部	流動負債	2,421,702
	（うち賞与引当金）	(12,639)
	固定負債	5,973,042
	株主資本	36,877
	資本金	349,000
	資本剰余金	441,000
	資本準備金	441,000
	利益剰余金	△ 753,122
	その他利益剰余金	△ 753,122
	（うち当期純損失）	(753,006)
	合計	8,431,622

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億五千万円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月二十一日
神戸市西区井吹台東町七丁目四番地の四
ハイウィン株式会社
代表取締役　林　　育志

第28期決算公告　令和８年６月30日

北海道網走郡大空町東藻琴173番地の２
王子与志本製材株式会社
代表取締役　塩見　幸義

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	47,238
	固定資産	293,803
	合計	341,042
負債及び純資産の部	流動負債	223,780
	（賞与引当金）	(31,168)
	固定負債	27,265
	株主資本	89,996
	資本金	40,000
	資本剰余金	15,000
	利益剰余金	34,996
	利益準備金	2,469
	その他利益剰余金	32,526
	（うち当期純損失）	(15,952)
	合計	341,042

第12期決算公告

令和８年７月21日
福島県南相馬市原町区旭町一丁目１番地
ソーラーパワー南相馬・原町株式会社
代表取締役　坂井　洋一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,854	流動負債	633
固定資産	6,618	固定負債	5,444
有形固定資産	6,119	負債合計	6,078
投資その他の資産	498	株主資本	2,085
		資本金	781
		資本剰余金	781
		資本準備金	781
		利益剰余金	521
		その他利益剰余金	521
		評価・換算差額等	308
		繰延ヘッジ損益	308
		純資産合計	2,394
資産合計	8,472	負債・純資産合計	8,472

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	1,619
売上原価	898
売上総利益	721
販売費及び一般管理費	123
営業利益	597
営業外収益	3
営業外費用	87
経常利益	513
税引前当期純利益	513
法人税、住民税及び事業税	166
法人税等調整額	△22
当期純利益	368

第53期決算公告　令和８年７月21日

札幌市東区北７条東２丁目１番１号
北ガスサービス株式会社
代表取締役社長　八木　　渉

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,429,418
	固定資産	235,534
	合計	3,664,952
負債及び純資産の部	流動負債	873,330
	固定負債	403,532
	株主資本	2,388,090
	資本金	46,000
	利益剰余金	2,342,090
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	2,334,590
	（うち当期純利益）	(318,946)
	合計	3,664,952

第12期決算公告

令和８年７月21日
福島県南相馬市原町区旭町一丁目１番地
ソーラーパワー南相馬・鹿島株式会社
代表取締役　坂井　洋一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,405	流動負債	1,171
固定資産	11,977	固定負債	10,259
有形固定資産	10,979	株主資本	3,447
投資その他の資産	997	資本金	1,422
		資本剰余金	1,422
		資本準備金	1,422
		利益剰余金	602
		その他利益剰余金	602
		評価・換算差額等	504
		繰延ヘッジ損益	504
資産合計	15,382	負債・純資産合計	15,382

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	2,958
売上原価	1,761
売上総利益	1,196
販売費及び一般管理費	188
営業利益	1,007
営業外収益	6
営業外費用	159
経常利益	854
税引前当期純利益	854
法人税、住民税及び事業税	274
法人税等調整額	△22
当期純利益	602

第73期決算公告　令和８年７月21日

群馬県藤岡市上大塚1376番地１
南毛運送株式会社
代表取締役　松本　茂昌

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	324,269
	固定資産	833,977
	合計	1,158,246
負債及び純資産の部	流動負債	380,617
	固定負債	488,045
	株主資本	289,584
	資本金	10,000
	利益剰余金	279,584
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	277,584
	（うち当期純利益）	(39,444)
	合計	1,158,246

第56期決算公告

令和８年６月16日
群馬県太田市東新町818番地
ＪＡ全農くみあい飼料株式会社
代表取締役社長　遠藤　充史

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	65,170	流動負債	56,886
固定資産	42,851	固定負債	22,037
有形固定資産	40,693	負債合計	78,924
無形固定資産	324	株主資本	29,097
投資その他の資産	1,833	資本金	11,592
		資本剰余金	39
		資本準備金	39
		利益剰余金	17,465
		利益準備金	866
		その他利益剰余金	16,598
		純資産合計	29,097
資産合計	108,021	負債・純資産合計	108,021

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	309,797
売上原価	283,620
売上総利益	26,177
販売費及び一般管理費	23,947
営業利益	2,229
営業外収益	498
営業外費用	372
経常利益	2,355
特別利益	52
特別損失	1,131
税引前当期純利益	1,277
法人税、住民税及び事業税	640
法人税等調整額	△110
当期純利益	747

第36期決算公告

2026年７月21日
福岡市博多区博多駅南２丁目１番９号
ＪＲ九州セコム株式会社
代表取締役社長　中嶋　敬介

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,534,308
	固定資産	253,606
	資産合計	1,787,915
負債及び純資産の部	流動負債	213,027
	固定負債	481,428
	株主資本	1,093,460
	資本金	100,000
	利益剰余金	993,460
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	968,460
	（うち当期純利益）	(25,791)
	負債・純資産合計	1,787,915

第９期決算公告

令和８年７月17日
福岡市西区小戸三丁目54番50号
ネットイーグルホールディングス株式会社
代表取締役　祖父江久好

貸借対照表の要旨
（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	37,156
	固定資産	681,600
	投資その他の資産	681,600
	繰延資産	377
	資産合計	**719,133**
負純資債及産のび部	流動負債	71
	株主資本	719,062
	資本金	10,000
	利益剰余金	709,062
	その他利益剰余金	709,062
	（うち当期純利益）	（24,011）
	負債・純資産合計	**719,133**

第35期決算公告

令和８年７月21日　東京都港区三田二丁目10番４号
株式会社テイパーズ
代表取締役社長　森　高幸

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	21,771	流動負債	20,581
固定資産	3,091	賞与引当金	70
		固定負債	1,749
		退職給付引当金	298
		株主資本	2,532
		資本金	100
		資本剰余金	528
		資本準備金	214
		その他資本剰余金	314
		利益剰余金	1,904
		利益準備金	0
		その他利益剰余金	1,903
資産合計	**24,862**	**負債・純資産合計**	**24,862**

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	13,688
売上原価	7,494
売上総利益	6,194
販売費及び一般管理費	4,307
営業利益	1,887
営業外収益	44
営業外費用	62
経常利益	1,869
特別利益	1
特別損失	122
税引前当期純利益	1,748
法人税、住民税及び事業税	509
法人税等調整額	△48
当期純利益	1,287

第35期決算公告

令和８年６月24日
福岡市中央区大名２丁目４番22号
西日本ビル株式会社
代表取締役社長　中園　幸滋

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	963,922
	固定資産	6,020,142
	資産合計	**6,984,064**
負純資債及産のび部	流動負債	383,013
	固定負債	3,745,005
	株主資本	2,693,599
	資本金	100,000
	資本剰余金	276,663
	利益剰余金	2,316,936
	その他利益剰余金	2,316,936
	（うち当期純利益）	（165,647）
	評価・換算差額等	162,446
	負債・純資産合計	**6,984,064**

第１期決算公告

令和８年７月21日
東京都千代田区大手町二丁目３番２号
日本蛍石株式会社
代表取締役　平井　達

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	32	流動負債	55
固定資産	1,056	**負債合計**	**55**
		株主資本	1,033
		資本金	545
		資本剰余金	545
		資本準備金	545
		利益剰余金	△58
		その他利益剰余金	△58
		純資産合計	**1,033**
資産合計	**1,088**	**負債・純資産合計**	**1,088**

損益計算書の要旨
（自　令和７年７月８日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
販売費及び一般管理費	57
営業損失	57
経常損失	57
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	57

第61期決算公告

令和８年６月30日
長崎市出島町１番20号
株式会社長崎県農協直販
代表取締役社長　白水　守

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	431,301
	固定資産	22,566
	合計	**453,867**
負純資債及産のび部	流動負債	187,708
	固定負債	35,115
	株主資本	231,044
	資本金	15,000
	利益剰余金	216,044
	利益準備金	3,750
	その他利益剰余金	212,294
	（うち当期純利益）	（20,134）
	合計	**453,867**

第18期決算公告

令和８年６月22日　東京都港区海岸一丁目７番１号
株式会社ＩＤＣフロンティア
代表取締役　鈴木　勝久

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	30,016	流動負債	33,709
固定資産	15,690	（うち賞与引当金）	（504）
		固定負債	2,775
		負債合計	**36,484**
		株主資本	9,222
		資本金	100
		資本剰余金	2,292
		資本準備金	1,400
		その他資本剰余金	892
		利益剰余金	6,829
		その他利益剰余金	6,829
		純資産合計	**9,222**
資産合計	**45,706**	**負債・純資産合計**	**45,706**

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	30,577
売上原価	22,340
売上総利益	8,237
販売費及び一般管理費	3,604
営業利益	4,632
営業外損益	44
経常利益	4,677
特別損益	△140
税引前当期純利益	4,536
法人税、住民税及び事業税	1,379
法人税等調整額	47
当期純利益	3,109

第48期決算公告

令和８年７月21日
大分県大分市大字鶴崎字寺畑2200番地３
大分ゼネラルサービス株式会社
代表取締役　高峯　寛

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	550,098
	固定資産	139,496
	資産合計	**689,595**
負純資債及産のび部	流動負債	269,646
	固定負債	13,524
	株主資本	406,424
	資本金	99,500
	資本剰余金	79,500
	資本準備金	79,500
	利益剰余金	227,424
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	222,424
	（うち当期純利益）	（38,132）
	負債・純資産合計	**689,595**

決算公告

令和８年６月25日
東京都千代田区丸の内二丁目５番２号
三菱商事フィナンシャルサービス株式会社
代表取締役社長　西原　直

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	424,488	流動負債	421,053
固定資産	9,446	うち賞与引当金	390
		固定負債	8,894
		うち退職給付引当金	175
		負債合計	**429,947**
		株主資本	3,986
		資本金	2,680
		利益剰余金	1,306
		利益準備金	670
		その他利益剰余金	636
		純資産合計	**3,986**
資産合計	**433,934**	**負債・純資産合計**	**433,934**

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	7,868
売上原価	2,264
売上総利益	5,604
販売費及び一般管理費	4,709
営業利益	895
営業外収益	0
営業外費用	9
経常利益	887
税引前当期純利益	887
法人税、住民税及び事業税	282
法人税等調整額	△31
当期純利益	636

第７期決算公告

令和８年６月25日

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号

ディーアールアイ・ジーピー株式会社

代表取締役　手塚　万峰

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,087,740	流動負債	109,624
固定資産	11,756,756	**負債合計**	**109,624**
		株主資本	12,734,871
		資本金	6,372,081
		資本剰余金	6,372,081
		資本準備金	6,372,081
		利益剰余金	△9,291
		その他利益剰余金	△9,291
		純資産合計	**12,734,871**
資産合計	12,844,496	**負債・純資産合計**	12,844,496

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	5,463,465
売上総利益	5,463,465
販売費及び一般管理費	40,531
営業利益	5,422,934
営業外収益	135,653
経常利益	5,558,588
税引前当期純利益	5,558,588
法人税、住民税及び事業税	121,768
法人税等調整額	△8,352
当期純利益	5,445,172

第44期決算公告

令和８年６月26日

大分県大分市青崎一丁目５番24号

アオイ工業株式会社

代表取締役社長　屋宜　　剛

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	179,780
	固定資産	19,530
	合計	**199,310**
負債及び純資産の部	流動負債	100,249
	固定負債	31,687
	株主資本	67,373
	資本金	10,000
	利益剰余金	57,373
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	54,873
	（うち当期純利益）	（8,807）
	合計	**199,310**

令和７年度決算公告

令和８年７月21日　　東京都新宿区横寺町55

公益財団法人日本英語検定協会

代表理事　吉田　研作

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び正味財産の部	
流動資産	3,419,164	流動負債	6,565,863
固定資産	11,472,854	固定負債	3,759,544
基本財産	1,981,248	**負債合計**	**10,325,408**
特定資産	2,295,000	指定正味財産	1,500
その他固定資産	7,196,606	基本財産充当額	1,500
		一般正味財産	4,565,111
		基本財産充当額	1,979,748
		特定資産充当額	1,965,000
		正味財産合計	**4,566,611**
合計	14,892,019	**合計**	14,892,019

正味財産増減計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
経常収益	21,270,447
経常費用	21,417,918
うち事業費	21,295,644
うち管理費	122,274
評価損益等	2,734
経常外収益	0
経常外費用	0
法人税、住民税及び事業税	5,595
法人税等調整額	1,258
当期一般正味財産増減額	△151,591
当期指定正味財産増減額	0

第１期決算公告

令和８年７月21日

北海道苫小牧市字勇払145－１

一般社団法人北海道自動車産業グリーンエネルギー普及協会

代表理事　吉田　雄二

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	15,091
	固定資産	0
	合計	**15,091**
負債及び純資産の部	流動負債	7,551
	固定負債	0
	基金	15,000
	利益剰余金	△7,461
	その他利益剰余金	△7,461
	合計	**15,091**

（注）　当期純損失　7,461千円

第69期決算公告

令和８年７月21日

千葉県長生郡白子町中里1914番地１

株式会社昭和製作所

代表取締役　山田　秀之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	416,237,271
	固定資産	102,983,218
	資産合計	**519,220,489**
負債及び純資産の部	流動負債	106,507,849
	固定負債	14,964,000
	株主資本	397,748,640
	資本金	21,937,500
	利益剰余金	375,811,140
	利益準備金	10,438,750
	その他利益剰余金	365,372,390
	（うち当期純利益）	（108,698,858）
	負債・純資産合計	**519,220,489**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)左記のとおりです。

(乙)計算書類の公告義務はありません。

令和八年七月二十一日

千葉県長生郡白子町中里一九一四番地一

(甲)株式会社昭和製作所

代表取締役　山田　秀之

千葉県長生郡白子町中里一九一四番地一

(乙)有限会社白子加工

取締役　山田　秀之

第２期決算公告

令和８年６月29日

東京都港区芝五丁目７番１号

一般社団法人適応ファイナンスコンソーシアム

代表理事　野口　聡一

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	9
	固定資産	0
	合計	**9**
負債及び正味財産の部	流動負債	1
	負債合計	**1**
	一般正味財産	8
	正味財産合計	**8**
	合計	**9**

第１期決算公告

令和８年７月21日

東京都港区新橋五丁目12番11―709号

睿東商業株式会社

代表取締役　張　　軍

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	5,160,800
	繰延資産	816,550
	資産合計	**5,977,350**
負債及び純資産の部	流動負債	1,710,732
	株主資本	4,266,618
	資本金	5,100,000
	利益剰余金	△833,382
	その他利益剰余金	△833,382
	（うち当期純損失）	（833,382）
	負債・純資産合計	**5,977,350**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百六十万円減少し五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月二十一日

東京都港区新橋五丁目一二番一一―七〇九号

睿東商業株式会社

代表取締役　張　　軍

第５期決算公告

令和８年７月21日

群馬県高崎市八幡原町722番地５

ＪＡ高崎ハムファクトリー株式会社

代表取締役　山田　達哉

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	194,409
	固定資産	11,016
	合計	**205,426**
負債及び純資産の部	流動負債	76,958
	賞与引当金	19,634
	固定負債	17,176
	退職給付引当金	14,576
	役員退職慰労引当金	2,600
	株主資本	111,290
	資本金	10,000
	利益剰余金	101,290
	その他利益剰余金	101,290
	（うち当期純利益）	（19,647）
	合計	**205,426**

第６期決算公告

令和８年７月21日
東京都中央区銀座８―13―１
スタロジリース株式会社
代表取締役　伊藤　靖

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	42,938
	固定資産	92
	資産合計	**43,030**
負債及び純資産の部	流動負債	31,651
	負債合計	**31,651**
	株主資本	11,379
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	利益剰余金	1,379
	その他利益剰余金	1,379
	（うち当期純利益）	(2,538)
	純資産合計	**11,379**
	負債・純資産合計	**43,030**

第26期決算公告

令和８年７月21日
東京都品川区西五反田八丁目３番16号８Ｆ
株式会社アベリオシステムズ
代表取締役　蒲池　邦泰

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	528,026
	固定資産	43,617
	資産合計	**571,644**
負債及び純資産の部	流動負債	64,318
	株主資本	507,325
	資本金	30,000
	利益剰余金	500,497
	利益準備金	300
	その他利益剰余金	500,197
	（うち当期純利益）	(31,337)
	自己株式	△23,171
	負債・純資産合計	**571,644**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月二十一日
東京都品川区西五反田八丁目三番一六号八Ｆ
（甲）株式会社アベリオシステムズ
代表取締役　蒲池　邦泰
東京都板橋区赤塚五丁目一二番五号
（乙）株式会社アベリオエスピーシー
代表取締役　長谷川竜平

第81期決算公告

令和８年７月21日
名古屋市天白区高島一丁目117番地１
株式会社ビーエスエーサクライ
代表取締役　櫻井　眞吉

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,013,980
	固定資産	1,432,190
	資産合計	**3,446,170**
負債及び純資産の部	流動負債	418,652
	（賞与引当金）	(3,832)
	固定負債	23,400
	（退職給付引当金）	(5,200)
	株主資本	3,004,118
	資本金	10,000
	利益剰余金	2,994,118
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	2,991,618
	（うち当期純利益）	(295,577)
	負債・純資産合計	**3,446,170**

第８期決算公告

令和８年７月21日
三重県伊賀市服部町280番地
きづきの管財株式会社
代表取締役　中野　太裕

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	235
	固定資産	2,980
	繰延資産	39
	合計	**3,255**
負債及び純資産の部	流動負債	387
	固定負債	2,081
	株主資本	786
	資本金	10
	利益剰余金	776
	その他利益剰余金	776
	（うち当期純利益）	(66)
	合計	**3,255**

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するしらす管財株式会社（大阪市中央区伏見町三丁目一番一―二八〇七号）に対して当社の不動産管理事業に関する権利義務の一部を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月二十一日
三重県伊賀市服部町二八〇番地
きづきの管財株式会社
代表取締役　中野　太裕

第１期決算公告

令和８年７月21日
東京都千代田区丸の内三丁目３番１号
新東京ビル８Ｆ
一般社団法人
日本国際創薬エコシステム協会
代表理事　永山　治

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	60,000
	固定資産	125
	有形固定資産	125
	合計	**60,125**
負債及び純資産の部	流動負債	68,302
	（その他流動負債）	(68,302)
	負債合計	**68,302**
	一般正味財産	△8,177
	正味財産合計	**△8,177**
	合計	**60,125**

第73期決算公告

令和８年７月21日
福岡市博多区比恵町14番２―1002号
株式会社日高合金
代表取締役　日髙　義昭

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,352
	固定資産	12
	合計	**1,364**
負債及び純資産の部	流動負債	890
	固定負債	0
	退職給付引当金	0
	株主資本	473
	資本金	20
	利益剰余金	453
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	448
	（うち当期純利益）	(600)
	合計	**1,364**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年七月二十一日
福岡市博多区比恵町一四番二―一〇〇二号
（甲）株式会社日髙合金
代表取締役　日髙　義昭
福岡市博多区比恵町一四番二―一〇〇二号
（乙）有限会社日高ビル
代表取締役　日髙　義昭

第７期決算公告

令和８年７月21日
島根県松江市魚町10番地
一般財団法人ごうぎん財団
代表理事　井上　亮

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	693
	固定資産	1,392
	合計	**2,086**
負債純資産及び部	株主資本	1,745
	評価・換算差額等	340
	合計	**2,086**

第32期・第32期（通算加入後期間）決算公告

令和８年７月21日
静岡県裾野市今里490番１
株式会社あいおいニッセイ同和自動車研究所
代表取締役社長　加川　克仁

第32期決算公告

貸借対照表の要旨（令和７年４月17日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	287,257
	固定資産	41,261
	合計	**328,518**
負債及び純資産の部	流動負債	57,250
	株主資本	271,268
	資本金	59,725
	資本剰余金	49,725
	資本準備金	49,725
	利益剰余金	161,818
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	159,318
	（うち当期純損失）	(11,295)
	合計	**328,518**

第32期（通算加入後期間）決算公告

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	845,002
	固定資産	60,980
	合計	**905,982**
負債及び純資産の部	流動負債	83,672
	株主資本	822,310
	資本金	10,000
	資本剰余金	694,450
	その他資本剰余金	694,450
	利益剰余金	117,860
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	115,360
	（うち当期純損失）	(43,959)
	合計	**905,982**

第 23 期 決 算 公 告

2026年７月21日

東京都中央区八重洲一丁目４番16号

霞が関７号館PFI株式会社

代表取締役　大柄　光司

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	729,161	流動負債	265,982
固定資産	3,078,999	固定負債	2,378,023
		負債合計	**2,644,006**
		株主資本	1,164,154
		資本金	500,000
		利益剰余金	664,154
		利益準備金	125,000
		その他利益剰余金	539,154
		純資産合計	**1,164,154**
資産合計	**3,808,160**	**負債・純資産合計**	**3,808,160**

損益計算書の要旨

（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	1,059,752
売上原価	916,641
売上総利益	143,111
販売費及び一般管理費	36,425
営業利益	106,686
営業外収益	1,263
営業外費用	41,546
経常利益	66,404
税引前当期純利益	66,404
法人税、住民税及び事業税	15,515
法人税等調整額	5,218
当期純利益	45,670

第 64 期 決 算 公 告

令和８年６月23日

埼玉県八潮市大字新町29番地

タマ化学工業株式会社

代表取締役社長　鈴木　正暢

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,829
	固定資産	2,143
	資産合計	**4,972**
負債及び純資産の部	流動負債	2,322
	（うち賞与引当金）	(58)
	固定負債	691
	（うち退職給付引当金）	(133)
	負債合計	**3,013**
	株主資本	1,914
	資本金	126
	資本剰余金	299
	資本準備金	299
	その他資本剰余金	0
	利益剰余金	1,560
	利益準備金	29
	その他利益剰余金	1,531
	（うち当期純利益）	(28)
	自己株式	△72
	評価・換算差額等	45
	その他有価証券評価差額金	45
	純資産合計	**1,959**
	負債・純資産合計	**4,972**

第 11 期 決 算 公 告

令和８年６月29日

神奈川県横浜市西区みなとみらい２丁目３番１号

横浜川崎国際港湾株式会社

代表取締役社長　中井　拓志

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,981	流動負債	2,526
固定資産	27,027	賞与引当金	29
有形固定資産	25,167	固定負債	26,389
無形固定資産	0	退職給付引当金	1
投資その他の資産	1,859	役員退職慰労引当金	4
		株主資本	5,091
		資本金	1,010
		資本剰余金	990
		資本準備金	990
		利益剰余金	3,091
		その他利益剰余金	3,091
資産合計	**34,008**	**負債・純資産合計**	**34,008**

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	7,584
売上原価	6,800
売上総利益	783
販売費及び一般管理費	470
営業利益	313
営業外収益	105
営業外費用	126
経常利益	291
特別利益	21
特別損失	24
税引前当期純利益	289
法人税、住民税及び事業税	47
法人税等調整額	41
当期純利益	199

第 41 期 決 算 公 告

令和８年７月21日

神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目１番１号

株式会社富士通パーソナルズ

代表取締役　大坪　信二

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	35,439	流動負債	31,665
固定資産	881	固定負債	11
		負債合計	**31,677**
		株主資本	4,644
		資本金	100
		資本剰余金	840
		その他資本剰余金	840
		利益剰余金	3,704
		利益準備金	262
		その他利益剰余金	3,441
		純資産合計	**4,644**
資産合計	**36,321**	**負債・純資産合計**	**36,321**

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	137,351
売上原価	132,888
売上総利益	4,462
販売費及び一般管理費	4,313
営業利益	149
営業外収益	51
営業外費用	86
経常利益	115
特別利益	699
税引前当期純利益	814
法人税、住民税及び事業税	544
法人税等調整額	△238
当期純利益	509

第 41 期 決 算 公 告

2026年６月22日

東京都中央区東日本橋３丁目７番19号

岩佐機械工業株式会社

代表取締役社長　太田　滋俊

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	509,545
	固定資産	48,455
	合計	**558,000**
負債及び純資産の部	流動負債	120,997
	賞与引当金	6,125
	製品保証引当金	450
	その他	114,422
	固定負債	291,377
	退職給付引当金	19,722
	役員退職慰労引当金	1,654
	その他	270,000
	株主資本	145,626
	資本金	40,000
	利益剰余金	105,626
	利益準備金	5,950
	その他利益剰余金	99,676
	（うち当期純利益）	(33,073)
	合計	**558,000**

第 52 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　神戸市中央区栄町通７丁目１番４号

株式会社平安

代表取締役　兼松　宏光

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	9,971	流動負債	1,984
固定資産	19,993	賞与引当金	70
		固定負債	21,019
		退職給付引当金	300
		役員退職慰労引当金	76
		雑収入復活引当金	36
		株主資本	6,958
		資本金	50
		資本剰余金	4,387
		利益剰余金	2,520
		利益準備金	0
		その他利益剰余金	2,519
		評価・換算差額等	2
資産合計	**29,965**	**負債・純資産合計**	**29,965**

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	3,126
営業費用	476
売上総利益	2,650
販売費及び一般管理費	2,631
営業利益	18
営業外損益	262
経常利益	280
特別損益	△91
税引前当期純利益	188
法人税、住民税及び事業税	1
法人税等調整額	65
当期純利益	122

第27期決算公告

令和８年６月30日

東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番５号

伊藤忠丸紅特殊鋼株式会社

代表取締役　森川　和俊

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	11,181
	固定資産	2,508
	資産合計	**13,689**
負債及び純資産の部	流動負債	10,539
	賞与引当金	101
	その他	10,438
	固定負債	247
	退職給付引当金	127
	その他	120
	負債合計	**10,786**
	株主資本	2,878
	資本金	400
	利益剰余金	2,478
	利益準備金	100
	その他利益剰余金	2,378
	（うち当期純利益）	（245）
	評価・換算差額等	25
	その他有価証券評価差額金	25
	純資産合計	**2,903**
	負債・純資産合計	**13,689**

第75期決算公告

令和８年７月21日

兵庫県明石市藤江1315番地

医療法人財団光明会

理事長　西村　宏一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
科目		金額	科目	金額
流動資産		2,868,677	流動負債	685,054
固定資産		4,813,824	賞与引当金	133,746
有形固定資産		4,486,134	固定負債	4,978,817
無形固定資産		4,141	退職給付引当金	167,622
投資その他の資産		323,548	**負債合計**	**5,663,871**
			積立金	2,018,629
			設立等積立金	4,762
			繰越利益積立金	2,013,867
			純資産合計	**2,018,629**
資産合計		**7,682,501**	**負債・純資産合計**	**7,682,501**

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額
事業収益	4,187,763
うち本来業務	4,187,763
事業費用	3,969,302
うち本来業務	3,969,302
事業利益	218,461
事業外収益	15,050
事業外費用	57,835
経常利益	175,676
特別利益	1,447
税引前当期純利益	177,124
法人税、住民税及び事業税	31,870
法人税等調整額	8,030
当期純利益	137,223

第45期決算公告

令和８年７月21日

大阪市中央区久太郎町三丁目４番12号

株式会社セルフ・トータルサービス

代表取締役　大西　裕

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	2,414
	固定資産	212,605
	合計	215,020
負純資産及び部	流動負債	17,249
	固定負債	21,549
	株主資本	176,221
	資本金	10,000
	利益剰余金	166,221
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	163,721
	（うち当期純利益）	（5,673）
	合計	215,020

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十一月十八日（号外第二五三号）

左記のとおり掲載頁　六十頁です。

大阪市中央区久太郎町四丁目二番一〇号

令和八年七月二十一日

（甲）代表取締役　大西　裕　グランドトラスト株式会社

（乙）大阪市中央区久太郎町三丁目四番一二号　代表取締役　大西　裕　株式会社セルフ・トータルサービス

第62期決算公告

2026年７月21日

東京都千代田区神田須田町二丁目９番地の３

東京キデン株式会社

代表取締役　吉田　健一

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,529,789
	固定資産	567,615
	資産合計	**2,097,405**
負債及び純資産の部	流動負債	221,243
	（賞与引当金）	（17,388）
	固定負債	65,230
	（退職給与引当金）	（63,214）
	負債合計	**286,473**
	株主資本	1,807,251
	資本金	88,000
	利益剰余金	1,860,747
	利益準備金	22,000
	その他利益剰余金	1,838,747
	（うち当期純利益）	（79,561）
	自己株式	△141,496
	評価・換算差額等	3,679
	その他有価証券評価差額金	3,679
	純資産合計	**1,810,931**
	負債・純資産合計	**2,097,405**

第46期決算公告

令和８年７月21日

福岡市中央区大手門一丁目９番24―1001号

長谷川興産株式会社

代表取締役　長谷川裕一

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	243,899
	固定資産	1,027,587
	合計	1,271,486
負純資産及び部	流動負債	208,108
	固定負債	719,000
	株主資本	344,378
	資本金	66,200
	利益剰余金	278,178
	繰越利益剰余金	278,178
	（うち当期純利益）	（18,351）
	合計	1,271,486

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記の計算書類の公告義務はありません。

（乙）令和八年七月二十一日

福岡市中央区大手門一丁目九番二四―一〇〇一号　（甲）代表取締役　長谷川興産株式会社　長谷川裕一

福岡市中央区大手門一丁目九番二四―一〇〇一号　（乙）有限会社法人　長谷川裕一隆

第35期決算公告

令和８年６月24日　福岡市早良区百道浜２丁目１番22号

株式会社福岡ソフトリサーチパーク

代表取締役　貫　正義

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部			負債の部	
科目		金額	科目	金額
流動資産		270	流動負債	100
固定資産		5,939	固定負債	376
有形固定資産		5,923	退職給付引当金	23
無形固定資産		1	その他	352
投資その他の資産		14	**負債合計**	**477**
			純資産の部	
			株主資本	5,733
			資本金	5,428
			資本剰余金	70
			その他資本剰余金	70
			利益剰余金	234
			その他利益剰余金	234
			純資産合計	**5,733**
資産合計		**6,210**	**負債・純資産合計**	**6,210**

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	584
売上原価	381
売上総利益	203
販売費及び一般管理費	171
営業利益	32
営業外収益	1
営業外費用	0
経常利益	33
税引前当期純利益	33
法人税、住民税及び事業税	12
法人税等調整額	△2
当期純利益	24

第 57 期 決 算 公 告

令和８年７月21日

名古屋市中村区名駅四丁目９番８号

豊通エネルギー株式会社

代表取締役社長　吉川　宏次

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	9,988
	固定資産	955
	資産合計	**10,943**
負債及び純資産の部	流動負債	7,861
	（うち賞与引当金）	(177)
	固定負債	418
	（うち退職給付引当金）	(123)
	（うちその他引当金）	(93)
	負債合計	**8,279**
	株主資本	2,649
	資本金	310
	資本剰余金	586
	資本準備金	586
	利益剰余金	1,753
	利益準備金	78
	その他利益剰余金	1,675
	（うち当期純利益）	(972)
	評価・換算差額等	15
	その他有価証券評価差額金	15
	純資産合計	**2,664**
	負債・純資産合計	**10,943**

第 47 期 決 算 公 告

2026年６月17日

岐阜県大垣市加賀野四丁目１番地の９

共立コンピューターサービス株式会社

代表取締役　前野　勝之

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7,122
	固定資産	1,197
	投資その他の資産	1,076
	資産合計	**9,397**
負債及び純資産の部	流動負債	3,548
	賞与引当金	137
	その他	3,411
	固定負債	513
	退職給付引当金	503
	役員退職慰労引当金	9
	負債合計	**4,061**
	株主資本	5,303
	資本金	45
	資本剰余金	3
	資本準備金	3
	利益剰余金	5,255
	利益準備金	11
	その他利益剰余金	5,244
	（うち当期純利益）	(488)
	評価・換算差額等	31
	その他有価証券評価差額金	31
	純資産合計	**5,335**
	負債・純資産合計	**9,397**

第 90 期 決 算 公 告

2026年７月21日

新潟市東区下木戸560番地11

北越物流株式会社

代表取締役　丸山　裕司

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,038,461
	固定資産	3,633,583
	資産合計	**5,672,045**
負債及び純資産の部	流動負債	2,378,579
	うち賞与引当金	109,473
	うち役員賞与引当金	2,744
	固定負債	243,033
	うち退職給付引当金	192,806
	株主資本	3,021,823
	資本金	249,700
	資本剰余金	225,000
	資本準備金	225,000
	利益剰余金	2,547,123
	利益準備金	9,800
	その他利益剰余金	2,537,323
	（うち当期純利益）	(73,403)
	評価・換算差額等	28,609
	その他有価証券評価差額金	28,609
	負債・純資産合計	**5,672,045**

第70期決算公告

令和８年７月21日

大阪府東大阪市御厨六丁目５番16号

ＴＰＲ大阪精密機械株式会社

代表取締役社長　田口　哲也

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,828,201
	固定資産	773,888
	資産合計	**2,602,090**
負債及び純資産の部	流動負債	240,895
	賞与引当金	73,147
	その他	167,748
	固定負債	248,886
	退職給付引当金	170,186
	役員退職慰労引当金	78,700
	負債合計	**489,781**
	株主資本	2,112,308
	資本金	72,500
	資本剰余金	269,569
	資本準備金	159,611
	その他資本剰余金	109,957
	利益剰余金	1,770,238
	利益準備金	18,125
	その他利益剰余金	1,752,113
	（うち当期純利益）	(123,492)
	純資産合計	**2,112,308**
	負債・純資産合計	**2,602,090**

第72期決算公告

令和８年７月21日

大阪市淀川区三津屋中三丁目２番34号

株式会社カサタニ

代表取締役　笠谷　昌宏

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,687
	固定資産	4,733
	資産合計	**6,420**
負債及び純資産の部	流動負債	1,766
	固定負債	3,389
	退職給付引当金	137
	その他	3,251
	負債合計	**5,155**
	株主資本	1,204
	資本金	98
	資本剰余金	452
	資本準備金	243
	その他資本剰余金	208
	利益剰余金	654
	その他利益剰余金	654
	（うち当期純利益）	(146)
	評価・換算差額等	60
	その他有価証券評価差額金	60
	純資産合計	**1,265**
	負債・純資産合計	**6,420**

第 93 期 決 算 公 告

2026年６月29日

名古屋市中村区名駅南一丁目17番28号

美州興産株式会社

代表取締役社長　太田　英彦

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,854,898
	固定資産	805,271
	合計	**2,660,169**
負債及び純資産の部	流動負債	490,924
	賞与引当金	45,210
	製品保証引当金	5,458
	その他	440,256
	固定負債	148,687
	株式給付引当金	6,492
	役員株式給付引当金	10,708
	退職給付引当金	41,874
	役員退職慰労引当金	61,700
	その他	27,912
	株主資本	1,933,849
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,903,849
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	1,896,349
	（うち当期純利益）	(157,055)
	評価・換算差額等	86,707
	その他有価証券評価差額金	86,707
	合計	**2,660,169**

第 7 期 決 算 公 告

令和８年６月24日

東京都港区虎ノ門２丁目10番４号
オークラプレステージタワー９階
LGTウェルスマネジメント信託株式会社
代表取締役　マックス・ウェーバー

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,153
	固定資産	496
	資産合計	**2,649**
負債及び純資産の部	流動負債	1,560
	賞与引当金	225
	その他	1,335
	固定負債	458
	退職給付引当金	148
	その他	310
	負債合計	**2,018**
	株主資本	631
	資本金	400
	資本剰余金	1,629
	その他資本剰余金	1,629
	利益剰余金	△1,398
	その他利益剰余金	△1,398
	（うち当期純損失）	(1,398)
	純資産合計	**631**
	負債・純資産合計	**2,649**

第 31 期 決 算 公 告

令和８年６月26日

東京都港区西新橋二丁目６番２号
株 式 会 社 ア ス ト ム
代表取締役社長　髙岡　智浩

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,109
	固定資産	757
	資産合計	**5,866**
負債及び純資産の部	流動負債	1,380
	（うち賞与引当金）	(82)
	（うち修繕引当金）	(21)
	（うち損害賠償損失引当金）	(5)
	固定負債	338
	負債合計	**1,718**
	株主資本	4,148
	資本金	450
	資本剰余金	49
	資本準備金	49
	利益剰余金	3,648
	利益準備金	62
	その他利益剰余金	3,586
	（うち当期純利益）	(741)
	純資産合計	**4,148**
	負債・純資産合計	**5,866**

第 45 期 決 算 公 告

令和８年７月21日

広島市南区皆実町一丁目８番２号
広島エフエム放送株式会社
代表取締役　山口　眞司

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	275,258
	固定資産	1,105,235
	資産合計	**1,380,494**
負債及び純資産の部	流動負債	152,536
	（賞与引当金）	(9,000)
	（修繕引当金）	(16,300)
	固定負債	251,481
	（退職給付引当金）	(25,232)
	（設備高度化投資引当金）	(12,000)
	負債合計	**404,017**
	株主資本	962,086
	資本金	80,000
	資本剰余金	420,000
	資本準備金	420,000
	利益剰余金	462,086
	利益準備金	49,400
	その他利益剰余金	412,686
	（うち当期純利益）	(8,902)
	評価・換算差額等	14,390
	その他有価証券評価差額金	14,390
	純資産合計	**976,476**
	負債・純資産合計	**1,380,494**

第 77 期 決 算 公 告

2026年７月21日

東京都新宿区百人町二丁目４番１号
株式会社交通建設
代表取締役　森　　明

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	26,674,587
	固定資産	11,436,610
	合計	**38,111,198**
負債及び純資産の部	流動負債	9,060,733
	賞与引当金	406,000
	検査修繕費引当金	1,072,000
	固定負債	1,029,557
	退職給付引当金	1,028,391
	株主資本	26,533,619
	資本金	114,500
	資本剰余金	48,995
	資本準備金	40,000
	その他資本剰余金	8,995
	利益剰余金	26,591,783
	利益準備金	31,060
	その他利益剰余金	26,560,723
	（うち当期純利益）	(1,527,674)
	自己株式	△221,659
	評価・換算差額等	1,487,287
	その他有価証券評価差額金	1,487,287
	合計	**38,111,198**

第 32 期 決 算 公 告

令和８年７月21日

東京都港区新橋四丁目６番15号
首都高デジタル＆デザイン株式会社
代表取締役　田沢　誠也

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,695
	固定資産	76
	資産合計	**1,771**
負債及び純資産の部	流動負債	290
	賞与引当金	12
	その他	278
	固定負債	91
	退職給付引当金	85
	役員退職慰労引当金	6
	負債合計	**381**
	株主資本	1,390
	資本金	40
	資本剰余金	341
	利益剰余金	1,177
	利益準備金	10
	その他利益剰余金	1,167
	（うち当期純損失）	(6)
	自己株式	△168
	純資産合計	**1,390**
	負債・純資産合計	**1,771**

第 41 期 決 算 公 告

令和８年６月26日

東京都新宿区新宿二丁目19番１号
ビッグス新宿ビル８Ｆ西側
オートビジネスサービス株式会社
代表取締役　水越真一郎

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,515
	固定資産	438
	資産合計	**2,953**
負債及び純資産の部	流動負債	273
	賞与引当金	30
	その他	243
	固定負債	69
	退職給付引当金	7
	その他	61
	負債合計	**342**
	株主資本	2,499
	資本金	50
	利益剰余金	2,449
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	2,436
	（うち当期純利益）	(81)
	評価・換算差額等	111
	その他有価証券評価差額金	111
	純資産合計	**2,610**
	負債・純資産合計	**2,953**

第　50　期　決　算　公　告

令和８年６月30日　長崎県長崎市飽の浦町１番１号
三菱重工マリンマシナリ株式会社
代表取締役　松永　勝秀

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	26,469	流動負債	18,447
固定資産	3,154	（うち引当金）	(3,056)
繰延資産	1,252	固定負債	189
		（うち引当金）	(112)
		負債合計	**18,637**
		株主資本	12,238
		資本金	1,000
		資本剰余金	5,478
		資本準備金	5,478
		利益剰余金	5,759
		利益準備金	6
		その他利益剰余金	5,753
		純資産合計	**12,238**
資産合計	**30,874**	**負債・純資産合計**	**30,874**

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	42,155
売上原価	32,541
売上総利益	9,614
販売費及び一般管理費	4,631
営業利益	4,983
営業外収益	31
営業外費用	130
経常利益	4,885
特別損失	32
税引前当期純利益	4,853
法人税、住民税及び事業税	1,474
法人税等調整額	△149
当期純利益	3,528

第 26 期決算公告

令和８年７月21日
千葉県柏市新十余二１番地１
東洋ガラス物流株式会社
代表取締役社長　西　　俊博

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	576,472
	固定資産	106,627
	資産合計	**683,099**
負債及び純資産の部	流動負債	387,645
	固定負債	97,296
	負債合計	**484,941**
	株主資本	198,158
	資本金	20,000
	利益剰余金	178,158
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	173,158
	純資産合計	**198,158**
	負債・純資産合計	**683,099**

（注）当期純利益　17,713千円

第　3　期　決　算　公　告

令和８年７月21日
東京都港区南青山三丁目１番36号
青山丸竹ビル６Ｆ
株式会社ＣＬＡＹＣＲＥＥＫ
代表取締役　下野　皓平

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	固定資産	38,440
	資産合計	**38,440**
負債及び純資産の部	流動負債	452
	株主資本	37,987
	資本金	1,000
	資本剰余金	38,440
	資本準備金	38,440
	利益剰余金	△1,452
	その他利益剰余金	△1,452
	（うち当期純損失）	(538)
	負債・純資産合計	**38,440**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年八月二十八日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://mono-x.com/

（乙）左記のとおりです。

令和八年七月二十一日
東京都港区六本木六丁目一〇番一号六本木ヒルズ森タワー一七階
（甲）株式会社ＭＯＮＯ－Ｘ
代表取締役　下野　皓平
東京都港区南青山三丁目一番三六号青山丸竹ビル六Ｆ
（乙）株式会社ＣＬＡＹＣＲＥＥＫ
代表取締役　下野　皓平

第　37　期　決　算　公　告

令和８年７月21日　東京都千代田区平河町一丁目６番４号
株式会社ＮＣＢ　Ｌａｂ.
代表取締役　佐藤　元則

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	160,525	流動負債	24,832
固定資産	74,935	賞与引当金	1,051
		株主資本	208,472
		資本金	120,000
		資本剰余金	6,249
		資本準備金	6,249
		利益剰余金	82,223
		利益準備金	850
		その他利益剰余金	81,373
		（うち当期純利益）	(3,584)
		評価・換算差額等	2,155
		その他有価証券評価差額金	2,155
資産合計	**235,461**	**負債・純資産合計**	**235,461**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年九月一日であり、株主総会の決議は、令和八年六月十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年七月二十一日
東京都千代田区平河町一丁目六番四号
株式会社ＮＣＢ　Ｌａｂ.
代表取締役　佐藤　元則

第　46　期　決　算　公　告

令和８年７月21日　兵庫県西宮市鳴尾浜三丁目17番地
株式会社協同食品センター
代表取締役　三木　一廣

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,734,279	流動負債	337,939
固定資産	1,487,665	賞与引当金	17,000
		その他	320,939
		株主資本	2,884,006
		資本金	100,000
		資本剰余金	390,000
		その他資本剰余金	390,000
		利益剰余金	2,394,006
		利益準備金	43,330
		その他利益剰余金	2,350,676
		（うち当期純利益）	(28,170)
資産合計	**3,221,945**	**負債・純資産合計**	**3,221,945**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し八千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月二十一日
兵庫県西宮市鳴尾浜三丁目一七番地
株式会社協同食品センター
代表取締役　三木　一廣

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千九百万円減少し三千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

令和八年七月二十一日

熊本市北区清水新地三丁目三番二〇号
株式会社めん食
代表取締役　杉原　仁

第41期決算公告

令和８年７月21日
熊本市北区清水新地三丁目３番20号
株式会社めん食
代表取締役　杉原　仁

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,013,068
	固定資産	547,305
	繰延資産	5,301
	資産合計	**2,565,674**
負純資産及び部	流動負債	1,714,122
	固定負債	674,972
	株主資本	176,580
	資本金	99,000
	利益剰余金	77,580
	利益準備金	100
	その他利益剰余金	77,480
	（うち当期純利益）	(34,484)
	負債・純資産合計	**2,565,674**

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二十四億九千百九十一万四千六百十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月二十一日

鹿児島市上荒田町二九番二三号
株式会社エム・ケイ
代表取締役　森　政広

第41期決算公告

令和８年７月21日
鹿児島市上荒田町29番23号
株式会社エム・ケイ
代表取締役　森　政広

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	56,508
	固定資産	364,560
	繰延資産	879
	合計	**421,947**
負純資産及び部	流動負債	187,889
	固定負債	169,570
	株主資本	64,488
	資本金	40,000
	利益剰余金	24,488
	利益準備金	570
	その他利益剰余金	23,918
	（うち当期純利益）	(1,837)
	合計	**421,947**

第55期決算公告

2026年６月24日

東京都千代田区一ツ橋一丁目１番１号
丸紅ユティリティ・サービス株式会社
代表取締役　牧野　裕

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7,521,705
	固定資産	146,136
	資産合計	**7,667,841**
負債及び純資産の部	流動負債	4,110,244
	賞与引当金	199,669
	その他	3,910,574
	固定負債	49,666
	退職給付引当金	46,084
	役員退職慰労引当金	2,362
	その他	1,219
	負債合計	**4,159,910**
	株主資本	3,296,156
	資本金	300,000
	資本剰余金	200,000
	資本準備金	200,000
	利益剰余金	2,796,156
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	2,771,156
	（うち当期純利益）	(1,367,152)
	評価・換算差額等	211,775
	繰延ヘッジ損益	211,775
	純資産合計	**3,507,931**
	負債・純資産合計	**7,667,841**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月二十一日

福島県福島市北矢野目字樋越一番地
（甲）福島水産株式会社
代表取締役　安斉　高良
福島県福島市早稲町四番一六号
（乙）株式会社ラヴィバレ
代表取締役　石本　朗

第54期決算公告

令和８年７月21日
福島県福島市北矢野目字樋越１番地
福島水産株式会社
代表取締役　安斉　高良

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	291,027
	固定資産	25,811
	資産合計	**316,838**
負純資産及び部	流動負債	419,280
	株主資本	△102,442
	資本金	60,000
	利益剰余金	△162,442
	その他利益剰余金	△162,442
	（うち当期純損失）	(59,297)
	負債・純資産合計	**316,838**

第54期決算公告

令和８年７月21日
福島県福島市早稲町４番16号
株式会社ラヴィバレ
代表取締役　石本　朗

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	22,390
	固定資産	307,450
	資産合計	**329,840**
負純資産及び部	流動負債	27,072
	固定負債	223,632
	株主資本	79,135
	資本金	45,000
	利益剰余金	57,135
	利益準備金	8,500
	その他利益剰余金	48,635
	（うち当期純利益）	(792)
	自己株式	△23,000
	負債・純資産合計	**329,840**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月二十一日

東京都渋谷区恵比寿三丁目八番一号
（甲）株式会社朋栄
代表取締役　清原　克明
東京都渋谷区恵比寿三丁目八番一号
（乙）株式会社アイ・ビー・イー
代表取締役　三宅　正治

第54期決算公告

令和８年７月21日
東京都渋谷区恵比寿三丁目８番１号
株式会社朋栄
代表取締役　清原　克明

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	9,361
	固定資産	8,723
	合計	**18,084**
負純資産及び部	流動負債	2,377
	固定負債	2,140
	株主資本	13,566
	資本金	300
	資本剰余金	150
	利益剰余金	14,115
	（うち当期純利益）	(125)
	自己株式	△998
	合計	**18,084**

第28期決算公告

令和８年７月21日
東京都渋谷区恵比寿三丁目８番１号
株式会社アイ・ビー・イー
代表取締役　三宅　正治

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	205
	固定資産	9
	合計	**214**
負純資産及び部	流動負債	67
	固定負債	48
	株主資本	99
	資本金	50
	利益剰余金	49
	利益準備金	8
	その他利益剰余金	41
	（うち当期純利益）	(55)
	合計	**214**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億五千万円減少し、四億九千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年七月二十一日

富山県高岡市昭和町一丁目二番一〇号

高岡ケーブルネットワーク株式会社

代表取締役社長　藤森　康志

第 37 期 決 算 公 告

令和８年７月21日

富山県高岡市昭和町一丁目２番10号

高岡ケーブルネットワーク株式会社

代表取締役社長　藤森　康志

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,687	流動負債	368
固定資産	1,910	固定負債	30
有形固定資産	1,621	**負債合計**	**398**
無形固定資産	30	株主資本	5,138
投資その他の資産	258	資本金	1,040
		利益剰余金	4,098
		利益準備金	80
		その他利益剰余金	4,018
		評価・換算差額等	60
		その他有価証券評価差額金	60
		純資産合計	**5,198**
資産合計	**5,597**	**負債・純資産合計**	**5,597**

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	2,400
事業費	1,247
売上総利益	1,153
販売費及び一般管理費	448
営業利益	704
営業外収益	3
経常利益	708
特別損失	13
税引前当期純利益	694
法人税、住民税及び事業税	214
法人税等調整額	△1
当期純利益	480

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十一日

岐阜県大垣市旭町二丁目五番地

アドニス・リアル・エステート合同会社

代表社員　田口　義隆

合併公告

左記会社は、甲が株式会社（組織変更後の株式会社の商号　アドニス・リアル・エステート株式会社）に組織変更をすることを条件に合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

令和八年七月二十一日

岐阜県大垣市旭町二丁目五番地

（甲）アドニス・リアル・エステート合同会社

代表社員　田口　義隆

岐阜県大垣市旭町二丁目五番地

（乙）アドニス・アセット合同会社

代表社員　田口　義隆

令和８年７月21日

岐阜県大垣市旭町二丁目５番地

アドニス・リアル・エステート合同会社

代表社員　田口　義隆

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	331,198
	固定資産	2,597,560
	資産合計	**2,928,759**
負債及び純資産の部	流動負債	11,155
	固定負債	2,810,068
	株主資本	107,535
	資本金	1,000
	資本剰余金	109,570
	その他資本剰余金	109,570
	利益剰余金	△3,034
	その他利益剰余金	△3,034
	（うち当期純利益）	（36,750）
	負債・純資産合計	**2,928,759**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）左記のとおりです。

令和八年七月二十一日

静岡県浜松市中央区新津町一九七番地

（甲）常盤工業株式会社

代表取締役　犬塚　千之

静岡県浜松市中央区萩丘一丁目七番二三号

（乙）株式会社栄組

代表取締役　飯田　明男

第 75 期決算公告　令和８年７月21日

静岡県浜松市中央区萩丘一丁目７番23号

株式会社栄組

代表取締役　飯田　明男

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	101,889
	固定資産	22,838
	資産合計	**124,727**
負債及び純資産の部	流動負債	65,846
	固定負債	94,814
	株主資本	△35,932
	資本金	20,000
	利益剰余金	△55,932
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	△60,932
	（うち当期純利益）	（78,230）
	負債・純資産合計	**124,727**

第 75 期決算公告　令和８年７月21日

静岡県浜松市中央区新津町197番地

常盤工業株式会社

代表取締役　犬塚　千之

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,402,592
	固定資産	1,531,868
	資産合計	**4,934,461**
負債及び純資産の部	流動負債	1,647,809
	固定負債	127,798
	株主資本	3,158,854
	資本金	60,000
	利益剰余金	3,121,519
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	3,096,519
	（うち当期純損失）	（21,208）
	自己株式	△22,665
	負債・純資産合計	**4,934,461**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）左記のとおりです。

令和八年七月二十一日

静岡県周智郡森町森一五六〇番地一

（甲）株式会社エムズレイズ

代表取締役　川﨑　達也

静岡県浜松市中央区将監町一六―三

（乙）株式会社エムズレイズＪＰＮ

代表取締役　永井　敏彰

第 10 期決算公告　令和８年７月21日

静岡県浜松市中央区将監町16―３

株式会社エムズレイズＪＰＮ

代表取締役　永井　敏彰

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	11,448
	固定資産	16,699
	資産合計	**28,148**
負債及び純資産の部	流動負債	130
	固定負債	0
	株主資本	28,018
	資本金	1,000
	利益剰余金	27,018
	その他利益剰余金	27,018
	（うち当期純損失）	（1,920）
	負債・純資産合計	**28,148**

第 18 期決算公告　令和８年７月21日

静岡県周智郡森町森1560番地１

株式会社エムズレイズ

代表取締役　川﨑　達也

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	584,891
	固定資産	438,867
	資産合計	**1,023,759**
負債及び純資産の部	流動負債	243,922
	固定負債	108,195
	株主資本	671,641
	資本金	1,000
	利益剰余金	670,641
	その他利益剰余金	670,641
	（うち当期純利益）	（24,717）
	負債・純資産合計	**1,023,759**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月二十一日

名古屋市千種区日和町四丁目八番地の一

（甲）株式会社ＡＭｅＬｉ

代表取締役　丸山　淳

名古屋市千種区日和町四丁目八番地の一

（乙）エムケーリース株式会社

代表取締役　丸山　淳

第５期決算公告

令和８年７月21日

名古屋市千種区日和町四丁目８番地の１

株式会社ＡＭｅＬｉ

代表取締役　丸山　淳

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	210,821
	固定資産	1,447,178
	合計	1,657,999
負純資産及び債のび部	流動負債	30,337
	固定負債	0
	株主資本	1,627,662
	資本金	10,000
	資本剰余金	1,589,543
	その他資本剰余金	1,589,543
	利益剰余金	28,118
	その他利益剰余金	28,118
	（うち当期純利益）	(25,171)
	合計	1,657,999

第５期決算公告

令和８年７月21日

名古屋市千種区日和町四丁目８番地の１

エムケーリース株式会社

代表取締役　丸山　淳

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	114,455
	固定資産	200
	合計	114,655
負純資産及び債のび部	流動負債	1,700
	固定負債	0
	株主資本	112,955
	資本金	5,000
	利益剰余金	107,955
	その他利益剰余金	107,955
	（うち当期純利益）	(△33,783)
	合計	114,655

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月二十一日

岐阜県可児市土田二五四八―三

（甲）株式会社シティプランニング

代表取締役　呉本　賢一

岐阜県可児市土田二五四八―三

（乙）株式会社三優プランニング

代表取締役　呉本　賢一

第12期決算公告　令和８年７月21日

岐阜県可児市土田2548―３

株式会社シティプランニング

代表取締役　呉本　賢一

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	669,712
	固定資産	873,456
	合計	1,543,168
負純資産及び債のび部	流動負債	386,118
	固定負債	860,476
	株主資本	296,573
	資本金	51,000
	資本剰余金	621,025
	資本準備金	49,880
	その他資本剰余金	571,144
	利益剰余金	△375,451
	その他利益剰余金	△375,451
	（うち当期純損失）	(210,273)
	合計	1,543,168

第５期決算公告　令和８年７月21日

岐阜県可児市土田2548―３

株式会社三優プランニング

代表取締役　呉本　賢一

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	31,691
	固定資産	503,908
	合計	535,599
負純資産及び債のび部	流動負債	328,008
	固定負債	207,665
	株主資本	△74
	資本金	500
	資本剰余金	690
	その他資本剰余金	690
	利益剰余金	△1,264
	その他利益剰余金	△1,264
	（うち当期純損失）	(10,561)
	合計	535,599

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月二十一日

静岡県三島市徳倉一丁目一六番三六号

（甲）株式会社やまがた

代表取締役　山縣正二郎

静岡県三島市徳倉一丁目一六番三六号

（乙）株式会社ＦＳＲ

代表取締役　山縣正二郎

第22期決算公告　令和８年７月21日

静岡県三島市徳倉一丁目16番36号

株式会社やまがた

代表取締役　山縣正二郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	363,261,411
	固定資産	167,481,893
	繰延資産	1,650,000
	合計	532,393,304
負純資産及び債のび部	流動負債	50,714,022
	固定負債	107,706,000
	株主資本	373,973,282
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	370,973,282
	利益準備金	750,000
	その他利益剰余金	370,223,282
	（うち当期純利益）	(31,318,650)
	合計	532,393,304

第13期決算公告　令和８年７月21日

静岡県三島市徳倉一丁目16番36号

株式会社ＦＳＲ

代表取締役　山縣正二郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	8,429,488
	固定資産	10,787,231
	合計	19,216,719
負純資産及び債のび部	流動負債	7,300,125
	固定負債	19,896,000
	株主資本	△7,979,406
	資本金	9,950,000
	利益剰余金	△17,929,406
	その他利益剰余金	△17,929,406
	（うち当期純損失）	(914,419)
	合計	19,216,719

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月二十一日

北九州市八幡西区香月西三丁目二番一二号

（甲）株式会社ゆう美

代表取締役　金井　勇美

北九州市八幡西区香月西三丁目二番一二号

（乙）株式会社かない

代表取締役　金井　勇美

決　算　公　告

令和８年７月21日

北九州市八幡西区香月西三丁目２番12号

株式会社ゆう美

代表取締役　金井　勇美

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	241,144
	固定資産	268,584
	合計	509,729
負純資産及び債のび部	流動負債	230,371
	固定負債	102,630
	株主資本	176,727
	資本金	10,000
	利益剰余金	166,727
	その他利益剰余金	166,727
	（うち当期純利益）	(2,047)
	合計	509,729

決　算　公　告

令和８年７月21日

北九州市八幡西区香月西三丁目２番12号

株式会社かない

代表取締役　金井　勇美

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	14,744
	固定資産	413
	合計	15,157
負純資産及び債のび部	流動負債	11,488
	固定負債	6,993
	株主資本	△3,324
	資本金	1,000
	利益剰余金	△4,324
	その他利益剰余金	△4,324
	（うち当期純損失）	(7,328)
	合計	15,157

第 63 期 決 算 公 告

令和８年７月21日　　千葉市美浜区中瀬二丁目６番地１

フジフーズ株式会社

代表取締役　稲垣　宏樹

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	13,431	流動負債	29,233
固定資産	63,744	賞与引当金	647
有形固定資産	63,190	その他	28,586
無形固定資産	106	固定負債	39,077
投資その他の資産	447	退職給付引当金	204
		役員退職慰労引当金	42
		その他	38,829
		負債合計	**68,310**
		株主資本	8,862
		資本金	100
		資本剰余金	11,916
		その他資本剰余金	11,916
		利益剰余金	△ 3,153
		利益準備金	221
		その他利益剰余金	△ 3,374
		評価・換算差額等	1
		その他有価証券評価差額金	1
		純資産合計	**8,864**
資産合計	**77,175**	**負債・純資産合計**	**77,175**

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	124,619	経常損失	3,295
売上原価	107,209	特別利益	254
売上総利益	17,410	特別損失	65
販売費及び一般管理費	20,142	税引前当期純損失	3,107
営業損失	2,731	法人税、住民税及び事業税	45
営業外収益	285	法人税等調整額	△ 0
営業外費用	850	当期純損失	3,153

第 13 期 決 算 公 告

令和８年７月21日　　千葉市美浜区中瀬二丁目６番地１

Ｆホールディングス株式会社

代表取締役　田島　聖次

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,430	流動負債	6,308
固定資産	33,982	固定負債	21,932
有形固定資産	9,935	役員退職慰労引当金	161
無形固定資産	91	その他	21,771
投資その他の資産	23,954	**負債合計**	**28,241**
		株主資本	7,171
		資本金	100
		資本剰余金	1,499
		資本準備金	25
		その他資本剰余金	1,474
		利益剰余金	5,572
		その他利益剰余金	5,572
		純資産合計	**7,171**
資産合計	**35,413**	**負債・純資産合計**	**35,413**

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
営業収益	3,039	特別利益	130
営業費用	2,395	特別損失	2
営業利益	643	税引前当期純利益	474
営業外収益	40	法人税、住民税及び事業税	118
営業外費用	336	法人税等調整額	32
経常利益	347	当期純利益	324

第 49 期 決 算 公 告

2026年７月21日　　神奈川県横浜市戸塚区川上町91番地１

日産トレーデイング株式会社

代表取締役社長　石井　　毅

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	117,798	流動負債	42,712
固定資産	2,311	賞与引当金	421
有形固定資産	228	固定負債	—
無形固定資産	328	退職給付引当金	—
投資その他の資産	1,754	**負債合計**	**42,712**
		株主資本	77,474
		資本金	320
		利益剰余金	77,154
		利益準備金	80
		その他利益剰余金	77,074
		評価・換算差額等	△ 76
		その他有価証券評価差額金	△ 119
		繰延ヘッジ損益	42
		純資産合計	**77,398**
資産合計	**120,110**	**負債・純資産合計**	**120,110**

損益計算書の要旨　（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	13,443	経常利益	7,644
売上原価	—	特別利益	—
売上総利益	13,443	特別損失	—
販売費及び一般管理費	5,469	税引前当期純利益	7,644
営業利益	7,974	法人税、住民税及び事業税	2,300
営業外収益	471	当期純利益	5,344
営業外費用	801		

第 55 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　東京都千代田区大手町一丁目１番３号

日本パレットレンタル株式会社

代表取締役社長　二村　篤志

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	12,489	流動負債	13,966
固定資産	39,723	賞与引当金	206
		その他	13,759
		固定負債	21,297
		退職給付引当金	577
		役員退職慰労引当金	50
		その他	20,670
		負債合計	**35,264**
		株主資本	15,868
		資本金	499
		資本剰余金	320
		資本準備金	320
		利益剰余金	15,236
		利益準備金	88
		その他利益剰余金	15,147
		自己株式	△ 187
		評価・換算差額等	1,079
		その他有価証券評価差額金	1,079
		純資産合計	**16,948**
資産合計	**52,212**	**負債・純資産合計**	**52,212**

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	32,340	経常利益	1,780
売上原価	25,116	特別利益	0
売上総利益	7,223	特別損失	98
販売費及び一般管理費	5,286	税引前当期純利益	1,681
営業利益	1,937	法人税、住民税及び事業税	447
営業外収益	236	法人税等調整額	16
営業外費用	393	当期純利益	1,216

第 10 期 決 算 公 告

令和８年６月26日　東京都千代田区飯田橋二丁目18番２号

大和ハウスプロパティマネジメント株式会社

代表取締役　大島　武司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	12,621,517	流動負債	7,197,542
固定資産	30,994,201	（役員賞与引当金）	(30,348)
		（賞与引当金）	(155,635)
		固定負債	33,577,416
		（退職給付引当金）	(164,950)
		負債合計	40,774,959
		株主資本	2,840,759
		資本金	100,000
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	100,000
		利益剰余金	2,640,759
		その他利益剰余金	2,640,759
		純資産合計	2,840,759
資産合計	43,615,718	負債・純資産合計	43,615,718

損益計算書の要旨（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
売上高	5,982,404	特別損失	5,816
売上原価	3,509,091	税引前当期純利益	853,974
売上総利益	2,473,312	法人税、住民税及び事業税	270,788
販売費及び一般管理費	1,639,767	法人税等調整額	△ 5,761
営業利益	833,545	当期純利益	588,947
営業外収益	40,422		
営業外費用	14,177		
経常利益	859,790		

第 76 期 決 算 公 告

令和８年７月21日　札幌市中央区南２条西２丁目13番地

株式会社ニッセンレンエスコート

代表取締役社長執行役員　竹田　淳

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	33,582,958	流動負債	28,395,857
固定資産	4,176,786	（うち賞与引当金）	(26,498)
有形固定資産	2,191,487	（うちポイント還元引当金）	(216,792)
無形固定資産	171,137	固定負債	2,023,986
投資その他の資産	1,814,162	（うち利息返還損失引当金）	(253,016)
		株主資本	6,891,329
		資本金	1,342,970
		資本剰余金	1,870,753
		（資本準備金）	(16,120)
		利益剰余金	3,677,806
		利益準備金	1,700,000
		その他利益剰余金	1,977,806
		自己株式	△ 200
		評価・換算差額等	448,572
		その他有価証券評価差額金	448,572
資産合計	37,759,745	負債・純資産合計	37,759,745

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
営業収益	5,052,166	特別利益	224,495
営業費用	5,031,341	特別損失	455,666
営業利益	20,824	税引前当期純利益	△ 135,268
営業外収益	75,782	法人税、住民税及び事業税	7,625
営業外費用	705	法人税等調整額	△ 27,280
経常利益	95,902	当期純損失	115,612

第 77 期 決 算 公 告

令和８年６月23日　札幌市北区北12条西３丁目１番15号

北海道酒類販売株式会社

代表取締役社長　伊関　淑之

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	18,134	流動負債	18,427
固定資産	14,419	（賞与引当金）	(89)
有形固定資産	10,631	固定負債	2,872
無形固定資産	5	（退職給付引当金）	(794)
投資その他資産	3,783	負債合計	21,299
		株主資本	11,043
		資本金	635
		資本剰余金	1
		資本準備金	1
		利益剰余金	10,407
		利益準備金	159
		その他利益剰余金	10,248
		評価・換算差額等	210
		その他有価証券評価差額金	210
		純資産合計	11,254
資産合計	32,553	負債・純資産合計	32,553

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	80,509	経常利益	950
売上原価	73,712	特別利益	3
売上総利益	6,797	税引前当期純利益	953
販売費及び一般管理費	5,854	法人税、住民税及び事業税	229
営業利益	943	法人税等調整額	34
営業外収益	77	当期純利益	690
営業外費用	69		

第 57 期 決 算 公 告

令和８年７月21日

札幌市中央区南１条西14丁目291番地190

社会医療法人医仁会

理事長　中村　博彦

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	5,475	流動負債	1,840
固定資産	6,285	賞与引当金	240
有形固定資産	4,591	その他流動負債	1,600
無形固定資産	56	固定負債	4,940
その他の資産	1,638	退職給付引当金	2,345
		その他固定負債	2,595
		負債合計	6,780
		積立金	4,980
		設立等積立金	3,468
		繰越利益積立金	1,512
		純資産合計	4,980
資産合計	11,760	負債・純資産合計	11,760

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
事業収益	14,137	事業外収益	71
（本来業務）	(13,987)	事業外費用	135
（附帯業務）	(144)	経常利益	201
（収益業務）	(6)	特別利益	—
事業費	13,872	特別損失	30
（本来業務）	(13,648)	税引前当期純利益	171
（附帯業務）	(222)	法人税・住民税及び事業税	0
（収益業務）	(2)	当期純利益	171
事業利益	265		

第４期決算公告

令和８年７月21日

北海道足寄郡足寄町南七条一丁目40番１

株式会社とかちサポート

代表取締役　山崎　研治

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	216,831
	固定資産	7,841
	繰延資産	2,433
	合計	227,106
負純資産の部	流動負債	154,179
	株主資本	72,926
	資本金	1,000
	利益剰余金	71,926
	その他利益剰余金	71,926
	（うち当期純利益）	(27,636)
	合計	227,106

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の運営する食品等の販売を営む小売店の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年七月二十一日

北海道足寄郡足寄町南七条一丁目四〇番一

（甲）株式会社とかちサポート

代表取締役　山崎　研治

北海道河西郡中札内村大通南四丁目一〇番地

（乙）有限会社セイコーマートたさか

取締役　田坂　順秀

第89期決算公告

令和８年６月15日

東京都中央区日本橋本町４丁目５番16号

東洋ケミカルズ株式会社

代表取締役社長　満澤　　宏

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	9,142,146
	固定資産	1,604,899
	資産合計	10,747,046
負債及び純資産の部	流動負債	6,208,923
	賞与引当金	68,400
	その他	6,140,523
	固定負債	809,816
	退職給付引当金	270,000
	役員退職慰労引当金	86,000
	修繕引当金	300,000
	その他	153,816
	負債合計	7,018,740
	株主資本	3,079,258
	資本金	150,000
	利益剰余金	2,929,258
	利益準備金	37,500
	その他利益剰余金	2,891,758
	（うち当期純利益）	(282,794)
	評価・換算差額等	649,047
	その他有価証券評価差額金	649,047
	純資産合計	3,728,305
	負債・純資産合計	10,747,046

第52期決算公告

令和８年７月21日

山形県長井市今泉1371番地

サンリット工業株式会社

代表取締役社長　朝倉　新一

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	7,001
	固定資産	3,125
	合計	10,127
負純資産の部	流動負債	2,947
	固定負債	2,052
	株主資本	5,127
	資本金	98
	資本剰余金	2
	資本準備金	2
	利益剰余金	5,026
	利益準備金	24
	その他利益剰余金	5,001
	（うち当期純利益）	(533)
	合計	10,127

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年七月二十一日

山形県長井市今泉一三七一番地

（甲）サンリット工業株式会社

代表取締役　朝倉　新一

山形県西置賜郡白鷹町大字鮎貝五二一八番地五

（乙）有限会社佐藤製作所

代表取締役　佐藤　正一

第48期決算公告

令和８年６月23日

東京都中央区日本橋小舟町12―15

ナガセエレックス株式会社

代表取締役　山崎　英治

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	12,409,068
	固定資産	367,651
	資産合計	12,776,719
負債及び純資産の部	流動負債	7,291,653
	従業員賞与引当金	139,264
	役員賞与引当金	14,100
	その他	7,138,289
	固定負債	163,062
	退職給付引当金	155,072
	役員退職慰労引当金	7,990
	負債合計	7,454,715
	株主資本	5,189,431
	資本金	110,000
	資本剰余金	130,000
	資本準備金	10,000
	その他資本剰余金	120,000
	利益剰余金	4,949,431
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	4,944,431
	（うち当期純利益）	(897,299)
	評価・換算差額等	132,572
	その他有価証券評価差額金	132,579
	繰延ヘッジ損益	△6
	純資産合計	5,322,004
	負債・純資産合計	12,776,719

吸収分割公告

下記会社は吸収分割して甲は乙のバッテリーモジュール賃貸事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年八月二十四日であり、甲は会社法第七百九十六条第二項の定めにより、乙は会社法第七百八十四条第一項の定めにより、両社の株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年七月二十一日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二一番一〇号

えびすアシストビル五階

（甲）株式会社Ｔｒｅｅ　Ｉｓｌａｎｄ

代表取締役　木島　孝昌

東京都渋谷区恵比寿一丁目二一番一〇号

えびすアシストビル五階

（乙）株式会社ＢＷＦｔ

代表取締役　髙橋恵梨奈

（高田恵梨奈）

第８期決算公告

令和８年７月21日

東京都渋谷区恵比寿一丁目21番10号

えびすアシストビル５階

株式会社ＢＷＦｔ

代表取締役　髙橋恵梨奈（高田恵梨奈）

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	120,913,611
	固定資産	38,948,362
	資産合計	159,861,973
負純資産の部	流動負債	66,866,701
	固定負債	27,622,000
	株主資本	65,373,272
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	64,373,272
	その他利益剰余金	64,373,272
	（うち当期純利益）	(19,237,073)
	負債・純資産合計	159,861,973

第11期決算公告

令和８年７月21日

東京都渋谷区恵比寿一丁目21番10号

えびすアシストビル５階

株式会社Ｔｒｅｅ　Ｉｓｌａｎｄ

代表取締役　木島　孝昌

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	165,975,305
	固定資産	253,921,854
	繰延資産	2,406,250
	資産合計	422,303,409
負純資産の部	流動負債	117,395,861
	固定負債	129,481,000
	株主資本	175,180,048
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	172,180,048
	その他利益剰余金	172,180,048
	（うち当期純利益）	(58,477,584)
	新株予約権	246,500
	負債・純資産合計	422,303,409

第 25 期 決 算 公 告

2026年６月26日

東京都大田区雪谷大塚町１番７号

アルパインマーケティング株式会社

代表取締役　酒井　龍哉

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	10,556
	固定資産	1,517
	資産合計	**12,073**
負債及び純資産の部	流動負債	6,096
	（賞与引当金）	(129)
	（製品保証引当金）	(57)
	（その他）	(5,910)
	固定負債	292
	（退職給付引当金）	(120)
	（役員退職慰労引当金）	(20)
	（その他）	(152)
	負債合計	**6,388**
	株主資本	5,684
	資本金	310
	資本剰余金	21
	資本準備金	10
	その他資本剰余金	11
	利益剰余金	5,353
	利益準備金	424
	（うち当期純利益）	(1,813)
	評価・換算差額等	1
	（その他有価証券評価差額金）	(1)
	純資産合計	**5,685**
	負債・純資産合計	**12,073**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年七月二十一日

愛知県刈谷市大手町二丁目一五番地
（甲）株式会社小松
代表取締役　小松　直人

愛知県刈谷市大手町二丁目一五番地
（乙）株式会社テクノアーム小松
代表取締役　小松　直人

東京都千代田区外神田二丁目二番一七号
（丙）株式会社アルテン
代表取締役　浦田慶太郎

第 77 期決算公告

令和８年７月21日
愛知県刈谷市大手町二丁目15番地
株式会社小松
代表取締役　小松　直人

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	529,809
	固定資産	671,281
	合計	**1,201,091**
負純資債及産のび部	流動負債	530,140
	固定負債	59,690
	株主資本	611,260
	資本金	34,000
	資本剰余金	203,320
	利益剰余金	387,162
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	382,162
	（うち当期純利益）	(39,239)
	自己株式	△13,223
	合計	**1,201,091**

第 25 期 決 算 公 告

令和８年７月21日
東京都千代田区外神田二丁目２番17号
株式会社アルテン
代表取締役　浦田慶太郎

貸借対照表の要旨
（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,715
	固定資産	150,022
	合計	**154,738**
負純資債及産のび部	流動負債	35
	株主資本	154,703
	資本金	10,000
	利益剰余金	144,703
	利益準備金	585
	その他利益剰余金	144,118
	（うち当期純損失）	(23)
	合計	**154,738**

第 29 期 決 算 公 告

令和８年７月21日
愛知県刈谷市大手町二丁目15番地
株式会社テクノアーム小松
代表取締役　小松　直人

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	45,456
	固定資産	159,715
	合計	**205,171**
負純資債及産のび部	流動負債	182
	株主資本	204,988
	資本金	70,000
	資本剰余金	7,500
	利益剰余金	127,488
	その他利益剰余金	127,488
	（うち当期純利益）	(4,850)
	合計	**205,171**

第 35 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

東京都千代田区飯田橋一丁目３番２号

エネルギープロダクト株式会社

代表取締役　丸山　一孝

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,000,851
	固定資産	2,493,982
	資産合計	**4,494,834**
負債及び純資産の部	流動負債	1,404,415
	賞与引当金	13,600
	固定負債	1,256,137
	工事保証引当金	36,278
	修繕引当金	258,968
	負債合計	**2,660,553**
	株主資本	1,834,281
	資本金	98,880
	資本剰余金	77,380
	資本準備金	77,380
	利益剰余金	1,846,655
	利益準備金	793
	その他利益剰余金	1,845,862
	（うち当期純損失）	(159,373)
	自己株式	△188,634
	純資産合計	**1,834,281**
	負債・純資産合計	**4,494,834**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）下記のとおりです。

（乙）下記のとおりです。

（丙）確定した事業年度はありません。

（丁）確定した事業年度はありません。

令和八年七月二十一日

福岡市博多区博多駅南四丁目二番一〇号
（甲）株式会社ＡＢＣビジョン
代表取締役　阿比留孝行

福岡市博多区寿町二丁目四番一二号
（乙）株式会社シビルビジョン
代表取締役　阿比留孝行

福岡市南区井尻三丁目一五番一二号
（丙）株式会社アルファービジョン
代表取締役　阿比留孝行

福岡市博多区東雲町三丁目四番二八号
（丁）株式会社ベータビジョン
代表取締役　阿比留孝行

第 2 期 決 算 公 告

令和８年７月21日
福岡市博多区寿町二丁目４番12号
株式会社シビルビジョン
代表取締役　阿比留孝行

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	65
	固定資産	10,000
	合計	**10,065**
負純資債及産のび部	流動負債	671
	固定負債	0
	株主資本	9,394
	資本金	10,000
	利益剰余金	△605
	その他利益剰余金	△605
	（うち当期純損失）	(189)
	合計	**10,065**

第 41 期 決 算 公 告

令和８年７月21日
福岡市博多区博多駅南四丁目２番10号
株式会社ＡＢＣビジョン
代表取締役　阿比留孝行

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,610,214
	固定資産	3,970,301
	合計	**8,580,515**
負純資債及産のび部	流動負債	1,060,544
	固定負債	630,584
	株主資本	6,889,387
	資本金	10,000
	利益剰余金	6,879,387
	その他利益剰余金	6,879,387
	（うち当期純利益）	(359,746)
	合計	**8,580,515**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の全事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年九月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和八年八月十日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和八年七月二十一日

群馬県吾妻郡中之条町大字四万三八九五番地
（甲）株式会社湯元鍾寿館
代表取締役　入内島道隆

群馬県吾妻郡中之条町大字四万三八九五番地
（乙）株式会社鍾壽館
代表取締役　田村　徹

第75期決算公告

令和８年７月21日
群馬県吾妻郡中之条町大字四万3895番地
株式会社鍾壽館
代表取締役　田村　徹

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	10,301
	固定資産	83,688
	資産合計	93,989
負債及び純資産の部	流動負債	443
	固定負債	225,658
	株主資本	△132,112
	資本金	10,000
	利益剰余金	△142,112
	その他利益剰余金	△142,112
	（うち当期純損失）	(21,467)
	負債・純資産合計	93,989

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁及び戊の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁及び戊は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年七月二十一日

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号
（甲）株式会社フォレストック
代表取締役　松﨑　為久

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号
（乙）株式会社フォレストック東日本
代表取締役　吉永　誠

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号
（丙）株式会社フォレストック西日本
代表取締役　寺田　芳彦

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号
（丁）株式会社フォレストック東海
代表取締役　井上　慶祐

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号
（戊）株式会社フォレストック九州
代表取締役　齋藤　徹也

第７期決算公告

令和８年７月21日
東京都千代田区永田町二丁目11番１号
株式会社フォレストック西日本
代表取締役　寺田　芳彦

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	12,300
	合計	12,300
負債及び純資産の部	流動負債	70
	株主資本	12,230
	資本金	1,000
	利益剰余金	11,230
	その他利益剰余金	11,230
	（うち当期純損失）	(21,125)
	合計	12,300

第６期決算公告

令和８年７月21日
東京都千代田区永田町二丁目11番１号
株式会社フォレストック東海
代表取締役　井上　慶祐

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	174
	繰延資産	336
	合計	510
負債及び純資産の部	流動負債	5,520
	株主資本	△5,009
	資本金	1,000
	利益剰余金	△6,009
	その他利益剰余金	△6,009
	（うち当期純損失）	(91)
	合計	510

第９期決算公告

令和８年７月21日
東京都千代田区永田町二丁目11番１号
株式会社フォレストック
代表取締役　松﨑　為久

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	92,628	流動負債	8,262
固定資産	11,000	株主資本	95,365
		資本金	10,000
		資本剰余金	54,537
		資本準備金	30,500
		その他資本剰余金	24,037
		利益剰余金	30,828
		その他利益剰余金	30,828
		（うち当期純損失）	(2,011)
合計	103,628	合計	103,628

第７期決算公告

令和８年７月21日
東京都千代田区永田町二丁目11番１号
株式会社フォレストック九州
代表取締役　齋藤　徹也

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	9,318
	合計	9,318
負債及び純資産の部	流動負債	70
	株主資本	9,248
	資本金	1,000
	利益剰余金	8,248
	その他利益剰余金	8,248
	（うち当期純損失）	(70)
	合計	9,318

第６期決算公告

令和８年７月21日
東京都千代田区永田町二丁目11番１号
株式会社フォレストック東日本
代表取締役　吉永　誠

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	298	流動負債	70
		株主資本	228
		資本金	1,000
		利益剰余金	△771
		その他利益剰余金	△771
		（うち当期純損失）	(91)
合計	298	合計	298

第６期決算公告

2026年７月21日

横浜市港北区綱島東六丁目３番20号

株式会社エヌエフ回路設計ブロック

代表取締役　今田　悟

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	6,709
	固定資産	727
	資産合計	**7,436**
負債及び純資産の部	流動負債	3,952
	（賞与引当金）	（177）
	（役員賞与引当金）	（16）
	（製品保証引当金）	（0）
	固定負債	120
	（退職給付引当金）	（104）
	株主資本	3,340
	資本金	400
	資本剰余金	570
	その他資本剰余金	570
	利益剰余金	2,370
	利益準備金	100
	その他利益剰余金	2,270
	（うち当期純利益）	（397）
	評価・換算差額等	23
	その他有価証券評価差額金	23
	負債・純資産合計	**7,436**

第40期決算公告

2026年７月21日

山口県山口市宮野上字堀山1568番地３

株式会社ＮＦデバイステクノロジー

代表取締役　西田　俊彦

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	271
	固定資産	276
	資産合計	**548**
負債及び純資産の部	流動負債	148
	（賞与引当金）	（17）
	（役員賞与引当金）	（3）
	固定負債	56
	（退職給付引当金）	（2）
	株主資本	342
	資本金	200
	資本剰余金	27
	資本準備金	21
	その他資本剰余金	6
	利益剰余金	114
	利益準備金	18
	その他利益剰余金	96
	（うち当期純損失）	（40）
	負債・純資産合計	**548**

第28期決算公告

2026年６月30日

東京都千代田区内幸町二丁目１番６号

MUFG　三菱UFJオルタナティブインベストメンツ株式会社

代表取締役社長　嶋田　英人

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	**8,288**	**流動負債**	**861**
固定資産	**342**	**固定負債**	**201**
		株主資本	**7,568**
		資本金	1,000
		資本剰余金	124
		資本準備金	124
		その他資本剰余金	0
		利益剰余金	6,443
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	6,417
資産合計	**8,631**	**負債・純資産合計**	**8,631**

損益計算書の要旨

（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
純営業収益	3,883
販売費及び一般管理費	1,541
営業利益	**2,342**
営業外収益	5
営業外費用	42
経常利益	**2,304**
税引前当期純利益	**2,304**
法人税、住民税及び事業税	736
法人税等調整額	△36
当期純利益	**1,604**

第35期決算公告

令和８年６月26日　東京都港区元赤坂一丁目２番７号

ＭＮインターファッション株式会社

代表取締役社長　吉本　一心

連結貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	88,591	流動負債	55,633
固定資産	24,967	（うち賞与引当金）	（1,249）
		固定負債	1,216
		（うち役員退職慰労引当金）	（15）
		負債合計	**56,850**
		株主資本	49,138
		資本金	4,427
		資本剰余金	22,874
		利益剰余金	21,835
		その他の包括利益累計額	7,481
		その他有価証券評価差額金	1,075
		繰延ヘッジ損益	440
		為替換算調整勘定	5,566
		退職給付に係る調整累計額	399
		非支配株主持分	90
		純資産合計	**56,710**
資産合計	**113,560**	**負債・純資産合計**	**113,560**

連結損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	199,602
売上原価	170,746
売上総利益	28,855
販売費及び一般管理費	21,078
営業利益	7,777
営業外収益	845
営業外費用	2,255
経常利益	6,366
特別利益	37
特別損失	812
税金等調整前当期純利益	5,591
法人税、住民税及び事業税	1,769
法人税等調整額	150
当期純利益	3,671
非支配株主に帰属する当期純利益	7
親会社株主に帰属する当期純利益	3,664

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	80,260	流動負債	56,624
固定資産	19,440	（うち賞与引当金）	（883）
		固定負債	804
		（うち退職引当金）	（496）
		負債合計	**57,428**
		株主資本	40,813
		資本金	4,427
		資本剰余金	22,881
		資本準備金	4,221
		その他資本剰余金	18,659
		利益剰余金	13,504
		利益準備金	1
		その他利益剰余金	13,503
		評価・換算差額等	1,458
		その他有価証券評価差額金	1,018
		繰延ヘッジ損益	440
		純資産合計	**42,272**
資産合計	**99,701**	**負債・純資産合計**	**99,701**

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	175,284
売上原価	154,103
売上総利益	21,180
販売費及び一般管理費	14,095
営業利益	7,085
営業外収益	1,055
営業外費用	453
経常利益	7,687
特別利益	46
特別損失	771
税引前当期純利益	6,961
法人税、住民税及び事業税	1,559
法人税等調整額	172
当期純利益	5,230

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁及び戊の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁及び戊は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年七月二十一日

兵庫県尼崎市御園町二四番地尼崎第一ビル四〇二号

（甲）プライムキャピタル株式会社

代表取締役　中村　清誉

兵庫県尼崎市御園町二四番地尼崎第一ビル四〇二号

（乙）株式会社ｆ-伊勢

代表取締役　中村　清誉

兵庫県尼崎市御園町二四番地尼崎第一ビル四〇二号

（丙）株式会社ｆ-海老名

代表取締役　中村　清誉

兵庫県尼崎市御園町二四番地尼崎第一ビル四〇二号

（丁）株式会社ｆ-志摩

代表取締役　中村　清誉

兵庫県尼崎市御園町二四番地尼崎第一ビル四〇二号

（戊）株式会社ｆ-浜松

代表取締役　中村　清誉

第４期決算公告

令和８年７月21日

兵庫県尼崎市御園町24番地
尼崎第一ビル402号

株式会社ｆ-伊勢

代表取締役　中村　清誉

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	6,727
	固定資産	209,240
	資産合計	**215,968**
負債及び純資産の部	流動負債	7,606
	固定負債	208,800
	負債合計	**216,406**
	株主資本	△ 438
	資本金	10
	利益剰余金	△ 448
	その他利益剰余金	△ 448
	（うち当期純利益）	(259)
	純資産合計	**△ 438**
	負債・純資産合計	**215,968**

第４期決算公告

令和８年７月21日

兵庫県尼崎市御園町24番地
尼崎第一ビル402号

プライムキャピタル株式会社

代表取締役　中村　清誉

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1
	資産合計	**1**
負債及び純資産の部	流動負債	80,299
	株主資本	△ 80,298
	資本金	1
	利益剰余金	△ 80,299
	その他利益剰余金	△ 80,299
	（うち当期純損失）	(129)
	負債・純資産合計	**1**

第４期決算公告

令和８年７月21日

兵庫県尼崎市御園町24番地
尼崎第一ビル402号

株式会社ｆ-海老名

代表取締役　中村　清誉

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	132,553
	固定資産	6,100
	資産合計	**138,653**
負債及び純資産の部	流動負債	4,156
	固定負債	135,145
	株主資本	△ 647
	資本金	10
	利益剰余金	△ 657
	その他利益剰余金	△ 657
	（うち当期純利益）	(72,859)
	負債・純資産合計	**138,653**

第３期決算公告

令和８年７月21日

兵庫県尼崎市御園町24番地
尼崎第一ビル402号

株式会社ｆ-浜松

代表取締役　中村　清誉

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,442
	固定資産	134,064
	資産合計	**136,506**
負債及び純資産の部	流動負債	137,126
	株主資本	△ 620
	資本金	10
	利益剰余金	△ 630
	その他利益剰余金	△ 630
	（うち当期純利益）	(1)
	負債・純資産合計	**136,506**

第４期決算公告

令和８年７月21日

兵庫県尼崎市御園町24番地
尼崎第一ビル402号

株式会社ｆ-志摩

代表取締役　中村　清誉

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	24,616
	固定資産	294,884
	資産合計	**319,501**
負債及び純資産の部	流動負債	6,145
	固定負債	307,664
	株主資本	5,691
	資本金	10
	利益剰余金	5,681
	その他利益剰余金	5,681
	（うち当期純利益）	(8,459)
	負債・純資産合計	**319,501**

第66期決算公告

2026年７月21日

名古屋市緑区大根山一丁目1908番地

株式会社プロスチール

代表取締役社長　宮本　貴章

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	8,939
	固定資産	2,838
	有形固定資産	2,422
	無形固定資産	34
	投資その他の資産	231
	繰延資産	151
	資産合計	**11,777**
負債及び純資産の部	流動負債	6,402
	賞与引当金	106
	固定負債	359
	退職給付引当金	294
	負債合計	**6,762**
	株主資本	4,893
	資本金	310
	利益剰余金	5,167
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	5,142
	（うち当期純利益）	(711)
	自己株式	△ 583
	評価・換算差額等	121
	その他有価証券評価差額金	121
	純資産合計	**5,015**
	負債・純資産合計	**11,777**

第55期決算公告

令和８年６月26日

福岡県北九州市小倉北区西港町62―４

西鉄メタル株式会社

代表取締役　森山　義洋

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,811,277
	固定資産	1,701,022
	資産合計	**3,512,299**
負債及び純資産の部	流動負債	1,074,870
	賞与引当金	78,262
	その他	996,607
	固定負債	308,789
	退職給付引当金	107,419
	役員等退職慰労金引当金	19,170
	その他	182,200
	負債合計	**1,383,659**
	株主資本	2,128,639
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	その他資本剰余金	100,000
	利益剰余金	1,928,639
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	1,903,639
	（うち当期純利益）	(612,824)
	純資産合計	**2,128,639**
	負債・純資産合計	**3,512,299**